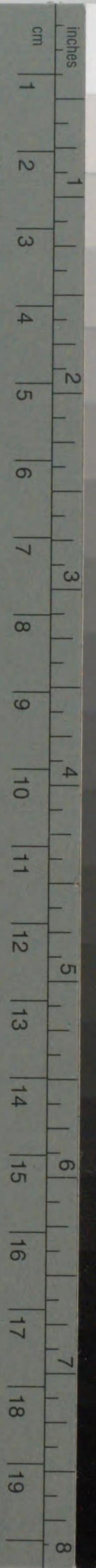


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



593
8

〇 複写

593-8



1200501526714

36.5.16

25

花見朔已校訂



大日本地誌大系

新編會
風土記



雄山閣版

593-8

地誌大系
大日本新編會津風土記第五册例言

- 一 本卷には新編會津風土記卷第九十六卷より第二百二十卷に至る二十五卷を収め、本卷を以て完結するを得たり。
- 一 本卷の校訂並に印刷に關する諸般のことは、總て前卷に同じ。
- 一 本卷の校訂に當り、舊會津藩主松平子爵家所藏寫本の閱覽を許されたることは、校訂者の謹みて謝意を表する所なり。而して是に依りて舊刊の和裝活字本が往々原本所收の古文書を省略したるものありしに、本卷に於て、幸に之を收むるを得たるは、特に學界の爲め欽幸とする所なり。

昭和八年十一月一日

花見朔巳識

大日本新編會津風土記第五册略目次

例言

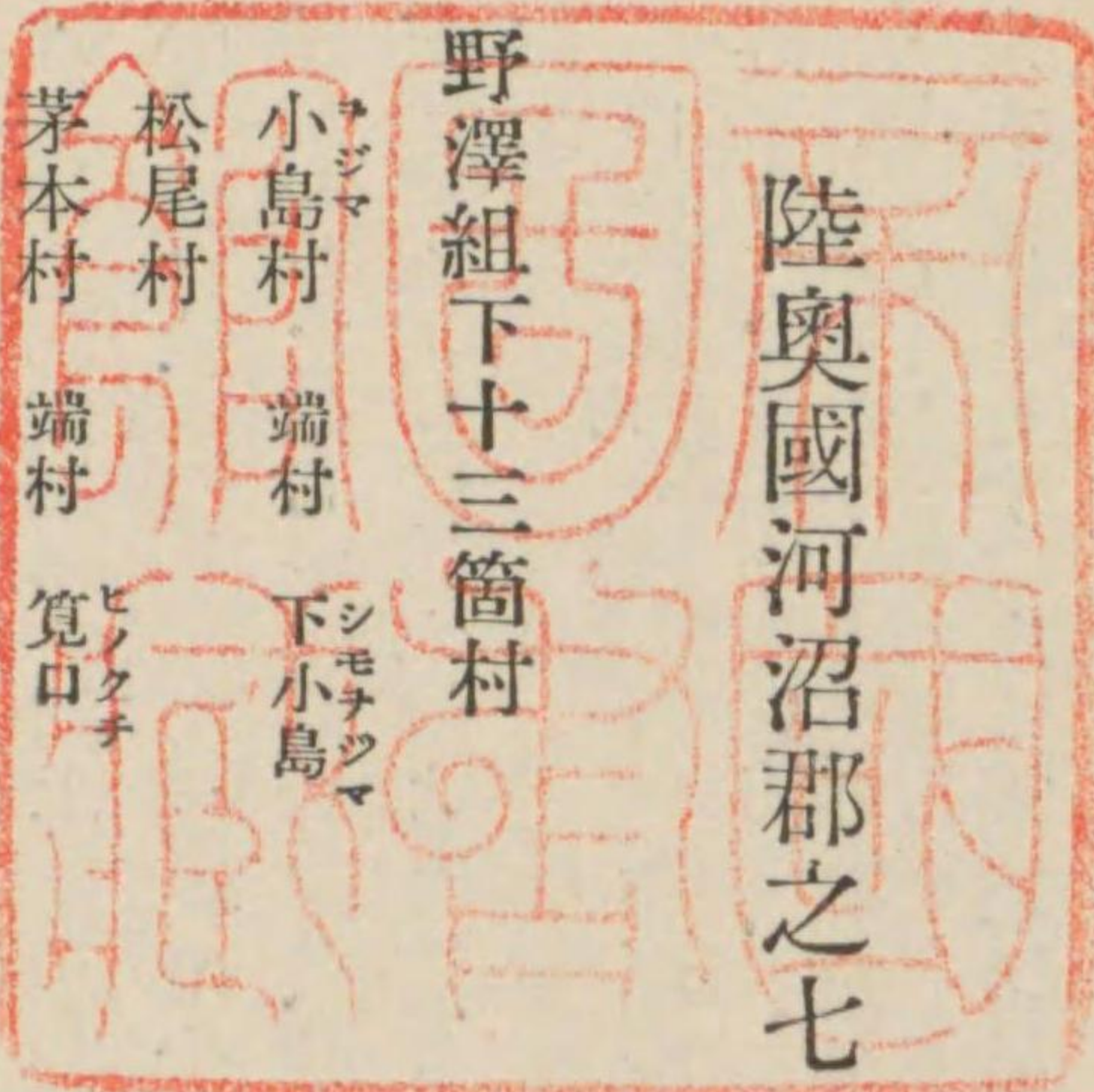
卷之九十六	陸奥國河沼郡之七野澤組	一
卷之九十七	陸奥國河沼郡之八海道組	一九
卷之九十八	外篇陸奥國安積郡福良組	二四
卷之九十九	外篇越後國蒲原郡之一小川莊	四一
	外篇越後國蒲原郡之二海道組	四
卷之百	外篇越後國蒲原郡之三鹿島組	五一
卷之百一	外篇越後國蒲原郡之四津川町	六
卷之百二	外篇越後國蒲原郡之五上條組	七
卷之百三	外篇越後國蒲原郡之五上條組	九
卷之百四	外篇越後國蒲原郡之六下條組	一〇六
卷之百五	外篇越後國蒲原郡之六下條組	一三五
卷之百六	外篇越後國魚沼郡之一魚沼郡	一四二

卷之百七	外篇越後國魚沼郡之二小千谷組	一五
卷之百八	外篇越後國魚沼郡之二小千谷組	一六
卷之百九	外篇越後國魚沼郡之三十日町組	一八〇
卷之百十	外篇越後國魚沼郡之四鹽澤組	一六六
卷之百十一	外篇越後國魚沼郡之四鹽澤組	一〇九
卷之百十二	外篇越後國魚沼郡之四鹽澤組	一三五
卷之百十三	外篇越後國魚沼郡之五六日町組	一三七
卷之百十四	外篇越後國魚沼郡之五六日町組	一五四
卷之百十五	外篇越後國魚沼郡之六浦佐組	一六六
卷之百十六	外篇越後國魚沼郡之六浦佐組	一八二
卷之百十七	外篇越後國魚沼郡之七小出島組	二九五
卷之百十八	外篇越後國魚沼郡之八堀内組	三〇〇
卷之百十九	外篇越後國魚沼郡之八堀内組	三三三
卷之百二十	外篇下野國鹽屋郡河島組	三三一

大日本地誌大系 新編會津風土記第五册略目次終

新編會津風土記卷之九十六

陸奥國河沼郡之七



- 野澤組下十二箇村
- 小島村 端村 下小島
- 松尾村 端村
- 茅本村 端村 寛口
- 森野村
- 芝草村
- 芹沼村
- 上野尻村 端村 新田
- 下野尻村 端村 大下野尻
- 德澤村 端村 鹽發 岩井澤
- 堀越村 端村
- 牧村
- 安座村 端村 水澤 堰根
- 中野村 端村 大窪

新編會津風土記卷之九十六 陸奥國河沼郡之七

●小島村 端村 下小島 府城の西北に當り行程七里二十一町、家數四十八軒、東西一町、南北三町三十間、四方田圃なり、東十四町四十間尾登村の界に至る、其村は寅に當り二十九町餘、西二十町三十間芝草村に界ひ、大槻川を限とす、其村まで二十四町、南一町四十六間松尾村の界に至る、其村は辰に當り六町三十間餘、北六町五十間耶麻郡大谷組八重窪村に界ひ揚川を限とす、其村は丑に當り十七町、

○端村 〇下小島 本村の西十町三十間にあり、家數二十九軒、東西三町、南北二十間、南は原野にて三方田圃なり、

○山川 〇揚川 村北五町にあり、尾登村の境内より來り、西に流るゝと一里、芝草村の界に入る、廣一町四十間計小船を以て隣村に往來す、此川に壘石瀬とて極めて急流なる所あり里人此所の岩瀧にて漁獵す 德澤村の條下を併べし 〇大槻川 村西二十町三十間にあり、野澤原町の境内より來り、戌亥の方に流るゝこと五町、揚川に入る、〇松尾川 村西にあり松尾村の境内より來り西に流れ、北に折れ凡十町流れ村より北の方に揚川に入る、鰯「はえ」を産す、

○原野 〇萩野原 村西一町にあり、東西二十三町、南

北十二町半より以西は蒼松森々として更に他木をまじへず、東は雑木繁陰し秋冬の際紅葉尤佳なり、中に念佛壇とて高四尺周五間餘の壇二十あり、來由詳ならず、水利 ○大堰 松尾村の方より來り、數派となり田地に注ぐ、○堤二 一は村東二町にあり、周三町三十間春木澤堤と云、一は村より辰方五町にあり、周一町四十五間、山本堤と云、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西四間南 北六間免除地 村中にあり、鎮座の初詳ならず、野澤本町伊藤對馬が司なり、【相殿五座】△稻荷神 本村より移せり、△伊勢宮 △山神 △幸神 △靈明神 同上

○御稷神社 境内十四間 四方免除地 端村下小島の南二町にあり、勸請の年代を知らず、鳥居あり、伊藤對馬是を司、【相殿三座】△諏訪神 本村より移せり、△山神 △天神 同上

○山神社 境内東西五間南 北三間免除地 善應寺の西にあり、草創の初詳ならず、善應寺是を司る、

○寺院 ○善應寺 境内東西三十二間半 南北四十二間年貢地 村中にあり、眞言宗大悲山と號す、府下博勞町自在院の末山なり、開基詳ならず、慶長中春雅と云僧中興すと云、本尊不動客殿に安ず、△觀音堂 客殿の西にあり、

二軒、東西四町、南北二町、東は山に續き四方田圃なり此より丑の方四町に一區あり、門前と云、家數二軒、東西五十間、南北五十間、東北は山に傍ひ、西南は田圃なり、東三十町、漆窪村及び片門村の端村輕澤の山に界ふ、西十二町十八間、茅本・森野・小島三村の地に及ぶ、森野村まで十六町四十間餘、南四町二十間茅本村の界に至る、其村は未に當り七町四十間、北四町四十五間小島村の界に至る、其村は戌に當り六町三十間餘、

○山川 ○鳥屋峠 村東三十町にあり、頂まで五町漆窪村及び片門村の端村輕澤と峯を界ふ、もと越後國に通る街道なりしと云、○松尾川 俗に下 村北にあり、源は境内の山中より出、亥の方に流る、こと三十町餘、小島村の界に入る、廣三間、

○土産 ○梨 此村より出るもの他に比すれば味よし、又村より丑の方五町に一株の梨あり、味殊に甘美なり、今は半は枯れ實を結ぶこと少し、

○水利 ○大堰 茅本村の方より來り、小島村の方に注ぐ、○堤四 一は村より卯辰の方一町にあり、周二町四十間新堤と云、明和四年に築けり、一は村より辰の方五十間にあり、周五町五十間澤田堤と云、一は村西一町にあり、周二町原堤と云、一は村西四町にあり、周

○常勝寺 境内東西三十三間南 北三十五間年貢地 村西四町三十間にあり、曹洞宗貴福山と號す、開基の年代詳ならず、始密宗の僧侶住すること久し、天正の頃蓋名家の臣成田右馬佐某と云者、越後國安田村宗壽寺五世龍巖と云僧を請て住せしめし時 舊事雜考には龍巖 草創せしよし見ゆ 某末山となりしが、後故有て上野國白井雙林寺の末山となりき、本尊正觀音客殿に安ず、△石塔一基 境内にあり、高四尺五寸勝雲院殿靈室靜空大居士と彫附あり、成田右京亮常定と云者の墓なりと云、後人の建しものと見ゆ、

○古蹟 ○館跡 村北にあり、本丸跡東西二十五間、南北十五間、二丸跡東西三十間、南北二十間、西に松尾川を擁し所々に堀切あり、天正の頃成田左京亮常定住せしと云、今下野尻村の端村大下野尻の醫師成田養壽と云者は左京亮が子孫なりと云 下野尻村の條下を併見るべし

○褒善 ○忠義者作右衛門 寛延二年褒賞して米を與へき、○孝行者彌吉 端村下小島の農民なり、明和元年褒賞して米を與へき、○孝行者藤左衛門 寛政十二年褒賞して米を與へき、

●松尾村 此村もとは門前の地にありて中平村と云、文永五年今の名に改めしとぞ、何の頃今の地に移りしに詳ならず、府城の西北に當り行程七里十七町、家數六十

一町五十五間、山本堤と云、

○神社 ○天満宮 境内東西十二間南 北十八間免除地 村より未の方二町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、野澤本町伊藤對馬が司なり、

○熊野宮 境内東西四間南 北二十二間免除地 村東一町山麓にあり、勸請の初を知らず、鳥居あり、伊藤對馬是を司る、【相殿六座】△山神二座 共に本村より移せり、△伊勢宮 △稻荷神 △白山神 △御稷神 同上

○松尾神社 境内東西十間南 北七間免除地 村より丑の方五町、山麓にて百餘級石階を登る、祭神は大山咋命、鎮座の初詳ならず、眞福寺是を司る、△鳥居 兩柱の門六尺、△本殿社 三尺五寸に三尺、巳の方に向ふ、△幣殿 一間半に一間、△拜殿 三間に二間、

○寺院 ○眞福寺 境内東西四十四間南 北二十六間年貢地 村より巳の方五町にあり、極尾山と號す、何の頃にか鎌倉眞福寺の住僧慈心こゝに來り、七堂の梵刹を創建し、彌陀を本尊とし堂ごとに一軀の佛像を安置せしとぞ、又一宇の大塔を建立し、康安二年本師大覺の像 舊事雜考に釋迦の像と記せしは誤なり を刻てこの中に安ずと云、今境内に礎石を存す、昔は許多の寺料もありしが蓋名盛氏の時に失へしと云、慈心より法流相續すること七世にして斷絶す、慶長十九年

曹洞の徒明巖と云僧越後國蒲原郡津川の城主 岡半兵衛重政がこ

とに 頼て再興し、上野國白井雙林寺の末山となり

しと云、又此寺に管粥祭と云ことあり、毎歲正月十四

日の夜一村の農民白米少しづつを齎し本尊の前に通夜

し、田島作毛・風雨・水旱等の名物悉く牒に記し其數と

ひとしく芦にて管を製し 此芦は此寺の北にある葭池と云池に生ずるを用うといふ 白

米と共に本尊に供へ夜半に至り、白米をとり半をもて

團子に製し、件の白米と赤小豆に雜へて粥に煮、翌朝に

管をあけて又本尊に供し、その後通夜せしもの彼粥を

食す、卒てさきに供せし芦管をとり、一人進て初しる

せし牒に校て每管をさき煎粥の充る所の多少をもて

諸作の吉凶及び水旱・風雨を占ふに違ふ事なしと云、

△客殿 八間半に五間半、南向本尊三尊彌陀秘佛なり

則慈心安置せし所の本尊なり、

【寶物】 △大覺木像 一軀長一尺二寸五分の座像なり

體の裏面に銘あり、如左、

大奉行周珉且那宇多河道忠 大佛師法橋 乘園

皆康安 壬寅 年奉八月廿四日造立松尾山眞福禪寺住持

△大般若經 寫本にて朽損し卷數さだかならず、其第

一卷に左の書付あり、

奇進大般若六百卷 大法主僧興源女施主源氏爲現世

安穩後菩提 執筆僧實圓

于時承元五辛未年二月彼岸

△花瓶 一對木造にて徑七寸、其一に朱漆にて永正十

二乙亥年住持聖悅代と書付あり、△佛像 三軀朽腐し

て何佛なることを分たず、各長七寸の立像なり、△鞍

一具 何人にか宇多河信濃道忠と云者開山慈心に俗縁

ありて此地に來り住せしが、此鞍を當寺に納めしと云、

△額一枚 松尾山の三字を彫れり、筆者を知らず、古

物なり、

○古蹟 ○館跡 村北二町館山と云所にあり、東西一町

餘、南北四十間堀切の形存す、宇多河信濃道忠住せし

所と云、

○茅本村 端村 ヒツナ 寛口 昔は元木村と云しが、大治三年置

本に改め、寛文中今の文字とせり、府城の西北に當り行

程七里五町、四區に住す、市の一區東西一町四十間、南

北一町此より未の方一町二十間に一區あり、家數七軒、

東西一町南北一町、其西に一區あり、家數十七軒、東西

二町南北四十間、其南二町に一區あり、家數十軒、東西

一町三十間南北三十五間、共に東は山に近く三方田圃な

り、東五町二十間松尾村の山に界ふ、西七町十一間餘、

森野村の界に至る、其村は戌に當り七町四十間餘、南九

町三十六間綱澤村の界に至る、其村は巳に當り十八町餘

北三町二十間松尾村の界に至る、其村は丑に當り七町四

十間、

○端村 ○寛口 本村より申の方二町三十間にあり、家

數八軒、東西二町二十二間南北二十五間四方田圃なり

○山川 ○大槻川 村南六町にあり、野澤本町の境内よ

り來り、戌の方に流るゝこと六町計森野村の界に入る

○水利 ○大堰 綱澤村の方より來り、森野村の境内を

經て松尾村の方に注ぐ、○堤 村より寅の方二町三十

間にあり、周一町十間菖蒲澤堤と云、

○神社 ○山神社 境内東西十一間南 村北一町二十間餘に

あり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、野澤本町伊藤對

馬が司なり、【相殿八座】 △山神三座 共に本村より

移せり、△伊勢宮 △伊夜彦神 △御稷神 △大澤神

△梵天神 同上

○熊野宮 境内東西九間南 端村寛口の北三十間にあり、勸

請の年代を知らず、鳥居あり、伊藤對馬是を司る、【相

殿二座】 △稻荷神 本村より移せり、△山王神 同上

○寺院 ○龍藏寺 境内東西二十七間南 村より寅の方一町

三十間山麓にあり、開基の年代を詳にせず、慶長中間

秀と云僧再興せりと云、明曆中秀茂と云僧こゝに移し

舊地詳ならず 長岳山龍藏寺と號し、越後國村松安養寺の末山

曹洞宗となる、本尊虚空藏客殿に安す、

○藥師堂 境内東西八間南 村より巳の方三町、山上にあ

り、登ること五十間、何頃の草創にか詳ならず、藥師

の像秘佛なり、寛文中まで大永六年の棟札ありしが今

はなし、其寫あれば左に載す、龍藏寺是を司る、

奉造立藥師如來御宮殿 本願主日光寺於弟分不災坊

息災延命後世善處故也、

大永六年丙戌霜月廿一日 白 敬

○墳墓 ○石塔二基 共に端村寛口にあり、一は高三尺

五寸、渡部中務墓、天正十六年戌子九月十二日と彫附

あり、一は高二尺五寸、渡部中孫妻墓、天正十八年庚

寅八月二十日と彫附あり、共に後人の建しものと見ゆ

○古蹟 ○館跡 端村寛口の西一町にあり、東西三町二

十間南北二町、今は木立茂れり、天正の頃渡部中孫某

と云者住せりと云、

○褒善 ○忠義者岩藏 明和二年褒賞して米を與へき、

○孝行者忠次 寛政三年褒賞して米を與へし、○忠義

者はつ 此村の農民八右衛門娘なり、寛政八年褒賞し

て米を與へし、

●森野村 府城の西北に當り行程七里十町、家數十七軒

東西一町四十二間、南北一町五十五間、四方田圃なり、東二十九間餘、茅本村の界に至る、其村まで七町四十間餘、西五町野澤原町の界に至る、原町は申酉に當り七町南三町七間餘、野澤本町に界ひ大槻川を限とす、本町は午未に當り六町二十間餘、北三町茅本小島兩村の界に至る、小島村は子丑に當り十五町三十間餘、

○山川 ○糖塚山 村より戌の方四町田圃の中にあり、頂まで三十二間、周四町三十六間、昔此村に一人の長者ありて年毎に糟糠をこゝに置きしが終に積りて此山をなせりと云、○大槻川 村より巳午の方三町にあり茅本村の境内より來り、戌の方に流るゝこと十八町、小島村の界に入る、

○原野 ○秣場 村より亥子の方一町十間にあり、東西三十間南北二町三十間、

○關梁 ○橋 村南二町餘、大槻川に架す、大槻橋と云野澤本町の條下に詳なり

○水利 ○大堰 茅本村の方より來り、又茅本村の方に注ぐ、

○神社 ○伊豆神社 境内東西二十二間南村より亥の方にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、上野尻村清野飛驒是を司る、【相殿一座】△稻荷神 本

の年代を知らず、鳥居あり、下野尻村平野攝津是を司る、【相殿一座】△稻荷神 本村より移せり、

●芹沼村 府城の西北に當り行程八里六町、家數五軒、東西十四間南北一町、越後街道の西に住し、東は安座川に傍ひ西は山に續き、南北田圃なり、東一町芝草村に界ひ安座川を限とす、其村は辰に當り七町三十間、西三十町、上野尻・堀越及本郡海道組・白坂三村に界ひ、蟬峠を限とす、南堀越村の界に至る、其村まで六町二十間餘、北七町四十八間上野尻村の界に至る、其村まで二十五町四十間、村より亥の方に一里塚あり、

○山川 ○蟬峠 村西三町二十間にあり、頂まで二十六町四十間、上野尻・堀越・白坂三村と峯を界ふ、雜木多し、○揚川 村より丑寅の方一町にあり、芝草村の境内より來り、戌亥の方に流れ、北に折れ凡六町流て上野尻村の界に入る、此川の中に白巻とて水の渦き流るる所あり、白の形に似たる岩あり故名くとぞ、又御身フナツネノカマ・産湯釜・御手洗水など稱する所あり、謂れを傳ず、早歲に雨を祈る所と云、○安座川 村東一町にあり、堀越村の境内より來り、北に流るゝこと一町五十間餘揚川に入る、○沼 村西五町十間餘にあり、周四町三十間堀越村の境内大沼の北に向へる故小沼と稱す、下

村より移せり、

●芝草村 もと柴草に作る、寛文中今の文字とす、府城の西北に當り行程七里三十二町餘、家數九軒、東西一町二十二間南北五十五間、越後街道にあり、四方田圃なり、又戌の方五町に一區あり、新田と云、家數三軒、東西一町南北一町、東は松林にて三方田圃なり、東三町二十間南一町十間、共に野澤原町の界に至る、原町は辰に當り四町四十間、西六町三十間芹沼村に界ひ、安座川を限とす、其村は戌に當り七町三十間、北六町三十間耶麻郡大谷組橋屋村に界ひ揚川を限とす、其村まで七町四十間、

○山川 ○松林 村より戌の方二町にあり、東西二町三十間南北二町、原の南端に壇十二あり、野澤原町との境壇なり、○揚川 村北六町三十間にあり、小島村の境内より來り、西に流るゝこと五町芹沼村の界に入る○大槻川 村より寅の方六町にあり、野澤原町の境内より來り、北に流るゝこと二町揚川に入る、○安座川 村西六町三十間にあり、野澤原町の境内より來り、北に流るゝこと三町揚川に入る、廣十四間、○田澤川 村東三町二十間にあり、野澤原町の界より來り、北に流るゝこと十一町、揚川に入る、

○神社 ○熊野宮 境内東西十五間南北十間免除地 村北五町にあり、勸請

流北に注ぐこと四町揚川に入る、此あいだに瀑布あり懸流五丈幅七間許、不動瀧と云、

○神社 ○御稔神社 境内十間四方免除地 村西にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、下野尻村平野攝津が司なり、

○古蹟 ○鳴澤田 村より戌の方六町にある田畠の字なり、秋穫の頃此所の稻穂に小鳥つくことなく、又糞壤を入ずして嘉穀熟すと云、土人傳て昔此村に老たる夫婦あり、一日旅僧來て宿を授せしが、慇懃もてなしけるにや、願あらば其事を叶はずべしと云に、夫婦云けるは我に早濕の田數頃あり、秋實の後野鳥常に害をなせり、若しこの害なからんには糧食に乏きことあるべからずと云、その旅僧笈の中より小き觀音の像を取出し、此像をもて田畔にをき鳴管を繋ぎ置けば其害止べしと云、夫婦教の如くせしに、野鳥來て啄まんとする時件の鳴管より聲出しかば驚て飛去りし故、其田を鳴澤田と云、觀音を鳥追觀音と云しとぞ、

○褒善 ○善行者せむ 此村の農民權平妻なり、元文三年賞して米を與へき、

●上野尻村 端村 新田 もと今の地より南八町四十間にあり、延寶二年こゝに移せり、府城の西北に當り行程九里餘、家數九十八軒、東西一町二十八間、南北五町四十一

間、西は山に倚り三方は田圃にて、東は揚川に近し、越後街道驛所にて、村中に官より令ぜらる、掟條目の制札あり、野澤驛より一里二十九町三間、この驛に繼ぎ、ここより八町十三間下野尻村驛に繼ぐ、東五町三十九間耶麻郡吉田組橋立村に界ひ揚川を限とす、其村は寅に當り十一町三十間餘、西六町三十間下野尻村の界に至る、其村は戌に當り五町二十間餘、南十九町五十二間芹沼村の界に至る、其村まで二十五町四十間、北四町三十間吉田組柴崎村に界ひ揚川を限とす、其村は丑に當り八町餘、又巳の方十一町五間、耶麻郡大谷組戸中村に界ひ揚川を限とす、其村まで十七町十間餘、

○端村 ○新田 本村の南二町にあり、家居一軒四方田圃なり、

○山川 ○洲荊嶽 村より申の方十町計にあり、頂まで八町三十間餘、山の形孤立して衆峯に秀て、路殊に險しく雜木繁茂せり、頂に四間に六間計の平かなる所あり、中程に小蜂森と云所に少しの平地あり、往昔何人か住せし所と云古井あり、旱歲に雨を祈る所とす、○蟬峠 村より未申の方十五町にあり頂まで三十一町計、堀越・芹沼及本郡海道組白坂三村と峯を界ふ、○揚川 村東五町三十間餘にあり、芹沼村の境内より來り、

○寺院 ○西光寺 境内東西四十三間南四十間餘にあり、淨土宗、無量山と號す、江戸増上寺の末山なり、何の頃にか光源と云僧開基せし所と云、永正中良然と云僧中興せり、昔は寺産もありしが慶長中蒲生家の臣岡半兵衛重政此地を領せしよりこれを失へしと云、△客殿 八間に七間、東向本尊彌陀、△鐘樓 客殿の東にあり、二間に一間半、鐘徑一尺五寸、寛政八年當寺二十六世運譽が時これを鑄る銘あれども煩しければ略す、△蒲生氏郷影堂 客殿の巳の方にあり二間四面北向、氏郷の影像をかく、上に贊あり、其文如左、

奥州會津郡太守幕下之諸老宿命畫師繪昌林院殿高岩忠公清容就予被需贊語、不獲拒辭、漫綴野偈一章、以應其責云、一曲樽前事雅遊、醉花吟月共風流、人天瞻仰英靈漢、文武名高六十州、

維時元和七年辛酉五月七日 前妙心逸傳叟書

○東光寺 境内東西七間南北十一間年貢地 西光寺の末の方にあり、淨土宗日出山と號す、西光寺の末山なり、開基の年代詳ならず、もと村より未の方五町にありしが何の頃にか今の地に移せりと云、本尊藥師客殿に安ず、

○古蹟 ○館跡 村より戌の方三町餘にあり、東西十八

北に流れ西に折れ一里八町流れて下野尻村の界に入る廣二町十間、小船を以て大谷組吉田村の諸村に通ず、

○水利 ○堤三 一は村より申の方二町十間にあり、周二町二間澤入堤と云、慶安三年に築く、一は村より未の方二十一町にあり、周一町四十間伊蘭澤堤と云、承應三年に築けり、一より申の方十一町にあり、周二町五間宮澤堤と云、明曆二年築けり、

○郡署 ○郡役所 村北四十間餘にあり、郡奉行を置き民事を統制せしむ、野澤原町及耶麻郡木曾館原村、越後國蒲原郡津川町の代官所これに隸す、

○倉庫 ○米倉 村北四十間にあり、本組の米を納む、

○神社 ○諏訪神社 境内東西三十五間南北十七間免除地 村西四町十間餘、山麓にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、△神職清野飛驒 貞享中助太夫易時と云もの此社の神職となる、今の飛驒易辰は六世の孫なりと云、

○三社神社 境内東西二十五間南北四十間免除地 村より未の方九町五十間餘にあり、祭神及勸請の年代を知らず、百餘級の石階を升る鳥居あり、【相殿三座】 △稻荷神 本村より移せり、△富士神 △御稔神 同上 △神職平野左仲延寶の頃にや伊勢吉景と云者此社の神職となる、今の左仲忠吉は四世の孫なりとぞ、

間南北十九間、大崎館と云、何の頃にか薄石見頼包と云者築けりと云、

○壇二 共に村南十一町にあり、一は高一間周十一間往昔若松に信州諏訪を勸請せし時、神輿を懸へし所と云、一は高四尺周八間、和尚壇と云、來山詳ならず、

○古川橋 村南五町十間餘大沼と云、僅の堰水に架する橋なり、土人古戰場のよし云傳れども、いつの頃何人の合戦ありしにか詳ならず、

○褒善 ○庄八 家貧ければ坂下組坂下村石本治左衛門といふ者のもとに奉公しけり、性質まめやかにして主の勤怠ることなし、坂下村は越後街道驛所なれば日毎に往來の荷物を運送し一日も怠ることなく、物毎實直にして傍輩といへども禮を亂さず、一年故郷に火災ありしに彼が常に誠なるを喜び、傍輩打寄て金一兩を合力して家作せしむ、總て主人の事共己が事の如に心を盡し何事も疎にせず、故郷に老母あれども行程六里計を隔ければ常にかへりみることがたく、往來の人に便りて起臥の安否を聞き、珍しき物などあれば是を贈て母の心を慰けり、明和三年褒賞して米を與へき、○忠義者三吉 明和二年褒賞して米を與へき、○善行者次郎八 明和三年褒賞して米を與へき、○善行者孫四郎

次郎八弟なり、同上、

●下野尻村 端村 大下野尻 府城の西北に當り行程九里十三町、家數六十七軒、東西三町五十二間南北一町二十間、東は田圃にて三方山廻れり、越後街道驛所にて村中に官より令ぜらるゝ掟條目の制札あり、上野尻村驛より八町十三間、この驛に繼ぎ、こゝより二十八町四十二間本郡海道組白坂村驛に繼ぐ、村西に一里塚あり、東一町四十七間南九町、共に上野尻村の界に至る、其村は辰に當り五町二十間餘、西九町白坂村に界ひ、車峠を限とす其村は戌に當り二十七町三十間餘北十八町、耶麻郡吉田組瀧坂町に界ひ揚川を限とす、又戌亥の方二十五町九間德澤村の界に至る、其村まで一里十七町五十間餘、

○端村 ○大下野尻 本村より子丑の方十五町にあり、家數十三軒、東西四十間南北一町、東は揚川に傍ひ三方田圃にて山に近し、

○山川 ○車峠 村西一町にあり、登ること十一町、白坂村と峯を界ふ、越後街道にて曲折數回の坂道なり、故道は今の所より北の方にありしが、寛永中加藤家府城修補の時安座村の肝煎二瓶七左衛門この道を開けり故道を今古車坂と稱ふ、寛政元年此村より頂に茶店二軒を構て往來の旅人を資ぐ、○揚川 端村大下野尻の

東一町にあり、上野尻村の境内より來り、戌亥の方に流るゝこと二十九町、德澤村の界に入る、里人此川にとり瀧を構て漁獵す德澤村の條下を併見るべし此下流に銚子口と云所あり、兩所より怪巖相つかね急流奔突す、昔牛海の潰し所と云組の條下を併見るべし

○水利 ○堤四 一は端村大下野尻の西六町にあり、周一町二十五間惣藏澤堤と云、寶永三年に築けり、一は村より戌の方五町餘にあり、周一町十二間琵琶澤堤と云、享保二十年に築けり、一は村より未の方一町二十間にあり、周一町九日田堤と云、享保中築けり、一は村より申の方一町にあり、周一町二十八間坂下堤と云

○神社 ○諏訪神社境内東西十九間南北八間免除地 村より未の方四町にあり、應永六年六月五日勸請せしと云、鳥居あり、
【相殿五座】 △伊勢宮 本村より移せり、△熊野宮 △鬼渡神 △婆神 △宇知神 同上、△神職平野攝津延寶の頃壹岐吉重と云者此社の神職となり、五世を経て今の攝津吉定に至りしと云、

○御稷神社境内東西十七間南北二十一間免除地 端村大下野尻の西一町二十間にあり、勸請の年代を知らず、鳥居あり、平野攝津が司なり、【相殿一座】 △大明神 本村より移せり
○熊野宮境内東西十九間南北四間免除地 村より本の方四町餘にあり、

年代分明ならず鳥居あり、修驗定源院是を司る、
○大天神社境内二間四方免除地 村より戌の方一町三十間にあり、祭神及勸請の初を詳にせず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

○寺院 ○南光院境内東西二十三間南北三十四間年貢地 村より亥子の方二町にあり、西福山と號す、開基詳ならず、もと太子守宗にて太子堂あり、其棟札に天文十九年の年號ありしと云、慶長中勞博町自在院の末弟慶住と云僧再興し、南光院と改め眞言宗となり、自在院の末寺となれり、本尊彌陀客殿に安ず、

○慈眼寺境内東西二十八間南北十五間年貢地 村より戌の方一町三十間餘にあり、臨濟宗福聚山と號す、開基の年代詳ならず、慶安の頃府下東黒川南町分成願寺五世鐵額と云僧來て再興し成願寺の末寺となる、もと大永八年の經筒ありしが、寛政五年火災にかゝり焼失せりと云、本尊彌陀客殿に安ず、

○舊家 ○滿田和助 此村の肝煎なり、先祖は山口大和忠春とて葦名家に仕ふ、長祿二年盛詮伊達家を攻めし時金上兵庫に屬し、先登の功ありしかば盛詮賞して滿田今の天杉山兩村を與へて是より滿田村に住し、氏を滿田と改めしと云、忠春が四世の孫を主計盛胤と云、

爲鷹野見廻、□五到來候、志之段令満足候、尙岡山李允可申候也、
十月十八日 (蒲生忠郷) 判

天正六戊寅二月十七日 盛 氏
滿田主計とのへ

○成田養壽 端村大下野尻に住する醫師なり、先祖は成田左京亮常定とて小島村を領せしとぞ小島村の條下を併見るべし常定が子右京進某と云者初て爰に來り、相續て十世今に至る、家に古文書を藏む、左に出す、

内々御眼病氣其以來、御床敷存候處、態々御一札如く書中干鯛二枚□□之至候、然者右之鯉五箱進之候爲養生候、今般に不限細々之御音信被届共□入致候、御眼病に付□□度も永壽御意候、時を越可申候、拙者之事も取紛眼病つよう御□人養性故、少快氣定而御眼病も永壽養性□可申候は、可爲御平癒候、猶委申度候へ共□□早々申候、將又三澤細々等事に付可越申候處、□□是又□入□存候、恐々謹言、六月十八日 佐瀬大和入道 種□

小島殿へ 御報 煩故不及判形候

去九日書狀今日廿九於名護屋被加御披見候、遠路見舞悦思召候、高麗國義近日相濟候則時可令一篇候、吉左右自是可被仰聞候、猶山中橋内可申候也、
(豊臣秀吉朱印)
卯月廿九日

德永式部卿法印

○褒善 ○忠義者仁助 享和二年褒賞して米を與へき、
●德澤村 府城の西北に當り行程十里三十一町餘、家數十九軒、東西二町三十間南北三十間、揚川の南岸に住し三方に山廻れり、東十二町北四十間、共に耶麻郡吉田組杉山村に界ひ揚川を限とす、西十八町十一間、越後國蒲

一町にあり、高三尺方五尺計の黒色の石なり、中程に断裂せし所あり、中は空虚にして常に數多の小蛇住し時ありて多く頭を出すことあり、斯る時は三日を以てずして必雨降ると云、

○關梁 ○橋 村西八町隣村の通路高反川に架す、高反橋と云、長五間土橋なり、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西十一間 村南二十間餘、小高き所にあり、鎮座の初詳ならず、下野尻平野攝津是を司る、

○寺院 ○觀音寺 境内東西十七間 村より未の方二十間にあり、眞言宗大徳山と號す、博勞町自在院の末山なり、開基の年代詳ならず、慶長五年尊海と云僧住してより今に至る、本尊觀音客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 村より未申の方五町にあり、東西二十七間南北十九間、何の頃にか山口次郎光義と云者住せりと云、

○褒善 ○忠義者文右衛門 享保元年賞して米を與へき
●堀越村 端村 鹽登 岩井澤 府城の西北に當り行程八里二町餘、家數二十四軒、東西二町三十間南北三町、西は山に續き三方田圃なり、東三町三十間野澤原町に界ひ、安座川を限とす、原町まで十二町二十間餘、西一里一町

原郡海道組八田村の山界に至る、其村まで一里一町三十間餘、南二十四町計、本郡海道組寶川村の山界に至る、其村は未申に當り二十三町餘、又辰巳の方二十五町五十間下野尻村の界に至る、其村まで一里十七町五十間餘、戌亥の方十二町六間、蒲原郡鹿瀬組船渡村の界に至る、其村まで一里、

○山川 ○宇都野山 村より未の方五町にあり、頂まで三町餘、雜木多し、○揚川 村北四十間にあり、下野尻村の境内より來り、屈曲して戌亥の方に流るゝこと凡一里四町二十間餘、船渡村の界に入る、小舟を以て近村に通ず、此川に赤髮・大半藏・小半藏・瀬戸川口など稱する急湍あり、其所に兩岸より相向て斜に柵をふり、水をせきて水勢を急にす、因て諸魚登ることを得ず、左右の柵下の淀にあつまるを里人小罟を竿頭に約してこれを捕る俗と程す、又赤髮 此所は本村の境内なれどにて專にす、因て寛文中撰べる風土記 見付と云二つの瀧あり、下野尻の下に註せしなるべし、見付と云二つの瀧あり、岩石斜に相束てとり瀧の如し、是を岩瀧と云、

○高反川 上流を寶川と云、村西八町にあり、寶川村の境内より來り、北に流れ斜に寅卯の方に折れ、又戌の方に轉じ、凡八町流て揚川に入る、廣五間川きす「ざこ」を産す、此川に瀑布あり、高三丈、○蛇石 村東

三十間、本郡海道組白坂村に界ひ毛なし峠を限とす、其村は亥に當り二里二十一町三十間餘、南十九町計安座村に界ふ、北六町二十四間芹沼村の界に至る、其村まで六町二十間餘、又巳の方三町四十一間牧村に界ひ安座川を限とす、其村まで五町餘、

○端村 ○鹽登 本村の南十二町二十間餘にあり、家數六軒、東西三十間南北一町、西は山に續き三方田圃なり、此より未の方三十間に潮の出る所あり、因て名くと云、○岩井澤 本村の西二十四町三十間にあり、家數二軒、東西三十間南北三十間山の八分目計にあり、

○山川 ○蟬峠 村より亥の方三十町にあり、頂まで七町、芹沼・上野尻・白坂三村と峯を界ふ、○毛なし峠 又大峠 端村岩井澤の西六町にあり、頂まで七町三十間とも云、端村岩井澤の西六町にあり、頂まで七町三十間白坂村にゆく路なり、其村と峯を界ふ、○安座川 村東三町三十間にあり、安座川村の境内より來り、東に流れ北に折れ、三十二町流て芹沼村の界に入る、○沼 村西十町にあり、周十一町四十間餘大沼と云、鳥雁多し、又鮒魚を産す、此水を引き上野尻村田地の用水とす、

○關梁 ○橋 一は村より寅の方三町餘越後街道安座川に架す、大橋と云、野澤原町の條 一は村より巳の方三町

四十間餘、隣村の通路安座川に架す、長六間幅七尺、家下橋と云、

○水利 ○堤 村より申の方一里にあり、周一町十間御前沼堤と云、昔は小沼にて水中に機を織が如き音の聞えし故名けしとぞ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西八間南 村より未の方二十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、安座村二瓶大和が司なり、【相殿四座】 △熊野宮 本村より移せり、△白山神 △羽黒神 △御稔神 同上

○十二山神社 境内東西十間南 村北三町にあり、祭神は山積神なり、勸請の年代を知らず、村民の持なり、

○山神社 境内東西五間南 村西にあり、鎮座の年代分明ならず、村民の持なり、

○山神社 境内東西十間南 端村鹽嶺の南三十間にあり、勸請の初を詳にせず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○高龍寺 境内東西十間半南 村東にあり、淨土宗寶岩山と號す、上野尻村西光寺の末山なり、開基の年月詳ならず、もと村南にあり、何の頃にかこゝに移せり、

り、本尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○館跡二 一は村南三町にあり、東西五十間南

北一町、今菜圃となり、土居の形僅に存す、往々石碁或土器の缺けたるを得ることあり、何の頃にか高橋善阿彌と云者住せし所と云、今此邊の字を小侍従と云、又小從殿 五十年前此村に一老婦あり、一日子に云けるは小侍従には往古多く珍寶を埋めし所あり、吾これを知れりとして頓て其所を示す、子行て掘しに一の石椁を得たり、發き見れば只曲玉三四顆ありしと云、一は村より午未の方八町にあり、十間四方何の頃何人の住せしか詳ならず、○寺跡 村西にあり、そのかみ高龍寺のありし所と云、此所に庚松と稱する老松一株あり、昔高龍寺の看主此松の枝を折て薪とせしに、夢中に一人の僧黒衣を着て枕頭に立、彼松を薪にせしを咎め、夜ごとに止ことなし、看主恐れて垢離をとり、佛神に祈ること數日にして其怪止みしと云、今も村民此松を崇敬すること厚し、

○褒善 ○忠義者岩右衛門 天明三年褒賞して米を與へき、

○牧村 もと牧場なりし故名くと云、府城の西に當り行程八里八町、家數十六軒、東西二町四十六間南北一町、

北は安座川に近く三方田圃なり、東三十二間野澤原町に

界ひ中野川を限とす、原町は寅卯に當り十五町四十間餘西七町十二間、北一町十八間共に堀越村に界ひ安座川を限とす、其村は亥に當り五町餘、南十一町安座川の界に至る、其村は申酉に當り二十町餘、又辰の方四町二十間中野川の界に至る、其村まで十七町三十間餘、

○山川 ○安座川 村北一町二十間餘にあり、安座川の境内より來り、丑寅の方に流れ、東に折れ、十三町三十間餘流て野澤原町の界に入る、○中野川 村より寅卯の方二町三十間餘にあり、中野川の境内より來り、北に流るゝこと五町四十間、安座川に入る、

○關梁 ○橋 村より寅卯の方二町三十間餘、隣村の通路中野川に架す、長七間坂下橋と云土橋なり、

○神社 ○住吉神社 境内東西十四間南 村東三十間にあり、鎮座の年月を知らず、鳥居あり、安座村二瓶大和が司なり、【相殿三座】 △山神 本村より移す、△天神 仁布土有神 同上

○安座村 端村 水澤 堰根 相傳ふ、昔此所に八蛇沼と稱へ大なる沼ありて、八頭の大蛇住せしが、上野國赤城山の神と下野國二荒山の神と中禪寺の湖界を界ふ時に、二荒山の神、越後國清原郡鹿瀬組置川村に住せし猿丸に

請て赤城山の神、百足虫に現ぜしを射斃せし時、事述實川

に詳なり其靈此沼に移り住し故、八頭の蛇は大沼郡大石組沼澤村の沼に逃ると云、其後地震に逢て岩崩れ、此沼を埋し時、長十丈計の百足虫死せり、因て其ほとりに村里を開き沼岡村と名付しが、神靈崇を成しかば大同三年空海こゝに來りし時、神託に依て餘水を抜き、百足虫の靈を境内の宮嶽と云山上に封じ、骨を集て一堆の塚を築き、馬蟻塚と名け八蛇を龍嶽に封じて護摩を修せしより其祟やみしと云、今境内に護摩壇岩・十三佛岩・七福神岩等の岩あるは其遺趾なりとぞ、今も此村の者日光山に至れども二荒神を拜すること能はず、又山中に宿ることを得ざるは赤城神のことに因ると云、實にもしかありしにや、四面の山勢殊に峻しく、奇石怪巖のみにて灌水地に蟠屈し、往々水の齧し跡の如く見ゆ、葦名氏の時今の村名に改めしとぞ、府城の西に當り行程八里三十二町、家數二十三軒、東西三町二間南北一町五間、安座川をはさみ山間にあり、二區の端村と相望み鼎足の如し、東十八町牧場の山界に至る、其村は寅卯に當り二十町餘、西二十六町二十三間清原郡上條組土井村に界ひ九才坂を限とす、其村は申に當り一里七町五十間餘、南一里十八町中野村の山界に至る、其村は辰巳に當り一里十一町餘、北七町堀越

村に界ふ、又未の方一里一町二十一間上條組柴倉村の界に至る、其村まで一里十六町二十間餘、

○端村 ○水澤 本村の西四丁四十間餘にあり、家數二十三軒、東西四町五間南北四十間、北は山に傍ひ三方田圃なり、○堰根 本村の南四町四十間餘にあり、家數六軒、東西二十間南北一町、東は山に傍ひ三方田圃なり、

○山川 ○臺倉山 端村堰根より未申の方五町三十間にあり本郡の條下、○目指山 端村水澤より酉戌の方十二町にあり、頂まで十町、檜・杉・姫松多し、土井村と峯を界ふ、○龍嶽 村北四町にあり、頂まで三町三十間、巉巖にしてたやすく登ることを得ず、灌木地にわだかまり其勢削成せるが如し、堀越村と峯を界ふ、

○鳥居峠 堰根の南三十町にあり、頂まで十五町、中野村と峯を界ふ、○九才坂 水澤の西五町にあり、登ること十二町、土井村と峯を界ふ、○大師山 水澤より申の方四町にあり、頂まで四町、山勢大抵龍嶽に比すべし、此山の七分目計に長三町計大巖列布す、その東の方に空洞あり、内に柱を建て堂とす、東西二間半南北一間半、高八尺、中に空海の木像長一尺五寸なるを安ず、又大日藥師の像七軀あり、堂の側に清水湧出、土人大師の硯水と云、炎天にも涸ることなしとぞ、

○水利 ○堤二 一は村東四町にあり、周一町五十間、一は其東に並ぶ、周二町共に年附澤堤と云、

○神社 ○赤城神社境内東西二十六間南北八間免除地 村より辰巳の方四十間餘にあり、鎮座の年代を詳にせず、鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿一座】△熊野宮 端村堰根より移す、△神職二瓶大和 寶永の頃にや、伊豆吉綱と云者、此社の神職となる、今の大和方義は七世の孫なり、

○寺院 ○清昌寺境内東西三間半南北二十間年貢地 村中にあり、曹洞宗大澤山と號す、越後國高田耕文寺の末山なり、開基詳ならず、天正十九年耕文寺より達傳と云僧來り住す、其後眞言淨土の徒、かはるゝ住せしが、寛文四年全昨と云曹洞の僧住してより相續て今に至る、本尊彌陀客殿に安ず、又正觀音あり、木佛立像長一尺餘、石川隼人某と云者の守本尊なりと云、天正中此像をこゝに移せし時の文書なり、とて今の此村の肝煎石川右衛門と云者の家に傳ふ、縁起に載ざる所なれども本書の儘に左に出す、

證文

當村大澤山青松寺殿堂從中山此處引移、天正十三酉年當寺二世與達代殿堂建立極故今寺移、地藏觀音者古佛而石川隼人守本尊佛作ニ傳、此寺墓所墳始ハ隼

○安座川 源二つ、一は臺倉山の南より出北に流るゝこと二十八町、これを大澤川と云、一は臺倉山の北より出御坂川と云、東に流るゝこと十二町、村より未の方三町にて、二水合し安座川となり東に流れ、丑寅に廻り北に轉じ村中を経て牧村の界に入る、二水合してよりこゝに至まで二十町、此川に瀑布あり、高三間幅一間、不動瀧と云、○沼二 一は堰根の南七町十間餘にあり、周一町おその澤沼と云、一は村より未申の方五町十間餘にあり、周僅に六間餘、深量るべからず、土人これを大清水池と云、此沼沼澤村の沼と水脈相通じて冬夏水の増減を同くする故、夫婦沼と名くと云、此沼に魚あり、其形「ほや」に類し口尖れり、これを安座魚と云、此沼と沼澤村の沼のみに生じて他より産することなし、これ昔の八蛇沼のあとなりと云、○温泉 村より寅の方五町にあり、微温にして入浴することあたはず、

○土産 ○樽木 境内の山中及小川莊の諸山に入り、製して府下に出す、

○關梁 ○橋二 一は村中にあり、長五間半幅七尺、大橋と云、一は高橋と云、村より未の方四十間餘にあり、長五間丸木橋なり、共に村中の通路安座川に架す、

人孫實名主殿古證跡謂此人永正三卯九月十五日死、右子孫久吾代地藏觀音ノ木像堂大破而天正五亥九月十五日移當寺領置、故實證跡久吾ニ渡之可傳也、
大澤山青松寺 印
天正十五年亥九月

與達

△石塔 境内にあり、高三尺、青松院傳翁儀山居士永正三卯九月十三日と彫附あり、石川隼人某が孫主殿某と云者の墓なりと云、後人の建しものと見ゆ、

○古蹟 ○壇 端村水澤より戌亥の方四十間にあり、高一丈周十六間昔蛇骨を埋めし所なりとて蛇壇と云、土人傳て昔空海百足虫を埋めし馬鞍塚ならんを誤てかく稱ふるも知べからずと云、

○舊家 ○八之丞 其先詳ならず、寛永の頃二瓶七左衛門と云ものあり、肝煎を勤む、加藤家府城修築の時所より大材を運送せしに、七左衛門人夫を催促し、上條組椽堀村の山中より大木數多伐出し、車峠東松峠の新道を闢き、直先に到着せしかば、嘉明喜悅の餘り褒賞は望にまかすべしとありしに、安座村は卑濕にて五穀の實り勝れずまた四方絶嶮にして薪樵の便あしく村民産業に苦めり、願くは一村の人をして蒲原郡小川莊の諸山に伐採することを得さしめんと云にぞ、嘉明其

望に任せしより今に至て猶故のごとし、家系を失て七左衛門より今の八之丞に至までの世數詳ならず、家に古文書を藏む如左、

以上

稻川郡安座村可出ス杉樽之事、

一貳百束者 長さ三尺之木ハゆいなわ 四尺廻

長さ貳尺五寸の木ハゆいなわ 四尺五寸廻

右之杉樽取候山者、小川庄内柴倉山に而可伐、但

ともし松ノ外者何之木板にても伐候て、可致商買者也、

辰九月十四日

守岡主馬一長印

安座村 肝煎百姓中

以上

蠟漆之御年貢ニ付而、諸在郷迷惑仕候由被爲及聞召在ト所ト肝煎百姓かいしやう次第、漆之木ウヘ可申候、何程多植ふやし候共、今迄村々納來候御年貢之外は、末代被召上間敷候間、隨分精を入うへふやし可申旨被成御意候、然者以來枯木風おれ木雖有之、御帳面之木數一本も御引有間敷候間、存其旨木之修理可仕候、向後いか様之儀候共一本も御まし候儀も被成、御引事も有間敷候、在々つろき候様ニと被

思召候、右之旨被仰出候間、無由斷植可申候、以來違變有之間敷候間、可得其意者也、

九月十五日

福吉左 宗長

稻數馬 貞忠

山稻川安座村肝煎百姓中

○褒善 ○悌順者半四郎 享保二十年米を與て褒賞しき

○忠義者作右衛門 延享二年同上、○忠義者作兵衛

寛政十二年同上、

●中野村 端村 大窪 府城の西に當り行程八里八町家數

八軒、東西四町十六間南北一町十間、東は中野川に近く

西南は山に傍ひ北は田圃なり、東十一町野澤本町に界ふ

西九町安座村の界に至る、其村は戌亥に當り一里十一町

餘、南一里十四町三十間黒澤村に界ひ宇陀歸山を限とす

北十三町十三間牧村の界に至る、其村は戌に當り十七町

三十間餘、又丑寅の方三町十間野澤原町の界に至る、原

町まで二十四町餘、

○端村 ○大窪 本村の南十四町にあり、家數十九軒、

東西四十間南北二町餘、東は中野川に臨み三方に山廻

れり、承應中出羽國米澤清野内膳某と云者の子肥後と

云者來て新墾せし所と云、

○山川 ○宇陀歸山 村南一里七町三十間にあり、頂ま

新編會津風土記卷之九十七

陸奥國河沼郡之八

海道組二箇村

海道組は河沼蒲原二郡に跨る、本郡に屬するもの此に出ず、野澤郷に類し蜷川莊と稱す、

稱す、

白坂村 端村 河谷 屋敷 榎木平 熊澤 杵島

寶川村 小名 袖山

●白坂村 端村 河谷 屋敷 榎木平 熊澤 杵島 府城の

西北に當り行程九里二十九町餘、家數二十一軒、東西五

十二間、南北一町五十二間山間に住し、處々に田圃を開

く、越後街道驛所にて村中に官より令ぜらるゝ掟條目の

制札あり、野澤組下野尻村驛より二十八町四十二間、この

驛に繼ぎ、こゝより十五町五十六間寶川村驛に繼ぎ、東

十八町五十二間下野尻村に界ひ車峠を限とす、其村は辰

に當り二十九町、西十八町寶川村の山に界ふ、南二里五

十一間野澤組安座村の川に界ふ、北三町四十五間寶川村

の界に至る、其村は亥に當り十六町、五區の端村はみな

で十八町計雜木森々たり、黒澤村と峯を界ふ、○中野川 村東一町にあり、源は宇陀歸山より出、北に流ること一里二十三町餘牧村の界に入る、此川に瀑布あり、高二丈幅三間、新行瀧と云、

○關梁 ○橋 村東一町、隣村の通路中野川に架す、長五間幅七尺、中野橋と云、

○神社 ○山神社 境内東西十三間 端村大窪の北三十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、安座村二瓶大和是を司る、【相殿一座】 ○山神 本村より移せり、

○寺院 ○光照寺 境内東西十一間 端村大窪にあり、淨土宗薩澤山と號す、上野尻村西光寺の末山なり、開基の

年月詳ならず、もと野澤本町にありしに、何の頃にか

こゝに移せりと云、本尊彌陀客殿に安ず、

新編會津風土記卷之九十六終

元和中本村より分ると云、

○端村 ○河谷 本村の南六町にあり、家數八軒、東西一町十間南北一町五十三間、越後街道をはさみ山間にあり、田圃處々にあり、○屋敷 河谷の南十八町にあり、家數十八軒、東西一町七間南北二町十間、鬼光頭川を夾み山間にあり、○榎木平 屋敷の南八町にあり家數十四軒、東西五十八間南北二町十五間、處々に散居す、三面は山に倚り東は鬼光頭川に傍ふ、○熊澤 榎木平の南十一町三十間餘にあり、家數二十二軒、東西一町三間南北一町五十三間、山間にあり、○杵島 熊澤の南七町餘にあり、家數五軒、東西二十五間南北一町十七間、三方は山に據り東は鬼光頭川に傍ふ、

○山川 ○車峠 端村河谷の東より登る、越後街道なり下野尻村と峯を界ふ下野尻村安座村の條下を併見るべし、○黒森山 端村杵島より申西の方五町餘にあり、頂まで五町三十間、雜木多し、○目指山 杵島より午未の方三十二町にあり、頂まで六町二十間、越後國蒲原郡上條組土井村と峯を界ふ、杉まき雜木多し、○鬼光頭川 黒森目指諸山の間より流れ出て北に流れ、村東を過ぎ二里十五町計を経て寶川村の界に入り白坂川となる、廣八間計、○瀧二 共に村南二里十三町餘、鬼光頭川の上流にあ

り、一は行瀧と云、一は大瀧と云、大瀧は高十七丈、行瀧は高十五丈屋柱の如き大石兩岸より疊起す、

○關梁 ○橋 村南二十間、越後街道鬼光頭川に架す、長八間幅一丈、左右に勾欄あり、大橋と云、

○水利 ○堤 端村榎木平の南三町にあり、周二町黒澤堤と云、

○神社 ○倉神社 境内東西十五間南端村榎木平の南一町にあり、祭神及鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、△神職須藤備前 享保三年備前忠次と云者此社の神職となりき、今の備前忠安が父なり、

○白山神社 境内十間四端村熊澤の西二十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、須藤備前はを司る、【相殿一座】△山神 熊澤村より移す、

○山神社 境内六間四村西三十間山麓にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、須藤備前が司なり、

○羽黒神社 端村河谷より未の方三十間山上にあり、岩石を穿ち五十餘級の石階を造る、鎮座の初を傳へざれども、由ある社にや、葦名氏の時までは三千外の神税ありしと云、蒲生氏郷封に就てこれを失ひ、社頭額轉せしを慶長十一年蒲生秀行當社に詣でし時、米二十斛、白銀三枚を寄附しければ造營舊に復せしと云、今に毎

歳正月十五日より十七日まで神前に的をかけ、二親ある男子二人を撰て弓太郎・弓次郎と名け、これを射せしめ、神事とせり、此山西南は斷岩にて東北は老杉古松陰森として神さびたり、修驗照谷寺是を司る、△鳥居兩柱の間一丈、本社 三間に二間東向、幣殿 二間に一間半、拜殿 六間に二間、【相殿二座】△伊勢宮 河谷より移せり、△白山神 同上

○梵大社 境内東西八間南村より戌の方一町にあり、祭神は天御中主尊なりと云、鎮座の年代を知らず、村民の持なり、

○山神社 境内東西十間南北端村屋敷より未の方一町にあり、勸請の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○山神社 境内東西六間南榎木平より未申の方一町十間にあり、鎮座の初分明ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

○山神社 境内東西六間南端村杵島より未の方二町にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○光明寺 境内東西十三間南端村河谷より戌亥の方三十間餘にあり、眞言宗福聚山と號す、本州岩城藥王寺の末山なり、開基詳ならず、寛文中賢智と云僧住せり、其頃まで永正三丙寅年と記せる大乘妙典存せし

と云、中頃住持なく堂舎破壊に及びしを、寛永中定運と云僧再興せりと云、本尊彌陀客殿に安ず、立像にて長一尺二寸、丹慶作と云、

○照谷寺 當山派の修驗にて袈裟頭なり、河谷に住す七世の祖定連院照尊と云者の時、慶長十四年越後國蒲原郡小川莊の年行事となる、其時の文書あり、下に出す照尊より三世の孫尊海と云者のとき、延寶六年會津四郡及小川莊の袈裟頭となる、尊海が子壽慶と云者の時正徳五年三寶院より山寺の號を賜て富祐山照谷寺と號せり、相續て四世今に至る、

奥州之内小川年行事職之事被仰付候訖、全可令知行由、依之聖護院御門跡御氣色、執達如件、

慶長拾四年七月四日 法眼 (花押)

法印 (花押)

小川 定連院

○褒善 ○彌太郎 端村河谷の百姓莊右衛門と云者の譜代なり、莊右衛門貧窮に苦み三十年許さきに田島を質とし、家居を毀ち夫婦共に身を賣極老の父母と幼稚の娘は飢渴に及ぶ計なりしを、彌太郎は僅に主人の殘せる田島を基とし、其作料を積おきて田島を受返し、暇には山林に通ひ竹木を正伐おきて家をも新に作り、家

屋漸く舊に復しければ主人をして又もとの百姓とす、寛保三年米を與て賞しき、

○善行者傳吉 端村熊澤の農民なり、安永八年米を與て賞しき、○忠義者孫吉 端村屋敷の農民なり、寛永十年米を與て賞しき、

●寶川村 小名 袖山 此村は陸奥越後の界なる故、昔は境村と云しが、蒲生氏の時今の名に改めしと云、もと開法峠・下寶川・古屋敷・遠瀬戸とて四區に分る、何の頃にか今の地に移せしとぞ、府城の西北に當り行程十里二十町餘家敷四十間、東西二町四十間南北一町計、山中にあり、四方に田圃あり、越後街道越後國蒲原郡小川莊に入てよ新發田街道と云もの是なり、驛所にて村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、白坂村驛より十五町五十六間この驛に繼ぎ、こゝより十四町三十間越後國蒲原郡本組八田村驛に繼ぐ、村より辰の方に一里塚あり、東一里餘、北九町二十間餘共に野澤組徳澤村の山界に至る、其村は子丑に當り二十三町計、西十四町五十二間餘八田村に界ひ鳥居峠を限とす、其村まで十八町、南一里計白坂村の山界に至る、其村は辰巳に當り十六町、

○小名 ○袖山 本村より申の方一里十八町餘にあり、家敷二軒、東西三十間餘南北六間餘、深山の間にあり

大田山と號す、永享元年泉光と云僧建立し、數代の後法系絶へしを天正二年越後國蒲原郡草水村觀音寺の九世器堂と云僧來て再興す、今に觀音寺に隸し、曹洞宗なり、本尊釋迦客殿に安す、長九寸又太子の像あり、長二尺五寸共に木佛座像作者を知らず、古物なり、○勝善寺 境内東西十六間南北十一間年貢地 村西にあり、山號を寶川山と云、野澤組野澤町如法寺の末山眞言宗なり、縁起に大同二年徳益が開基にて大和國猿澤池の邊に住せし水口八右衛門と云ものをして堂舎を造營せしめしと云、其後世々の履歴詳ならず、大永元年空性と云僧住せしより相續て今に至る、本尊大日客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 村より戌亥の方五十間餘にあり、東西三十二間南北二十八間、今は茶圃となれり、何の頃にか清田宮内少輔某と云者築き、後小原帶刀宣高と云者住せりと云、○觀音寺跡 村の戌亥の方にあり、天文中火災に罹り焼失せしより廢せりと云傳ふ、舊事雜考天文九年の記に羽州莊内の産密侶圓識小川莊寶川村觀音寺に住せしと云は當寺のことなり、

○舊家 ○松次郎 此村の農民なり、家系を失て世次を詳にせず、先祖は伊東玄蕃某とて此村の檢斷を勤む、慶長中蒲生家の臣岡半兵衛重政が與へし文書あり、左

明曆中開き、

○山川 ○鳥居峠 村西より漸々に登る峠なり、越後街道にて此峯を奥越の界とし、西は蒲原郡八田村に屬す飯豐神社 耶麻郡木曾組一戸の爲に一の鳥居を建し所とて此名ありと云、頂まで十四町五十間餘、○土埋嶽 村より未申の方二里十八町計にあり、頂まで二十町餘此山奥越の界なる故もと境嶽と云、後この頂に境塚を築きしより土埋嶽と號せしとぞ、○寶川 土埋嶽の山中より源を發し溪水に合し、東北に流れ村東にて白坂川東南より來り注ぎ、北に轉じ凡三里餘にて徳澤村の界に入る、廣八間計、

○關梁 ○橋 村より辰巳の方越後街道寶川に架す、長八間幅一丈、左右に勾欄あり、寶川橋と云、

○神社 ○諏訪神社 境内東西三十三間南北四十間免除地 村より辰巳の方五町餘山上にあり、鎮座の初詳ならず、毎歲七月二十七日武者的とて的をかけこれを射ることあり、石鳥居あり、修驗般若寺是を司る、

○山神社 境内東西十四間南北三十一間免除地 村より戌亥の方二十町餘にあり、勸請の年代を知らず、鳥居あり、般若寺司なり、

○寺院 ○安養寺 境内東西十三間南北十六間年貢地 村より辰の方にあり

に出す、

以上

蠟賣買之事、商人方へ者堅法度に候、聞付次第類身共可有御成敗之旨候、然共自内府様蠟燭事之外多御用之由被仰出候ニ付而、方々御分領之内にて相調候、其方於手前も先代物百貫文之通可相調候、但小川目八貫目ニ付而代物四百文之算用ニ可相極候、委細笠目平左衛門尉口上可申渡候也、

慶長六年壬十一月廿六日

ほう川 玄蕃とのへ

岡半兵衛 重政 (花押)

新編會津風土記卷之九十七終

新編會津風土記卷之九十八

外篇陸奥國安積郡

福良組

此地府城の東に當り本郡の西南隔にありて、會津郡の地少く是に屬す川に至るまでの地を云東は本郡守山領に界ひ諏訪峠を限とし、西は會津郡原組に隣り黒森峠を限とし南は布引山を越て白川領岩瀬郡に界ひ、鶴沼川を限とし北は湖水を限とす、又東南の方は守山領岩瀬郡に接し、勢至峠を限とす、東西三里十六町餘堂村の界勢至峠より西は原組原村の界南北四里十八町計南は白川領岩瀬郡の界鶴山南に峙ち、湖水北に浸して村落田圃多くは山間に開けり、府下に較れば寒強く、暑弱くして春雪遅く消え、秋霜早く降る、是に因て晚稻熟らず、農隙には常に江戸に運送する米を駄し、或は菴を織り炭山灰を焼き、鹿茸を採り搗栗を製し、望陀の皮を剥ぎ熊野猪を獵て生産の資とする者多し、赤津村は布引山に近き故仲秋の頃村民六

七日の糧をつゝみ布引山に入り、山竹を伐るに竹林深遠にして脊負歸ること叶はざれば、所々大樹の下に積置き冬雪積るを待ち仲春の頃又雪舟にて山を引下し、府下に驚き出す、濱坪村及福良の端村・濱赤津の端村・秋山の三村は湖濱に臨める故、漁網の利多し、此組の諸村皆郷名を失ふ、共に菱潟莊 古文書或は菱潟を 菱縣に作る者あり、と稱す、凡六箇村あり、

福良組六箇村

福良村 端村 山崎 寛口 中澤 伊羅澤 大窪 入宇田
 一本木 彌陀内 栗生 彌宜内 大將地 打越 餘江新
 田 畠 境 峯崎 濱 穴尾 片岸
 馬入新田村
 濱坪村 端村 葛田内
 赤津村 小名 千貫石 富永 端村 小枝町 北向 東
 岐 小倉澤 山根 秋山
 三代村 小名 中入新田 北澤 端村 唐澤
 中地村 小名 岩崎
 福良村 端村 山崎 寛口 中澤 伊羅澤 大窪 入宇田
 越 餘江新田 畠 境 一本木 彌陀内 栗生 彌宜内 大將地 打
 峯崎 濱 穴尾 片岸 村北に鶴山・龜山とて二の小山あり
 此鶴龜の名に據て祝しを福浦と名けしと云、今は轉て福



福良組地理之圖

良に作る、府城の東に當り行程五里三十四町餘、家數百三十四軒、東西六町二十八間南北三町、白川街道を夾み南北兩頰に連り、東端にて南に折れ西の入口を古町と稱し、其次を中町と稱し、東端を荒町と稱し、村中より北に出る小路を新町と稱す、又南の方に裏町あり、東は山を擁し三方に田圃を開く、白川街道驛所にて村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、赤津村驛より二十町四十八間北に繼ぎ、此より三十三町二十三間、三代村驛に繼ぐ、村西白川街道に一里塚あり、東十八町二十九間三代村の界に至る、其村は卯辰に當り二十九町十間餘、西九町四間餘赤津村の界に至る、其村は酉戌に當り十四町南十六町三十二間餘、馬入新田村の界に至る、其村まで二十二町、北十八町濱坪村の界に至る、其村まで二十三町、

○端村 ○山崎 本村より辰巳の方にあり、家數七軒、東西五十七間南北四十一間、東は山に倚り西は田圃なり
○箕口 本村の南十町五十間餘にあり、家數六軒、東西二十八間南北三十四間、東は山に倚り西は田畝なり
○中澤 箕口の南一町四十間餘にあり、家居一軒、山麓に住し西南に菜圃あり、○伊羅澤 中澤の東二町にあり、家居一軒山間に住し南に田圃あり、○大窪 中

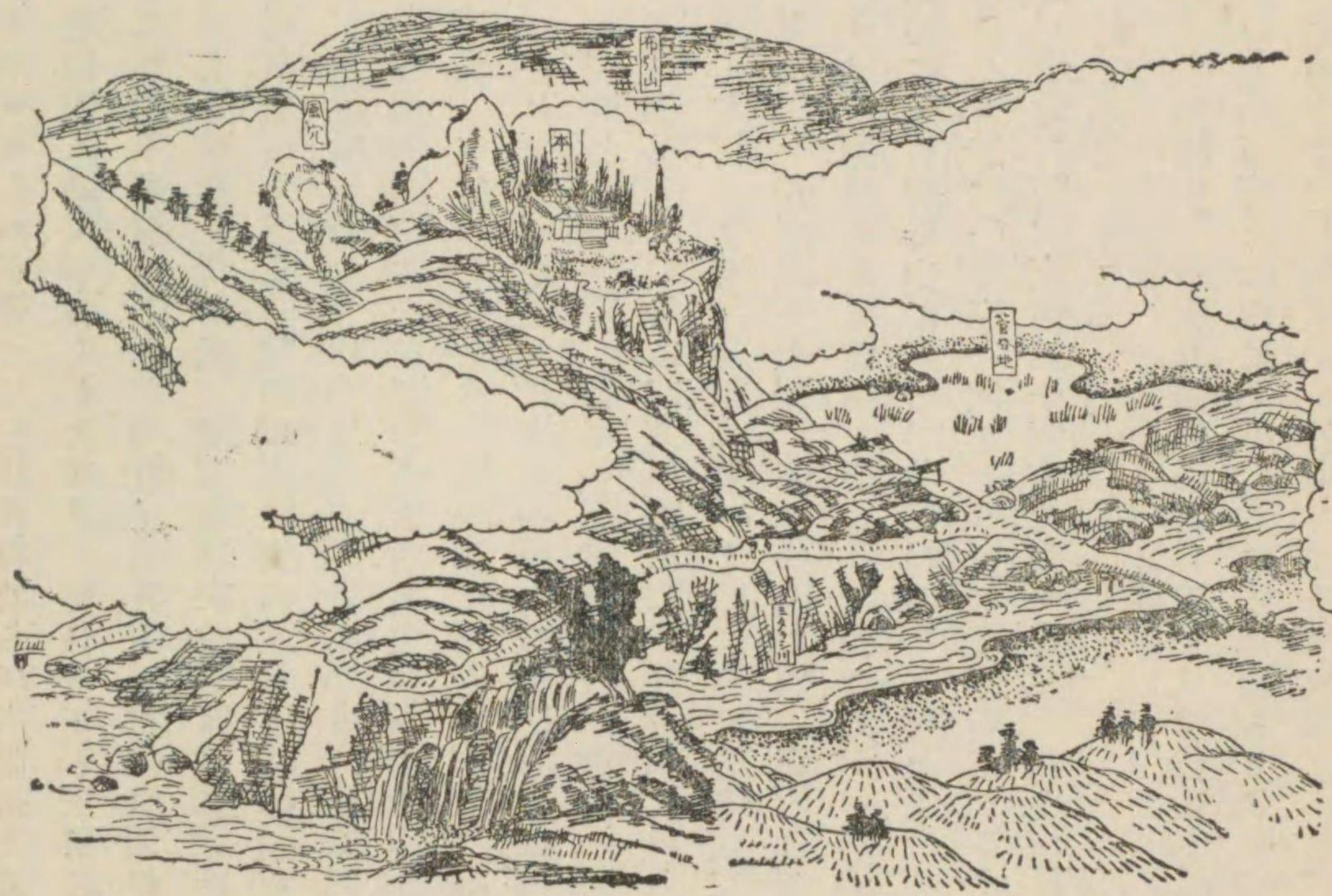
澤の南二町五十間にあり、家數四軒、東西十二間南北四十間餘、東南は山に倚り西北は田畝なり、○入宇田 大窪の南一町にあり、家居一軒東は山に倚り西は田圃なり、○一本木 入宇田より巳の方三町四十間にあり、家數六軒、東西四十四間南北十間、東北は山に傍ひ西南は田圃なり、○彌陀内 本村より未の方六町餘にあり、家數三軒東西十五間南北三十間、西は山に倚り東は田圃なり、○栗生 彌陀内の南四町二十間餘にあり南北二區にあり、其間四十間餘を隔つ、北の一區を小栗生と稱す、家數四軒、東西十二間南北三十六間、西南は山を負東北は田圃なり、南の一區を大栗生と稱す家數三軒、東西三十間南北五十間、西北は山に傍ひ東南は田圃なり、○禰宜内 栗生の南五町にあり、家數五軒、東西三十間南北一町二十間、西は山に傍ひ東は田圃なり、○大將地 禰宜内の南五町にあり、家數二軒、東西三十二間南北十四間、西は山に傍東は田圃なり、○打越 本村の東十四町四十間にあり、家數五軒、東西二十間南北一町、東は山に倚り西は田圃なり、○餘江新田 打越の北續にあり、家數十七軒、東西一町三十間南北一町二十三間、北は山を負ひ南は田圃なり、○畠 餘江新田より亥の方十二町にあり、家數四

軒、東西一町二十間南北二十間、東北は山に倚り西南は田圃なり、○境 畠より戌の方二町餘にあり、東西二區にあり、東の一區家數三軒、東西四十間南北三十間、此より四十五間西に一區あり、家數四軒、東西四十五間南北三十三間、共に東南は山に倚り西北は田畝なり、○峯崎 境より戌の方四十間餘にあり、家數三軒、東西五十間南北十八間、東は山を負ひ西は田畝なり、○濱 本村の北二十八町四十間にあり、南北二區に住し、其間一町を隔つ、南の一區家數十四軒、東西一町十間南北五十五間、北の一區家數七軒、東西一町二十間南北三十間、共に四方田圃にて北は湖濱に近し
○穴尾 本村より戌亥の方八町四十間にあり、家數二軒、東西四十間南北三十間、西北は山に傍、東南は田圃なり、昔湖濱より大蛇出て多く人を害せしが、空海が加持に因て遁て山に入る、其尾のありし所とて穴尾と名けしと云、○片岸 穴尾より寅の方四町二十間にあり、家數二軒、東西二十間南北四十五間、西は山に倚り東は菅川に傍ふ、

○山川 ○黒塚山 村より辰巳の方一里十八町餘にあり西南の方小籠森と云山に連る、共に安積岩瀨二郡に跨り峯を限とす、○餅箱山 村南一里十八町餘にあり、

此も安積岩瀨二郡に跨り峯を限とし、南は白川に屬す竹・檜多し、○岫峙 村南二里十町十間、布引山の東尾先にあり、安積會津二郡の界にて白川領に赴く徑路あり、絶頂より北は本村に屬し、南は本村及赤津・馬入・濱坪四箇村入逢の地なり、○山王坂 村より辰の方十七町二十間にあり、昔頂に山王權現の社あり、因て斯く稱ふ、頂まで一町餘、白川街道なり、○菅川 源は布引餅箱黒塚の諸峯より發し、隱津島の社前に至て御手洗川となり、三里餘北に流れ村西を過て湖水に入る、廣三間岩魚・鰍を産す、○中川 菅川の支流なり馬入新田村の堰水と端村山崎の溪流これに會し田地の養水となり、村中を過ぎ北に流るゝこと三十町餘、端村濱の東北にて一町計の間水湛て廣二十五間餘に至り湖水に入る、因て下流を沼川を稱ふ、
○關梁 ○橋六 一は村中中川に架す、長六間幅二間勾欄あり、一は村西一町四十間菅川に架す、長六間幅二間共に白川街道なり、一は村北二十八町にあり、長六間、一は村より亥の方十三町四十間にあり、長五間共に丸木橋なり、一は村より未の方六町餘にあり、長五間、一は村南一里十四町にあり、長五間共に土橋なり共に村中の通路菅川に架す、

隱津島神社圖



○水利 ○堤六 一は村より巳の方二十町にあり、東西三十間南北五十間、一は村より辰巳の方十五町にあり、東西百間南北六十間、一は村東九町にあり、東西十五間南北三十間、一は村東十四町にあり、東西五十間南北三十間、一は村より丑寅の方十六町五十間にあり、東西三十間南北二十間、一は村より丑の方十四町二十間にあり、東西三十間南北十五間、

○郡署 ○代官所 村中にあり、役人を置き本組及會津郡原組を支配せしむ、耶麻郡川西組戸口村郡役所に隸す、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、社倉なり、

○神社 ○隱津島神社 村南一里二十二町、布引山の東麓にあり、深山幽谷の間なれば數十歩の間林木蒼蔚として日光を翳し、泉石幽邃にしていとかみさびたり、社の前に菅谷地とて多く、菅の生ずる所あり、早魃の時神職桑名氏潔齋して菅を採れば甘雨必降ると云、又社の後なる山に風穴數多あり、此社は延喜式神名帳に載する所にして鎮座の初詳ならず、古は神官社職も數員ありしにや、今端村に禰宜内の名あるも古神職の居し遺趾なりとぞ、何頃よりか社頭零落して草莽の中に形計の小祠のみ残り、社前に多く菅の生ずれば俗に菅

明神と稱來りしが正徳元年三月神職桑名河内尙永と云者、吉田家に請て神號を舊に復す、肥後守正容家臣に命じて神殿を經營せしむ、享保十六年十一月六日回祿に罹りしが同十七年六月正容又家臣に命じて本の如くに造らしむ、六月二十三日同二十四日兩日を以て恒例の祭日とす、祭神は瀧津島姫命なり、△御手洗川 即菅川の源なり瀑布あり、高三丈計菅瀧と唱ふ、早歲に雨を禱る所なり、△通夜殿 三間に二間鳥居の前にあり、△鳥居 兩柱の間八尺、△本社 三尺七寸四面南向、△幣殿 一間四面、△拜殿 四間に二間、△神供所 一間四面、△神職桑名豊前 先祖は下野國より來り桑野氏を稱す、後今の氏に改む、何頃より神事を掌りしにか詳ならず、七代の祖を彈正道永といふ、天正中地村の地頭伊藤氏に仕へしが、中地の館陥て後來て禰宜内に住すと云、彈正が曾孫を河内尙永といふ、尙永より四世にして今の豊前久道に至る、

○諏訪神社 境内二間四 禰宜内の南山麓にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、桑名豊前はを司る、

○稻荷神社 境内二間四 端村餘江新田より辰巳の方山腰にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、桑名豊前はを司る、

○磐拵神社 村中にあり、鎮座の年月を詳にせず、寛文中移して端村入宇田の山神社の相殿とせしが、寶永八年又舊地に復せり、石鳥居・幣殿・拜殿あり、

○神職渡部出羽 其先は數馬教忠とて羽州最上の者なりしが、萬治寛文の頃此地に來り、當社の神職となりき、今の出羽忠次は五世の孫なりとぞ、

○山神社 境内東西十四間南 入宇田の西四十間計にあり鎮座の初を詳にせず、鳥居・拜殿あり、渡部出羽が司なり、【相殿五座】 △稻荷神 端村打越より移せり、

△諏訪神 △羽黒神 同上、△婆神 端村濱より移せり、△妙見神 端村峯崎より移せり、

○麓山神社 村より戌亥の方十町餘山上にあり、鎮座の年代詳ならず、毎年三月村民社頭に群集し一人を擇て祭主とし、篝火を焚き衆口同音に神號を唱て年の豊凶を卜するに神その人に託し、豊凶を告ぐ必驗ありとぞ、鳥居あり、渡部出羽是を司る、

○鬼渡神社 境内東西二十四間 村北一町五十間、鶴山館跡にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、△神職長谷川日向 其先を造酒承某と云、延寶中始て神職となり、四世にして今の日向家長に至る、

○寺院 ○感應寺 境内東西十三間南 村中にあり、淨土宗

正覺山と號す、慶長十八年野州大澤圓通寺より良讚と云僧來りしを、蒲生氏の臣布施某菩提の爲一字を營み、惠心作の彌陀を安じ、良讚を請て住せしめむ、因て今に圓通寺の末寺たり、本尊彌陀、客殿に安ず、

○長泉寺 境内東西二十四間南 感應寺の北にあり、曹洞宗、開山を萬藏と稱す、文龜元年仙道石川郡大寺村大安寺より來て當寺を草創し、寺の後山に伊藤氏の築ける館ありて山腰に清泉あれば新城山長泉寺と名けしとぞ、今に大安寺に隸す、客殿に釋迦の像を安じ、本尊とす、

○觀音堂 境内東西十五間南 村西三十間山麓にあり、三間四面、東向千手觀音を安ず、寛元四年滿月と云僧の著はせる縁起其文下に空海が手づから刻める由見ゆ、秘佛にて昔より見る者なし、毎年六月十六日同十七日恒例の會式あり、蒲生氏の時許多の田地を寄す、何頃より失しにか詳ならず、寄附狀の寫三通あり、左に載す、

福浦之千手觀音堂地御年貢錢千手院喩分六百文者、爲御寄進、觀音え被付候間、佛前燈明以下無懈怠被參秀行様御祈念可爲肝要候、恐々謹言、
慶長七
十二月廿一日

町野左近助繁仍(花押)

岡 半兵衛重政(花押)
福浦 千手院細坊中

以上
福浦之千手觀音堂御年貢錢六百五拾文之儀、則被成御寄進候、就其千手院へ兩人折紙令遣候條、可有其御心得候、恐々謹言、
慶長七
十二月廿一日

町野左近助繁仍判
岡 半兵衛重政判
吉村宗兵衛殿 御宿所

以上
先年 秀行様御時觀音え爲燈明、永樂六百五拾文之所、其方於手前被成御寄進候、然者去年福浦村小打破仰付候處、右六百五拾文之内々目分貳百拾八文在之ニ付而御理被申上候、則本出分合八百六拾八文之分、無御別儀被成御寄進候之條、彌燈明無懈怠、下野様御息災之御祈念可被仕義肝要者也、
元和元年
十二月五日

町野長門守幸和(花押)
稻田數馬助貞忠(花押)

福浦千手院
一通滿月筆、其文如左、
【寶物】 △縁起

敬白

奥羽淺香郡菱縣庄無窮山之千手千眼觀音靈像御縁起事、

抑當山者人王五十二代嵯峨天皇御宇弘仁三年空海處と靈地修行給、湖水邊一峯負山顯現セリ、彼山姿病謂文字似間、此土之人民口大寒苦逼惱センコト愁給、五佛藥師安置給、其願事黑雲中見給フニ、陰雲飄舞シテ中金色光樹遍滿、高聲告呼諍訟經官處、怖畏軍陣中、念彼觀音力、衆怨悉退散矣、大師頻念給、次第天降一成靈樹、寄特發意、刻千手像給、今福良觀音是也、貴哉法及世澆季、右聖薩埵舟空海彼現顯此利、無邊衆生一度拜尊像、永閉三有苦域、約當來蓮臺、豈亦疑乎、世々モ望此靈蔭者、現當榮耀ノ果願尤以可成者也、仍醫王觀音因縁如斯、

此縁起人王八十七代後嵯峨院御宇、寛元四年三月廿一日滿月上人弘法大師御自筆相殘漸々見調書也湖邊大蛇出、多人吞□何大師彼蛇降伏し來り、蛇尾入山なれば穴尾と謂、此假に若龍臥たる故に伏龍寺と云、本記に見たり、
△伊藤薩摩守影像 一幅、筆者を知らず、上に左の書付あり、
陸奥國安積郡福良郷觀音堂中興之大檀那伊藤薩摩守あり、

盛恒傳曰、檀那者昔在于當郡中地城而領隣村於五邑矣、時天正十八庚寅歲霜月十九日於于大崎郡名生城守忠於蒲生氏郷戰死矣、壽五十七、

△別當千手院 境内東西七間南 本堂の北にあり、無窮山と號す、紀州高野山の末寺眞言宗なり、開基の年代詳ならず、滿月が著はせる觀音縁起に空海大蛇を降伏し蛇の伏たる所に一字を建立し、伏龍寺と名くとあり、本尊不動客殿に安ず鐘樓あり、鐘徑二尺正徳四年三十世辨英が時に鑄る、

○藥師堂 境内東西二十間南 端村穴尾の北山麓にあり、創立の時代詳ならず、秘佛なり、村民の持なり、
○古蹟 ○鶴山館蹟 村北二十六間、鶴山の上にあり、東西二十六間南北十三間、堀切の形殘れり、何頃にか伊藤氏の築く所と云、東に對して峯仙山と云小山あり里人の説に、天正中伊藤盛恒此所にて横澤彦三郎諱を失ふと合戦し、人馬の死骸を埋し所とて小き壇七あり、又長泉寺の東の山に伊藤氏の館跡あり、林木生茂りて其形さだかならず、○石佛 村西三町餘、白川街道の傍にあり、何人の所爲にか彌陀の像二を巖面に雙へ彫れり、○古碑七 一は端村彌陀内の西山麓にあり、高二尺計の野面石なり、文字あれども處々磨滅して分明な

らず、願以□功□普及於一功我等爲とのみ見えて、其餘は分ち難く、又右の脇に過去廿二年、左の脇に過去二とありて其餘は磨滅し、中央に元弘二年とあり、又其上に梵字蓮華座を彫り、一は村西三町餘にあり、高三尺計の野面石に縁を廻し、梵字蓮華座を彫り下に元亨二の三字あり、餘の四は共に村北四町餘にあり、石のさま前に同じ、その中一は四方に縁を廻し左右に右志者爲悲母成佛得道又□□故也、右志者爲慈父□□□又□□故也と刻み、中央に元亨二年とあり、また其上は二輪を雙へ彫り、輪中に梵字蓮華座を刻み、その下に花瓶の形三を彫付たり、餘の三共に佛像或は梵字蓮華座など見ゆ、文字は剝落して見えず、又端村禰宜内の南に高八尺餘横一丈計の大石に縁を廻し、中に梵字を刻めるあり、

○褒善 ○善行者彦兵衛 寛延二年米を與て褒賞しき、
○善行者與次右衛門 同上、○忠義者五左衛門 寶曆元年米を與て褒賞しき、○孝行者三郎 天明八年米を與て褒賞しき、○善行者虎之助 寛政八年米を與て褒賞しき、

●馬入新田村 此村は寛永の初福良村の境内に闢きし所にて、もと福良の端村なり、貞享年中分けて別村としき

北湖水の涯に立石と云石あり、此石を以て會津二本松の境とす、仍て境石とも稱ふ、○沼川 村西にあり、上流を中川といふ、福良村の境内より來り、北に流ること十一町、湖水に入る、廣五間餘、

○關梁 ○濱坪口 村より戊亥の方三町、福良村の端村濱の北に舟番所を設け、二本松領に往來する湖上の舟を察せしむ、此所より湖上を眺望すれば北は猪苗代の濱邊より東は二本松領の遠浦まで湖面に浮び、舟船の往來するもの歴々として目中にあり、

○神社 ○稻荷神社 端村葛田内の北山上にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、福良村修驗大鏡院是を司る、

○山神社 境内東西六間南北八間免除地 村東にあり、鎮座の初詳ならず、大鏡院是を司る、

○寺院 ○勢至堂 境内六間四方免除地 村中にあり、草創の年代詳ならず、大鏡院是を司る、

○褒善 ○久五郎 元祿三年褒賞して米を與へき 傳會津崎川村 あり ○六之助 幼くして父を失ひ母一人ありけるが童心にも深く思ひ、遠き所に遊び出ても時移れば必歸りけるを、近隣の者と共に行けば長居すとも心もとなからぬを斯く度々歸らんはむづかしかりなど云

府城の東に當り行程六里十八町餘、家數十一軒、東西四十間南北一町十三間、東は山に傍ひ三方田圃なり、東四十間、西二町四間南六町四十九間北五町二十八間、共に福良村の界に至る、其村は北に當り二十二町、

○關梁 ○馬入口 村の南端にあり、此より岫峙を踏て白川領岩瀨郡に通る徑路なり、木戸門を設け番戌を置往來を察せしむ、

○褒善 ○貞節者たつ 此村の農民五兵衛妻なり、享和元年褒賞して米を與へき、

●濱坪村 端村 葛田内 此村は湖濱に傍て村東に坪沼と云、小沼あればかく名けしとぞ、府城の東に當り行程五里三十四町、家數十七軒、東西一町三十七間南北三十七間餘、西は沼川を隔て福良の端村濱に隣り、三方田圃なり、東五町二本松領舟津村の山に界ふ、西は村際にて福良村に界ひ沼川を限とす、南五町福良村の界に至る、其村まで二十三町北五町湖水を限とす、

○端村 ○葛田内 本村より巳の方三町にあり、家數九軒、東西十五間南北一町十八間、東南は山に傍ひ西北は田圃なり、

○山川 ○高山 村東四町計にあり、山勢南北に長く連なり、湖濱に至る二本松領と界ひ峯を限とす、此山の

けり、成長の後所用有て他に出て美酒あれば必來て携歸り夜に入て母の寢し頃なれば自ら温め寤るを待て勸めしが、餘り屢は益なしと母の制するを兎角計らひて母の心を慰めき、幾程なく母病て失せければ、深く愁に沈み母の姉なる者能く母の面影に似たるとて屢々尋行て對面すれど、只實の母のことのみ思ひ出して次第に瘦衰へぬれば、近里の者ども如何にもして愁を忘れ、父母のなき跡をも問へかすと或は諫め、或は戒むれども晝夜となく片時の間も忘難しと對へけるとぞ、元祿三年米を與て褒賞しき、

●赤津村 小名 千貫石 富永 端村 小枝町 此村もと常夏川の東西に散在し、東に赤津治部左衛門西に栗森備中とて二人の地頭ありて各東西を分ち領せしが赤津後に栗森を討て其他を押領し、民居を一所に聚て己が名字を以て村名とせしとぞ、府城の東に當り行程五里十四町餘、家數百五軒、東西一町南北六町西は山を負ひ三方田圃なり白川街道驛所にて村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、會津郡原組原町驛より一里三十町二十二間、此に繼ぎ、此より二十町四十八間福良村驛に繼ぐ、東九町福良村の界に至る、其村は卯辰に當り十四町餘、西十四町計原村の界に至る、其村は戌に當り一里二十五町餘、南

一里二十八町會津郡に界ひ布引山の峯を限とす、北十八町湖水を限とす、

○小名 ○千貫石 本村の南十八町にあり、家數二軒、東西十一間南北十二間、西北は山に傍ひ東南は田圃なり、村の後に一の大石あり、昔何人か此石を千貫文に買へしとて呼で千貫石といふ、村名此に因りしとぞ、寛政七年に開けり、○富永 本村より亥の方六町餘にあり、家數九軒、東西一町餘南北二十間餘、三面に山廻り南に田圃あり、寛政二年に開けり、

○端村 ○小枝町 本村より辰の方六町にあり、家數十六間、東西一町餘南北二町四十間、白川街道に住せり東は山に傍ひ西は田圃なり、○北向 本村より未の方十四町にあり、家數五軒、東西二十間南北一町餘、西南は山に傍ひ東北田圃なり、○東岐 本村の南二十町にあり、三區に分てり、一區を落合と云、家數十三軒東西一町十五間南北二町餘、西北は山に倚り東南田圃なり、落合より一町餘東に一區あり、家數二軒、東西十間南北二十間又此より二町南に一區あり、家數四軒東西二十間共に東は山に傍ひ西は田圃なり、○小倉澤 本村より亥の方三十町にあり、家數三軒、東西十間餘南北五十間餘、小倉山の麓隘谷の中にあり、南北の方

湖濱に傍ふ、○山根 本村の北十五町にあり、家數二軒、東西十間南北三十間西は常夏川に傍ふ、三方田圃なり、○秋山 本村より丑の方十七町にあり、家數二十三軒、東西二町二十間南北一町五十間餘、散居す、四方田畝なり、この北湖濱に耶麻郡川西組戸口村及會津郡原組篠山村より江戸に米を連漕する舟の着く所あり、

○山川 ○布引山 村南一里二十町にあり、頂まで八町餘、安積・會津二郡に跨り峯を限とす、満山竹樹叢生す村民山に入て竹を剪り、筍を採る者歸路を失んことを恐て路すがら火を焚き棄て烟をしるべに歸路を認むとぞ、會津郡の條下に詳なり ○松山 村南二十町餘にあり、山の狀峻絶にして高二十餘丈、柱石を産す、斧を以て打てば石理横に折て數片となる、取て礎とするに甚だ好し、○小倉山 端村小倉澤の西にあり、頂まで十八町、因て俗に十八町山とも稱ふ、昔は金を産せしとぞ、西は原組經澤村と峯を界ふ、松樹多し、○小枝坂 端村小枝村の南端より東に登る坂なり、麓より頂まで一町餘白川街道なり、○黒森峠 村より戌亥の方十七町餘にあり、白川街道にて西に登る坂なり、九折にして登ること三町餘、絶頂に至て兩山相束ね、徑狭くして並び

行くべからず 俗に咽究といふ、原村の條下に詳なり 又端村北向の西十八町に境岫とて原村の端村田代に至る山逕あり

昔冬坂往還の街道なりしといふ、絶頂より三町計東に下て逕の傍にかのこ塚とて一堆の古塚あり、村民の説に何の頃にかかのこ組とて山賊多く此所に棲て、冬坂往來の旅人を惱ましけるが、伊藤太四郎といふ者山賊を懲にして其骸を一處に埋めし所といふ、○常夏川 村東五十間にあり、川の邊に常夏多く生ず、因て斯く稱ふ、布引山より流れ出、北に流る、こと一里三町餘湖水に注ぐ、廣六間多く田畝の養水となる、

○關梁 ○橋五 一は村より辰巳の方一町餘白川街道にあり、長五間幅二間勾欄あり、一は端村北向の東にあり、長五間、一は村より丑寅の方二町餘にあり、長五間共に土橋なり、一は端村東岐の小名落合の東にあり、長五間幅四尺、一は東岐の西にあり、長五間幅一間共に村中の通路常夏川に架す、

○水利 ○堤 端村富永の東北にあり、周百二十間、○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、○神社 ○諏訪神社 境内十二間 四方免除地 村より辰巳の方五町四十間山腰にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿五座】△熊野宮二座 共に本村より移

せり、△稻荷神 △山神 △幸神 同上

○神職眞船奥守 其先は上野國より來り慶長中神職となり、數代を経て享保中に伊豫義彦といふ者あり、今の奥守義春が四代の祖なり、

○權現社 境内東西五間南 北三間免除地 村南一町計山腰にあり、鎮座の初を傳へず、拜殿あり、蓮藏寺是を司る、

○諏訪神社 境内十二間 四方免除地 端村秋山の南にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、蓮藏寺是を司る、【相殿一座】△麓山神 秋山より移せり、

○愛宕神社 境内四間 四方免除地 地村西山上にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、修驗眞光院是を司る、

○寺院 ○長福寺 境内東西十二間南 北二十三間實地 村中にあり、山號を高巖山といふ、郭内興徳寺の末寺臨濟宗なり、開基詳ならず、或云興徳寺の第三世大圭の開基なりと、もと端村小枝町にあり、元龜二年伊藤彈正此に移して田地今御前櫻のある邊 寺の後の山 田地なりと云 山林を寄せて寺産とせしが寛永三年火災に罹て交割皆焼失せり、本尊釋迦客殿に安ず、△辨天堂 境内にあり、

○蓮藏寺 境内東西十四間南 北二十二間實地 長福寺の南にあり、遍照山阿彌陀院と號す、眞言宗府下大和町金剛寺の末寺なり



開基の年代詳ならず、もと端村山根にあり、元龜三年住持宥典が時伊藤藤正此に移せり、因て宥典を以て中興とす、彌陀を本尊とし客殿に安ず、△觀音堂 境内にあり、

○古蹟 ○館跡 村北山上にあり、周六町三十間餘、此村の領主伊藤藤正諱を失ふといふ者築くとぞ、本丸趾東西三十二間南北三十間、二之丸趾東西三十間南北二十六間本丸二之丸の間に堀切あり、初此城を築し時名馬を埋て築しとて名馬城と稱ふ、又村より十二町東の山上に一の館跡あり、來由を傳へず、又長福寺の境内に彈正が墓なりとて石塔あれども其世の物とは見えず、彈正が事跡詳ならず、磨上の役に戦功ありしにや、葦名義廣より與へし書舊事雜考に見ゆ、其文如左、

葦名義廣判
(花押)

右今般無二被抽忠信候之事奇特大慶之至候、依之東山初五拾貫之所速進置候、如此之上者、猶以可有奉公事可爲肝要者也、

天正十七年六月九日

赤津彈正忠殿

○御前櫻 村南八町餘、常夏川の西田畝の中にあり、土人の口碑に昔此村に大満長者長者の宅趾なりとて櫻樹のある所より少し西南の

由檄を飛して多門が許に告げれば、頓て馳行て介抱しける、多門が祖母は子の病に臥すと聞案じ煩けるを、三十郎見るに堪へず、纔に十疋の鳥目を以て白川まで二日路の所を秋の日短なるに一日に至り、玄養が病を問て翌日は立歸り、祖母に安否を知らしむること總て八度、其後多門父の快起を待て若松に歸り、三十郎が志を懇に褒稱して暇を取らせければ、其翌年より二年は舊里に居て兄の農業を助け、又二十八の年より出て身を賣り前後十五年の間得る所の給金悉く兄の貢税、父母の養に當てたり、父會て家の田畑を二つに分て兄弟に與へけるに兄に讓て受けず、斯く身を賣りし中にも主人の隙を伺ひ黄昏より出でて父母を省み、必酒肴茶菓の類携行て明朝又未明に立歸り、少しも主人の用をかくことなし、主人も彼が孝心の淺からぬを憐て屢許して歸しける、其後父母は七十を越て終りければ又出て家士百瀬七兵衛といふ者の許に奉公して數年の間能勤め、其時世に忠孝傳と云書を編めるもの、中にも彼が傳を載せてありとて其善行を訴へければ、享保五年米を與て褒賞しつ、○力田者新兵衛 寛保三年褒賞して米を與へき、○力田者吉十郎 新兵衛子なり、同上、○善行者嘉兵衛 寛政元年褒賞して米を與へき、

田畝に豪屋敷といふ字あり、秋收に至る毎に村とて富有の民此所に粟を以て屋を造り、長者が粟を祭る者あり、或時一侯家の女兵亂のまぎれ、賊の手に掠められ轉賣せられて長者が家の婢たりしが、一日思郷の情いと堪へがたかりけるまゝ庭前に立出て、櫻の一枝を手折若世にながらへて再家に歸ることを得ば、斷枝再び繁茂すべしと誓て川邊に挿しけるが、忽枝葉生茂して果して故郷に歸ることを得しとぞ、此樹今に繁茂して春月に至る毎に紅艶露に醉香風に薫ず、里人呼て御前櫻といふ、總て他木と異にして常に稚枝四五條のみ立て稍長すれば其まゝ枯て又葉を生じ、卒に大木となることなし、

○褒善 ○三十郎 端村東岐の者にて幼より父母に孝なり、家甚貧しき故二十の年福良村長泉寺に仕へ、翌年城下に出でて奉公し、二十五の暮より渡邊多門と云士の奴となる、多門少祿にて家累多く貧に苦みけるに、三十郎日々山に入て薪柴を刈世のつね四五人して擔ふ程なるを一人して伐集め、山近き里に主人の友ありければ其家まで擔來り三分の二を預け置き、天氣悪き折なれば彼友も彼が精勤に感じて毎度酒を與て勞ひけり、多門が父を玄養とて白川の太守に仕ふ、頃日病に罹ぬる

○善行者嘉七 同上 ○善行者吉助 寛政八年 同上

●三代村 小名 中入 新田 北澤 端村 唐澤 此村昔は處々の溪間に散居せしを伊藤氏此地を領して三代目に今の所に聚て一村となし、三代村と名けしと云、府城の東に當り行程六里三十二町餘、家數六十三軒、東西一町十間南北三町四十三間、東西に山を擁し南北に田圃を開く(村西に一里塚あり、此村は白川街道驛所にて村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、福良村驛より三十三町二十二間此に繼ぎ此より二里三町三十間、守山領岩瀬勢至堂村驛に繼ぐ、又村中より東に分れて仙道に通る街道あり、二十町二十四間、中地村驛に繼ぐ、東五町計二本松領淺野村の山に界ふ、西四町福良村の界に至る、其村は西戌に當り二十九町十間餘、辰巳の方一里十六町五十九間、勢至堂村に界ひ勢至峠を限とす、北十七町二本松領舟津村の山に界ひ高森山の峯を限とす、又丑の方八町四十間中地村の界に至る其村まで十八町四十間餘、

○小名 ○中入新田 本村より辰巳の方十五町十間餘にあり、家數五軒、東西三十八間南北四十八間、三面に山を擁し西に田圃あり、天明六年大沼郡東尾岐組東尾岐村より木地挽來て漸々に田地を開き、寛政五年に名けて中入新田と云、今に木地を挽て産業を資く、○北

澤 本村より戌亥の方十町二十間餘にあり、家數四軒
東西二十間、南北三十間山麓に住し、西南に田圃あり
○端村 ○唐澤 本村より辰巳の方一里五町にあり、俗
に切拂と稱ふ、家數六軒、東西一町三十八間南北三十
間兩山の間白川街道にあり、此より亥の方白川街道に
一里塚あり、

○山川 ○高井原山 村南一里三十町二十間餘にあり、
頂まで六町、西は福良村に屬す、絶頂平にして喬木な
く眺望甚佳なり、頂に一の小沼あり、里人の説に大同
中空海此山にて護摩を修し、其時手を洗ひし沼なりと
云、又山麓に一の巖窟あり、空海の息へる所とて呼ば
大師の巖穴と云、窟口船の形に似たるを以て船澤とも
稱ふ、入口の高四尺計横二尺餘、中に三疊敷計の所あ
り、四方切石を疊みたるが如し、又階の如くなるもの
三級計を経て奥に入れば益廣くして六疊敷計の所あり
是より奥は深黝にして窮むる事能はず、此窟に入る者
松明を燈て入るに蝙蝠甚多く亂飛して面を撲つ、○黒
塚山 村南二里十八町餘にあり、東南は守山領岩瀬郡
に界ひ峯を限とす、又西の方は福良村に屬す、○勢至
峠 端村唐澤の東七町二十間餘、白川街道にあり、兩
山相束て左右に壁立し一線の路を通ず、屈曲して登る

こと四町三十間、絶頂に至る道の右に表石を立て是よ
り西北は會津領と刻めり、又道の左に茶屋あり、此峠
は安積・岩瀬二郡に跨り絶頂を限とす、守山領勢至堂村
の方に踰る坂なれば勢至峠と稱す、勢至堂村の方へ下
るには坂極て長し、此邊の諸村地形の高きを知るべし
○三代川 村東二十間にあり、源二あり、一は黒塚山
の麓より發し、一は勢至峠の麓より發す、二派合して
北に流る、こと三十三町五十間餘、中地村の界に入る
廣五間「はえ」岩魚を産す、○不動瀧 村より辰巳の方
一里二十町餘、山間の谷川にあり、高三丈餘懸水五に
分れ瀉く、瀑布の上なる巖に龍を彫付たるあり、旱魃
の時雨を祈る所なり、

○原野 ○秣場 村南一里餘にあり、東西一町南北二十
町字を小屋入と云、
○關梁 ○三代口 村の西端白川街道にあり、木戸門を
設け番戌を置き往來を察せしむ 又嶮に據て端村唐澤
の入口に番所を構ふ、此より勢至峠を踰て岩瀬郡に
達す、○橋三 一は村より辰巳の方一里十八町、白川
街道にあり、長四間幅一間半勾欄あり、一は村東二町
餘 仙道に通る街道にあり、長八間、一は端村中入新
田の西二町二十間にあり、長六間村中の通路なり、共

に三代川に架す土橋なり、
○水利 ○堤 村西十町餘にあり、東西二十間、南北二
十五間、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
○神社 ○熊野宮 境内東西八間南 村東三町餘山腰にあ
り、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、赤澤村眞船奥守
が司なり、【相殿三座】 △八幡宮、本村より移せり、
△山神 △權現 同上

○羽黒神社 境内東西三間南 村北六町二十間餘山腰に
あり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、修
驗常法院是を司る、
○高井原神社 境内四間四 村西一町四十間山腰にあり、
祭神詳ならず、もと高井原山の頂にあり、天正二年今
の地に移せりと云、石鳥居・拜殿あり、修驗寶藏院是を
司る、

○寺院 ○正福寺 境内東西七間半南 村西一町三十間にあ
り、眞言宗御代山と號す、元龜三年の草創にて開山を
如伯と云、元和中中高と云僧仙道長沼より來り住し、
寛永十年紀州高野山に至て眞言の法流を汲み、遂に彼
末山となる、其後正徳三年良榮と云僧住してより改て
江戸彌勒寺に隸す、本尊大日客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 村の東五町餘山上にあり、昔此村の地
頭小檜山縫殿之助諱を傳と云者の居趾と云、今は樹木
生茂て狐狸の棲となり、其形さだかならず、土人呼て
御膳山と云、又山下より出る清水を御膳清水と稱ふ、
○褒善 ○孝行者藤右衛門 元文五年米を與て褒賞せり
○善行者釋功海 正福寺の住侶なり、安永八年米を與
て褒賞せり、

●中地村 小名 岩崎 此村の民居昔は處々の山間に散居
せしを小倉山館を築し時、田圃の中なる平衍の地に民居
を定め中地村と名けしとぞ、府城の東に當り行程七里十
六町餘、家數八十七間、東西三町五十八間南北一里十間
村中を中地川流れ四方田圃なり、村東に一里塚あり、此
村は仙道に通る街道の驛所にて村中に官より令せらるゝ
提條目の制札あり、三代村驛より二十町二十四間此に繼
ぎ、此より三里三十二町守山領町守屋村驛に繼ぐ、又村
中より北に分れて二本松領に通る街道あり、十八町二本
松領舟津村驛に繼ぐ、辰の方一里三十三町守山領に界ひ
諏訪峠を限とす、西二十町餘舟津村に界ひ袴腰山の峯を
限とす、南四町五十二間二本松領淺野村に界ふ、北一町
十八間舟津村に界ふ、又未の方十一町二間三代村の界に
至る、其村まで十八町四十間餘、

○小名 ○岩崎 本村より申の方七町にあり、家數三軒
東西十間南北三十九間、西は山に倚り東は田圃なり、
○山川 ○諏訪峠 村より辰の方一里十三町にあり、麓
より頂まで二十町、昔絶頂に諏訪の神社あり、因て斯
く稱ふ、仙道に通る街道にて曲折して東に登る坂なり
守山領と界ひ絶頂を限とす、○笠森山 諏訪峠の南に
あり、東南は守山領に屬す、山脈綿亘して西北に連り
百目貫山に續く、峯を限り二本村領淺野村に界ふ、
○百目貫山 村より巳の方五町にあり、雜木多し、峯
を限り淺野村に界ふ、○高石山 諏訪峠の北にあり、
東北に續て櫛峯あり、東は守山領に屬し峯を限とす、
○中地川 笠森山の麓より發し、西北に流て村より四
町計東にて日山澤川東北より來て是に會し西流して村
南に至て淺野川南より來て是に注ぎ、又西流して村中
を過ぎ西北に流て二本松領舟津村の界に入る、大凡此
村の境内を經ること二里二町餘、廣二十間此川夏に至
る毎に村東四五町より地中を潛流して村西一町計に至
て流れ出づ、○日山澤川 源は櫛峯より發し、斜に山
足を廻て西北に流れ、又西南に轉じ大凡一里三十一町
餘、中地川に入る廣十間、○三代川 村西六町餘にあ
り、三代村の境内より來り、北に流ること二十一町

二本松領舟津村の界に入る、廣六間、
○關梁 ○中地口 村中仙道に通る街道にあり、木戸門
を設け番成を置き往來を察せしむ、○橋二 一は村中
仙道に通る街道にあり、長六間中地川に架す土橋なり
一は村西七町村中の通路にあり、長八間三代川に架す
丸木橋なり、
○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
○神社 ○小倉神社 境内東西五間南 村の西北小倉山館跡
にあり、祭神は宇摩志麻治命鎮座の年代詳ならず、鳥
居あり、赤津村眞船奥守が司なり、△伊勢宮 境内に
あり、鎮座の年代詳ならず、相殿四座あり、△山神
本村より移せり、△天王神 △愛宕神 △羽黒神 同上
○諏訪神社 境内東西八間南 村北三町にあり、鎮座の
年代詳ならず傳て云、源義家朝臣の勸請なり、もと諏
訪峠の頂にありしが、伊藤氏小倉山館を築きし時鬼門
に當れるとて鎮護の爲め移せりとぞ、鳥居あり、東光
寺是を司る、
○八幡宮 境内東西十七間南 村西一町にあり、鎮座の年
代詳ならず、鳥居あり、三代村修驗寶藏院是を司る、
○寺院 ○滿福寺 境内東西十九間南 村西八町山麓にあり
本州岩瀬郡長沼村永泉寺の末寺曹洞宗なり、永正十四

年月宮と云僧草創して觀音を安置し、金藏山滿福寺と
名く、又鐘一口あり、徑二尺一寸、元祿五年八世笠翁
が時に鑄る、△熊野宮 境内にあり、鎮座の年代詳な
らず、鳥居あり、
○阿彌陀堂 境内東西十一間南 村北にあり、四間四面南
向天喜中源義家朝臣東征の時暫賊鋒の鋭を避て三森峠
と云所に屯し、佛神の加護を祈誓せられしに賊兵忽潰
散せしかば凱旋の日一字の堂を建立し、長一丈なる坐
像の彌陀を安置せられしと云ふ、此堂もと村より三十
町計東の山中にあり遺跡に舊礎猶存す寛文中肥後守正之此に移
して再營す、八月朔日より同三日まで恒例の會式あり
別當東光寺 境内東西二十二間南 本堂の西にあり、何頃
にか此村の領主伊藤氏阿彌陀堂を修補し併て一字の草
庵を營て別當となし、小倉山館の東に當ればとて小倉
山東光寺と名けしとぞ、元祿二年より眞言宗江戶彌勒
寺に隸す、
○古蹟 ○小倉山館跡 村の西北隅小山の上にあり、一
に鶴島城と稱ふ、東西四十八間南北二十一間南は中地
川繞り三面に堀形存し、東の方平地續に出丸の跡あり
何の頃築きしか詳ならず、伊藤氏代々の居城にて天
正の頃薩摩守盛恒と云者住せり、此邊多く伊藤氏の所

領なりしにや、天正の頃まで支族處々に碁布し、各地
名を以て稱せしとぞ横澤彦三郎赤津彈正が類是なり因て今に伊藤氏の
居跡處々に残り、伊藤氏の世系事蹟詳ならず、村老
の傳ふる所は盛恒天正十七年横澤彦三郎が爲に此所を
攻落されて福良村に奔り、再び横澤と戦ひ遂に討死せ
りと云四家合考に横澤彦三郎と云者、磨上の役に赴んとて中地某を誘ひしに、彼その言に従はざりしかば軍散じて後横澤竊に湖上より己が在所に引歸し、急に手勢を率て中地が館を攻落せし事見ゆるは盛恒が事なるべし、又福良村千手院所藏の盛恒が影像の書付には天正十八年蒲生氏郷に従て大崎に赴き、十一月十九日名生城にて力戦して死せし由見ゆ、二説孰是なることを知らず、又此より四町計西田畝の中に盛恒が先祖の墓なりとて古き石塔一基あり、
○褒善 ○長吉 人となり實直にして公納滞ることなく
若同輩に滞る者あれば必償て納む、父母は年老て弟市
三郎が許にあるを朝夕行て起居を訪ひ、懇に孝養を盡
しければ家内の者みな是に化せり、或時父長吉に向て
家を替て市三郎と共に汝が家に移らんと云ければ、聊
も拒む色なく貯置ける米穀より什器に至るまで其儘置
て己は市三郎が家に移りき、此村は二本松領に隣りし
が、彼地までも萬づのこと皆長吉が行を以て則とせし

とぞ、享保二年褒賞して米を與へき、○忠義者半六
寛延三年同上 ○善行者石井庄右衛門 此村の檢斷な
り、寶曆六年安永元年二度同上 ○善行者茂兵衛 此
村の肝煎なり、寶曆六年同上 ○孝行者源吉 寛政九
年同上

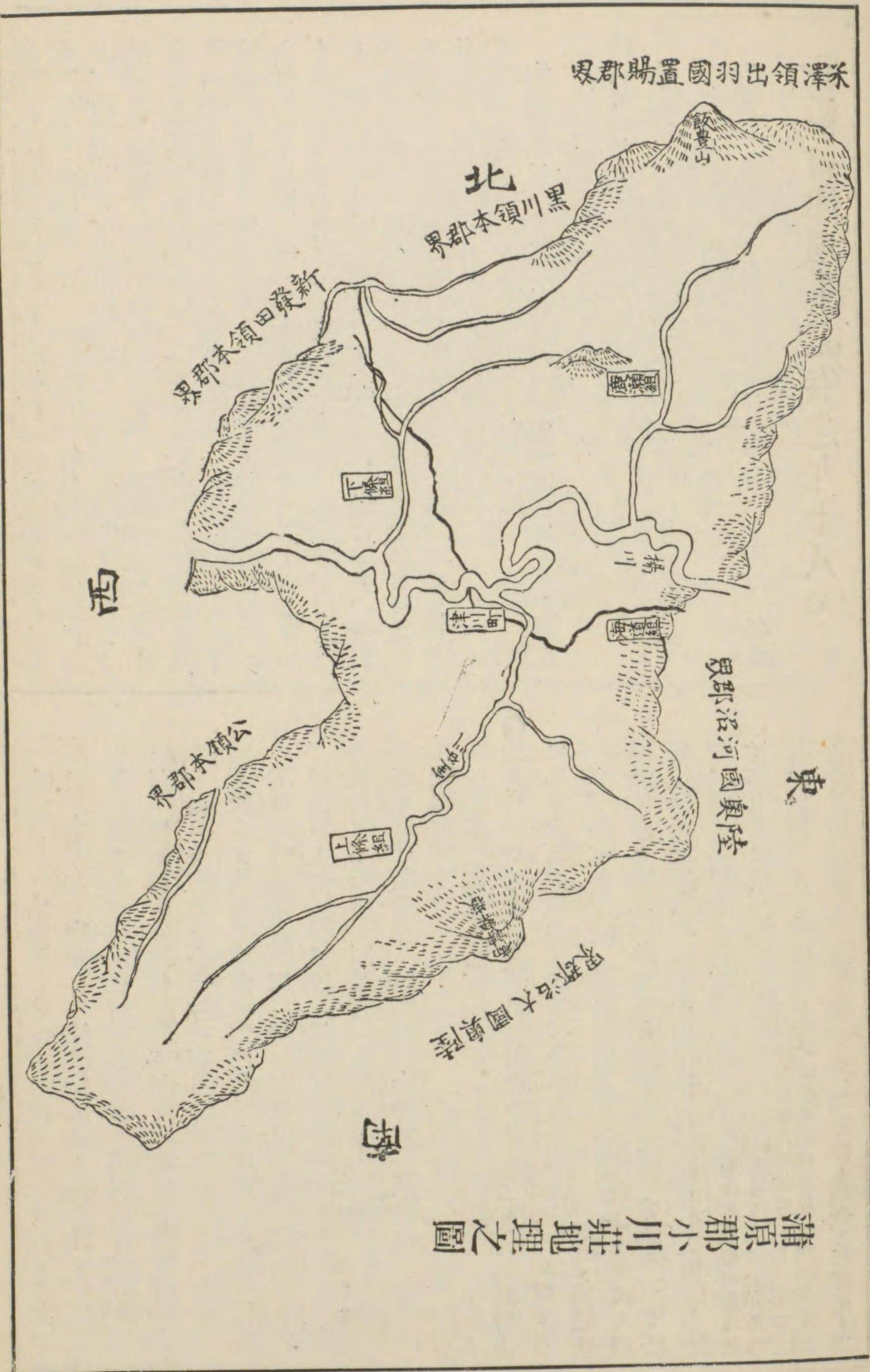
新編會津風土記卷之九十九

外篇越後國蒲原郡之一

小川莊

小川莊は蒲原郡の東端にあり、昔越後城四郎長茂本郡を
割て陸奥國耶麻郡惠日寺の衆徒頭乘丹坊に與ふ、是より
會津領に屬せりと云、莊名の起りを傳ず、天正十八年豊臣
家蒲生氏郷を會津に封ぜられし時、地勢會津領の山嶽に
連り、往古より會津領に屬せるにより氏郷に賜り、其後上
杉・浦生・加藤氏を歴當家封に就くに至て亦封内に屬する
こと舊の如し、東は陸奥國河沼郡に隣り、鳥居峠・高陽山
を界とし、西は公領本郡の諸村に交はり、南は陸奥國大沼
郡に續き、鉾峠・狸々森・山馬・尾瀧山・赤柴山を界とし、北
は米澤領出羽國置賜郡及本郡黒川領新發田領に連り、飯
豊山・内藏川・境川を限とす、東西十里 東は河沼郡の界鳥居
峠より西は公領草水
村の界境 南は大沼郡の界鉾峠より、北は
石に至る 南北十二里十二町 新發田領中山村の界境川に至る此
地山峻しく谷深く、道路險坂多し、飯豊・高森・御神樂・駒

新編會津風土記卷之九十八終

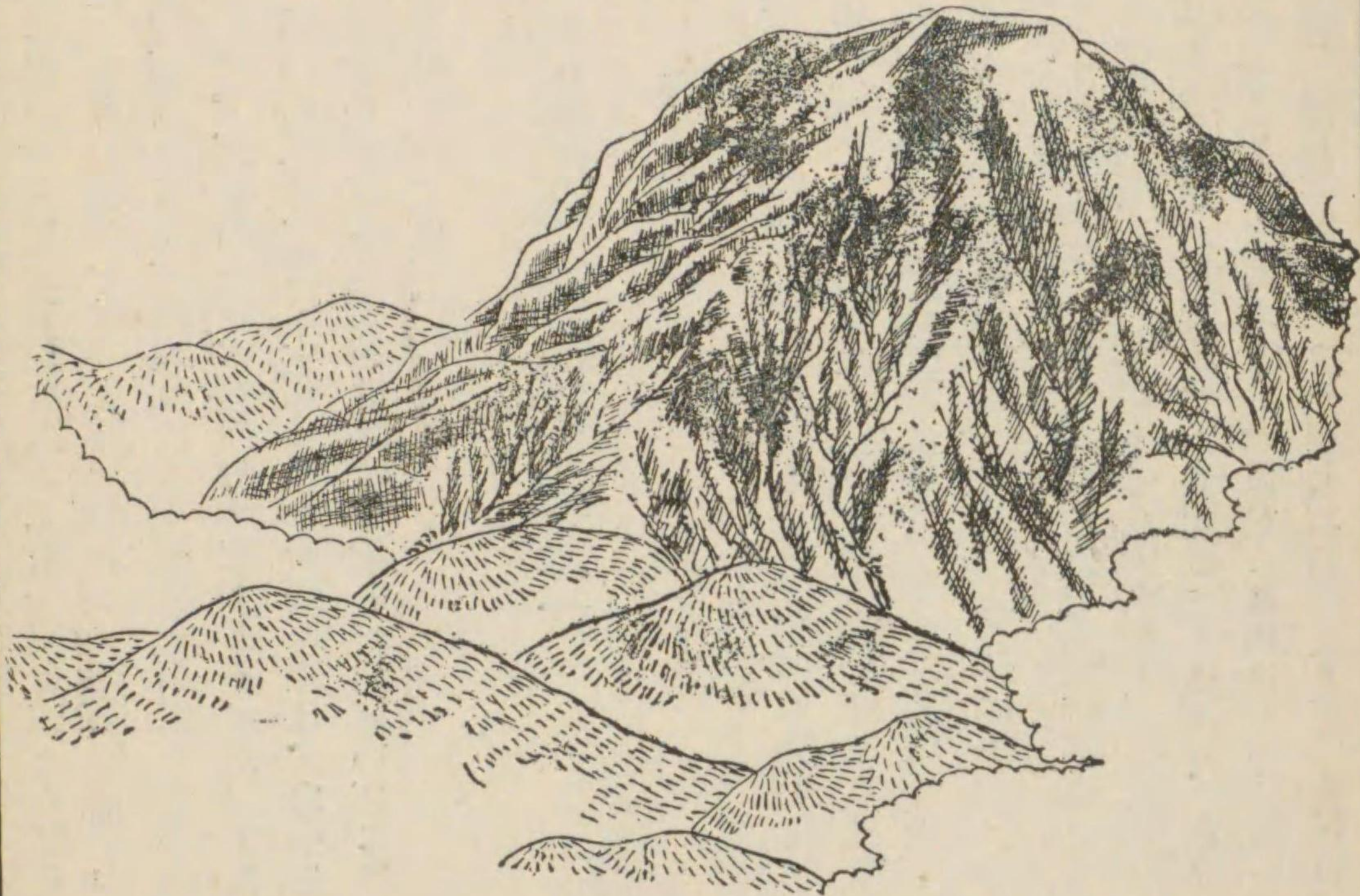


嶽・次狩等の高山四面に峙ち、揚川の長流其中を流れ土地漆杉に宜く漆蠟を産す、上品なり、村里皆重山の間にあり、暑は遅くして弱く寒は早くして強し、大凡十月より雪積り、三四月の頃まで消えつきず、深山の村々は八月末より雪降り寒氣甚強し、田圃多からず、刈野畑とて山間の草木を焼、其跡に粟・稗・蕎麥・麻等を植、冬春の際熊・猿・羚羊を獵す、津川町及上條組野中村太田村等の左右のみ平地にて田圃あり、養水皆溪流を灌ぐ、因て實り快からず、又旱魃の患あり、其田は下の下、其畠は下の上なり、津川町は本莊の中央にて上下の河船此に集り、商賈の便よく農業のみならず、市店を開き交易を以て生産とす、其習俗は陸奥國會津郡に載る所と大抵異ならざれば此に略しぬ、

○組名 組四

- 海道組 村十 此内二箇村は陸奥國河沼郡なり 鹿瀬組 村九 上條組
- 村三十 下條組 村二十七
- 村名 村七十五 此内二箇村は陸奥國河沼郡なり 鹿瀬組 村九 上條組
- 海道組 平堀村 郷名を失ふ小川 天満村 花立村 倉平
- 村 燒山村 田澤村 福取村 八田村
- 鹿瀬組 鹿瀬村 向鹿瀬村 日出谷村 菱瀉村 船渡
- 村 麥生野村 馬取村 新渡村 實川村
- 上條組 野村 拂川村 廣澤新田村 九島村 野中村

御神樂嶽圖



- 山川 ○飯豊山 鹿瀬組實川村の東北にあり、山勢西にひき、奥羽越三州に跨り、雙びなき高山なり 陸奥國耶麻郡の條
- 下條組 角島村 京瀬村 西村 大牧村 小花地村
- 谷澤村 白崎村 川口村 吉津村 岩谷村 五十島
- 取上村 石戸村 長谷村 熊渡村 石間村 佐
- 取村 小松村 岡澤村 五十澤村 細越村 古岐村
- 行地村 新谷村 綱木村 赤谷村 瀧谷村
- 津川町
- 御神樂嶽 上條組室谷村の東にあり、陸奥越後の地に跨り東北に峙てるを笠倉山と云、末板倉山と云、皆高山なり、中にも此山衆峯の間に特起し最峻麗なり、麓より頂上まで三里計、數十里の外まで俯瞰すべし
- 村落山下に基布し、東南の方一泉の長流を眼下に見る即只見川なり、半腹より上つかたは巖山にて仲夏の頃までも雪消せず、昔高田村伊佐須美明神此山に鎮座ありし時西山日光寺の僧覺道神樂を奏せり、山の名これに因ると云、今頂上東西十五間、南北五十間計の平坦なる所其社跡にて覺道盥漱の水なりとて五尺四方に二尺四方計の小池二あり、又山中に水晶多し、近く望めば日暉映發し銀波の如し、懸崖斗絶にして採ることを得ず、○高陽山 上條組柴倉村の辰の方にあり、麓より頂上まで一里計、雜木蕃茂せり、南は大沼郡に屬し東は河沼郡に接し、奥越の界なり、柴倉川これに出づ
- 鉾峠 高陽山の西に並ぶ麓より頂まで三十町計、南は大沼郡に屬す、陸奥・越後の界なり、此を越て大沼郡大石組宮崎村に至る、○揚川 河沼郡野澤組德澤村の界より鹿瀬組に入り、處々の溪流を得て津川町の東北に至り、室谷川を受け、下條組に入り、川口村の南にて新谷川・中澤川來り注ぎ、公領本郡草水村の界に入る山間を流れ曲折數回なれ共、大抵東より西に流る、廣五十間より百二十間に至る、此川津川町より西村・京瀬・大牧・小花地・谷澤・吉津・岩谷・五十島・熊渡・石間・佐取等の諸村を経て小松村に至り、西して新瀉に達する川船上下の水路なり、津川町より上流は山間急瀨多く船の往來自由ならず、多く筏を下す、鮭・鱒・鱈・鱒の類を産す、年魚多し、○室谷川 其源は會津郡八十

りし時西山日光寺の僧覺道神樂を奏せり、山の名これに因ると云、今頂上東西十五間、南北五十間計の平坦なる所其社跡にて覺道盥漱の水なりとて五尺四方に二尺四方計の小池二あり、又山中に水晶多し、近く望めば日暉映發し銀波の如し、懸崖斗絶にして採ることを得ず、○高陽山 上條組柴倉村の辰の方にあり、麓より頂上まで一里計、雜木蕃茂せり、南は大沼郡に屬し東は河沼郡に接し、奥越の界なり、柴倉川これに出づ

里越の山中より出上條組に入り、駒嶽・鹽倉兩山の間を環折し所々の溪流を受、太田村の北にて粟瀬川來り、注ぎ、西川となり、海道組に入り天満村の南にて小出川を受け、天満川と云、津川町の東北に至て内川となり、揚川に入る、廣三十間より七十間に至る、山中を流れ曲折あれども大抵南より北に流れ、川ざいざこ・鱒・鮎の類を産す、

外篇越後國蒲原郡之二

海道組

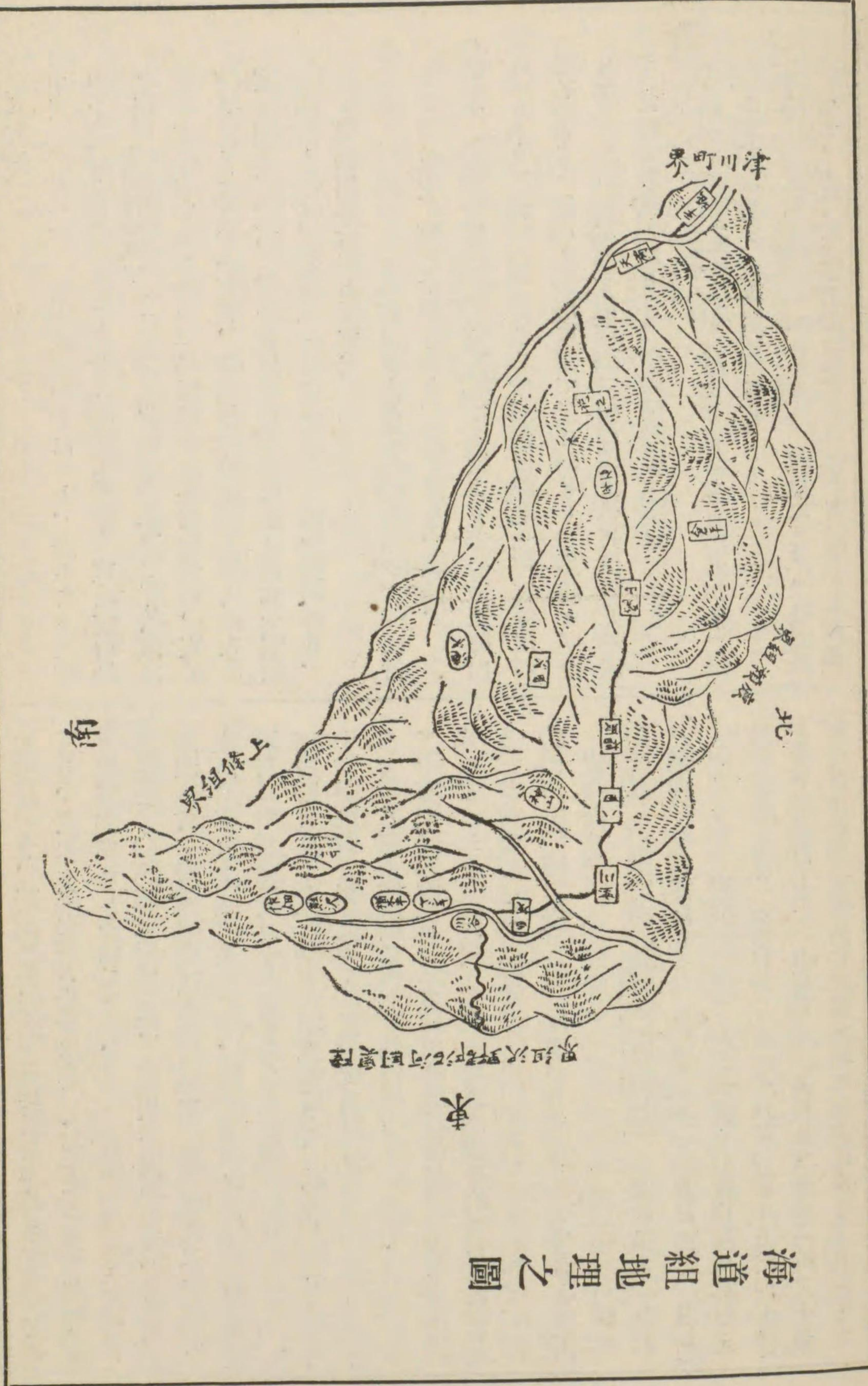
此地府城の西に當り本部の東端にあり、東の方陸奥國河沼郡の地に跨り車峠を限とす、東は河沼郡野澤組に隣り西は津川町に界ひ南は上條組に連り、北は鹿瀬組に續く東西四里十八町より東は野澤組下野尻村の山界南北三里、南は上出村の山界より北は鹿瀬組日山谷村の山界に至る、村里皆山間に新發田街道に住し水田少く米穀乏し、村民駄馬を遂て生計とす、八田・福取兩村は高山の麓にて寒氣甚しく雪積ること最深し、この邊三月の末まで雪消す、路に冰雪ありて駄馬を通じ難し因て大鋸を以て是を挽割路を通ず、田澤村倉平村は街道

を離れ殊に深山の間であり、習俗も自ら古朴なり、農暇には炭を焼、或は葛薇の根を掘て食料を資く、天満村・平掘村は室谷川に傍ひ網罟の利あり、此組の諸村皆郷名を失ひ本郡の諸村は共に小川莊と稱す、總て十箇村あり、中に箇村は河沼郡の部に載す

海道組八箇村

- 八田村 ヤツタ 福取村 フク 田澤村 タサ 端村 ハタ 灌澤新田 カンサキニタ
- 燒山村 ヤケヤマ 倉平村 クラノタヒラ 花立村 ハナタチ 端村 ハタ 平石 ヒライシ
- 天満村 テンマン 平堀村 ヒラホリ 端村 ハタ 品澤 ヒナザ

●八田村 府城の西に當り行程十里十八町、家數二十五軒、東西三町三十七間南北一町、四方重山にて北に少しく田圃あり、新發田街道驛所にて村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、陸奥國河沼郡本組寶川村驛より十四町三十間此に繼ぎ、此より十七町五十一間福取村驛に繼ぐ、東十二町河沼郡野澤組德澤村の山界に至る、其村は寅に當り一里餘、西十二町福取村の山界に至る、其村まで十八町十間餘、辰巳の方二町四十間寶川村に界ひ鳥居峠を限とす、其村は東に當り十八町、北十五町四十間餘鹿瀬組船渡村の山界に至る、其村まで三十一町二十間餘、戌亥の方十町鹿瀬組菱湯村の山界に至る、其村まで



海道組地理之圖

一里八町餘、

○山川 ○鳥居峠 村の辰巳の方にあり、登ること二町四十間、新發田街道にて陸奥越後の界なり、東は寶川村に屬すと併見るべし。○宮澤川 村北九町にあり、源は菱瀉村の山中より出づ、早坂川と云小川を受け、東に流ること三十一町餘、船渡村の地を過て揚川に入る廣三間餘、○沼 村より戌の方六町にあり、周六十間餘上臺沼と稱す、○清水 村より巳の方四十間にあり、周五間餘山本清水と稱す、

○水利 ○堤二 一は村より未の方四町にあり、一は村より寅の方二町三十間にあり、共に周七十間餘、

○神社 ○熊野宮 境内東西九間南 村より未の方三町山上にあり、鎮座の初詳ならず、舊は村北三町宮澤川の北にあり、天明六年府に請て此に移せり、鳥居・拜殿あり、△神職五十嵐權頭 何の頃にか丹波頼光と云者當社の神職となりき、今の權頭吉次が祖父なり、

○山神社 境内東西十三間 南北九間免除地 村より寅の方九町にあり、鎮座の初詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○龍泉寺 境内東西十二間南 村中にあり、壁立山と號す、公領本郡草水村觀音寺の末山曹洞宗なり、開

基詳ならず、天正九年觀海と云僧中興せし眞言の道場なり、寛永十年大益と云僧再興し、洞家となると云、觀音を本尊とし各殿に安す、

○褒善 ○忠義者四郎兵衛 天明三年賞して米を與へき

●福取村 府城の西に當り行程十一里、家數二十六軒、東西二町五十間南北三十間、四方重山なり、新發田街道驛所にて村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、八田村驛より十七町五十一間此に繼ぎ、此より二十二町二十四間燒山村驛に繼ぐ、東四町八田村の界に至る、其村まで十八町十間餘、西十町燒山村の界に至る、其村まで二十町十間、南十七町七間田澤村の山界に至る、其村は未に當り二十八町餘、北十一町鹿瀬組菱瀉村の山界に至る、其村まで一里七町餘、

○山川 ○福取嶽 村の戌亥の方にあり、頂まで十五町岩山なり、

○神社 ○諏訪神社 境内東西三十七間 南北五十間免除地 村南二町計にあり

鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、下條組西村皆川下總が司なり、【相殿一座】 △妙見神 本村より移せり、

●田澤村 端村 瀧澤新田 府城の西に當り行程十一里三十町、家數三十軒、東西八町南北一町、深山の間にあり、東八町福取村八田村及陸奥國河沼郡本組寶川村に界ひ大

峠を限とす、福取村は丑に當り二十八町餘、西一里上條組九島村の山に界ふ、南一里上條組東山村の山に界ふ、北八町燒山村の山界に至る、其村まで二十町三十間餘、又未申の方一里十八町六間、上條組小出村の山界に至る其村まで一里二十八町餘、

○端村 ○瀧澤新田 本村の南二十七町餘にあり、家數二軒、東西一町四間南北三十間四方重山なり、寛文元年に開けり、

○山川 ○土埋嶽 村より辰巳の方十八町にあり、頂まで十八町周二里程、近山に勝れて高峻なり、もと田代嶽と云、何れの時にか地震して山の八分目より崩れ民家を埋む、因て土埋の名ありとぞ、寶川村の傳ふる所と異なり併見るべし、

○大峠 村東にあり、登ること八町寶川村の小名神山に行道なり、○田澤峠 村北に登ること八町、燒山・福取兩村に行道なり、○袴腰山 端村瀧澤新田の南にあり、高百丈餘雜木繁茂す、北の方に伐降澤と云、小澤あり、洪水の後時として人の首に似たる石流れ出るこ

とあり、土俗人首石と名く、○田澤川 源を土埋嶽の諸溪より發し、西に流ること二里十二町、村南を過て上條組野村の界に入る廣三間計、

○神社 ○十二神社 境内東西六間南 村南小高き所にあり

鎮座の初を知らず、鳥居あり、西村皆川下總これを司る、【相殿二座】 △伊豆神 本村より移せり、△諏訪神 同上

○十二山神社 境内東西十二間 南北三間免除地 村東山上にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○東善寺 境内東西二十間半南 村西山麓にあり、高明山と號す、高野山遍照光院の末寺眞言宗なり、縁起に大同二年空海が開基にて堂舎は大和猿澤地の邊に住せし水口八右衛門と云、工匠造立せしとぞ、其後空

也住して自太子の像を刻て境内に安す、天正十八年火災に罹り殿堂什器及太子の像も燒け失せたり、夫より世々太子守宗の僧侶住せり、寛永十二年順盛と云僧住してより眞言宗となり、相繼て今に至りしと云、又客殿の後に檜の老樹あり、圍一丈五尺、空海が栽し所と云傳ふ、本尊大日、客殿に安す、

●燒山村 府城の西に當り行程十一里二十四町、家數三十軒、東西四町二十六間南北三十間、山間にあり、新發田街道驛所にて村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、福取村驛より二十二町二十四間此に繼ぎ、此より一里十三町十三間餘上條組野村驛に繼ぐ、東八町四十二間福取村の界に至る、其村まで二十町十間、西十三町二間花立村

の界に至る、其村まで二十七町四十間餘、南十二町三十二間田澤村の山界に至る、其村まで二十町三十間餘、戊亥の方七町五間倉平村の界に至る、其村まで九町四十間餘、
○山川 ○田畠石山 村西七町計にあり、頂まで二町此山より田螺に似たる石を産す、其石を削て粉となし、是をつくればよく血を止むと云、○前澤 村南にあり福取嶽より流れ出て西に流る、こと二十六町餘、花立村の界に入る、廣二間計、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
○神社 ○若宮八幡宮 境内東西二十二間 南北十六間免除地 村西五町計山の腹にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、西村皆川下總是を司る、【相殿一座】 △伊勢宮 本村より移せり、

●倉平村 府城の西に當り行程十二里、家數十七軒、東西一町南北一町山間にあり、丑寅の方二十九町計鹿瀬組菱瀉村の山に界ふ、未申の方十五町、花立村の山界に至る、其村まで二十九町十間餘、南二町三十七間焼山村の界に至る、其村は辰巳に當り九町四十間餘、戌の方二十二町鹿瀬組鹿瀬村の山界に至る、其村まで二里十二町、
○山川 ○兎倉山 村東二十八町にあり、頂まで十七町計、南の方に若林・黒森・大將陣場等の諸峯つゞく、

○餅倉山 村西十町計にあり、頂まで六町餘雜樹多し
○杉山澤 村南二町にあり、兎倉山より流れ出て、未申の方に流る、こと十八町、焼山村の境内にて前澤に入る、廣二間計、

○神社 ○山神社 境内東西六間半 南北十一間免除地 村北にあり、勸請の初を知らず、鳥居あり、八田村五十嵐權頭が司なり、【相殿一座】 △伊勢宮 本村より移せり、

●花立村 端村 平石 府城の西に當り行程十二里十八町家數十四軒、東西二町八間南北二十間山中にあり、東十四町四十間焼山村の界に至る、其村まで二十七町四十間餘、西二町五十間上條組野村の界に至る、其村まで十六町、南五町田澤村の山に界ふ、北十七町五十間鹿瀬村の山に界ふ、又戌亥の方十一町二十間天満村の山界に至る、其村まで二十二町三十間餘、丑寅の方二十五町倉平村の界に至る、其村まで二十九町十間餘、村中に新發田街道あり、

○端村 ○平石 ヒライシ 本村の東十六町新發田街道にあり、家居一軒山中に住す、
○山川 ○足澤山 村南十八町にあり、頂まで六町岩山なり、○前澤 村南にあり、焼山村の境内より來り、西に流る、こと十九町野村の界に入る、○不動瀧 村

の辰の方前澤にあり、高三丈側に不動の像を安ず、
○神社 ○山神社 境内東西五間 南北二間免除地 村中にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

●天満村 村東に天満宮の古社あり、因て村名とす、府城の西に當り行程十三里六町、家數三十七軒、東西一町五十四間南北六町十四間、四方少しく田圃ありて、西は川に近し、新發田街道驛所にて村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、上條組野村驛より四町四十七間此に繼ぎ、此より三十町十八間津川町驛に繼ぐ、東一里二町計花立村の山界に至る、其村は辰巳に當り二十二町三十間餘、西一町四十間北二町三十間共に平堀村に界ひ室谷川を限とす、其村は戌に當り二町三十間、南三十七間野村の界に至る、其村は辰に當り一町三十間、

○山川 ○愛宕山 村東二町にあり、頂まで一町計昔愛宕權現を祭りし所と云、○室谷川 俗に天満川と云又常波川とも云下同 村西一町四十間餘にあり、平堀村の境内より來り、北に流る、こと七町計又平堀村の界に入る、廣五十間許、○音無川 村の申の方三町にあり、野村の境内より來り、西に流る、こと十町室谷川に入る、廣六間、上流を田澤川と云、○沼 村より辰の方十三町山中にあり、周百八十間、

○水利 ○堤 村東四町にあり、周百十八間谷地頭堤と稱す、

○關梁 ○橋二 一は村より戌の方三町室谷川に架す、長七十間幅二間、もとは船渡なり、享和二年此橋を架す、一は村より辰の方三町計音無川に架す、長九間幅一丈、共に新發田街道なり、

○神社 ○天神宮 境内東西十八間 南北二十三間免除地 村東にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、修驗北野寺これを司る、
○熊野宮 境内東西八間 南北六間免除地 村東一町餘にあり、何の頃にか紀伊國熊野山より勸請せりと云、鳥居・拜殿あり、修驗八大院司なり、【相殿一座】 △白山神 本村より移せり、

●平堀村 府城の西に當り行程十三里十八町、家數三十四軒、東西二町南北七町、東は川に傍ひ三方に田圃あり東四十六間天満村に界ひ室谷川を限とす、其村は辰巳に當り二町三十間、西八町津川町の界に至る、津川町は戌に當り十四町十間餘、南は上條組廣澤新田村と田圃相雜はり地界なし、其村は未に當り一町四十間、北四町三十間鹿瀬村の山に界ふ、舊村東七町に品澤と云端村あり、室谷川の邊りなれば、しばしば水災に苦み、享保中本村に移せり、村南に新發田街道あり、

○山川 ○室谷川 村東にあり、上條組九島村の境内より來り、西北に流るゝこと十二町津川町の界に入る、

○關梁 ○橋 村より辰の方四十間餘、室谷川に架す、天満村の條下に詳なり

○水利 ○堤四 一は村より戌の方三町にあり、周七十年、一は村より四町戌の方にあり、周九十間共に元和二年に築く、一は村より巳の方九町餘にあり、周七十二間、萬治二年に築く、一は村より巳の方一里五町にあり、周四百八十間、

○神社 ○熊野宮 境内東西十二間南 村西一町計にあり、北十一間免除地

○鎮座の初詳ならず、鳥居あり、九島村齋藤丹後が司なり、【相殿四座】 △伊勢宮 本村より移せり、△諏訪神 △白山神 同上 △山神 端村品澤より移せり、

○寺院 ○地藏堂 境内東西十間南 村より申の方三十間餘にあり、造立の年代を知らず、地藏の軀中に文和二年の春、圓満寺の住持再興之と書たる板札を納むと云、長四尺五寸の木佛なり、修驗延命寺之を司る、

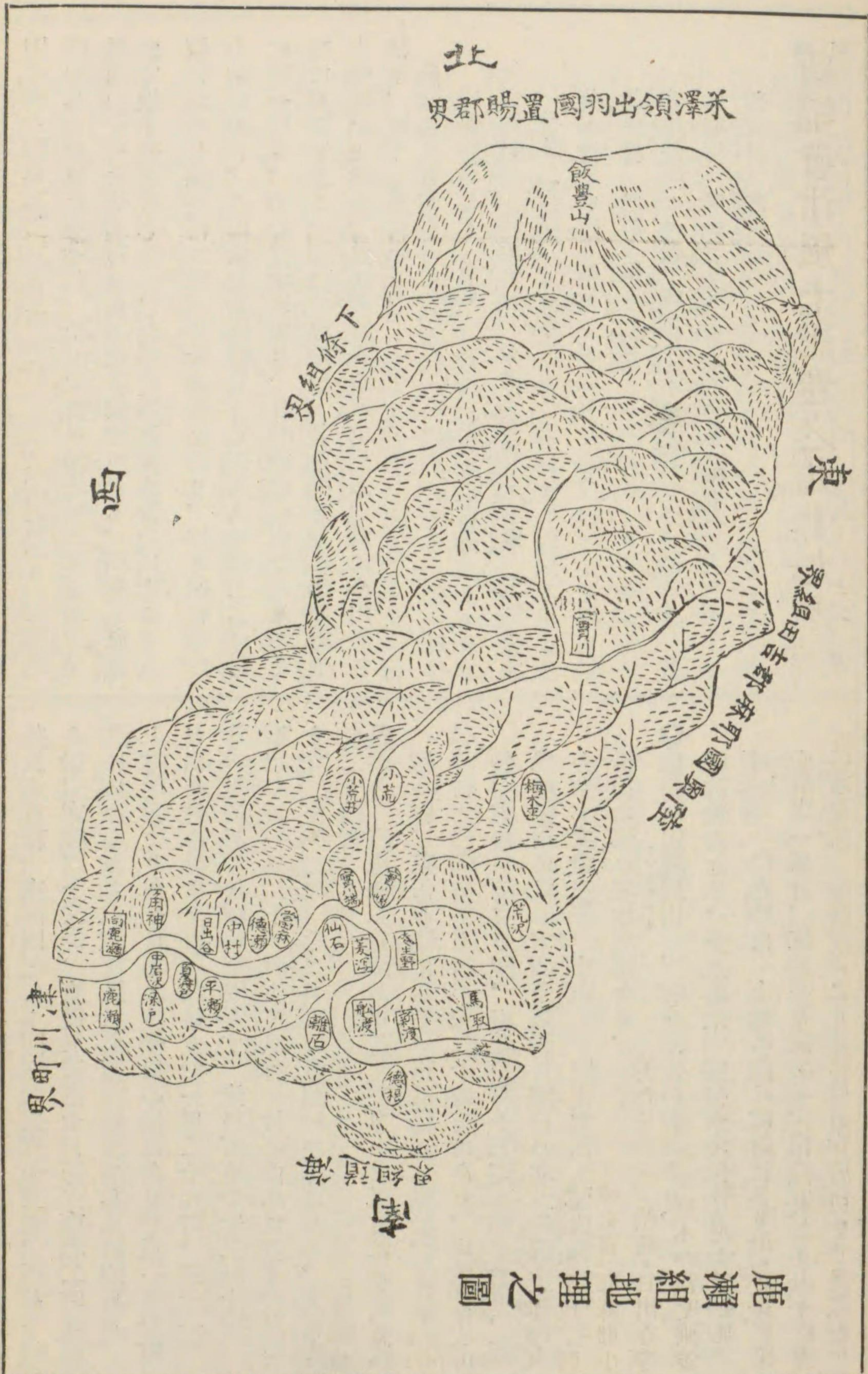
新編會津風土記卷之九十九終

新編會津風土記卷之百

外篇越後國蒲原郡之三

鹿島組

此地府城の西北に當り本郡の東にあり、東は陸奥國耶麻郡吉田組に續き、西は津川町に接し、南は海道組に界ひ北は下條組及米澤領出羽國置賜郡に隣る、東西五里、東は組杉山村の山界より西、南北七里十八町、南は海道組八田村の山界より北は置賜郡の山界に村里皆山間に住し、大抵揚川に傍ひ、薪樵の便よく漁獵の利あれども田圃少し、農隙に炭を燒材木を伐、熊鈴羊を獵て生産の資とし、津川町に出て鹽を買、耶麻郡小荒井・小田付の諸村に運送し米穀に易ふ、船渡・日出谷等の村々は陸奥國大沼郡の方より伐出せる材木の筏を乗麥生野・新渡・船渡・馬取等の諸村は葛根に堀、或は紙を漉、鹿瀨村・日出谷村にては勝栗・乾柿を製し、鹿茸・紫茸を採て鬻出す、實川村は高山の麓にて八月の末より山々に雪降寒氣甚く、雪積ること九尺計、四月の初まで残雪あり



因て多く蕎麥・粟の類を植るのみにて水田なかりしに、近頃少しく田地を墾發し、や、秋實を得る年ありと云、又揚川の左右に傍ふ村々は開近く相向へども、川荒く急流にて輒く船を渡し難く、急用を辨じ難き故、川岸より大綱をわたし藤蔓にて用一尺計の輪を作り、細き繩をつけ大綱に通じ、之に物を結び桐貝とて長五六寸周二三寸計に桐を削り、中を空虚に鑿り、其聲寶螺に似たるものを吹て相圖をなし、兩岸に向ひ、是を引て互に用を辨ず土俗線綱と稱ふ、此組の諸村郷名を失ふ、共に小川莊と稱す、總て九箇村あり、

- 鹿瀬組九箇村
- 鹿瀬村 小名 角神 ツノカミ 端村 深戸 中岩澤 フカト
- 向鹿瀬村 日出谷村 端村 夏渡戸 平瀬 中村 徳瀬 ヘビデヤ ナツワタ ヒラセ
- 當麻 實川端 小荒井 タケノコ サネカハシマ コアラ
- 菱湯村 端村 仙石 セノコ
- 船渡村 端村 離石 徳根 ハナレシ トクネ
- 麥生野村 端村 實川島 小荒 ムギノ サネカハシマ コアラ
- 馬取村 端村 荒澤 木地小屋 梅木平 ウマトリ アラサハ ウメキタヒラ
- 新渡村 實川村 ニヒワタリ サトカハ
- 鹿瀬村 小名 角神 府城の西北に當り行程十四里東西二區にあり、其間二町を隔つ、東を上村と云、家

數五十五軒、東西四町三十間南北二町十三間、西を下村と云、家數四十二軒、東西三町三十六間、南北二町五間共に山中にあり、北は揚川に傍ひ四方少しく田圃あり、上村に官より令せらる、掟條目の制札あり、東一里十町日出谷村の界に至る、其村まで一里二十五町、西十一町津川町に界ひ松坂峠を限とす、津川町まで十三町十間、辰巳の方一里二十六町海道組倉平村の山界に至る、其村まで二里十二町、北二十町向鹿瀬村の界に至る、其村まで二十四町、

- 小名 角神 上村より丑寅の方一里三町にあり、家居一軒、重山の間に住し、南は揚川に臨む、
- 端村 〇深戸 上村の東二十四町にあり、家數三十二軒、東西一町二十間、南北二町十三間山間にあり、西北は揚川に傍ふ、〇中岩澤 深戸の北八町四十間餘にあり、家數三軒、東西二十間南北四十間山麓に倚り、揚川に臨み境地幽邃なり、
- 山川 〇狐辰山 下村の西十一町にあり、頂上まで三町計岩山なり、金上遠江守盛備が城跡あり 津川町の條下に詳なり
- 〇赤崎山 上村の北八町計にあり、頂上まで十町周一里計、紅葉多き故名く、向鹿瀬村と入逢なり
- 南嶺山 端村深戸より辰巳の方十町計にあり、北に

並べるを北嶺山と云、共に頂上まで十四町計、昔此山にて鷹を網せしと云、〇銅山四 一は小名角神より丑寅の方一里餘にあり、草倉山と云、小屋一軒、一は角神より寅の方十町餘大川端と云所にあり、小屋二軒、一は角神より寅の方十五町計、向鹿瀬村と入逢の地、品谷と云所にあり、小屋一軒、一は角神より三十町計、辰の方黒崎山にあり、小屋一軒、元文四年より銅を採る、其後多少あれども出ること斷へず、寛政二年より役人を置其事を司らしむ、近頃は銅の出ること最少し

- 揚川 村北一町計にあり、日出谷村の境内より來り西に流れ南に轉じ又西に折れ、向鹿瀬村と入逢の地を過ぎ津川町の界に入る、境内を經ること凡二里十七町計廣二町、小舟を設け向鹿瀬村に往來す、
- 水利 〇堤四 一は村東一里餘にあり、周五百間寛政二年に築く、一は村の西南八町計にあり、周九十間、一は村東にあり、周二百十間、一は端村深戸の東五町計山中にあり、周七十六間、
- 倉廩 〇米倉 上村にあり、本組の米を納む、
- 神社 〇三島神社 境内東西三間南 上村に來り、大江村某と云もの大和國より此地にあり勸請せしと云、年代詳ならず、神像二軀あり、一は長一尺二寸一は長八寸

二分皆古物なり、鳥居・拜殿あり、【相殿十一座】△伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神二座 △諏訪神 △山神二座 △日光神 △白山神 △七所神 △若宮八幡 △帝釋神 同上 △神職 大江山城 先祖を小林甚大輔貞勝と云、いつの頃にか當社の神職となる、五世の孫安房貞直と云者故ありて大江氏に改むと云、今の山城貞昌は貞直が四世の孫なり、

- 稻荷神社 境内東西四間南 端村ふか戸の東山上にあり鎮座の年代を知らず、鳥居・拜殿あり、大江山城是を司る、【相殿三座】△帝釋神 地主神なり、△風神 ぶか戸より移せり、△熊野宮 端村中岩澤より移せり、
- 寺院 〇多寶寺 境内東西三十間南 上村にあり、妙法山と號す、公領本郡草水村觀音の末山曹洞宗なり、縁起に安貞二年濟家の僧寅身と云もの、陸奥國河沼郡柳津村虚空藏に詣んとて鎌倉緣覺寺より 舊事雜考に緣覺寺は圓覺寺の訛歟圓覺寺は弘安五年の草創にて安貞二年よりは五十四餘年の後なればいぶかしとあり 來り、遂に上條組石島村に住し、其後此に移り八町四方の地面を求め 古文書に下に 當寺を創立し、春日作の釋迦彌陀及空海作の大日の本尊とせり、大日の像長一尺五寸今に存す、其頃は大洞庵・寶昌院・梅秀庵とて塔頭三ありて巨利なりし

とぞ、寅身五世の後無住となり、什物舊記多く紛失す、塔頭も此時に廢毀せりと云、寛正二年觀音寺の僧可山舊院の廢せるを傷み、佛宇を再興し此に住せり、因て可山を中興とす、天正十九年木村伊勢守秀俊流落して此に來り、暫く當寺に寓居し、後ゆかりについて蒲生氏に寄食せし時舊好を忘れず、當寺の古利なることを稱しければ、氏郷寺産七十石を寄附せしとぞ、上杉氏のときは是を失ふ、文化元年火災に罹り再建未だならず、△鐘樓 境内入口にあり、鐘徑二尺三寸、享保十三年住持覺峯が鑄る所なり、銘あれども煩しければ載せず、

△觀音堂 境内にあり、舊村中にあり、何の頃にか此に移せり、

△日光神社 觀音堂の北にあり、當寺草創のとき寅身が勸請せしなりと云、

多寶寺之文書之事

開山之事、かまくら之緣覺寺之内に多寶院と申塔主坊主折節柳津へ佛詣致、それより小河へ下、石島に一兩年滯留仕、其後又かのせみ寺澤と申に二年逗留被申候か、あまりに寺澤之事せば地に御座候間、旦那屋敷をこい寺を立被申候、其間東西之屋敷五貫

文之禮文を以請取申候、若又旦那六ヶ敷事を申上候は、此狀をさきとして五貫文之代を旦那可返と申候、其後野原を寄進に被付候、爲其禮とは一貫五百文しきせんを致申候、しせん是も相違申候は、彼説を先と致理可申候、又さかい之事、もんぜんの後よりせき澤かしらの道を切かみわ一之せきの上のくつれよりには、寺さかみかみのなかそねをとらみあてに仕候、又北は山神之前(符カ)のつちよりにはつみのかしら之一本うつぎさかいに御座候、若又うつきうせ候は、田之かしらをさかいに御座候、とうみはだうし之かしら之こはげに御座候者、又野原之事大門にむかふにしひかしつゝ御座候、東はせき澤かしら之道かぎり、南野原は寺ふんに御座候、きたに田中内御座候、返々於後日とわり申候者、此狀をさきとして御理可有之候、爲後日之手形を遣候、仍如件、

于時安貞二曆丁亥三月廿日

多寶寺 田中神九郎(花押)

案ずるに安貞二年の歳次は戊子なり、訛なるべし、舊事雜考には安貞元年丁亥の事とす、

○安養寺 境内東西十四間南端村深戸の東山麓にあり、

芭蕉山と號す、開基の年代をしらず、天正元年津川町玉泉寺會下淳快と云、僧來て再興せり、玉泉寺の末山眞言宗なり、本尊聖觀音客殿に安ず、

○觀音堂 境内東西二十二間南北十三除免除地 上村にあり、草建の年月を傳へず、村民の持なり、

○毘沙門堂 境内東西三間南北四間免除地 上村にあり、建立の初しれず、村民の持なり、

○墳墓 下村の南一町計菜圃の中に高三尺計の塚あり、村老の説に新宮次郎盛俊が墓なりと云、案ずるに塔寺村八幡宮長帳永享五年の記に、新宮氏小川莊に打入討死せしよし見ゆれば、土人の傳る所謂れなきにあらず、又下村の西六町計、菜圃の中に高一間計の塚九相並べり、側に古松樹一株あり、土人云昔此所に吉見次郎某と云者住し、後に津川町御小屋館に移る、此塚みな吉見氏先祖の墓なりと、又舊事雜考亨祿三年の記に鹿瀬村に住せる吉見忠親と云ふもの、津川町新善光寺の領五箇村を押領せしよし見ゆれば、此村に吉見氏の住せしとは見えたりを併見るべし

○舊家 大江彌惣左衛門 此組の郷頭なり、先祖を彈正某と云、津川町狐尻の城主金上盛備に屬し、小川莊政所と云を勤しとぞ、蒲生氏の時大肝煎と云、其後い

つの頃にか小川莊の諸組を分ちしとき組頭と云、加藤氏の時より郷頭と改む、寛永二十年彌惣左衛門某家資を出して水利をひらき、許多の田畑を墾發せり、今の彌惣左衛門が九世の祖なりと云、

●向鹿瀬村 府城の西北に當り行程十四里、東西二區に分かる、其間三町を隔つ、東を上村と云、家數十一軒、東西二町南北二十五間西を下村と云、家數二十二軒、東西二町十間南北二十八間、共に南は揚川に傍ひ北は山に倚る、東四町三十間、南四町共に鹿瀬村に界ひ揚川を限とす、西四町鹿瀬村の界に至る、其村は南に當り二十四町北十町十間鹿瀬村と入逢の山に界ふ、

○山川 上山 下村より戌亥の方三町計にあり、頂上まで二町計、○赤崎山 下村の西七町計にあり、頂上まで十町鹿瀬村と入逢なり、○祭神峠 下村より戌の方八町にあり、此を越て鹿瀬村の小名角神に至る、

○揚川 上村の南二町十間餘にあり、日出谷村の境内より來り、西に流れ東に折れ南に轉じ、また西に向ひ鹿瀬村と入逢の地を過ぎ、下條組角島村の界に入る、此村の境内を經ること三十町計、

○神社 鹿島神社 境内東西三十五間南北三十間免除地 上村の西一町計巨巖の上にある、鎮座の年代詳ならず、鳥居拜殿あり、

鹿瀬大江山城を司る、【相殿三座】 △諏訪神 本村より移す、△羽黒神 △幸神 同上

○帝釋神社 境内東西二間南 上村より亥子の方二町計にあり、祭神は天御中主尊なり、鎮座の年代を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○龍藏寺 境内東西十三間南 上村の北山麓にあり九鏡山と號す、開基の年代分明ならず、永祿三年火災に罹り堂宇焼失せり、慶長九年賢良と云僧再興せり、津川町玉泉寺の末山眞言宗なり、虚空藏を本尊とし客殿に安ず、長一尺四寸、空海作と云、

●日出谷村 端村 夏渡戸 平瀬 中村 徳瀬 府城の西北に當り行程十四里、家數四十九軒、東西一町南北三町、山間にあり、南は揚川に傍ふ、村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、東一里五町五十六間麥生野村に界ひ實川を限とす、其村まで二里二十八町十間餘、西十五町鹿瀬村の山界に至る、其村まで一里二十五町、南一里計海道組倉平村の山に界ふ、北三里計下條組瀬谷村の山に界ふ、

○端村 ○夏渡戸 本村の西二十八町にあり、家數九軒、東西一町五十五間、南北二十二間山間にあり、北は揚川に臨む、○平瀬 本村の南十六町にあり、家數十五

軒、東西一町四十八間、南北五十八間山中に住し、北は揚川に傍ひ東に少しく田圃あり、○中村 本村の東六町にあり、家數三十四軒、東西二町南北五十間、南は揚川に近く東北は山に倚る、○徳瀬 中村の東五町にあり、家數十七軒、東西一町五十間、南北四十間山中にあり、南は揚川に臨む、○當麻 徳瀬の東八町にあり、家數六十軒、東西二町十間、南北四十間山間にあり、南は揚川に臨む、○實川端 當麻の東十七町にあり、家數三軒、東西一町南北十八間、東は實川に臨み南は揚川に傍ひ重山の間にあり、○小荒井 實川端の北一里にあり、家數三軒、東西二十間南北三十間、東は實川に臨み重山の間に住す、

○山川 ○霜消山 村北三里計にあり、一に蒜葉山と云頂上まで二里周四里餘、山中に沼多し、深山にて人入ることまれなり、西北は下條組瀧谷・岡澤兩村と峯を界ふ、○びいろ山 村より丑の方一里にあり、頂上まで二十町計、昔金を鑿し所とて坑の趾あり、○棒掛山 村より亥の方十四町計にあり、頂上まで一里周二里十八町計、○烏帽子嶽 村より丑の方四里十八町計にあり、頂上まで二里十四町計、其形似たる故名く、頂上は岩山にて四時雪あり、五葉松・ぶな・杉及熊鈴羊

多し、此山東は實川村に屬し、北は瀧谷村に隣り、共に峯を界ふ、○兎倉山 端村平瀬の巳の方一里十八町にあり、頂上まで十七町計、南は菱瀧村に隣り西は倉平村に隣る、共に峯界なり、○高倉山 平瀬の南二十五町にあり、頂上まで十三町、○黒崎山 端村夏渡戸の西十二町計にあり、頂上まで十五町、西南は鹿瀬村と峯を界ふ、○越戸峠 夏渡戸の西九町にあり、頂上まで六町計、此を越て鹿瀬村にいたる、○晝影岩 平瀬の西五町計山の中腹にあり、日影此岩の八九分にあたるを見て日中を知る故に名くと云、○沼二 一は平瀬の北八町計にあり、周七十五間、一は端村當麻の東九町計路傍にあり、周五十間計、傾城沼と云、○揚川 村南一町計にあり、菱瀧・麥生野兩村の境内より來り、所々の溪流これに注ぎ、西に流ること二里、鹿瀬・向鹿瀬兩村の界に入る、○長走川 村北二里計山奥にあり、源を烏帽子嶽に發し、西に流ること四里計、下條組新谷村の界に入る、廣二十間、岩魚・鰻を産す、

○實川 端村實川端の東にあり、實川村の境内より來り、屈曲して山中を経ること一里十町計、南に向ひ、實川端の辰巳の方に至り揚川に入る、廣二十間、石高くして最も急流なり、

○關梁 ○橋二 一は端村中村にあり、長五間土橋なり一は端村實川端の東二町五十間計にあり、隣村の道路實川に架す、長十二間幅一間半勾欄あり、實川橋と名く

○倉原 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○羽黒神社 境内東西五十間南 端村當麻の東一町十間計山上にあり、石階を上ること二百七十餘級、昔いつの頃にか、此村の地頭波田野某勸請し田圃各六段の地寄附せしとぞ、今社料を失へき、鳥居あり、△神職渡部信濃 正徳元年渡部善大夫某と云もの神職となりし、即今の信濃廣直が四世の祖なり、

○月山神社 境内八間四 端村夏渡戸の南一町計山麓にあり、祭神は月弓尊なり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、渡部信濃が司なり、【相殿三座】 △稻荷神 夏渡戸より移せり、△十二山神 △水神 同上

○伊豆神社 境内東西三十二間南 端村平瀬の北にあり、鎮座の時代を知らず、鳥居あり、渡部信濃これを司る、【相殿一座】 △山神 平瀬より移せり、

△山王神 △若宮八幡 △帝釋天 同上

○白山神社 境内七間 端村德瀬の北小高き所にあり、永正六年此村に住せる波田野久次郎某と云者草創せりとぞ、鳥居あり、村民の持なり、

○白山神社 境内四間 當麻の北山麓にあり、鎮座年代を傳へず、鳥居あり、渡部信濃是を司る、【相殿一座】

△倉神 地主神なり、村老の説に昔一人の宮女漂泊して鎌倉に來りしに、此村の長太郎と云ものも商賣のため鎌倉にありければ、彼女を語ひて此所に歸り、深く契りしに其後いつとなく疎くなりけるを恨て琵琶沼と云沼の邊に鏡七面を遺しおき身を投て死す、里人憐てなきがらを收め、彼鏡をば村東十五町計の毛無峠と云所に埋む、彼怨靈長太郎が家に祟をなしけるにより是を慰んとて藏神に祭れりとぞ、今案するに倉藏音訓同じければ藏神と傳へしは倉神の訛なるべし、又當麻の東九町計に傾城沼と云るあり、其邊の小坂を琵琶坂と名く、琵琶沼は即傾城沼の事なりとぞ、

○寺院 ○極樂寺 境内二十五間 村東一町計山麓にあり、眞言宗、山號を長光山と云、開基の年代しれず、永祿二年の春火災に罹り、同三年津川町玉泉寺の僧淳存再興せり、因て玉泉寺末山となれり、本尊彌陀客殿に安

ず、△觀音堂 境内にあり、

○護德寺 境内東西三十一間南 端村中村の北一町計山下

にあり、如意山と號す、開基の年月分明ならず、大永元年玉泉寺の會下宥園と云僧來て中興せり、玉泉寺の末山眞言宗なり、彌陀を本尊とし、客殿に安殿に安ず

△觀音堂 境内にあり、秘佛の正觀音を安置す、

○褒善 ○忠義者重太郎 寛政三年米を興て賞しき、

●菱瀉村 端村 仙石 村北七町計に沼あり、菱瀉沼と名く、今僅に其形のみ遺れり、村名是に因りしと云、府城の西に當り行程十二里、家數二十七軒、東西一町三十間南北二町山中にあり、東五町計麥生野村に界ひ揚川を限とす、其村まで十七町三十間西一里十八町、海道組平村の山に界ふ、南十町三十五間船渡村に界ひ揚川を限とす其村まで十一町二十間餘、戊亥の方二十六町二十間、麥生野村に界ふ、又未の方三十三町九間海道組八田村の界に至る、其村まで一里八町五十間餘、申の方三十二町十五間、海道組福取村の界に至る、其村まで一里七町三十間餘、

○端村 ○仙石 本村より戊亥の方二十五町四十間にあり、家數五軒、東西三十間南北十五間山麓にあり、西北は揚川に臨む、

○山川 ○黒森山 村の西南一里五町計にあり、頂まで十町計西南の方兎倉山につゞき、倉平村と入逢なり、

○兎倉山 村西一里十町計にあり、頂まで十七町、其北につゞけるをまたらふ山と云、頂まで二町計、西南は倉平・鹿瀬・日出谷三村の山に連る、○猿額山 村より未申の方五町三十間にあり、登ること十一町餘、四十八折して頂上に至る、此を越て八田・福取兩村にゆく

○揚川 村東四町計にあり、船渡村の内より來り、東に流れ北に轉じ、又西に流るゝこと二里計、日出谷村の界に入る、廣五十間、

○土産 ○單席 菱瀉表とて茅に織しものなり、下品なれども民用に便あり、

○水利 ○堤 村西十五町にあり、東西四十五間南北十五間、

○神社 ○日光神社 境内東西十八間南 村南二町計山上にあり、鎮座の年代を知らず、二荒山の神を祀れり、下に鳥居幣殿拜殿あり、【相殿十座】 △春日神 本村より移せり、△伊豆神 △諏訪神 △山神 △羽黒神 △幸神 △婆神 △倉神 △二渡神 △若宮八幡 同上

○神職星丹下 其先を詳にせず、寛保の頃大和某と云もの當社の神職たり、即今の丹下吉廣が祖父なり、

○石動神社 境内東西十九間南 端村仙石より辰巳の方山上にあり、祭神詳ならず、一に大己貴命なりと云、鎮座の初を傳へず、鳥居あり、星丹下是を司る、

○寺院 ○觀音寺 境内東西二十一間南 村南にあり、開基の年代しれず、天文二年洞家の僧麟貞と云もの、關東より來り、此に住し行基作の彌陀及觀音の木像一尺二寸の座を本尊とせしとぞ、其後三世の僧順盛がとき火災に罹り彼佛像も草野に埋没し、寺號をだに失ひしに、慶長二年、陸奥國白川大林寺の住侶秀永と云もの堂舎を再興し、松井山觀音寺と號す、其後いつの頃にか海道組寶川村安養寺末山曹洞宗となる、本尊彌陀及觀音客殿に安ず、○肉身佛堂 境内にあり、貞享の頃鹿瀬村の端村深戸の農民早く妻子におくれ世の無常を觀し行人となり、全海と號し、出羽の湯殿山權現を信仰し參詣年々怠ることなし、八十五歳に及て豫め死期を知り端座合掌して終れり、貞享四年正月八日の事なりと云、遺言して葬らしめず、其死體今に朽ちず、堂中に安置す、

●船渡村 端村 離石 德根 府城の西に當り行程十三里十二町、家數二十八軒、東西二十四間南北一町四十間、

東西は山により西北は揚川に臨む、東十八町馬取村に界ひ松山峠を限とす、其村まで二十六町、西十九町海道組八田村の山界に至る、其村は申に當り三十一町二十間餘南十六町新渡村に界ひ揚川を限とす、其村まで十八町五十間餘、北は村際にて菱潟村に界ひ揚川を限とす、其村まで十一町二十間餘、又寅の方十一町麥生野村の界に至る、其村まで十四町、此村の肝煎伊藤勘助と云もの文祿三年の水帳を藏む、

○端村 ○離石 本村より未申の方八町にあり、家數四軒、東西十六間、南北五十六間山間にあり、西北は揚川に臨む、○徳根 離石の南七町にあり、家數三軒、東西三十間、南北十五間山間にあり、東北は揚川に臨む

○山川 ○離石山 村南揚川を隔て六町計にあり、高百丈餘、○荒山 村西四町餘にあり、頂上まで九町菱潟村と峯を界ふ、○松山峠 村東六町計にあり、此を越て陸奥國耶麻郡吉田組杉山村に至る、○揚川 村の西北にあり、陸奥國河沼郡澤組德澤村の境内より來り北に流るゝこと十九町計菱潟村の界に入る、船を設け隣村に往來す、○祭川 村北四町計にあり、上流を馬取川と云、馬取村より來り西に流るゝこと二十町餘、揚川に注ぐ、廣三間餘、

○神社 ○山神社 境内東西五間南北十四間免除地、村東山麓にあり、鎮座の年月を詳にせず、鳥居あり、菱潟村星丹下是を司る

○帝釋神社 境内東西七間南北十二間免除地、村より丑寅の方山下にあり、鎮座の始を知らず、村民の持なり、

○山神社 境内東西五間南北十四間免除地、端村離石の東二町餘山上にあり、鎮座の年曆を知らず、村民の持なり、

○山神社 境内七間、端村徳根より辰巳の方一町餘にあり、鎮座の年月詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○船澤寺 境内東西二十二間南北十四間年貢地、村中にあり、雷電山と號す、緣起に文明二年濟家の僧積藏主此寺を造立せり、元和二年智道と云僧再興し、其師鹿瀬村多寶寺三世の僧器山を請て中興開山とし、多寶寺末山曹洞宗なりしと云、本尊釋迦客殿に安す、

○麥生野村 端村 實川島 小荒 府城の西に當り行程十三里、家數二十一軒、東西四十間、南北一町二十間山中に住す、東南に少しく田圃あり、又村北十二町に家二軒あり、東西十七間南北一町、杉山と云、延寶中耕作の便により此に移りしと云、又巳の方四町馬取村の界に至る其村は辰に當り十二町西六町計、菱潟村に界ひ揚川を限とす、其村まで十五町二十間餘、申の方三町船渡村の界

に至る、其村まで十四町、北二里十八町三十間實川村と入逢の山界に至る、其村は寅に當り三里十四町餘、

○端村 ○實川島 本村の西北一里二十町にあり、家數十一軒、東西四十五軒、南北二十間山間に住せり、西は實川に傍ひ南は揚川に臨む、○小荒 實川島の北二十七町にあり、家數五軒、東西四十間、南北二十間深山の間に住し、西は實川に臨む、

○山川 ○葎山 村北二十町にあり、高二丈餘周三十町計雜木多し、○揚川 村西六町計にあり、船渡村の境内より來り、屈曲して西に流るゝこと一里二十五町計日出谷村の界に入る、○實川 端村實川島の西にあり、實川村の境内より來り、山間を屈曲して南に流ること三十五町計實川島の戌亥の方に至て揚川に入る

○關梁 ○橋 端村實川島の戌亥の方二町二十間餘にあり日出谷村の條下に詳なり、

○神社 ○日光神社 境内東西十二間南北八間免除地、村南一町計にあり、鎮座の年代詳にしがたし、鳥居あり、菱潟村星丹下是を司る、【相殿二座】 △熊野宮 本村より移せり、

△飯豐神 端村實川島より移せり、
○山神社 境内二十間四方免除地、端村小荒より辰巳の方山麓にあり、鎮座の年代知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○馬取村 端村 荒澤 府城の西に當り行程十三里、家數三十一軒、東西二十町五十間南一町二間、馬取川を夾み山間に散居す、辰の方一里六町陸奥國耶麻郡吉田組出戸村の山に至る、其村まで一里二十一町四十間餘、西八町麥生野の界に至る、其村まで十二町、未の方九町新渡村の山界に至る、其村まで十六里、丑の方一里二十五町二十七間實川村の山界に至る、其村まで二里十一町三十間餘、又巳の方二十二町吉田組杉山村の山界に至る、其村まで一里八町三十間、

○端村 ○荒澤 本村より寅の方二十八町にあり、家數十六軒、東西一町三十間南五十間山間にあり、馬取川を夾む、

○本地小屋 ○梅木平 荒澤の北一里二十間餘山奥にあり、家數六軒、東西五十間南十間、西は馬取川に傍ひ山間にあり、安永九年陸奥國河沼郡海道組實川村の山中天沼と云所より移りしと云、

○山川 ○高森山 端村荒澤より丑寅の方一里計にあり高二丈吉田組極入・出戸兩村と峯を界ふ、杉・松・ぶな・櫻・朴あり、熊・猿の類多し、○檜木峠 村東より登る峠なり、頂上まで十五町境塚あり、陸奥越後の境なり此を越て出戸村に行く、○萬治峠 村北一里十一町にあり、實川村にゆく徑路なりと併見べし、○馬取川源

を高森山に發し山間を屈曲して村中に至り、西に流て船渡村の界に入る、境内を経ること凡一里三十町計、鱒・鮭の類を産す、

○神社 ○山神社境内周六十間免除地 村中小山の上であり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、菱瀉村星丹下是を司る

【相殿一座】 △山神 本村より移せり、

○寺院 ○寶來寺境内東西三十間南北十一間年貢地 村西山麓にあり、金山と號す、開基の年代を傳へず、いつの頃にか火災に罹りしに、寛永三年鹿瀬村多寶寺の會下朴首座再興し、其師天榮をもて中興開山とす、是より多寶寺末山曹洞宗となる、釋迦を本尊とし客殿に安す、

●新渡村 府城の西に當り行程十二里十二町、家數十軒、東西五十間南北二十間、東北は山に倚り西南は揚川に臨む、寅の方十七町陸奥國耶麻郡吉田組杉山村の山界に至る、其村まで一里三町申の方二町、船渡村に界ひ揚川を限とす、其村まで十八町五十間、南三町陸奥國河沼郡野澤組德澤村に界ひ揚川を限とす、丑の方七町馬取村の山界に至る、其村まで十六町、

○山川 ○檜木峠 村東より登る坂なり、頂上まで十七町此を越て杉山村にゆく、○揚川 村西一町にあり、杉山村の境内より來り、西に流ること八町計、船渡

村の界に入る、

○神社 ○天神社境内九間四方免除地 村南三町計にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、菱瀉村星丹下是を司る、【相殿二座】 △稻荷神 本村より移せり、△十二山神 同上

●實川村 府城の西北に當り行程十二里、家數十軒東西五町十一間南北一町十三間、深山の間に住し、東南は前川に臨む、飯豊・高森等の高山東北に峙ち、寒早く暑遅く、雙びなき幽僻の地にて本郡東北の村落此に窮る、東二里計陸奥國耶麻郡吉田組極入村の山に界ふ、西二十七町四十間、麥生野村と入逢の山界に至る、其村は申に當り三里十四町餘、巳の方二十二町八間馬取村に界ひ萬治峠を限とす、其村は未に當り二里十一町三十間餘、北四里計下條組瀧谷村の山に界ふ、

○山川 ○飯豊山 村の東北三里計にあり、高四百五十丈陸奥出羽越後三國に跨り雙びなき高山なり、頂上に飯豊權現の祠あり陸奥國耶麻郡木曾組一戸村の條下に詳なり、山勢西に連り漸漸に高く、最高頂を大日嶽と云、巖山にて草木なし、八分目より下つかたは五葉松、白つか「蕃茂せり、四時雪消せず、熊・羚羊・猿多し、北は瀧谷村と峰を界ふ、嶺上の岩窟に御西權現を祭る、深山にて參詣するものな、冬に至て凍雪を踏狩人の往通ふものなり、又此山中

年代を傳へず、鳥居あり、菱瀉村星丹下是を司る、

○寺院 ○山溪寺境内東西十八間南北十五間年貢地 村北にあり、岩屋山と號す、永正六年耶麻郡五目組熱鹽村示現寺七世の僧桃溪が開基なり、もと五目組水澤村にあり、其後院宇破壊せり、寛文元年志元と云僧再興す、享保二年此村に移る、示現寺の末山曹洞宗なり、彌陀を本尊とし客殿に安す、

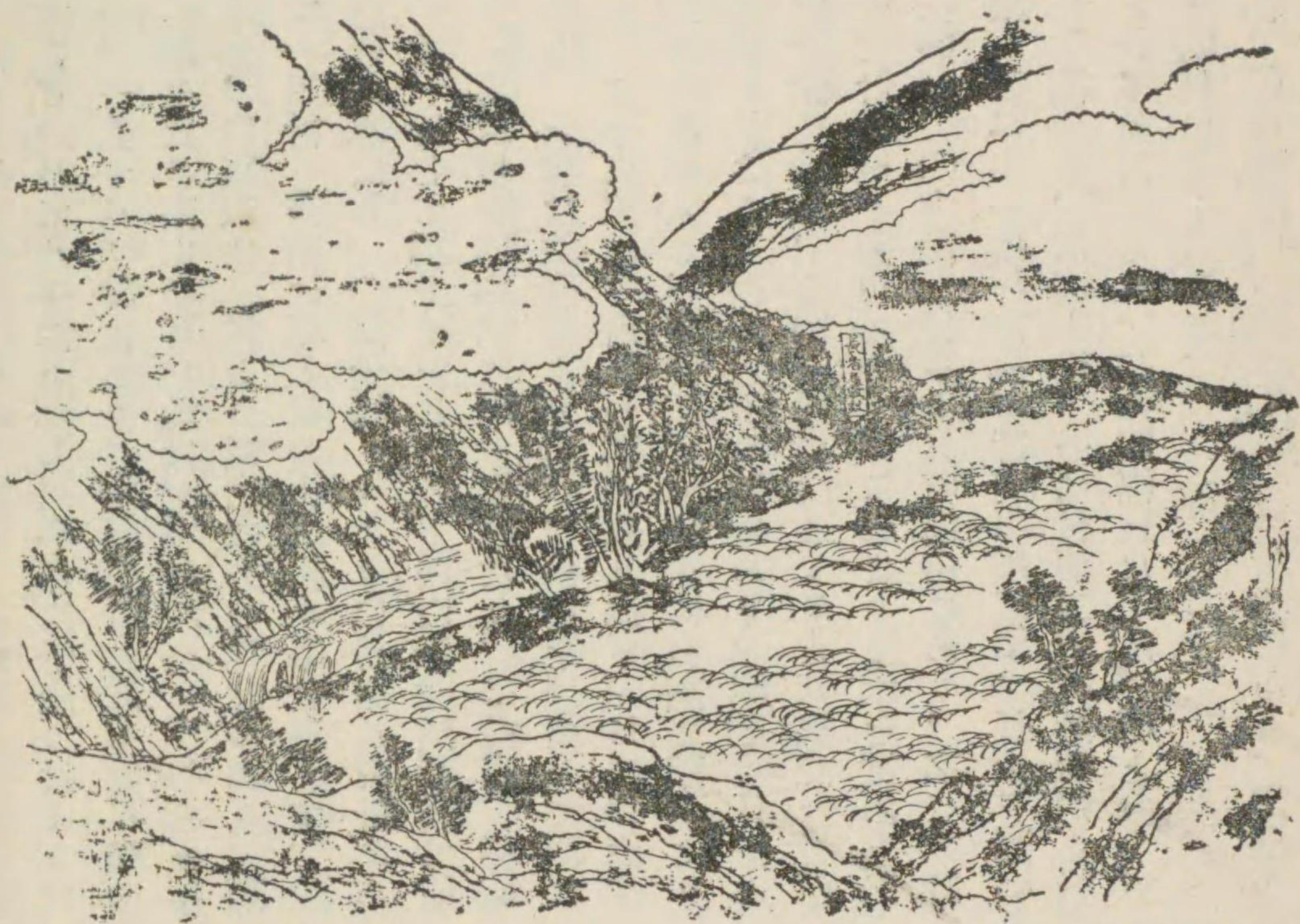
○古蹟 ○長屋敷跡 村北二十町計山入に小野原といふ所あり、後川の東畔にて東西四町南北十町計、山中まれなる平地なり、今菜圃を闢く、其西偏一町計の間地の高低に従ひ宅趾とおぼしき所あり、隍の趾僅に遺れり此中に石間より湧出する清水あり、甚清冽なり、土人長者清水と名く、近頃まで往々に此水を引きし石樋遺りしとぞ、今は埋れて其形なく草木繁茂せり、此所四面に青山連り、人煙遠く中にひらけし平地なれば、古正しく世を忍べる人の住家ありしと見え、時々陶器のかけたるを得ることありと云、此村農民の家に日光山縁起と云ものを藏む、其文提要の下に附す、其趣と土人の口碑とに據るに、昔いつの頃にか此所に朝日長者と云富豪あり、其頃在宇中將といへる公卿田獵に淫せるにより罪を得て此に來り、長者が娘朝日媛に契り一

に十間より二十間四方計の小沼四十八あり、魚類を産せずとぞ、凡て八澤沼と稱ふ、○烏帽子巖 村より戌亥の方一里十八町計にあり、高二里計これも元日嶽の南に續きたる高山なり、北は瀧谷村西は日出谷村と峯を界ふ、○高森山 村より辰巳の方一里計にあり、頂まで一里計、東南は極入村の山に續き峯を限とす、陸奥越後の界なり、○萬治峠 村より巳の方八町計にあり、數十折して頂上に至る、凡十四町餘、道極めて峻なり、馬取村及耶麻郡に出る徑路なり、○前川 村南にあり、水源は飯豊山より出づ、山中を屈曲して西に流ること九里計、所々の溪流來り注ぎ、日出谷麥生野兩村の界に入る、廣四間計流れ急に石高き荒川なり○後川 村より亥の方二十町計にあり、源を大日嶽と烏帽子嶽に發し、山間を西に流ること八里計、村西二十町計に至り前川に合す、これより下流を實川と云廣三間計、○大瀧 村東十五町前川にあり、高二丈計

○關梁 橋二 一は村南一町計前川に架す、長十三間幅七尺勾欄あり、前橋と云、一は村西二十町計前川と後川と合する所にあり、長九間幅五尺、出合橋と名く、共に隣村にゆく道なり、

○神社 ○山神社境内東西十四間南北十二間免除地 村北にあり、鎮座の

長者屋敷趾圖



人の男子を産めり、其子五歳のとき中將赦にあひて京師に歸る、彼子成長の後父の跡を追て京師に上り朝に事へ、昇進して官黃門に至り、馬頭中納言と號す、後故ありて此所に來り住す、其妾一子を誕す、容貌甚醜し、小野猿丸大夫と稱す、人となり射技に長じ田獵を好む、一日獵して山深くわけ入りしに日光權現あらはれ給ひ、我上野の赤城明神と湖界を争て戰鬪やむことなし汝これを援けよと、猿丸其命を奉して功ありしかば、權現喜び給ひ汝をもて神主とす、我子中納言と共に山麓にありて、民人を護るべしと宣ふ、今の男體權現は中將女體權現は朝日媛太郎明神は中納言の現せる神なりとぞ、神怪のことにて信ずるに足らざれども古く傳へし事なれば、其まゝに記しぬ、又此所より亥の方一里計山上に筆着松と云松樹ありて西の方に注ぎ山ありて頂上まで十町計猿丸此に在しとときに詠ぜしとて、小野の原見渡しみれば曾々木山、嵐烈き筆つけの松、と云歌土人の口碑に傳ふ、舊事雜考には土人の説によせし人とし、鴨長明が方丈記を引て後近江國田上に終れるならんとあり

新編會津風土記卷之百終

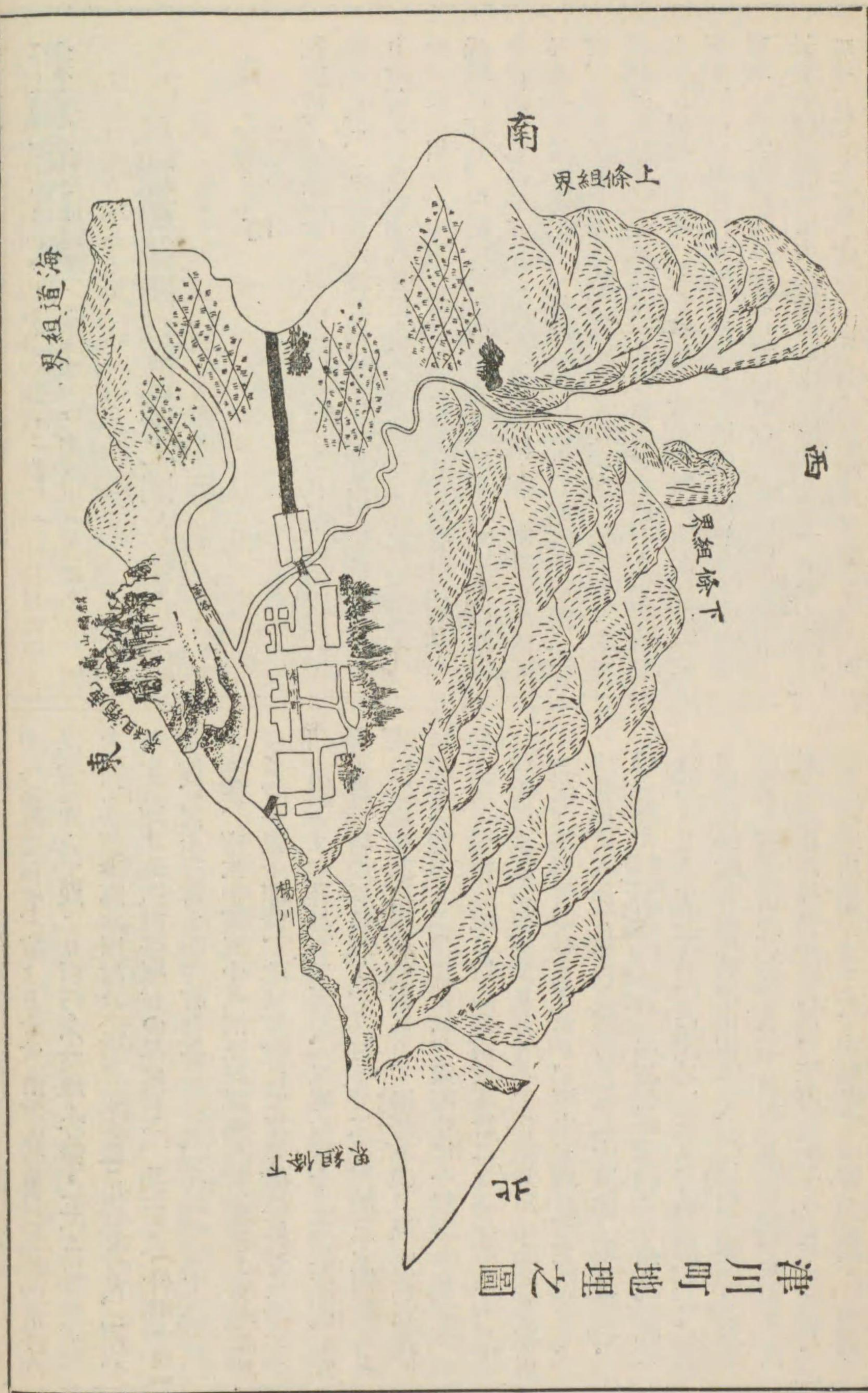
新編會津風土記卷之百一

外篇越後國蒲原郡之四

津川町

往古は下條組西村の界津川澤の畔にあり、貞治年中此に移ると云、長岡領本郡新潟より往來する川船此にあつまり、毎月六度の市日を定め、商賈多く來り諸物を交易す、此所は小川莊の申程にて、天正の頃まで葦名の長臣金上氏此に住し、引續て元和の頃までも此所にて莊中の仕置を沙汰せしにや、されば今に町と稱し、諸組に屬せざるも其形見なるべし、府城の西に當り、行程十四里三十町、家數二百九十四軒、東西九町南北二町二十間、新發田街道を夾み兩頬に連る、東の入口を柳原町と云、次を上田町、次を上町、次を横町、次を中町、次を湊町、次を下田町、次を柿木町と云、又寺門前裏町等の小名あり、東北は室谷川に傍ひ、北は揚川に臨み、西南は田圃なり、新發田街道驛所にて海道組天滿村驛より三十町十八間此に繼、此より二里九町三十九間下條組行地村驛に繼ぐ、町

中に本陣を置き、官より令せらるゝ掟條目の制札を懸く又小川通とて此より西村・小花地・谷澤・五十島等の諸村を過て公領本郡水原村及公領五泉に通る徑路あり、東六町十五間、海道組平堀村の界に至る、其村まで十四町十間餘、西十三町九間西村の界に至る、其村まで十八町三十間餘、南二十町五十八間上條組拂川村の界に至る、其村まで一里十間餘、北は町際にて下條組角島村に界ひ揚川を限とす、其村まで三町、又寅の方十二町三十間、鹿瀬組鹿瀬村の界に至る、其村まで二十三町三十間町より寅の方六町計に家居一軒あり、滑澤と云、辰の方七町計に家居一軒あり、奥田と云、又町中に一里塚あり、
○山川 ○道徳坂 町の西南三町計にある小坂なり、此所昔は新發田街道なりしとぞ、○姥堂川 上流を拂川と云、拂川村の界より來り、町中を過ぎ町東に至り、室谷川に入る、境内を經ること二十町餘、廣三間計、
○室谷川 俗に内川と云、平堀村の境内より來り、北に流るゝこと十五町計町の東北に至り、揚川に入る、廣三十間小船を設け隣村に往來す、○揚川 鹿瀬村の境内より來り、町北に至り、下條組京瀬村の地を過ぎ、西北に流れ西村の界に入る、境内を經ること十七町計、廣二町此川新潟に注ぐ、水路にて西村・京瀬・谷澤・岩



谷・五十島・石間・佐取等の諸村を経て、小松村に至り西の方新潟に達す、○清水 町より申の方にあり、周六間けやき清水と云、

○關梁 ○船番所 町の北端にあり、番人を置き、川船の往來を察せしむ、○船渡場 町北にて揚川を渡す新發田街道なり、○姥堂橋 町中にあり、姥堂川に架す長九間半幅二間勾欄あり、

○水利 ○堤四 一は町より未の方十三町計にあり、周二百五十間、寛永中築く、一は町より未の方十七町にあり、周百二十間慶安中築く、一は町より五町計未の方にあり、周七十間延享中築く、一は南北三十三町計にあり、周百五十間、寛政中築く、

○郡署 ○代官所 町中にあり、役人を置き津川町及鹿瀬・海道・上條・下條四箇組を支配せしむ、陸奥國河沼郡野澤組上野尻村郡役所に屬す、

○倉廩 ○米倉 町中にあり、津川町及海道組平堀村、上條組拂川村、下條組西村・大牧村・京瀬村・角島村の米を納む、

○神社 ○住吉神社 境内東西二十二間 町中にあり、鎮座の年代詳ならず、島居・幣殿・拜殿あり、【相殿一座】
△稻荷神 津川町より移す、△宗像神 同上

新編會津風土記卷之百一 外篇越後國蒲原郡之四

○神職手代木攝津 五世の祖對馬定森と云者、元祿の頃當社の神職となる、今の攝津定雄に至る、

○腰王神社 境内東西一町南北 町南七町小山の上にある鎮座の年代をしらず、玉泉寺これを司る、【相殿一座】

△風神 津川町より移せり、
○伊勢宮 境内東西七間南 町中にあり、鎮座の年代詳ならず、島居・拜殿あり、修驗胎藏院是を司る、

○寺院 ○新善光寺 境内東西一町十八間 町の西南にあり山號を佛光山と云、京師智恩院の末寺淨土宗なり、縁起に、往古は西村の界津川澤と云所にあり、建久年中尾州の産、定尊と云沙門信濃國善光寺に參り、靈夢の告ありとて等身彌陀の銅像を鑄て當寺に安置し、始て新善光寺と稱せしとぞ

此佛像世に災あれば汗を流し疾病ある者祈願すれば應驗ありとて人多く信仰す、其後百七十餘年を経て、貞治の頃感生と云僧此所に移し、堂宇の結構昔時に倍せり、感生會て上生理霍と云僧と共に佛法弘通の願を起し、常陸國鷲宮にいたり、神殿に通夜し一鯉魚を捕ふと夢む、後に感生當寺を再興し、寺内に鷲明神を勸請せり、感生より五世の後岌梅と云僧のとき、津川・角島・鹽野澤・大戸瀬等の所町より亥の方八町計に大戸瀬と云河原あり町南の河悉く所畔に鹽野澤と云所ありもと村落ありし所と見えたり

寺領となり、僧侶多く集り堂舎壯麗なり、寛正より永正の間兵亂うちつき吉見忠春と云者に寺産を奪はれ僧徒離散し、殿堂破壊せり、されども角島・鹽野澤等の租税は猶當寺に收む、文祿元年豊臣家檢地ありしとき寺領を沒收せられき、△制札 總門に入る左の方にあり、△總門 二間に一間四尺餘、東向佛光山と云額あり、△十王堂 總門を入れて右にあり、△鐘樓 客殿の前にあり二間四面、鐘徑二尺八寸、當寺二十一世の僧岩務鑄造す、享保三戊戌年林鐘如意珠日と彫付あり、銘あれども煩しければ略す、△客殿 十間半に九間半、丑寅に向ふ本尊彌陀、△庫裏 客殿の西に續く、十八間に六間、○秘佛堂 客殿の前にあり、二間半四面の塗籠なり、三尊彌陀の銅像を安ず、即定尊靈夢に感じ冶鑄するものこれなりとぞ、額秘佛堂とあり、○鷲神社 境内東の方にあり、貞治の頃沙門感生勸請す、石鳥居あり、○貞樹院 秘佛堂の南にあり、六間に三間東向彌陀及聖德太子の木像を安ず以下當寺の塔頭なり、○寶善院 貞樹院の東に並ぶ、六間に五間東向、彌陀の木像を安ず、○聖徳院 寶曆六年焼失の後再建未ならず、院跡は庫裏の西にあり、

【寶物】 △三尊彌陀 本尊長二尺脇立長一尺三寸、慈

覺作と云、△二十五菩薩畫像一幅 筆者をしらず、古畫と見ゆ、△山越彌陀畫一幅 筆者しれず、當寺七世岩州寄附と云、州は生江氏の子にて後京師百萬遍に住職せり、父母を歸省せし時暫く當寺に寓居し、佛法僧の聲を聞て、

なつかしき都にちかき高野山、佛法僧となく鳥の聲、と詠ぜしとぞ、笈州寄附のもの多くありしが、只此佛畫のみ遺れり州が事は陸奥國河沼郡青津組青木村の條下に詳なり、△惠心襟掛名號 一幅肥後守正容寄附、△六字名號 一幅圓光筆、△過去帳一冊 當寺十世良翁天正二年書寫して傳るものなり、△古文書一通 其文如左、

一 相國様御法度前々爲末寺之仁本寺之指引違背不可有之、至于相違之輩者可爲曲事々、

一 其方之末寺就出世者添狀者増上寺迄可被指越候、其上以添狀傳奏迄披露有之、相澄候様ニ相國様御一通有之條違背之仁者、公方様へ御披露の上急度可申付事、

一 無修行之仁着色衣事言語道斷無法度之條、急度可被申付事、

一 六十餘州出世之僧増上寺添狀無之付者、一切有間敷之旨御一通明鏡に候事、

一會津之内ニ而門中各別之上、從他寺手を入事可爲無用事、

右之條々至違背仁者、急度可申付者也、仍如件、

普光觀智國師

元和二年丙辰六月十日

源 譽

新善光寺

○玉泉寺 境内東西三十一間南北四十九間免除地 新善光寺の西にあり、寶珠山と號す、高野山遍照光院の末寺眞言宗なり、開基の年月詳ならず、貞治年中西村の界より此に移りしと云、永祿四年良禪と云僧住し金上氏の祈願所となる因て良禪を中興とす、△客殿 八間に七間、東向本尊不動、長九寸五分運慶作と云、△肉身佛堂 客殿の東南にあり、三間四面、戊亥に向ふ當寺三世の僧淳海死に臨て肉身成佛せんこと我願なり、減後堂中に安置すべしと遺言す、時に年七十八歳、寛永十三年九月九日なり、今に全身朽腐せず、其形枯魚に似たり、

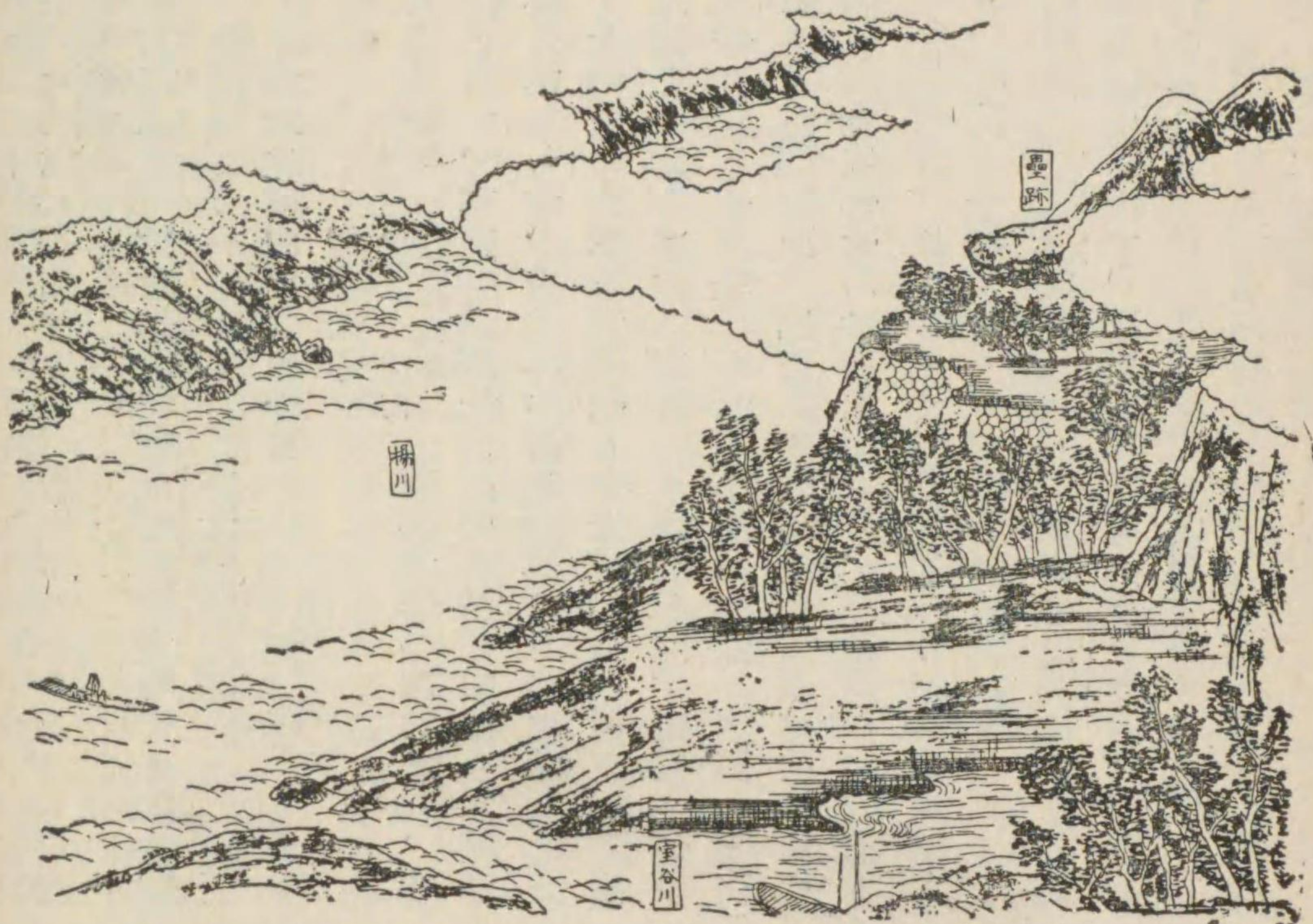
○寶藏院 境内東西三十間南北三十九間半免除地 玉泉寺の西北にあり、眞言宗高照山と號す、高野山明王院の末山なり、開基の年代をしらず、貞治年中源覺と云僧再興すと云、△客殿 七間半に六間東向本尊彌陀、○牛頭天王堂 客殿の前にあり、三間四面東向、

【寶物】 ○不動畫像 一幅空海筆と云、○竹布兩界曼荼羅 二幅筆者をしらず、又寛文中まで裏に寛正二年越後國蒲原郡密藏院辨覺法印求持とありしと云、寶永三年表装を改む因てこの裏書なし、△鎗 一本鋒六寸三分無銘吉見忠春寄附と云、

○正法寺 境内東西二十六間南北三十一間免除地 密藏院の北にあり、明海山と號す、公領本郡草水村觀音寺の末山曹洞宗なり、開基の年代をしらず、天文の頃器堂と云僧住せりとぞ客殿に勝軍地藏の木像を安ず長一尺古物なり、縁起に像背に文字あれども分明ならず、只永正六己巳年と云六字讀べしとあり、今は此文字も見えず、○愛宕堂 客殿の南にあり、

○古蹟 ○狐尻壘跡 町の東北二町にあり頂上まで三町周一里計の巖山なり、其形麒麟に似たりとて麒麟山とも名く、西端の頂上に本丸の趾あり、東西八間南北十二間計、半腹に二三の丸或は出丸・馬場等の遺趾あり、西南は室谷川に臨み東北に揚川を畷る、二水山下を環り西に至て流れを合はす、東は石壁高く屏風をたてたるが如し、其嶮狐も過ることあたはず、此に至て却歩す、故に狐尻の名ありとぞ、斯く雙びなき要害なれども水に乏く、桔槔にて水を汲みし趾山の中ほどにあ

麒麟山圖



り、南の方に隄を回らし、往々石垣も遺れり、又東南の山麓に周十八間の沼あり、鶴沼と云、其上の方に舊城門ありしとて今天守と稱す、相傳て往古安部貞任これに居り、又宗任これに居りしとも云、一説には建長四年葦名の臣藤倉伯耆守盛弘と云者これを築き、子孫相續て十四代遠江守盛備まで此に住すと云、天正十八年より蒲生氏の臣北川土佐某、慶長四年より上杉氏の臣小國對馬某、同六年より蒲生氏の臣岡半兵衛重政、同十八年より本山豊前某城代として此に居る、同十九年下野守忠郷其弟中務大輔忠知に與ふ、忠知幼ければ蒲生五郎兵衛郷春城代たり、元和元年に毀つ、城附のものなりとて馬鞍旗竿鉛子等あり、今津川町の倉に藏む、○御小屋館趾 町より戌の方三十間計にあり、高一町餘の小山なり、上に東西二十間南北四十間計の平あり東北は揚川に臨み、西南は山連る、大永二年吉見左京包廣これを築き、其子兵庫忠親其子式部忠春まで三代住せしと云傳ふ、今菜圃となれり、

○人物 ○金上遠江守盛備 其先葦名遠江守盛連の三男藤倉三郎盛義より出と云 案ずるに陸奥國河沼郡坂下組金上村に館趾あり、因て金上を氏とせしなり、代々葦名氏の長臣にて越後の押へとて此地に居る、天正九年葦名盛隆三浦介に任ぜられし時、盛

備使者として京師に上り遠江守に任ず、其後も主命を奉じて屢京師に往來せしが、豊臣家のとき上洛して西國の使者と共に進見し、退出せるあとにて、西國の使者は禮にならへり、會津の使者は東鄙のものにて、事々無骨に見ゆるなど謂者あり、秀吉公聞給ひ、西國の使者は小身なるものにて常に腰を屈むるに慣ひ、會津の使者は其家の大身なれば常に屈みなれざる故其さま野鄙なるべしと宣ひしとぞ、盛備弓矢取て名あるのみならず旁ら和歌を嗜み風雅の士なり 細川藤孝の贈れる書翰四家合考に見ゆ其文下に出す、或年秀吉公

女も鑑きるところをきけと云前句を出し、盛備は風雅にすけるものと聞及びぬ一句つけよと宣ひしに、盛備畏て

姫ゆりかとも草ずりに花ちりてと申出たりければ深く感賞ありしと云、又在京の内或人の許にて茶の給仕しける小性の眉目よきを見て、めこい御兒子かなとてほめたるを、座中興あることにして笑ひしに、盛備古歌にも花のめこさよとよみたれば左まで東鄙の辭とも覺えずと云ければ、人皆辭なかりしとぞ、天正十三年盛隆弑せられ、幼子龜王丸もまたいくほどなく早世しければ、盛備沼澤出雲等と相議して

佐竹義重の二男義廣を迎へて養君とす 此頃太田三樂の合考にあり、贈れる書翰四家其文下に出す、同十六年十月十四日盛備會津を起て京師に上る、近江國志賀山を過しとき

雲ならはいくたひ袖を拂はまし、しくれをいかに志賀の山越

と云歌を口號しとぞ、同十一月廿三日洛を出て奥に下る、此時豊臣家より傳馬の朱印を賜はる、其寫あれば同十七年六月五日磨上の軍味方敗績せるを見て盛備慷慨大かたならず、我葦名累代の家臣にて國恩に浴することと深し、苟も免るべからず、臣命を致すべき時なりとて逐來る伊達の兵をさへて血戦し、終に國難に徇ひけり 葦名家記には此合戦及盛備討死を六月六日の事とす、又家り士高峯某が家に盛備死に臨み、白岩權左衛門と云郎等を津川に歸し、二人の子に贈れる書翰の寫あり、其文下に出す、芦名家記は全く此書翰の趣に符合し、只白岩某を白橋某に作れり、今四家合考及新善光寺過去帳の記す所に從ふ、盛備墳墓陸奥國耶麻郡川西組大寺村の北にあり、併見るべし、其子平六郎父の志を繼ぎ恢復の功をはかりしに事ならず流落せり、其詳なること知れされども盛備討死の後石田三成等が與へし書翰の寫あり、因に其文を下に出す 珍札披見本懐候、厥后從此方可令啓之處、依不得風便不任心中候、抑先年之御一卷相達之由尤以珍重候、

御書中之趣紹巴江面之刻可申届候、其邊不被得寸隙之中風雅御心懸殊勝千萬候、連々可申通候、於京都相應之子細承不可有疎意候、次白鳥一送給候、遠路御志不淺候、猶追々可申述候、恐々謹言、

百萬返可申談候、私古今集之事先年三條亞相被御相傳候、去年實澄俄被相煩御遠行候、其刻被召寄當流相承之說御患中納言殿可還送之由御遺戒候、依之當年我等中納言公國卿相傳申候、誠家之面目満足候、不入雖申事候、別御數奇之事候間如此候、巨細申度候得共、近日出陣之子細候間、取亂書中不能詳候事々期來信候、
天正八年
七月十日

藤孝

金上兵庫頭殿 御返報

當春者未申承候、抑義廣貴國御移以御稼如此之由承及、奇特之迄候、春夏間以使用可申達候云々、恐々謹言、
三月七日

金上殿

三樂齋 道譽

從會津使者金上遠江入道下國之間、於其元宿等并其方領内人夫傳馬以下入候者申付、可有馳走候也、
十一月廿三日 朱印

(丹羽長重)
羽柴北庄侍從とのへ

今六日の暮磨上原え翔着候處、見方敗軍壹人も不殘落失候、若名代々之宿老を始大方政宗え令降參、討死之者とは富田殿計之由無念之事に存候、依之我等事只今政宗陣中へ翔入討死と存詰候、其元義者必命ヲ全いたし、山ノ内之者え心を合、盛重公之御行衛をも尋、今一度義兵を揚本望を可達候、尙白岩口上に可申候也、
六月六日
平六との
岩松との
遠江守

重而申候、此狀出候所へ侍壹人來討死之供願候、佐瀬平八家來之由、平八は敵大勢追懸候、盛重公を討取可申處、平八踏止り致討死候内に盛重公は會津之城へ御退被成候處、此侍其節不居合、主人平八に後れ候義無念と存、我等討死之供を願候奇特之事ニ候、平八は父河内 (以下文字殘缺す)
案ずるに四家合考に、天正十八年若名義廣會津に還住せし事を石田三成により太閤へ歎訴せしに、義廣若名の家を繼ぎし上は平氏代々の一字盛某な

ど名乗るべきに、義廣と稱する事其謂れなしと内々三成が云しに依て、盛重と改めしとあり 若名家記には初佐竹より來りしとき盛重と稱せしよし見ゆれども古文書等みな義廣としるし盛重と署せしものを見ず此書簡に盛重とあるは不審、されども後人の偽作とも見えざれば姑く此に載て考證とす、

猶々爰元之様子具雖可申入候、荒外様本右様御兩人具申入候而、不能巨細候、猶近々可申入候、以上、雖未申通候如此候、仍今度御親父様不慮之段中々不及是非次第候、乍去被對義廣御忠節之段、無其隱候、一其表御かなへ太儀に付、一段治部少輔入精被申、則越後への始末共被申越候旨、從彼方御馳走定而御油斷有間敷候、

(石田三成)

一其許爲様子慎成以使者治部少輔被申越候事、
一先御手前へ御用ニも立可申かと鐵炮百丁、鉛、ゑんせう、いわう被遣候、則越後まで船にて越可申候間、參着次第其方へ可相達候、
一義廣え此等通御取成所仰候、其外何へも以書狀可申入候へ共、急申候間被成御意得候て可被下候、澁助左へも別紙雖可申入候、右通奉願候、
一被達上聞候間、定伊達曲事旨可被仰出候間、御本意

程有間敷候、少間無緩御かせぎなされ、無異儀様ニ御才覺尤候、治部少輔入精候段、右通日本國神不僞候、定而御手前可爲御取亂候へ共、此節候間懸飛却被仰付、様子被仰上候而可然存候、具承度候、恐惶謹言、
七月朔日
素休 (花押)
徳子 (花押)
潜齋 (花押)

金上平六郎殿 人々御申
追申入候兵糧等於御用者、早々可被仰上候、於越後可被申付候、以上、

尙々令申候、各へ以別紙可申候へ共此等の趣同前に御傳言尤候、於其方中目殿各御入魂候て、御調儀可然由被申候間、可被得其意候事肝要存候以上、
追而申候各御退散之衆御兵糧之儀景勝様え被申越候間、定而可被參候、自然於相違者、從治部少輔先五百石可被參由其御心得尤候、委細段者中目殿え被申間、御行之儀景勝様次第ニ可被成候、猶與一郎方へ申渡候、恐惶謹言、

七月十二日
素休 (花押)
淨源 (花押)
徳子 (花押)

金上平六郎殿 人々御中

舊事雜考に素休徳子は石田が家人なるべしとあり、

追而貴所御爲迄に寺内織部佐差下候、何様にも可被仰談候以上、

去六日之書狀今日廿六日京着、御書中并使者口上々々令得心候、抑今度御親父討死之儀不慮之次第難盡紙面候、併被對義廣御忠節、且京家御奉公且御手柄都鄙無其隱候、然而貴所事去比御親父拙者任口入、對越國御約束候旨無相違、景勝御手前偏御頼在之通無餘儀候、義廣御供無之儀は不可成御越度候、菟角御手前之御計策專一候、公儀御取成并於其伺兵糧米等今日此方差下候鐵炮同玉藥之事、何ヶ年も候へ御難儀之中可相積候間可被心安候、乍去御本意幾程在之間敷候、委曲使者可爲演說候間令欠略候、恐々謹言、
(石田三成)
(花押)

七月廿六日

金上六郎殿 御返報

○舊家 ○彌一兵衛 此町の者なり、先祖は二平長門宗隆とて建久四年佐原遠江守盛連に従ひ會津に來り、二平地と云所に住居せり、宗隆が七世の孫を熊藏宗光と云、下條組新谷村に住し氏を新谷と改む、金上氏の旗

下なりしとど、宗光より六世の後勘解由左衛門政長と云者此所に住せしより彌一兵衛までは七世なりと云、火災にかゝり古文書を失ひ、先祖の事蹟を詳にせず、

○傳次郎 ○權一郎 ○仁太郎 ○臺吉 皆先祖より世々此所に住し船道と云事を勤む、其起は昔曆應の頃新田の一族越前國杣山城に籠りし時、陸奥出羽の方より多く兵糧を運送せり、亂世の事なれば船積荷物の運賃を出さず、我意に任せて押通り居人甚苦めり、因て領主金上等が計にて葦名氏に請て川船通漕の掟條目を定め、民居八人に命じて其事を掌らしむ、今の四人は彼等が子孫にて自他領の差別なく、川筋に破船等あれば往て其事を計ること古例に隨ふ、慶長十五年三月十八日彼等が家火災に罹り掟條目を始舊記等残らず焼失し昔よりの事實しれず、當家封に就て後も船道と云事を勤めしむること舊のごとくなり、

○褒善 ○甚左衛門妻すゑ 鹿瀬村の端村中岩澤の者に嫁し來りしより已に四十六年に及へり、親屬にも親く一家よく和睦し、聊善にほこる心なく舅姑に事へて孝養疎かならず、十六年さき姑病に罹りし時療養の事至らざるくまなく、神佛に祈り全快を願ひしに其驗しなく世を去ければ哀傷すること大かたならず、風雨寒

新編會津風土記卷之百二

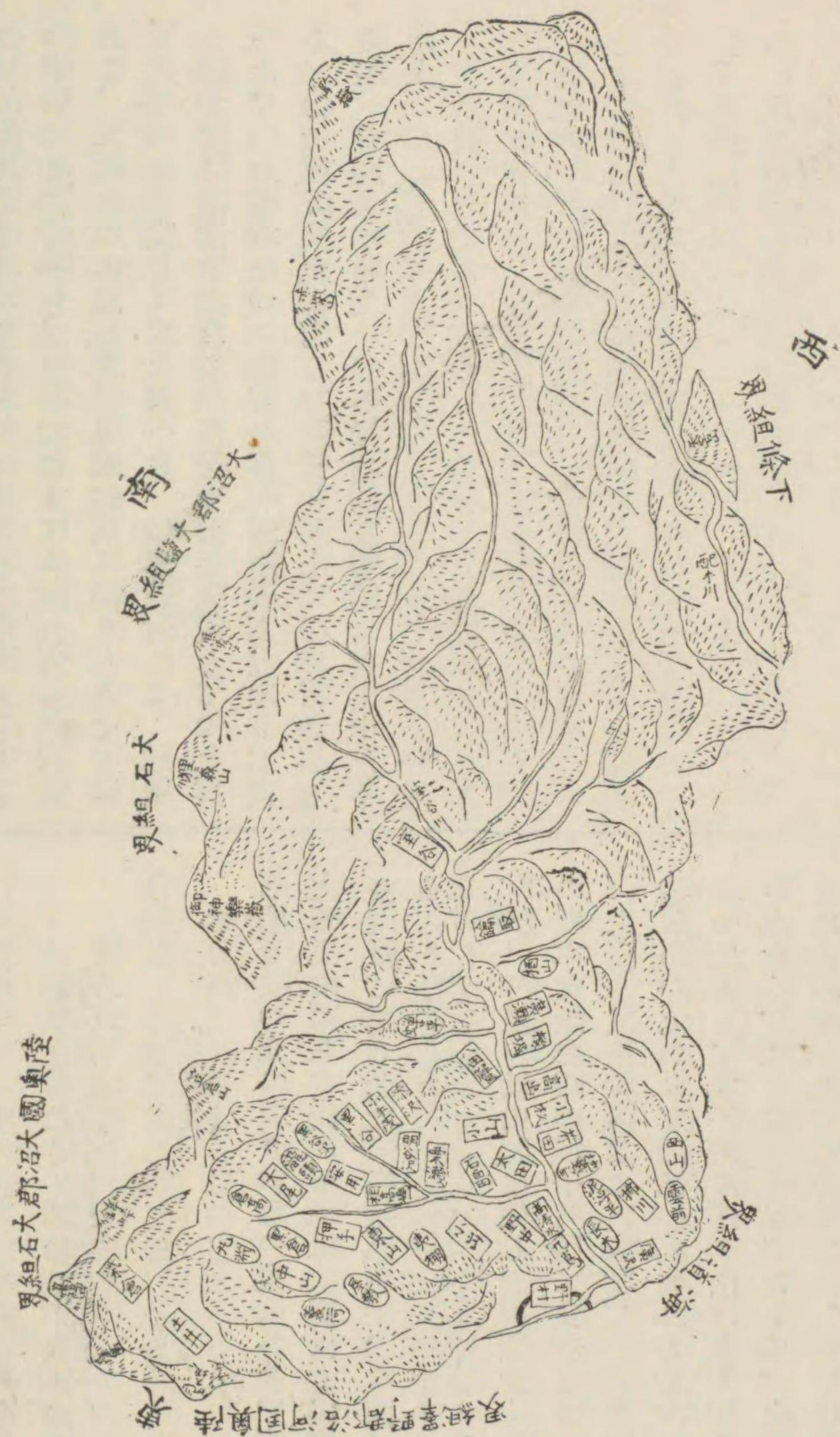
外篇越後國蒲原郡之五

上條組

此地府城の西に當り本郡の東にあり、東は陸奥國河沼郡大石組に隣り、西は下條組に交はり、南は大沼郡大石・大鹽兩組に連り北は海道組に接す、東西七里計、東は大石組界より西は下條組、南は大鹽組鹽澤村の山界、西村の山界に至る、南北九里十八町計、南は大鹽組鹽澤村の山界、西村の山界に至る、村里大抵山間に住し、田圃少く米穀乏し、専山中の草木を燒雜穀の種子を蒔て食料とす、唯野中村・高清水村・大田村の邊平野にて田畝あり、薪樵の便よく、室谷川・柴倉川の流ありて釣漁の利あれども、川に近き村々は洪水の患あり、室谷川に傍ふ所は多く鮎を捕て鬻出す、地勢山高く谷深く縦横に通路ならず、九島村より野中小出東山の諸村を歴て土井柴倉の二村に出るを俗に東通と稱へ大田村より粟瀨・明谷澤・安用・押手等の村々を通り、大尾町に至るを中通と云、大田村より八田蟹村に至り、椽

新編會津風土記卷之百一 終

暑をえらばず、墓に詣て供養を設け凡て生に事ごとく誠を盡し萬事姑の遺法を守り、又近隣にすめる人々の父祖及其他の忌日をわきまへ居て野山に出ることあれば草花など携歸り、彼家に送りければ人皆彼が誠に感じ、父祖の祭に怠らず、追遠の風に移りしとぞ、因て天明八年褒賞して米を與へき、○忠義者のこ 此町の彌右衛門譜代下女なり、享保十七年褒賞して米を與へき、○忠義者なつ 此町の喜四郎譜代下女なり、同上 ○孝行者甚左衛門 寛延三年同上 ○孝行者與右衛門 寶曆元年同上 ○善行者勘左衛門 寶曆十二年同上



上條組地理之圖

堀・廣瀨の村々を過室谷川に沿ひ南して室谷村に往くを西川通と名け三條の路あり、皆嶮難にて西川通少しく平易なり、寒早く暑遅く雪深くして農務の候廣平の諸村に比すれば十日餘、或は二十日計の差あり、又深山の諸村にて熊を捕るに雪中大木のうろに籠れるを他の木を伐て其口を塞きうろの脇を斧にて伐ひらき鑊にて突殺す、岩穴に籠れば其口の左右に鑊を持、外に一人蓑を着て穴中に入り漸々に熊にせまる、熊飛出るとき左右にある者これを突き若し過てば身體を毀ふこと多し、又阱を作り木石を壓てとることあり、土俗是をおそと稱ふ、又卷山とて數人にて山下より追ひ登せ、狩人よきつまりに待受け鋒長く柄短き鑊にて迎へて突き殺し、或は鐵炮にてうち殺す、都て熊をとること諸組皆同じ、年により猿多く田圃を害する故猿巻とて其籠れる山を遠巻して是を狩り其皮を着て寒威をふせぐ、又羚羊を取て皮を鞣ぐ、農隙に鹽俵を作り津川町に出し、炭を燒材木を伐り筏を下し、又紫萁を採り乾して是を賣り、勝栗串柿を製し、紙を漉、葛根を掘て粉となし生産を資ぐ、此組の諸村郷名を失ふ、共に小川莊と稱す、總て三十箇村あり、

上條組上十四箇村
野村 拂川村 端村 雲前 西山

新編會津風土記卷之百二 外篇越後國蒲原郡之五

廣澤新田村
九島村 小名 地藏屋敷 泥浮平 端村 長木
野中村 高清水村 太田村 小山村 芹田村
小杉村 高出村 椽堀村 廣瀨村 端村 檜山新田
鑊取新田村

●野村 府城の西に當り行程十三里、家數三十三軒、東西五町南北三町、四方田圃なり、又辰巳の方八町に家居一軒あり、野田原と云、新發田街道驛所にて村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、海道組燒山村驛より一里十三町餘此に繼ぎ、此より四町四十七間海道組天滿村驛に繼ぐ、東十一町三十間海道組花立村の界に至る、其村まで十六町、未申の方四町十五間、南四町十五間共に九島村の界に至る、其村は未申に當り十四町十間餘、北一町二間天滿村の界に至る、其村まで一町三十間餘、村の西北に一里塚あり、
○山川 ○六松山 村より巳の方二十五町計にあり、頂上にて三町餘雜木多し、南は九島村と峯を界ふ、○田澤川 村北一町にあり、海道組田澤村の境内より來り西に流るゝこと二十五町計小出川に注ぐ、廣六間、
○小出山 村西一町十間にあり、九島村の界より來り西北に流るゝこと八町計、天滿村の境内に入り室谷川

に注ぐ、廣八間年、魚鱗の類を産す、

○關梁 ○橋二 一は村西二町隣村の通路小出川に架す長八間幅八尺、一は村東九町新發田街道田澤川に架す長八間幅一丈、

○水利 ○堤二 一は村より巳の方七町にあり、周百三十六間、一は村より辰巳の方十町にあり、周百五十三間

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○諏訪神社境内十間四 村西五町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、九島村齋藤丹後これを司る【相殿五座】 【伊勢宮二座】 共に本村より移せり、寛文の頃まで天文十九年下總國野手住人修理と記せし棟札あり、今はなし、△日光神 △若宮八幡 △山神同上

○實首神社境内六間四 村北にあり、鎮座の始分明ならず、舊事雜考に塔寺村八幡宮長帳及津川町新善光寺の過去帳に據り永享五年新宮氏兄弟小川莊人谷にて自殺し、其首を黒川に傳んとせしに忽民間に祟をなしかれば所々其靈を祭り、實首宮と云と見ゆ、鳥居あり、村民の持なり、

○墳墓 ○石塔一基 村東一町餘圍中にあり、長二尺一寸幅一尺八寸餘、金光明上信士應長元年二月八日卒、

昔雲前寺と云、日光寺の塔頭あり、いつの頃にか廢せり、因て雲前寺村と名く、寛文中寺の字を省けり、

○西山 本村の西十九町三十間餘にあり、家數四軒、東西一町四十五間南北一町十八間、山の八分目に散居す

○山川 ○出角山 村より戌の方二十五町にあり、頂上まで五町計雜木多し、○高森山 村より申の方一里十町計にあり、頂上まで一里十町計、西は下組西村谷澤村の山に連る、○御筆山 端村西山より申の方四町にあり、登ること八町計、頂上に東西二十間、南北四十間計平地あり、昔傳教山上の岩に梵字を書し故名くと云、○硯水石 村西十五町計にあり高二丈計、小穴三あり、穴に水たえず、傳教の用ゐし硯水と云、○拂川源を高森山に發し村中を過ぎ、丑の方に流れ津川町の界に入る廣五間餘、境内を經ること凡一里十八町餘、

○瀧二 共に拂川にあり、一は村より未申の方一里五町にあり高十丈兩部瀧と云、一は日光寺の南六町計にあり、高十五丈計、側に不動を安す、

○關梁 ○橋 村中にあり、拂川に架す、長五間幅七尺

○神社 ○山王神社境内東西二間南 端村西山にあり、鎮座の年代をしらず、日光寺是を司る、

○山神社境内東西五間南 村南にあり、鎮座の時代詳な

○山神社北八間免除地

俗名源太胤玄と彫附、其後に周七間計の塚あり、土人相傳て胤玄は金上遠江守盛備が子と云、石塔は近頃建てしものと見ゆ、

○褒善 ○九野右衛門譜代下女はつ 幼きより忠義の心深く、佳節などにも聊容をつくらず、敝衣蠶食を厭はず、固より男女の業の撰びなく人にやとはれ、産業を勤め、主家に奉しけり、九野右衛門年老て家貧く、孫は纔に十二歳はつが母は盲たる老人にて其妹亦幼し、主従五人皆はつ一人の働にて飢寒を免る、凡て主家の事を見ること己が事の如く、心を用ゐ至らざる所なし母にも孝養厚しと聞えければ、安永六年褒賞して米を與へき、

●拂川村 端村 雲前 西山 府城の西に當り行程十四里家數十軒、東西五十四間南北一町二十間、拂川を夾み山間にあり、東四町五十六間九島村の界に至る、其村は辰巳に當り二十五町十間餘、戌亥の方三十五町二十四間下條組西村の山界に至る、其村まで一里十五町二十間餘、南一里二十町計枋堀村の山に界ふ、北十五町二十間津川町の界に至る、津川町まで一里十間餘、

○端村 ○雲前 本村より亥の方三十町にあり、家數十三軒、東西一町十二間南北二町二十間、山間にあり、

らず、鳥居あり、村民の持なり、【相殿三座】 △稻荷神 西山より移す、△宗像神 同上 △白山神 同上

○寺院 ○日光寺境内二十間 端村西山にあり、野州日光山の末寺天台宗なり醫王山と號す、緣起に延暦年中傳教の開基とあり、昔は七堂の伽藍にて僧房軒をならべ宏麗の梵宇なりしが、いつの頃よりか衰頽し、文祿元年の火災に堂舎什物焼失し僧侶も離散せり、慶長年中蒲生氏の臣岡野信春と云者堂宇を再建し、新に藥師佛の像を刻み傳教作の金像を軀中に造籠て本尊とす、寛政四年四月火災にかゝり、慶長以來のもの残りなく焼失し佛像等大抵災後の造作なり、又金上遠江守當寺に贈れる書翰も焼失せり、今其寫あれば下に出す、△二王門 本堂の東にあり、三間半に二間半、力士の像各長一丈餘、運慶作と云、△鐘樓 本堂の前にあり、九尺四面、鐘徑二尺三寸、洪鐘銘大沼郡火玉大工藤内次郎家貞西山日光寺本願嚴敬白、寛正五甲申從歲元祿十六癸未當歲住僧法印沙門圓順記工再鑄畢と彫付あり、△本堂 七間四面辰巳に向ふ、本尊藥師及十二神將を安す、△釋迦堂 二王門の東にあり、九尺四面戌亥に向ふ、

先度ハ火事ニ付而自途中預御届候祝着至極に候、仍

新編會津風土記卷之百二 外篇越後國蒲原郡之五

板度々所望申候へとも今度之義は餘之事に替候間、乍御造作大敷急度被爲取可預候、爰元に向無之候、自其元人足申付屋とく爲登申候間、其次而爲登可申とても可被下候ハ、はやく可預候、遅く候てハ夏中之用所ニハ罷立間敷候、兼而被下候者尺たり不申候間、御造作請是迄爲登申候ても無曲候、能と被仰付間に合候様に候迄可被下候、恐と謹言、尙々今般之義ハ御ふしゆうに候間と急度被下候は、一入可爲祝着候、

四月八日

(金上) 盛備 (花押)

日光寺 御衆中

●廣澤新田村 府城の西に當り行程十三里十五町、家數十四軒、東西一町南北三町、東は室谷川に臨み三方に田圃あり、此村延寶二年に開ける新田にて九島村及海道組平堀村と田圃相雜り、四方の境界を丈量すべからず、九島村は南に當り十一町三十間餘、平堀村は北に當り一町四十間、

●九島村 小名 地蔵屋敷 泥浮平 府城の西に當り行程十三里十六町、家數三十一軒、東西三町南北三町二十間

西は室谷川に近く、四方少しく田圃あり、寅の方十二町二十間野村の界に至る、其村まで十四町十間餘、戌の方

二十町十八間拂川村の界に至る、其村まで二十五町十間餘、南六町三十九間、野中・高清水兩村の界に至る、野中村は已に當り九町二十間餘、高清水村は未に當り七町三十間餘、北は廣瀨新田村と田圃相雜り地界なし、其村まで十一町三十間餘、

○小名 ○地蔵屋敷 本村より申の方一里六町にあり、家數五間東西十五間、南北一町二十間山間にあり、

○泥浮平 本村の西三十四町にあり、家居一軒山間にあり、

○端村 ○長木 本村より戌亥の方六町にあり、家數十五軒、東西一町南北三町、東は室谷川に臨み三方田圃なり、

○山川 ○二倉山 村より未の方二里十八町計にあり、頂上まで三里餘、東は御神樂嶽につゞき南の方は山脈仁谷山に連なる、松・杉・ぶなの類多し、○室谷川 村西三町にあり、野中・高清水兩村の境内より來り、西北に流るゝこと三十町、海道組平堀村の界に入る、廣三十間餘、○小出川 村東二十町計にあり、小出村の境内より來り、東に流るゝこと二十八町計、野村の界に入る、

○神社 ○熊野宮 境内東西三十間南 北二十六間免除地 村中にあり、縁起に

仁徳十六年庚子此村の給人齋藤外記某と云者神主三位大夫正光と云者と共に伊勢國度會郡九野山と云所より此に勸請し、神田若干を寄附せしとぞ、案ずるに仁徳とかし、正法寺の縁起に齋藤外記此に來りしは文治二年の事とせり、境内に杉の古木あり、圍一丈餘、枝多くわかれし故土人千本杉と名く、鳥居・幣殿・拜殿あり、△天満宮 境内本社の方の南にあり、相殿二座あり、△伊勢宮 本村より移せり、△十二山神同上

△神職齋藤丹後 當社を草創せし外記が後なりと云傳ふ、明暦の頃右兵衛と云者始て神職となる、今の丹後吉次は右兵衛が六世の孫なりとぞ、

○熊野宮 境内十間四 方免除地 端村長木にあり、何れの頃の勸請にか詳ならず、鳥居あり、齋藤丹後が司なり、

○寺院 ○正法寺 境内東西三十七間南 北三十六間年實地 村中にあり、西來山と號す、公領本郡草水村觀音寺の末山曹洞宗なり、縁起に文治二年齋藤外記京師二條より此に來り、當寺を創め、長一尺七寸の達磨の木像と畫像とを本尊とし天浦と云僧を開山とす、天浦外記を引導し、法號を正眼心法と名く、其牌子今に存す、寺號又これに因ると云、天浦二世の後堂舎圯廢す、永正七年宗易と云僧鹿

瀨村より來り佛宇を再興す、因て宗易を中興とす、天正十八年兵火にかゝり什器を失へき、本尊達磨客殿に安ず、長一尺七寸古物なり、又村中に高三尺長七間幅一文計の古塚あり、上に石塔を建外記が墓と云傳ふ、石塔は近頃たてしものなり、

○褒善 ○忠義者松次郎 天明八年褒賞して米を與へき

●野中村 ●高清水村 此村昔は一村なり、寛永六年分て別村とす、されども田畠原野共に相雜はり地界なし、野中村は府城の西に當り行程十三里二十町、家數二十四軒、東西三町南北六町二十八間散居す、東は山に傍ふ、高清水村は野中村の西四町餘にあり、家數二十八軒、東西二町南北二町、西は川に近し、共に四方田圃なり、又高清水村の東一町餘に家居二軒あり、一軒は九島村の地に住す 東は野中村より八町二十四間小出村の界に至る、其村は辰に當り十四町餘、西は高清水村より四町九島村の山に界ふ、南は野中村より五町三十七間太田村に界ひ粟瀨川を限とす、其村は未に當り十町四十間餘、高清水村より七町五十二間太田村の界に至る、其村まで十三町餘、北に野中村より四町三十九間九島村の界に至る、其村は亥に當り九町二十間餘、高清水村より一町五間九島村の界に至る、其村まで七町三十間餘、

○山川 ○笠松山 野中村の東十二町にあり、高二十丈餘雜木多し、○粟瀨川 野中村より未の方五町三十間餘にあり、粟瀨川の境内より來り、北に流れ西に折れ太田村の界に入、境内を流ること一里六町計、廣十間餘、○室谷川俗に西 高清水村の西一町にあり、太田村の境内より來り、戊亥の方に流ること十四町九島村の界に入る、

○關梁 ○橋 野中村の南十町にあり、隣村の通路粟瀨川に架す、長十一間幅四尺、

○水利 ○堤 野中村より巳の方八町にあり、周二百四十四間、

○神社 ○山神社境内東西七間南北十間免除地 野中村の東一町三十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、九島村齋藤丹後が司なり、【相殿二座】 △熊野宮 野中村より移せり、△藏王神 同上昔野中村の地頭井野七郎左衛門と云もの屋敷中に祠れる神なりとぞ、

○熊野宮境内六間四方免除地 野中村にあり、鎮座の年月傳はず、修驗觀音寺司る、

○諏訪神社境内東西八間南北十二間免除地 高清水村にあり、勸請の時代をしらず、鳥居あり、齋藤丹後が司なり、【相殿四座】 △伊勢宮 高清水村より移せり、△稻荷神 △十二山

神 △白山神 同上

○寺院 ○極樂寺境内東西二十七間南北三十三間半實地 野中村にあり、野中山と號す、津川町密藏院の末寺眞言宗なり、開基の年代をしらず、天正八年下野國より宥善と云僧來り住してより相續て今に至る、彌陀を本尊とし客殿に安ず、

○高水寺境内東西二十八間南北二十三間半實地 高清水村にあり、何頃の開基と云ことをしらず、眞言宗密藏院の末寺なり、清明山と號す、天正五年順諦と云僧住してより相繼て今に至る、大日を本尊とし客殿に安ず、

○觀音堂境内東西十四間南北十五間免除地 野中村にあり、造立の時代詳ならず、千手觀音を安ず、舊は此より南一町計にあり、二王門に運慶作の力士を安じ、堂宇も巨宏なりしとぞ、承應元年正月十七日火災にかゝり、灰燼の中より長四寸の金佛を拾ひ得て軀中に納め、本尊とし此に移せしと云、修驗寶玉院是を司る、

○古蹟 ○隼太屋敷跡 野中村の北にあり、三十間四方計土居の形僅に遺れり、土人の説に治承中源三位入道の郎等猪野隼太勝吉と云者高倉宮に従ひ來り、此に住せしと云傳ふ、

○舊家 ○七郎右衛門 野中村の農民なり、猪野隼太勝吉が後と云傳れども、系譜なければ世次履歴詳ならず

隼太が時のものなりとて杉の古屏一枚を持傳ふ、長六尺三寸幅三尺三寸、古物と見ゆ、

●太田村 府城の西に當り行程十四里、家數四十七軒、東西三町二十間南北二町、東南は山に傍ひ四方田圃なり村中に官より令せらる、掟條目の制札を懸く、東二町三十間石島村の界に至る、其村まで五町二十間、西三町二十間芹田村の界に至る、其村まで九町五十間、南十二町小山村の界に至る、其村まで十三町二十間、北六町野中、高清水兩村の界に至る、野中村は丑に當り十町四十間餘高清水村は北に當り十三町餘、

○山川 ○東林山 村東四町にあり、頂上まで一町計村は石島村と峯を界ふ、○室谷川俗に西 村西二町にあり、芹田村の境内より來り、北に流ること二十二町三十間、野中、高清水兩村の界に入る、○粟瀨川 村より丑の方四町にあり、石島村の境内より來り、戊の方に流ること五町、室谷川に注ぐ、

○關梁 ○橋 村より丑の方六町粟瀨川に架す野中村の條下に詳なり

○水利 ○堤 村より巳の方十三町にあり、周二百間寛政七年に築く、

○神社 ○羽黒神社境内四間四方免除地 村東一町計山上にあり石階を上ること二百餘級、鎮座の年代詳ならず、徑一

尺一寸の鰐口一口遺存す、銘に康永二年八月十五日太田今羽黒全とあり【舊事雜考】に享祿三年加藤伊勢其子隼人佐義種當社を草創せる由を註す、されども享祿は康永の後百八十年餘にあれば享祿三年再興せしを草創と誤傳へしなるべし 鳥居あり、九島村齋藤丹後が司なり、【相殿四座】 △伊豆神 本村より移せり、△日光神 △天神 △山王神 同上

○寺院 ○高德寺境内東西十一間半南北二十一間半實地 村東山下にあり、未忌山と號す、津川町密藏院の末寺眞言宗なり、開基をしらず、永正元年永安と云比丘住せり、本尊彌陀客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者喜之助 享和四年褒賞して米を與へき

●小山村 府城の西に當り行程十四里十七町、家數十三軒、東西一町十五間南北一町十五間山中にあり、四方に田圃あり、東十一町四十間粟瀨川の界に至る、其村まで二十三町四十間、西四町二十四間芹田村の界に至る、其村は戊亥に當り十六町餘、南十六町計漆澤村の山に界ふ、北一町二十間太田村の界に至る、其村まで十三町二十間

○山川 ○片田澤 村より未甲の方一町計にあり、水源は本村と安用村との山中より出、境内を流ること二十町計北に流れ太田村の界に入り室谷川に注ぐ、廣二間計、

○神社 ○若宮八幡宮境内六間四方免除地 村より丑寅の方二町

計山上にあり、勸請の年月傳はらず、村民の持なり、

【相殿一座】△山神 石島村より移せり、

○月山神社 境内六間四方免除地 村東十町計山上にあり、昔いつ

の頃にか江川駿河某と云者越中國立山神を信仰し年ごとに參詣す、年積て三十三年に及ぶ、一夜の夢に神人告て曰、我汝が子孫を擁護すべしと、駿河これを奇とし社を建て祭りしとぞ、鳥居あり、村民の持なり、

●芹田村 府城の西に當り行程十四里十三町、家數二十三軒、東西二町南北三町、西は山に傍ひ東は川に近く南北少しく田圃あり、東六町三十間太田村に界ひ室谷川を限とす、其村まで九町五十間、未申の方二町二十間小杉村の界に至る、其村は南に當り四町四十間、辰巳の方十一町四十五間小山村の界に至る、其村まで十六町餘、北十六町九島村の山に界ふ、

○山川 ○室谷川 村南三町にあり、小杉村の境内より來り、東に流れ北に折れ又東に轉じ太田村の界に入る境内を經ること十五町計、

○水利 ○堤二 一は村西二町にあり、周百三十間元祿年中に築く、一は村より巳の方十一町にあり、周七十七間、

○神社 ○熊野宮 境内五間四方免除地 村北一町十間山麓にあり、

軒、東西一町南北一町三十間、東は室谷川に臨み西北は山に倚る、東五町北二町、共に芹田村の界に至る、其村は北に當り四町四十間、西四町三十間高出村の界に至る其村は未申に當り九町、南十三町八田蟹村に隣り、其村際を界とす、

○山川 ○室谷川 村より巳の方一町にあり、高出村の境内より來り、北に流るゝこと八町計、芹田村の界に入る、

○神社 ○白山神社 境内東西八間南北十間免除地 村南一町計山上にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、九島村齋藤丹後が司なり、

○寺院 ○大福寺 境内東西九間南北十間年貢地 村中にあり、高水山と號す、文安元年拂川村の端村西山日光寺の弟子中納言と云僧草創す、大永元年玄悦と云僧日光寺より來り荒廢を修理す、因て玄悦を中興とす、天台宗日光寺の門徒なり、正觀音を本尊とし客殿に安す、

●高出村 府城の西に當り行程十五里、家數十九軒、東西一町三十間南北二町、東は室谷川に近く、西は山に傍ひ四方に田圃あり、東四町四十五間小杉村に界ひ、室谷川を限とす、其村は丑に當り九町、西は下條組谷澤村の山に續き、北は九島村の山に交はり、共に界域分明なら

新編會津風土記卷之百二 外篇越後國蒲原郡之五

鎮座の年代詳ならず、寛文中まで延文二年及文明元年修理せし時の棟札二枚あり、今は失へり、鳥居あり、

九島村齋藤丹後はを司る、【相殿六座】△伊勢宮 本村より移せり、△若宮 同上村老の説に、昔いつの頃にか吉見御所と云貴人、此に暫く住せし故、村名を中屋村と云しとぞ、彼人住居の地を神慮に任せんとて、神主式部大夫朝日神子と云ものに命じ、阿氣淵と云所にて 此淵もと室谷にあり、其地高田村の境内に川ありて小沼の如し何の頃川の流更しか知ず 神託を下さしめ、其告に従ひ高出村に移住せり、土人尊て月見御所と稱す、後に此人を祭り、若宮と崇めしと云傳ふ

高田村の條下 △稻荷神二座△山神 △白山神 同上と照見るべし、

○寺院 ○阿彌陀寺 境内東西二十一間南北十七間年貢地 村中にあり、山號を正覺山と云、津川町新善光寺の末山淨土宗なり、文明二年三輪豐後某と云もの開基し、常州より長專と云僧を招き開山とす、天正中火災にかゝり宗心と云僧再興せり、本尊彌陀、客殿に安す、

○墳墓 ○八人塚 村より辰巳の方四町計にあり、高三尺周八間其來由をしらず、此邊の字を強力澤と云、何の頃にか盜賊多く集り居し所なりとぞ、

●小杉村 府城の西に當り行程十四里十八町、家數十三

す、巳の方八町八田蟹村の界に至る、其村まで十一町、

○山川 ○室谷川 村東四町計にあり、枋堀村の境内より來り、北に流るゝこと十三町、小杉村の界に入る、

○清水二 一は村北にあり、月見御所と云し人の用ゐし水にや、御所清水と云、周七間、土人尊敬して用るものなし、早歲に雨を祈る所とす、一は村中にあり、土佐清水と云、周六間、

○神社 ○若宮八幡宮 境内八間四方免除地 村中にあり、いつの頃の勸請と云ことをしらず、鳥居あり、九島村齋藤丹後これを司る、

○御所神社 境内東西八間南北七間免除地 村北四十間にあり、鎮座の初を傳へず、元弘・建武の頃月見御所として此村に來り、住せり、因て其靈を祭ると云、鳥居あり、村民の持なり

八七

とし、又境内に清冽の水あるゆゑ山號とせり、其後元弘・建武の頃都人此地に來り住せしを、土人尊崇して月見御所と稱せしとぞ、此時普學と云僧此に來り、彼人と力を勦せ破壊を補理す、舊は此より東五町計にありいつの頃にか地震して寺後の山崩れ、堂宇悉く顛轉す永正十一年此所に寺を建立し、明香と云僧を中興とす古き牌子三面あり、一は高一尺七寸六分幅二寸、大圓覺高倉院尊位としるし、年月支干を識さず、寺僧相傳て高倉宮以仁親王の靈牌といふ、一は高一尺四寸幅二寸、月見院尊靈としるし、又年月姓氏なし、月見御所と云し人の位牌なるべしとぞ、一は高二尺幅五寸五分當寺開基嶺春心寒居士靈位文治二年四月朔日と註す、長谷川土佐が位牌と云、本尊十一面觀音客殿に安ず、

○古蹟 ○館迹二 一は村中にあり、東西十間南北廿間今茶圃となる、相傳て長谷川土佐某が居宅なりと云、一は村南六町にあり、東西十間南北二十間、何人の住せしと云ことしれず、此所の字を揚城と云、

●椽堀村 府城の西に當り行程十五里、家數三十一軒、東西一町南北四町山間にあり、東は室谷川に傍ふ、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東四町八田蟹村の界に至る、其村は丑寅に當り六町、西二十五町計下條

組谷澤村の山に界ふ、南四町廣瀨村の界に至る、其村は未申に當り八町、北十間高出村の界に至る、其村は丑に當り十町、

○山川 ○仁谷山 ヒトガタ 村西一里計にあり、頂上まで十五町計、數村入逢なり、松杉多く黃連を産す、此より西南に連れる鍋倉と云山に、周八九間深二丈計の土穴あり村老の説に昔高倉宮以仁王御生害ありし所なり、因て此邊を御生害峯と云ひ、此穴今に草木を生ぜず、早歲雨を祈れば驗あり、故に時雨御竈とも云と、又一説に此所は宮の御生害ありし所にはあらず、いつの頃にか時雨王と云人亂を避て此に匿れしに、炊煙を認て蹤跡せられんことを恐れ、斯穴を穿ち飯炊きし所故御竈の名あり、此人の詠なりとて

鹿ならてかよはぬ道もふみわけて、今よりのちはすむ人のたに

といへる歌土人の口碑に傳ふ 【舊事雜考】には永享五年新宮氏此地にて自殺せしよしを註せ

○室谷川 村東四町計にあり、廣瀨村の方より來り北に流るゝこと十三町計、高出村の界に入る、

○御番澤 村北二町計にあり、源を仁谷山に發し、所々の溪流これに注ぎ、一里三十町山中を屈曲して流れ室谷川に入る、廣十間、此水を引て田地に灌ぐ、舊此

所より村松領川内谷の諸村に通る徑路ありし故加藤氏の時より此に口留番所を置き往來を察せしむ、近年通行の者なく、草木繁茂せしにより寛政五年に廢す、御番澤の名も番所ありし故なりとぞ、因に加藤氏の時あたへし文書を左に出す、

覺

一足まへ之事、

一高に掛り候金銀之事、

一京夫江戸夫之事、

右者小川庄枋堀村之内越後へ之道筋人ヶ谷に其村に定番を置候に付而、高百石分、右之通許置候條、不致油斷堅可守者也、

寛永十六年九月十六日

守主馬 判

小川庄枋堀村肝煎 百姓中

○屏風瀧 村より戌亥の方六町餘、御番澤にあり、高二十丈計兩岸岩峙て屏風のごとし、○沼 村西八町にあり、周八十間、

○神社 ○山神社 境内東西七間南北六間免除地 村南三十間にあり、鎮座の年代をしらず、鳥居あり、九島村齋藤丹後が司なり、【相殿一座】 △白山神 本村より移せり、

○古蹟 ○館迹 村より戌の方三町山上にあり、東西二

十五間、南北四十間隍の趾遺れり、村民傳て云治承年中長谷部兵衛尉信連高倉宮に從ひ來り、守護の爲此に築く、信連もと大和國廣瀨郡廣瀨郷を領せしかば、故郷忘れがたく此名を此に移し、廣瀨城と名けしとぞ、

○舊家 ○長谷川源左衛門 此村の肝煎なり、長谷部信連が子孫と云傳ふれども系譜を失ひ、いかなる故にて長谷川を名乗しにか知れず、元和六年蒲生家よりあたへし文書を藏む、其文如此、

漆之木有之在と所と蠟漆之御年貢に付而迷惑仕由候然者諸在郷肝煎百姓手柄次第に漆之木うへふやし可申候、何程多ふへ候とも、今迄村々納來御年貢より御増候て被召上候義、末代迄有之間敷候、然上ハ以來枯木風折木又は如何様之申分雖有之、今迄之御帳面之内一本も御引有敷候、得其意漆之木修理可仕候在とくつろき候様にと被思召、右之通被仰出候間、以來違變有之間敷候間、全存其旨、精を入植ふやし可申者也、

元和六年九月十五日

福西吉左衛門尉 宗長判

稻田數馬助 貞忠判

小川庄枋堀村肝煎百姓中

●廣瀨村 端村 檜山新田 府城の西に當り行程十五里八

町、家數十二軒、東西三十八間南北二町二十間、又申の方二十間餘を隔て家數六軒あり、東西二十八間南北二十四間岩谷と云、共に山間に住し東は室谷川に臨む、東七町計八田蟹村の山に界ふ、西一里十八町計下條組谷澤村の山に界ふ、未申の方三十町四十七間鑰取新田村の界に至る其村まで一里、北四町椽堀村の界に至る、其村は丑寅に當り八町、此村の肝煎長谷川甚八と云者家に文祿三年の水帳を藏む、

○端村 ○猶山新田 本村より未の方二十四町にあり、家數六軒、東西二十間南北一町三十間山間に散居し、東は室谷川に近し、

○山川 ○小瀬澤山 村より申の方二十町にあり、頂上まで十町餘、○鳥屋峯山 村より申の方一里計にあり頂上まで五町計、雜木のたて山なり、○松坂 端村椽山新田の申の方三町四十間にあり、麓を室谷川流れ七折して頂上に至る、奇岩往々時ち佳景なり、此を越て隣村に往來す、○室谷川 村東にあり、鑰取新田村の界より來り北に流るゝこと四町計、椽堀村の方に注ぐ

○水利 ○堤 村より辰の方四町にあり、周七十六間、

○神社 ○山神社 境内東西十三間 南北八間免除地 村西一町にあり、勸請の年代をしらず、鳥居あり、九島村齋藤丹後が司なり、

新編會津風土記卷之百二終

○山神社 境内二間四 方免除地 端村椽山新田の西三十間餘山麓にあり、鎮座の始をしらず、村民の持なり、

●鑰取新田村 舊廣瀨村の端村なり、承應二年に別村とす、府城の西に當り行程十六里十二町、家數七軒、東西一町南北一町三十間、山間にあり、東は室谷川に臨み北に少しく田圃あり、東一里計漆澤村の山に界ふ、西三十町計村松領本郡川内谷の山に界ふ、南六町室谷村の界に至る、其村まで一里三町、北五町十三間廣瀨村の界に至る、其村まで一里、

○山川 ○室谷川 村東にあり、室谷村の方より來り、北に流るゝこと十一町計廣瀨村の界に入る、○大谷澤 村南六町室谷村の界にあり、源は鍋倉山より出山間を屈曲して凡一里計、東に流れ室谷川に注ぐ、廣十間餘

○神社 ○山神社 境内二間四 方免除地 村の西南一町にあり、鎮座の年代をしらず、鳥居あり、村民の持なり、

新編會津風土記卷之百二

外篇越後國蒲原郡之五

上條組下十六箇村

- 室谷村 ムロヤ 八田蟹村 ヤタカニ
- 漆澤村 シサヅ 小名館澤 セミガタヒラシンデン 端村 ハタケ 蟬平新田 セミガタヒラシンデン
- 小手茂村 コテモ 黒谷村 クロヤ 小名大瀧新田 コノオホタケ 端村 ハタケ 谷地 ヤチ
- 相高島村 アヒダカシマ 明谷澤村 アカヤサ 栗瀬村 クリセ 安用村 アユク
- 押手村 オシテ 端村 ハタケ 瀧頭新田 タニガシラ 黒谷澤新田 クロヤニガハ
- 大尾村 オオビ 端村 ハタケ 黒倉 クロクラ 丸淵 ウツミ 倉高 クラタカ 沼田(今廢) ヌマタ
- 柴倉村 チシクラ 土井村 ツチイ
- 東山村 トシヤマ 端村 ハタケ 屋敷 ヤシキ 中山 ナカヤマ 蘆荷新田 アシノガ 夷棚 エビスダナ
- 小出村 コイデ 石島村 イシノマ

●室谷村 此村應永八年清野鞠負某と云もの開きしと云府城の西に當り行程十七里十六町、室谷川を夾み東西二區に分る、西の一區家數十六間、東西一町三十間南北二町、東の一區家數五軒、東西三十間南北一町、深山の間

にあり、本組西南の村落此に至て窮る、東三里計陸奥國大沼郡大石組本名村の山に界ふ、西三里十八町餘村松領本郡川内谷下杉村の山に界ふ、南五里十八町計川内谷下田村の山に界ふ、北三十三町鑰取新田村に界ひ大谷澤を限とす、其村まで一里三町、

○山川 ○御神樂嶽 村東三里十八町計にあり、數村入逢なり、東は本名村の地に跨り、南は鹽倉と云山に連る小川莊の條 ○狸々森山 村より辰巳の方五里計にあり、一に十二嶽と云、此西に連れるを馬尾瀧山と云大沼郡大鹽組と峯を界ふ、○赤柴山 村より巳午の方十一里餘山奥にあり、下田村及陸奥國會津郡大鹽組蒲生村と峯を界ふ、○駒嶽 村より巳午の方十里餘山入にあり、頂上まで四里餘岩山にて積雪深し、夏に至り殘雪馬の形をなす、因て名けしと云、南は蒲生村に續き、西は下田村に交はり共に峯を界ふ、奥越の界なり北は銀太郎・銀次郎と云山につゞく、此一山昔銀太郎・銀次郎と云もの始て踏わけしとぞ、其北に連出るを霞嶽と云、これも高山なり、○矢筈山 村より申西の方八里計にあり、二峯並聳え矢筈に似たる故名く、○鉛山 村南一里三町計にあり、享保年中坑を穿ち鉛を採今廢す、○沼二 一は村東二町計山中にあり、周七百

間餘、一は村より戌亥の方十五町餘にあり、周百間、
○室谷川 水源を會津郡黒谷組叶津村八十里越の山中に發し東北に流れ、駒嶽・鹽倉兩山の間を経て村中に至り北に流れ、鑰取新田村の界に入り、境内を経ること凡十里三十町計、廣七十間、○配手川 村より申西の方三里計山中にあり、水源は境内の山中より出所々の溪流これに注ぎ、北に流ること五里十八町餘、川内谷・小西谷村の界に入る、廣三十間餘、

○神社 ○熊野宮 境内東西九間南 村東二町山上にあり、鎮座の年代をしらず、鳥居あり、九島村齋藤丹後是を司る、【相殿一座】△山神 本村より移せり、

○山神社 境内五間四方免除地 村東五十町計山上にあり、鎮座の年代をしらず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○洞雲寺 境内東西十一間南 村中にあり、紫光山と號す、淨土宗津川町新善光寺末山なり、應永八年清野鞠負京師より來り此村を闢き、寺を草創し、天台の僧長譽と云ものを請て開山とす、天正五年淨家の僧南慶住してより淨土宗となる、慶長三年火災にかゝり堂宇焼失せり、其年南慶再興し、畫像の彌陀を本尊とし、客殿に安じ、相繼て今に至ると云、

○虚空藏堂 境内東西十六間南 村西にあり、洞雲寺司る

南北三町、

○水利 ○堤 村より辰の方二町にあり、周百四十間、

○神社 ○山神社 境内東西六間南 村より未の方一町三十町計にあり、鎮座の初分明ならず、鳥居あり、九島村齋藤丹後が司なり、【相殿一座】△日光神 本村より移せり、

○褒善 ○孝行者源太郎 安永三年褒賞して米を與へき
○孝行者めこ 源太郎妻なり、同上

○漆澤村 小名 館澤 府城の西に當り行程十六里八町、家數九軒、東西一町南北二町、又申の方五町に一區あり袖と云、家數五軒、東西三十間南北四十間共に山間に住す、辰の方十二町小手茂村の界に至る、其村まで二十四町、戌亥の方二十三町八田蟹村の界に至る、其村まで二十七町南四里十八町計、陸奥國大沼郡大石組宮崎村の山に界ふ、北十六町計芹田村の山に界ふ、

○小名 ○館澤 本村より戌亥の方二十町にあり、家居一軒山間にあり、明和七年耕作の便により此に移りき
○端村 ○蟬平新田 本村より申の方一里にあり、家數九軒、東西四十間南北二町、深山の間に散居し、東は小合川に傍ふ、寛文元年に開く、
○山川 ○薇峠 村より巳の方十町にあり、登ること二

昔は村西かさき原と云所に天台宗の寺あり、僧侶多く巨宏の梵宇なり、いつの頃にか顛轉し、虚空藏堂のみ遺りしに天正年中の火災に鳥有す、其後村民力を勤せ此所に再興せしとぞ、

○八田蟹村 府城の西に當り行程十六里五町、家數二十三軒、東西一町四十間南北三町、東は山に傍ひ西は室谷川に近く南北に田圃あり、東五町漆澤村の界に至る、其村は辰に當り二十七町、西二町栃堀村の界に至る、其村まで六町、南は數山連り境界詳ならず、北一町三十間小杉村の界に至る、其村は亥に當り十三町、

○山川 ○側谷川 村より未の方一里二十五町にあり、源を御神樂嶽に發し、西北に流ること二里計廣瀬村の境内に至り、室谷川に入る、廣七間餘此川に高二十間計の瀧あり、萬治年中山崩れ此瀧あらはる、土人大蛇のぬけ出しあとなりとて蛇拔瀧と名く、早魃の時雨を此に祈る、○小合川 村より未の方二十町計にあり漆澤村の境内より來り、西北に流ること一里計栃堀村の界に入り室谷川に注ぐ、廣十間餘、○室谷川 村西三町にあり、廣瀬村の境内より來り北に流ること八町計小杉村の界に入る、

○原野 ○牧場 村より未の方十八町にあり、東西二町

町、此を越て小手茂村にゆく、○銅山 村より未の方二里八町計にあり、元祿中初て坑を開き、寛政中に至て多く銅を採る、今廢す、○松山 小名館澤より辰巳の方五町にあり、頂上まで五町餘老松一株ありて因て名く、○沼 村西三十町計山中にあり、周六間、旱歲に雨を此に祈る、○小合川 端村蟬平新田の東にあり源を御神樂・笠倉兩山の間に發し、所々の溪流を得て西北に流ること四里餘、八田蟹村の界に入る、

○神社 ○八劍神社 境内十間四方免除地 村西山上にあり、祭神は天照大神尊靈素盞鳴尊なり、鎮座の年代をしらず、鳥居あり、九島村齋藤丹後を司る、【相殿二座】△白山神 本村より移せり、△山神 同上

○古蹟 ○館蹟 村より未申の方十五町餘にあり、巖まで五町土人城山と稱す、頂上に僅なる平地あり、礎石猶遺れり、昔いつの頃にか石田和泉某と云もの鎌倉より來りこゝに住せりと云、此より戌亥の方にて旗子山と云小山あり、石田が旗を建し所ゆゑの名なりとぞ、

○小手茂村 府城の西に當り行程十五里十八町、家數二十四軒、東西六町三十間南北一町八間、山間にあり南に田圃あり、東十町二十間黒谷村の界に至る、其村まで十六町三十間餘、西十二町漆澤村の界に至る、其村まで二

十四町、南十九町黒谷村に界ふ、北四町四間明谷澤村の界に至る、其村は丑寅に當り十五町、

○山川 ○薇峠 村西六町にあり、頂上まで六町此を越えて漆澤村にゆく、○小手茂川 村中にあり、源を越田と云山に發し、東に流るゝこと一里二十二町黒谷川に注ぐ、廣四間計、此川に石瀧とて高二丈餘の瀧あり、境地幽寂なり、旱歲には雨を祈る、○黒谷川 村南十町餘にあり、黒谷村の界より來り、東に流るゝこと五町餘黒谷村の境に入り又此村に來り、北に流るゝこと二町計明谷澤村の界に入る、廣十間、○沼 村北一町二十間にあり、周三百間、

○神社 ○白山神社 境内東西十間南 村中にあり、鎮座の年代しれず、鳥居あり、粟瀨村渡部宮内司なり、

【相殿一座】 △藏王神 本村より移せり、
○寺院 ○長福寺 境内東西七間南 村中にあり、曹洞宗地寶山と號す、應永元甲辰年 案ずるに應永元年は甲辰な事雜考には應永三十一年此寺を建立せしは訛れり、舊由を記せり、いづれが是なることを知らず、此村の地頭石田藤兵衛某と云もの一字を草創し、存永と云僧をして住せしむ、聖徳太子の木像と彌陀の畫像を本尊とす、その後何の頃にか松本何某一亂のとき兵火に鳥有せりと

云、慶長元年慶雲と云僧再興し、草水村觀音寺の僧大庵を請て開山とし、其末山なる觀音を本尊とし、客殿に安ず、

○古蹟 ○館蹟 村中にあり今民家となる、永延の頃にや、餘五將軍平維茂の九男山垣平太政茂と云もの築くと云、此邊に城の脇木戸口などいへる字あり、又政茂の馬場趾と云所あり、今田圃を開く、

●黒谷村 小名 大瀧新田 府城の西に當り行程十五里、家數十二軒、東西一町南北六町、東北は山に倚り西南は川に近し、東三町十六間安用村の界に至る、其村まで十町四十間餘、西六町十一間小手茂村の界に至る、其村まで十六町三十間餘、南は山深くして界域分明ならず、北五町二十四間相高島村の界に至る、其村まで十四町二十間餘、

○小名 ○大瀧新田 本村の南十八町にあり、家居一軒 重山の間にあり、東は戸澤川に臨む、寛文八年開き、

○端村 ○谷地 本村より巳の方三町にあり、家數十軒 東西三十間南北一町山間にあり、

○山川 ○戸澤川 村南二町計にあり、源は笠倉山の北麓より出西北に流るゝこと二十町、村南にて黒谷川に注ぐ、廣三間、○黒谷川 端村谷地の東一町にあり、

の界に至る、其村まで五町二十間、又丑寅の方五町相高島村に隣り其村際を界とす、

○山川 ○黒谷川 村東にあり、小手茂村の境内より來り北に流れ東に轉じ粟瀨村の界に入る、境内を經ること十二町計、○柴倉川 村東六町にあり、安用村の境内より來り、西に流るゝこと十四町計、粟瀨村の界に入る、廣七間、

○寺院 ○觀音堂 境内東西六間南 村中にあり、十一面觀音を安ず、草創の年代をしらず、村民の持なり、

●粟瀨村 府城の西に當り行程十四里三十二町、家數三十二軒、東西二町五間、南北一町七間山中に住す、東は川に近く三方に田圃あり、東五町十間南四町、共に明谷澤村の界に至る、其村は巳に當り五町二十間、西十一町十五間石島村の界に至る、其村は戌に當り二十二町十間餘、北十六町計小出村の山に界ふ、又申酉の方十二町小山村の界に至る、其村まで二十三町四十間、

○山川 ○柴倉川 村東五町四十間計にあり、明谷澤村の境内より來り、黒谷川を受け粟瀨川となり、西北に流るゝこと十八町計石島村の界に入る、

○黒谷川 村東五町餘にあり、明谷澤村の境内より來り、丑寅の方に流るゝこと二町計柴倉川に注ぐ、

水源は本村の東南栗木小屋と云山中より流れ出、西に流るゝこと二十町計田地の養水となり、戸澤川を受け小手茂・相高島二村の界に入る、廣四間、○大瀧 小名 大瀧新田より巳の方二町戸澤川にあり、高三間餘、

○神社 ○山神社 境内東西三間南 村東にあり、鎮座の年代を傳へず、鳥居あり、粟瀨村渡部宮内これを司る、

【相殿一座】 △山神 本村より移せり、

●相高島村 府城の西に當り行程十五里、家數九軒、東西三十二間南北一町二十二間、山間に住し、西は黒谷川に臨む、東西北共に村際にて明谷澤村に界ふ、其村は未申に當り五町南九町黒谷村の界に至る、其村まで十四町二十間餘、此村もと此より南四町計黒谷川の東畔にあり、延寶四年水災を避て此に移りき、

○山川 ○黒谷川 黒谷村の境内より來り、村の未申の方を過ぎ、北に流るゝこと十五町計、明谷澤村の界に入る

●明谷澤村 府城の西に當り行程十五里四町、家數二十三軒、東西一町南北一町三十間、山間に住し、東は黒谷川に傍ひ三方少しく田圃あり、東十三町安用村の界に至る、其村まで十五町五十間餘、未申の方十一町二十間小手茂村の界に至る、其村まで十五町、南五町黒谷村の界に至る、其村は巳午に當り十三町、北三町二十間粟瀨村

○神社 ○白山神社境内東西五間南北七間免除地 村より戌亥の方五町十間計にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、【相殿六座】△熊野宮 本村より移せり△若宮八幡 同上此二社昔は神田許田ありて社頭の結構もやゝ大なりしに、蒲生氏の時神田を没收せしと云、△伊豆神 同上 △戸隠神 同上 △鬼渡神 同上 △藏王神 同上 △神職渡部宮内 先祖を三大夫と云、いつの頃にか當社の神職となる、其後延寶中に筑後盛次と云ものあり、今の宮内が六世の祖なり、

○寺院 ○西方寺境内東西十七間南北十四間年貢地 村西にあり、貞治五年鎌倉より左近將監盛藤と云もの此地に來り、村を粟瀬と名く、盛藤死後其妻一字の閑室を構へ、鎌倉より西蓮と云沙門を招き、盛藤が冥福を祈る、此時西蓮彌陀の掛幅をもち來り本尊とす、今猶存せり村西榮園の墓なりとして石塔一基あり 近頃建てしものと云、中に盛藤が文祿の頃火災に罹り堂舎焼亡す、其後いつの頃にか再興し、津川町新善光寺末山淨土宗となり唐繪山と號す、本尊彌陀客殿に安す、

●安用村 府城の西に當り行程十五里、家數十二軒、東西五十四間南北二町十八間、山間に住す、東四町八間押手村の界に至る、其村まで九町四十間餘、西七町二十六間黒谷村の界に至る、其村まで十町四十間餘、南は山深

くして界域分明ならず、亥の方二町五十五間明谷澤村の界に至る、其村まで十五町五十間餘、又丑寅の方十一町八間東山村の界に至る、其村まで十三町五十間餘、

○山川 ○御前コシノカ 村より辰巳の方三里計にあり、高二十丈計の岩山にて頂上に石洞二あり、洞口共に縦八尺横五間餘、深七間計奇境なり、土人相傳て餘五將軍維茂の夫人住せし所なりと云、方言に洞をゆうと云、因て斯く名くとぞ、此所より西に續ける山を井戸小屋と云、此に清水あり、彼婦人の用ゐし水と云傳ふ、

○柴倉川 村北にあり、押手村の境内より來り所々の溪流を受け、西北に流るゝこと十四町計、明谷澤村の界に入る、

○水利 ○堤 村より巳の方二十町にあり、周七十間元祿七年に築く、

○神社 ○山神社境内東西五間南北四間免除地 村西二町計山麓にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、村民の持なり、△山神社境内東西五間南北四間免除地 村南にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○古蹟 ○陣場チンバタラ 村より辰の方四町計にあり、三十三間四方計の平なり、前は柴倉川に臨み後には才神サイノミと云山に倚れり、此山にも五間四方計の平地十二箇所あり、

元和貳年七月廿五日

町野長門守 稻田數馬助

時として兵器の朽損したるを得ることありとぞ、土人相傳て古戰場なりと云、いつの頃何人の戦争ありし所にか詳ならず、

○舊家 ○渡部市郎右衛門 先祖は渡部左近將監盛遠栗瀬村西方寺の縁起には盛藤に作るしと云傳れども世系詳ならず、代々肝煎を勤む、家に古き馬具及茶釜を持傳ふ、茶釜は享和二年請て府に納む、又元和中蒲生氏よりあたへし文書の寫一通あり、其文左に載す、

小川庄之内明谷澤村・栗瀬村・安用村三ヶ村分、山之内ニ山之儀小手茂村と惣論ニ付而双方目安井口上數度遂證明候所、元來三ヶ村山ニ無紛由双方申候、先年中納言様御檢地之砌り小手茂村近邊ニ有之由、右三ヶ村田地小手茂村へ相付候、其刻彼内山共ニ田地ニ相添小手茂村へ被付候由、小手茂村申候へ共、申分證據無之候、不謂義を申と聞届候間向後小手茂村之者彼内山え不入立入之由、小手茂村へ申出候、但内山のふもと柴山へはる中代ニは小手茂村酒手を出し立入候へ共、上世成候てゝ無酒て入來候由候間、自今已後無酒手可入候間可成證據候者也、仍判狀如件、

明谷澤村 栗瀬村 安用村 肝煎百姓中

●押手村 端村 瀧頭新田 黒谷澤新田 府城の西に當り行程十六里、家數二十四軒、東西一町五十間南北四町五十五間山中にあり、東十六町北七町四十間共に東山村の界に至る、其村は北に當り十五町四十間、戌の方五町四十一間安用村の界に至る、其村まで九町四十間餘、南八町五十間大尾村の界に至る、其村まで十三町、

○端村 ○瀧頭新田 本村の南一里三町にあり、家數五軒、東西五十六間南北三町、重山の間に散居す、○黒谷澤新田 本村より未の方三十町にあり、家數三軒、東西四十五間南北一町五十間深山の間に散居す、

○山川 ○戰場岩山 村より戌の方七町にあり、高三十丈計、○瀧頭山 村南一里二十四町計にあり、頂上まで三十町、西は龍口・蛇塚・立石と云諸山に連る、天正十八年山界をたてし時の文書一通此村に持傳ふ、其文如左、

遠山さと山之さかい之事

一押手之むかひのさかをかきり、たつの口へひけ申て たつのくちよりへひつかへひけ申候、へひつかより立石へひけ申、立石から松山之たつめ澤へひけ申、そ

れからかつらこやへひけ申、鈴瀧をくたりにひけ申、東へ越候てまとうさわのまい之しやき岩を切にそれからすりはちくほのしみすしりをきりに、それから柴倉路之つはき平之石神を切てひけ申候、それよりめおつと杉をきりニ參候、かやうに小塚をほへ申候、かの瀧かしらと申て右名主二代目に松橋殿の云人を切上申、松橋の屋敷十貳間とうけたまはり候、一松橋殿の氏神拾貳をゆわい立申され、かのなかくは七間ニ作申され候と承り候、次ニはまつはし殿のひくわんにさるやはうと云者ニ雪をかゝせ候とうけたまはり候、やち田三十かり雪かき免にて候、松橋殿津川さるかくをのほせ候て、七日町ためにおつらせ候とも承候、

一この遊人達歸り申さるゝ事ニは、かやうに深山草深處へ入候てみかとはまん世之かたみには何をかせんとて、女めんを一へん納られ候共承候へ、さて沼澤の皆上に杉はやし候を、人に伐れしと申て松橋殿の披官に、與三郎と申者をかの杉の番ニ置申候と承候、

一かの沼澤と申はゆわれ候、田之みな口ニ水ほそく候間、土ニつき候ほどに、水いかいてぬまに成て候間

かの沼を土の沼と申候、
一秋小屋口のいちのみな口のあさにゆわれの候、火打田と申候、かの田は立石のおみことんニ御座候、朔日十五日ニ火を打候ておみこと立石へそない申され候間、火打田と申候、かやう成末代までの覺に候間如斯書置者也、
右之通西方分に有之候間、山堺里さかいの書物押手え被取置候者也、
天正拾八年二月廿日
押手村名主 平田左馬助(花押)

○瀧頭澤 源は鳥屋・蛇塚と云兩山より出、山間を屈曲して北に流れ端村瀧頭新田の村中に至り、北に流るゝこと十町計大尾村の界に入る、廣二間、此川に高五丈計の瀧あり、○柴倉川 村南八町計にあり、大尾村の境内より來り成の方に流るゝこと十七町計、安用村の界に入る、

○神社 ○白鬚神社 境内東西五十一間 村より戌亥の方にあり、鎮座の年代分明ならず、鳥居あり、粟瀨村渡部宮内が司なり、
○寺院 ○聖徳寺 境内東西九間南 村中にあり、山號を福命山と云、津川町新善光寺の末山淨土宗なり、正中二

年源徳と云僧開基し、彌陀の畫像聖徳太子の木像を本尊とし聖徳寺と名けしとぞ、太子の像長一尺三寸餘今に存す、大永年中大善と云沙門再興す、本尊彌陀客殿に安す、

●大尾村 端村 黒倉 丸淵 倉高 府城の西に當り行程十六里十三町、家數十六軒、東西一町南北五町、重山の間に散居す、東は柴倉に傍ふ、西の方五十間に家四軒あり、東西十二間南北五十間、廻戸と云辰の方二十八町土井村の山界に至る、其村は東に當り一里十八町餘、西は山深くして界域分明ならず、南十五町北四町十間共に押手村の界に至る、其村は北に當り十三町もと南の方四町に沼田と雲端村あり、今はなし、

○端村 ○黒倉 本村より寅の方五町にあり、家數十軒 東西一町五十間南北三町、山間に散居す、○丸淵 本村の東十二町にあり、家數十九軒、東西五十六間南北三町四十間、山間にあり、○倉高 本村より辰の方三町にあり、家數三軒、東西五十間南北二町、山間に散居す、

○山川 ○牧山 村より巳の方二十二町計にあり、四面に山連り猿多くすめり、頂上まで二町計雜木蕃茂す、○小倉山 村より丑寅の方十五町計にあり、頂上まで

二町計早歲に雨を祈る、○柴倉川 村より丑寅の方一町にあり、柴倉村の境内より來り、戌亥の方に流るゝこと一里計押手村の界に入る、○瀧頭澤 村西二町計にあり、押手村の境内より來り、丑寅の方に流るゝこと十七町計柴倉川に入る、

○神社 ○山神社 境内東西三間南 村より申の方五十間にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、村民の持なり、
○山神社 境内四間四 端村丸淵の東山上にあり、鎮座の年月をしらず、鳥居あり、地藏院これを司る、
○天満宮 境内三間四 端村黒倉の東一町十間餘にあり、村老の説に昔いつの頃にか、土屋主佐某相州鎌倉より菅神の像を奉し來り此に祭りしと云、神像四軀あり、

二は木像各長一尺二寸、二は石像各長六寸、皆古物なり、鳥居あり、地藏院司る、【相殿二座】△富士神 本村より移せり、△白山神 同上相傳ふ、大同三年七月地藏院の僧彌頼と云もの下野國都賀郡二荒山中禪寺より此二神を勸請せしとぞ、

○山神社 境内東西八間南 端村倉高の南一町二十間餘田上にあり、鎮座の年月をしらず、地藏院司る、
○寺院 ○地藏院 境内東西二十九間南 端村黒倉の北一町四十間にあり、大同の頃土屋何某と云もの鎌倉より來

り、此邊の五箇村を領し、大同二年四月八日當寺を草創し本郡出湯と云所より彌頼と云僧を招き開山とす、此僧伽羅陀山の地藏を持來て本尊とし寺をも地藏院と名け延命山と號す、土屋氏の菩提所にて、毘沙門及び不動の堂宇ありてさばかりの梵刹なりしとぞ、文祿四年始て淨土宗津川町新善光寺の末山となる、萬治元年火災に罹りしに善察と云僧再興せり、本尊彌陀客殿に安す、

○墳墓 ○古墓 端村黒倉より辰巳の方三十間計、山麓に一株の古杉あり、枝葉蔭し森々としてものふりたり、土屋土佐某が墓のしるしなりとて、土人土佐杉と稱す、

○舊家 ○勝吉 此村の農民にて土屋某が後なりとて土佐が帯びしと云太刀一口を藏む、世系履歷の詳なること知り難し、

●柴倉村 府城の西に當り行程十七里十八町、家數十八軒、東西三町南北一町、深山の間にあり、東十五町陸奥國河沼郡野澤組安座村の山界に至る、其村は寅卯に當り一里十六町二十間餘、西一里計粟瀨・安用・明谷澤三村の山に界ふ、南は山深くして界域分明ならず、北十六町十間土井村の界に至る、其村まで二十八町五十間餘、

○山川 ○裏倉山 村東にあり、頂上まで二十四町計東は安座村と峯を界ふ河沼郡の條下と併見るべし、○鷲谷川、村西二町三十間計にあり、源を裏倉山に發し、西に流るゝこと一里十八町計柴倉川に入る、廣二間、○柴倉川 俗に大村の西南一里計にあり、源を高陽山に發し、西に流ること二里十八町計大尾村の界に入る、廣四間、

○神社 ○山神社 境内東西五間南村より未申の方五十間計にあり、鎮座の年代を知らず鳥居あり、村民の持なり

●土井村 府城の西に當り行程十七里十八町、家數十三軒、東西三町南北三町、深山の間に住す、東十六町二十二間、陸奥國河沼郡野澤組安座村に界ひ、九才坂を限とす、其村は寅に當り一里七町餘、未の方二十六町四十二間大尾村の界に至る、其村は西に當り一里十八町餘、南十三町二十二間柴倉村の界に至る、其村まで二十八町五十間餘、戌亥の方二十三町二十四間東山村に界ひ鳥屋峠を限とす、其村まで一里三十五町餘、

○山川 ○九才坂 村東十二町にあり、頂上まで五町二十間餘奥越の界にて安座村と峯を界ふ、○鳥屋峠 村より戌亥の方十一町にあり、頂上まで十二町二十間餘東山村と峯を界ふ、○土井川 村北八町にあり、源は九才坂と裏倉山より出北に流るゝこと三十町餘、東山

村の界に入る、廣三間計、○土井 村北一町にあり、周四間餘下流を田地に灌ぐ、旱魃には雨を此に祈る、

○神社 ○倉神社 境内東西八間南村西一町計にあり、寛永二年神職六太夫と云者神の告により鹿瀬組日出谷村の端村當麻より勸請せしとぞ、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、【相殿一座】△天神 本村より移せり、

○寺院 ○藥師堂 境内東西二間南村より巳の方三町山間にあり、建立の年代を知らず、修驗威徳院司なり、

●東山村 端村 屋敷 中山 茗荷新田 夷棚 府城の西に當り行程十五里、東西二區に分れ、其間六町三十間餘を隔つ、東を面倉と云、家數二十軒、東西二町南北二町、西を廣手と云、家數九軒、東西二十七間南北二十二間共に幽谷の中に住す、東一里十二町三十間土井村に界ひ鳥屋峠を限とす、其村は辰巳に當り一里三十五町餘、西三町一問安用村の山界に至る、其村は未申に當り十三町五十間餘、南八町押手村の山界に至る、其村まで十五町四十間、北十九町六間小出村の山界に至る、其村は亥に當り一里餘、

○端村 ○屋敷 面倉より寅の方十町三十間餘にあり、家數六軒、東西一町、南北一町十間山間にあり、○中山 面倉より辰の方三十一町五十間餘にあり、家數十

六軒、東西二町二十間、南北二町山間にあり、○裏倉新田 面倉の東一里十三町餘にあり、家數三軒、東西十間、南北一町山間に住し、西は土井川に傍ふ、○夷棚 廣手より戌の方十町三十間餘にあり、家數四軒、東西五十間南北三十間、山間にあり、

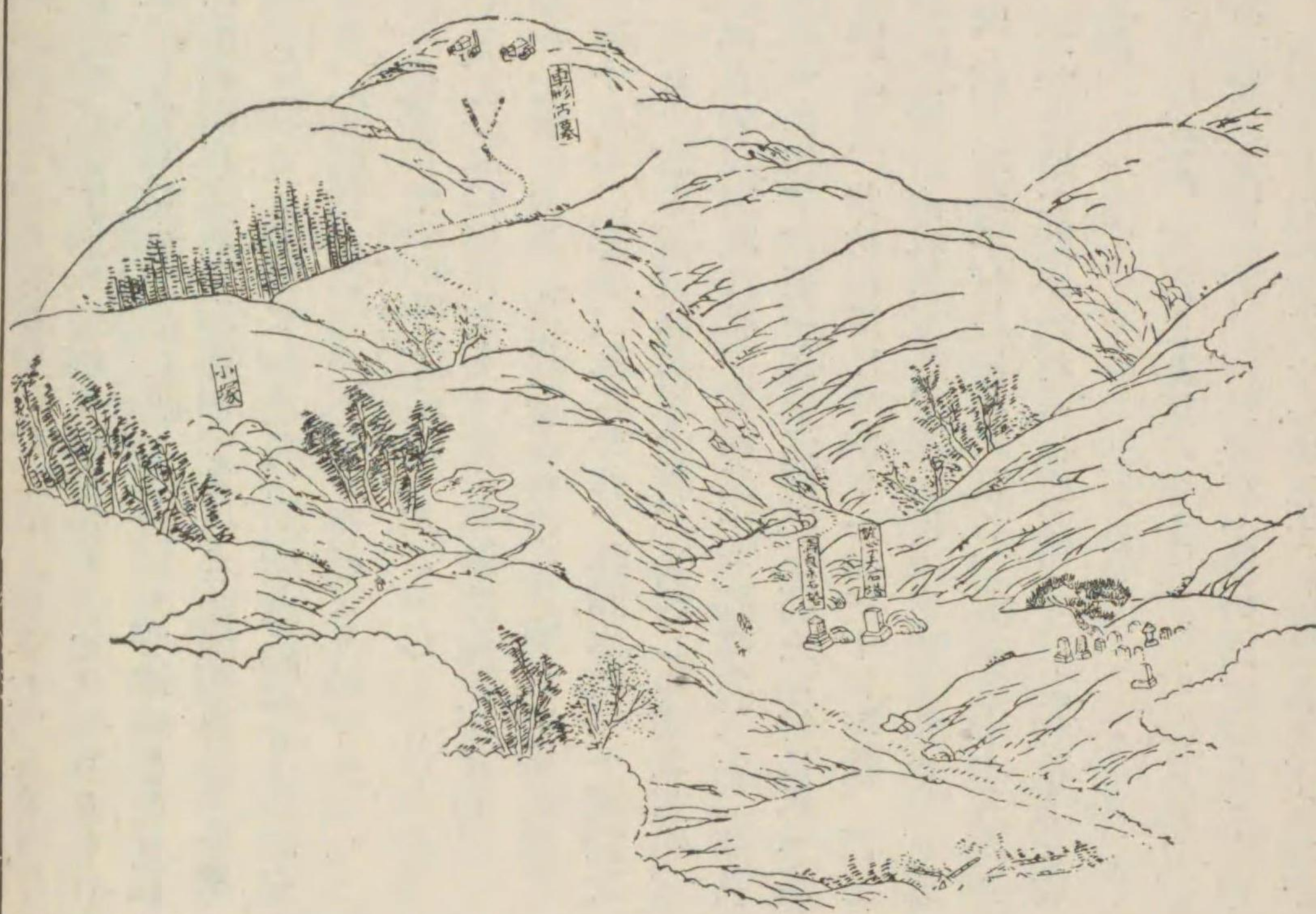
○山川 ○面倉嶽 面倉より丑寅の方二町にあり、頂上まで十五町計、一に大嶽とも龍嶽とも云、旱魃の年雨請する山なり、○子生山 面倉の東三十二町計にあり頂上まで十九町雜木蕃蔚す、猿多くすめり、○鳥屋峠 端村中山より辰巳の方にあり、頂上まで十五町餘、此を踏て土井村にゆく、○土井川 面倉の東二十七町にあり、土井村の境内より來り、西北に流るゝこと一里二十町計小出村の界に入る、

○神社 ○山神社 境内四間四方免除地 廣手より辰の方四十間餘山上にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○富士神社 境内東西七間南端村屋敷の西一町三十間餘にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○熊野宮 境内東西二十二間端村中山の西北一町計山麓にあり、鎮座の年月を知らず、鳥居あり、粟瀨村渡部宮内が司なり、【相殿一座】△日光神 中山より移せり

御 廟 山 圖



○山神社境内七間四 端村夷棚の南三十間餘にあり、鎮座の初を傳へず、鳥居あり、村民の持なり、

○墳墓 ○古墳 端村中山の西五町計、小倉嶺と云山上にあり、二間四方程の平地にて土人石神とも御廟山とも稱す、高倉宮以仁親王の墓なりとて高三四尺餘、徑九尺計の封土の上に栗の老樹あり、其側に車の形に造りなせし石塔の如きものあり、其中は空虚にして跗石の左右に十六幅の車輪を彫付其徑各八寸後に表石の如きものあり、高一尺計五角の淡白色の石なり、此より北の峯つゞき十六間許にも亦石の車家形並びたり、其後に表石をたて、封土の上に樹を栽ゆ、南にあるものと同じ、此邊五六町の間森々たる栗林にて最幽邃なり、此所より十歩ばかり東に下て東西二町南北二町餘の平地あり、宮の住み給ひし第跡なりとて封疆の跡纒に遺れり、此より北の方三十間計に空陸二あり、一は幅二間半、一は幅四間半共に深二間計、土人陷井オトシヤナと稱す、又其側の字を大城戸と云、皆これ要害の爲に設けしとぞ、此所より東の方少し隔て土堤のごとく南北に横たはりたる小峯の東西に大なる塚五、小塚二十餘つらなれり、何人の墓と云ことを傳へず、案ずるに以仁親王は、後白河帝第二の皇子にて京三條高倉の御所

におはしければ三條宮とも高倉宮とも稱す、治承四年五月源三位入道頼政のすゝめにより、父皇の勸慮を慰んために平氏を滅さんと謀り給ひしに、其事ならずして大和國奈良へ落給ふ處に光明山の鳥居の前にて流矢に當りて薨じ玉へし、時に歳三十歳と【東鏡】【平家物語】【源平盛衰記】等に見えたり、されど村民の口碑に傳る所は田原又太郎忠綱が計ひにて東海道より甲斐信濃の山路を経て上野國沼田の里に道をとり、陸奥國會津郡に來り、遂に此所にかくれ居て天年を終り給ふ、車家形の塚は其墓なりと云、一は宮の子もしくは其籬中なりと云こと、薨御の年は傳へねども、四月三日なりとて今に尊崇すること大方ならず、【平家物語】【源平盛衰記】等にも高倉宮には常に人の參よることなかりければ見知らぬ者なし、或女房に見せて一定の御首なることを知りしと見ゆ、【愚管抄】には其學問の師宗成をして是を見せて疑をはるけしなども見えたれば其世にも生死さだかならぬ疑ありしと見ゆ、又玉海治承四年九月二十三日の記に傳へ聞く、高倉宮及頼政入道朔日頃駿河國を経て奥の方に向ふのよし彼土人の告札あり、同十月八日の記には、傳聞高倉宮必定見在なり、去る七月伊豆國に下着當時甲斐國に在仲綱以下相

具して祇候すと記さる、又其遺蹟と傳る所會津大沼の二郡及本郡の内所々にあり各其地所にあらはす、是等の趣を併考れば土人の傳る所謂れなしとも云難し、

○石塔二基 中山の西一町計にあり、一は高二尺五寸餘幅七寸五分計、跗石徑二尺四寸餘、壽清淨堅信土塔清銀太郎貞永爲菩提子孫修建仁二壬戌年四月二日と彫付、一は高二尺計の無方塔にて跗石徑一尺七寸餘、清水寺二世數學上人豆州賀茂郡入間村主瑞雲山海藏寺隱首大源玄徹叟の彫付あり、共に其世のものとは見えす

○古蹟 ○百八燈山 中山の東にあり、御廟山と相對す山勢南北に遷迤し、高からず、昔高倉宮こゝに住給ひしとき百八の燈火を挑げし所ゆゑ名くと云、

○寺趾 中山の未申の方にあり、高倉宮洛東歌の中山清閑寺の僧を召下し、一寺を草創し、清水寺と名け村を東山と名けしとぞ、いつの頃廢せしと云ことをしらず、此所の字を寺屋敷と云、

●小出村 府城の西に當り行程十四里四町、四區に分れき、西を東岐ヒカシノマタと云、家數二十三軒、東西二町三十四間南北二十四間山間にあり、此より寅の方五町を長坂と云、家數六軒、東西一町南北五十間此より東四町を牧野と云家數十五軒、東西二町八間、南北二十八間此より戌亥の

方三町をフササウリ武須澤入と云、家數十軒、東西二町南北四十
二間共に山間にて小出川の東西にあり、丑寅の方十町海
道組田澤村の山界に至る、其村まで一里二十八町餘、西
五町四十四間野中・高清水兩村の界に至る、兩村は共に戌
に當り野中村まで十四町餘、高清水村まで十八町餘、南
十七町東山村の界に至る、其村は巳に當り一里餘、北二
十町九島村の山に界ふ、

○山川 ○水上峠 東岐より巳の方十七町にあり、登る
こと五町、此を越て東山村にゆく、○小出川 牧野の
西にあり、東山村の境内より來り、西に流るゝこと一
里五町瀧澤川を受け九島村の界に入る、廣九間上流を
土井川と云、○瀧 牧野の北一町瀧澤川にあり、高七
間兩岸巖石峙ち懸水噴流し極て幽間なり、側に不動を
安ず、早歲に雨を祈る所とす、

○土産 ○紙 近村よりも多く漉出す、凡て小出紙コイシと稱
す、其質堅硬にして虫食はず、小番なる紙にて價賤し
上下通用し、甚だ民用に便あり、

○神社 ○鷲神社 境内東西五間南 東岐の南一町にあり、
鎮座の年代をしらず、鳥居あり、栗瀨村渡部宮内が司
なり、

○山神社 境内東西三間南 東岐の南三町餘にあり、鎮座
北二間免除地

の年代をしらず、鳥居あり、村民の持なり、
○山神社 境内八間南 牧野の東五十間山麓にあり、勸
請の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、村民の持な
り、

○寺院 ○西光寺 境内東西十二間半 東岐の村中にあり、
野澤山と號す、津川町玉泉寺の末山眞言宗なり、開基
の年代詳ならず、昔は村より丑寅の方三町計にあり、
永正十一年淳清と云沙門今の地に移す、慶長二年火災
に罹り本尊の佛像を灰燼の中より取出し堂舎を再興し
相繼て今に至りしと云、本尊彌陀、客殿に安ず、

○古蹟 ○館蹟 武須澤入の北小出川のほとりにあり、
東西二十五間、南北二十八間陸の趾あり、相傳て永正
の頃伊藤權頭爲長と云もの住せりと云、

○褒善 ○忠義者甚七郎 元祿十年褒賞して米を與へき
其傳陸奥國河沼郡青津組
津尻村の條下に詳なり、

○石島村 府城の西に當り行程十四里、家數十軒、東
西十五間南北一町二十間、山間にあり、東は栗瀨川に臨
み南北に少しく田圃あり、辰の方五町、野中・高清水兩村
の界に至る、野中村は北に當り十二町四十間餘、高清水
村は戌亥に當り十六町四十間餘、西一町三十間太田村の

新編會津風土記卷之百四

外篇越後國蒲原郡之六

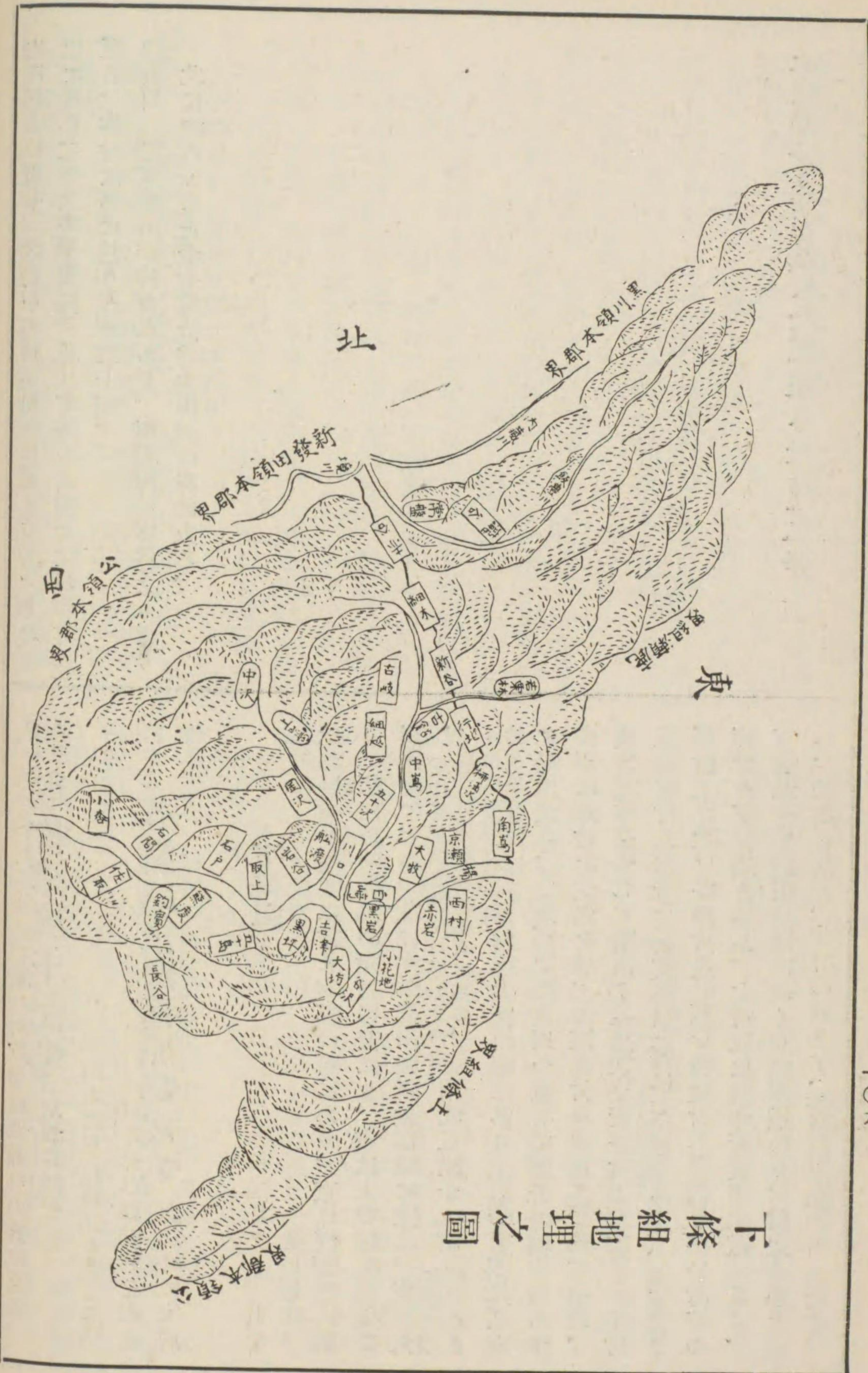
下條組

此地府城の西北に當り本郡の東にあり、東は鹿瀨組に隣
り、西は公領本郡の諸村に交はり、南は上條組公領本郡
川内谷に界ひ、北は本郡黒川領新發田領に連る、東西六
里 東は鹿瀨組鹿瀨村の界より西は 南は津川
公領草水村の界境石に至る、南北五里十八町 町の界よ
り北は新發田領中山
村の界境橋に至る、村落大抵山間にあり、田圃多からず、南
に揚川流れ、又新谷川・瀧谷川の流有て網罟の利少からず
農暇に薪材を伐炭を燒、山深き村々は熊・猿・羚羊を獵、
或は乾柿を製して鬻出す、行地村・新谷村・綱木村・赤谷村
及細越村・古岐村・瀧谷村を俗に七村通ナナムラトホリと唱へ、角島村・
西村・大牧村・谷澤村・岩谷村・熊渡村・石間村・小松村等の
諸村を下條通と稱ふ、七村通は過半新發田街道にあり、
下條通は長岡領新瀧にゆく水陸兩道あり、村民駄馬を逐
ひ、船筏を漕ぎ、生計の資とす、新谷川・瀧谷川に近き村

山に界ふ、南十一町二十四間栗瀨村の界に至る、其村は
巳に當り二十二町十間餘、北二町四十五間太田村の界に
至る、其村は西に當り五町二十間、

○山川 ○栗瀨川 村東にあり、栗瀨村の境内より來り
北に流るゝこと十七町計、太田村の界に入る、

新編會津風土記卷之百三終



下條組地理之圖

々は洪水に苦む、又揚川に傍ふ村々に瀧をうつと稱へ、川中に杵をうち木柵をかきて中をあぐることに三間計、水勢を一にし、其側に石を累起し、上に九尺四方計の小屋をかけ、綱を一丈餘の棹につけ、鮭の登るをまち、其あけて是を捕る、谷澤村にてとれるもの、鼻曲り形も大にして味佳なり、土俗鼻曲鮭と云、薄鹽に漬け是を干したくはふるに暑を経て味變ぜず、夏月下痢を患るもの用れば驗あり又石間・小松・佐取の三村は東の方本組の諸村と數山を隔て西は平衍の地に續き、枇杷・橘・柚の類實を結ぶ、此組の諸村郷名を失ふ、共に小川莊と稱す、凡て二十七箇村あり、

下條組上十五箇村

- 角島村 京瀬村 端村 柳清水新田
- 西村 端村 赤岩
- 大牧村 小花地村
- 谷澤村 端村 黒岩 大坊新田 黒坪
- 白崎村 川口村 吉津村 岩谷村 五十島村
- 取上村 石戸村 長谷村 熊渡村

●角島村 此村應安の頃津川町の農民新墾し、其頃は津島と書きしと云、後今の字に改む、府城の西北に當り行程十四里五町、家數八軒、東西三町南北一町、山麓に住

し、南は揚川に臨む、東六町鹿瀬組鹿瀬村の界に至る、其村は已に當り二十五町西八町、京瀬村の界に至る、其村は成に當り十三町、南一町津川町に界ひ揚川を限とす、津川町まで三町、北一里三町行地村に界ひ諏訪峠を限とす、其村まで二里一町、又北の方一里餘、諏訪峠に家居一軒あり、

○山川

○諏訪峠 村北一町計新發田街道にあり、此を越て行地村に行く、九折にして登ること一里十七町、甚難所なり、大抵十月より四月までは雪深くして牛馬を通ずること能はず、絶頂に諏訪明神の社あり、因て名く、頂より望めば眼界甚廣く、東南の方ひらけて磐梯・布引等の諸山も見え、西北は數山を隔て晴朗のときは遙に北海に行かふ船も見え、北に下れば清水二あり峠清水と云、清冽にして炎旱にも涸れず、行人長坂に苦み此に至て渴を赦ふ、此邊最峻嶺にて眼前に山起り路窮せるが如くなれば牛馬却歩す因て土人駒戻・牛戻と稱す、山勢北にひき西北は行地村と界ひ東南の方本村と京瀬村に屬す、○眞那板倉山 村より亥の方一里にあり、頂まで八町北は行地村と峯を界ふ、雜木多し

○揚川 村南一町計にあり、鹿瀬村の境内より來り、西に流ること十五町計、京瀬村の界に入る、廣二町、

○牧澤川 村より戌の方五町にあり、眞那板倉山の諸溪會して一となり、未の方に流るゝこと一里餘揚川に入る、廣二間計、

○關梁 ○船渡場 村南にあり、新發田街道揚川の渡なり

○神社 ○山神社 境内東西五間南 村北山麓にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

●京瀬村 端村 柳清水新田 府城の西北に當り行程十四里十八町、家數十三軒、東西三町南北二町、北は山に傍ひ南は揚川に臨み東西に田圃あり、東五町角島村の界に至る、其村は辰巳に當り十三町、西は大牧村と田圃相雜り地界なし、其村まで十町三十間、南四町七間西村の界に至る、其村は未申に當り五町十間、北一里十二町行地村に界ひ諏訪峠を限とす、其村まで二里、又村北一里十町餘、諏訪峠に家居一軒あり、

○端村 ○柳清水新田 本村の北二十四町にあり、家數四軒、東西二十五間南北五十間、新發田街道を夾み諏訪峠の半腹にあり、村北に一里塚あり、

○山川 ○諏訪峠 村より寅の方新發田街道にあり、角島條下にあり、○白髭山 村北一里十八町にあり、頂まで三十町計、昔白髭明神を祭れる所と云、○揚川 村南にあり、角島村の方より來り、西に流るゝこと一里餘、

り津川町に賣出す、

○端村 ○赤岩 本村より戌亥の方八町にあり、家數十三軒、東西一町三十間南北一町、山中にあり、北は揚川に臨む、

○山川 ○揚川 村北五町にあり、津川町の境内より來り、京瀬村と入逢の地を過ぎ、北に流るゝこと十三町西澤川綱木川を得て大牧村の界に入る、○尼沼 村の戌亥の方八町にあり、三間四方旱歲に雨を祈る所と云

○水利 ○堤 村南四町にあり、東西三十間南北三十間

○神社 ○八幡宮 境内東西一町二十五間 村中にあり、【縁起】に昔神主皆川氏の遠祖權頭正次と云者八幡宮を下總國小泉と云所に勸請し、延暦十二年神輿を奉じて此地に來り當社を草創せしと云、【縁起】に鶴岡八幡宮より勸請せしと云、【舊事雜考】に鶴岡は、後冷泉院康平中の勸請にて延暦と年序隔れり、且當社の神器に天曆七年の銘ある物あり、天曆も又康平の前日にあり、然らば鶴岡より勸請せしと云者は誤なりと云へり、此社古は宮殿の構も巨宏に於て八月十五日祭禮の時、小川莊の神官巫覡の類みな來て祭祀を助け、神樂・流鏑馬の式あり、天正の頃金上盛備、西村雲前寺・奥田倉平等の地を寄附せしが、文祿中豊臣家中村式部少輔をして此地を検校せしとき没收せらる、されど仲秋祭祀の料は郷里に課せり、蒲生氏の時に至て此事廢し、宮社漸々に破壊せり、寛文中

大牧村の界に入る、○不動瀧、村北二十五町にあり、高五丈計後澤と云溪流これに注ぐ、側に不動に似たる岩あり、旱歲には近村より此に集て雨を祈る、

○神社 ○諏訪神社 境内東西四十二間南 村北山麓にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿三座】

△幸神 本村より移せり、△熊野宮 角島村より移せり、△山神 大牧村より移せり、△神職佐藤越中 出雲忠家と云者享保五年に當社の神職となりき、今の越中 信忠が父なり、

○諏訪神社 境内東西十一間南 村北一里十町餘、諏訪峠の絶頂にあり、鎮座の初詳ならず、老杉數株あり、東南の諸村より著く見ゆ、鳥居あり、佐藤越中が司なり

●西村 端村 赤岩 府城の西に當り行程十四里十八町、家數五十四軒、東西三町五十間南北三町十六間、四方田圃にて南は山に近く北に揚川あり、東五町三十間津川町の界に至る、津川町まで十八町三十間餘、西一里十八町計谷澤村の山に界ふ、南十六町上條組拂川村の界に至る、其村は辰巳に當り一里十五町二十間餘、北は大牧村と田圃相雜り地界なし、其村まで十五町、又丑寅の方一町三間京瀬村の界に至る、其村まで五町二十間餘、農隙に數日の糧をつゝみ深山に入り望陀の皮をはぎ、船綱につく

肥後守正之修補を加へ、唯一神道の式を以て祭祀を行はしめき、寶永二年肥後守正容神領十三石四斗の地を寄附し、相繼で今に至る、末社三座あり、△石鳥居 兩柱の間一丈二尺、△本社 三間四面東向石の神像一軀あり、長八寸餘、灰色の石像極て古物なり、自然のものにて人巧に出でず、髣髴として童形のごとく見ゆ、△幣殿 三間半に二間、△拜殿 七間に二間半、△神供所 三間に二間、

△末社 △麻利支天社 本社の南にあり、五尺四寸餘に四尺五寸東向、△山神社 麻利支天神の南にあり、三尺五寸に二尺八寸、東向相殿一座あり、△白山神 本村より移す、△伊勢宮 拜殿の北にあり、三尺五寸に二尺八寸、南向相殿一座あり、△稻荷神 本村より移す、

【寶物】 △御正體圓鏡 一面其銘如左、

天曆七年□丑

奉掛諸願成就

八月十五日願主忠茂 舊事雜考に云、忠茂何人が宗族ならん

△同 一面其銘如左、
八幡宮

奉掛 寬仁四年甲八月十五日

△同 一面其銘如左、

寬仁四歲庚申

奉掛

△同 八月拾伍日 敬白

一面其銘如左、

建曆元未ノ

奉掛

△同 八月十五日

一面其銘如左、

奉納

永仁六年戊ノ八月拾伍日

△同 一面其銘如左、

木本□□

于時永和三丁巳

八釵大明神御本躰

七月十二日 戊子 敬白

△同 一面其銘如左、

元和三年

諸願所

丑ノ八月十五日敬白 元和三年は丁巳な

此外年月支干を記せざるもの數面あり、

△鰐口 一口其銘如左、

慶長十三年五月十一日

△古縁起 一通其文如左、

越後國蒲原郡小河縣

八幡宮者奉齋太神輕島豐明宮御宇 譽田天皇尊靈人

代也 天皇

足仲彥天皇第四子也母曰 氣長足姬

尊天皇以皇后 氣長足

討新羅之年歲次庚辰冬十二月

戊戌朔辛亥生於筑紫之蚊田、幼而聰明立監深遠動

容進止聖表有異焉、時以天皇之胞匣之藏於蘆津

濱、故號此地曰箱崎村、天皇御宇四十一年歲次庚午

春二月甲午朔戊申崩、時年一百十、明年葬于河内

國慧我藻伏岡陵、天國排開廣庭天皇代 三十一年

歲次辛卯二月甲午朔癸卯依神託奉齋天皇之靈於豐

前國宇狹島稱廣幡八幡太神是也、又

大炊天皇 四十七代 天平寶字中建社於筑前國那河縣箱崎

村祭焉八幡宮崎宮是也、嘗我祖權頭正次勸請八幡

宮自宮崎宮而祠於下總國小泉里、亦以日本根子皇

三年の事なり、此時義經みづから當社に詣しとは見

えず、

△神職皆川下總 其先を權頭藤原正次と云、正次は房

前公の後胤にして權大夫正憲と云もの子なり、其祖

正義と云者越後國に謫せられ、其後下總國に移る、正

次延曆十二年此村に來て神職となる、正次が子を正俊

といひ、其子を權守正秀と云、今の下總政徳は正秀が

三十三世の孫なりとぞ、

●大牧村 府城の西北に當り行程十五里、家數二十六軒

東西四町南北二町、山中に住し、西南は揚川に傍ふ、東は

京瀬村と田圃相雜り地界なし、其村まで十町三十間、西

は小花地村に隣り境界分明ならず、其村まで二十一町、

南は西村田圃相雜り地界なし、其村まで十五町北一里計

五十澤村の山に界ふ、

○山川 ○燒山 村西二町餘揚川の南岸にあり、春水深

く舟路の斷るとき西村より小花地村に行道あり、登る

こと十八町計難所なり、○大澤川 村中にあり、白鬚

山の麓より流出、西北に流ること二十町計揚川に入

る、廣二間計、○揚川 村南にあり、京瀬村の境内よ

り來り、西北に流ること一里餘小花地村の方に注ぐ

村西六町計兩岸に嶮岨なる岩山あり、山戸と稱す、昔

△源義經願書 一通其文如左、

敬白

八幡大菩薩

御鑑 卯花威

御鑑 同毛甲

一領

御寶前

夫八幡太郎義家以來爲其門葉者無不歸敬、依之貴賤

東手、縋素傾首、義經荷生弓馬家、纒次其箕策、鹿

□業弓箭枕甲冑、平氏亡一族休亡父□、逐年來宿霧

然所虎口讒言□兮、御勘氣之條愁結言短風聞其□引

條一事非吾所犯、虛說所起也、不仰□尊鑑、難披愚

意、伏願反逆殘害輩□亡一時神光、伐釵惡徒誅罰給、

□丹精有誠、玄鑿莫誤衍祈誓條如件、

元曆二年六月七日

源義經(花押)

東鑑に據るに義經讒言にかゝり陸奥に下りしは文治

空海護摩を修せし所とて、岩上に三間計の平あり、本尊岩・經岩・衣岩等の名あり、此間蒼松多く頗る佳景なり、
○彈清水 村北一町岩間より湧出、清冽にして炎旱にも涸れず、

○神社 ○帝釋神社 境内東西十一間 村中にあり、鎮座の初を知らず、村民の持なり、

○褒善 ○忠義者關助 延享二年賞して米を與へき、

○小花地村 府城の西に當り行程十五里二十五町、家數三十一軒、東西一町南北四十七間、山間に住し、北は揚川に傍ふ、東は大牧村に隣り境界分明ならず、其村まで二十一町、西六町谷澤村の界に至る、其村まで二十一町南十五町大牧村の山に界ふ、北七町五十澤村の山に界ふ、

○山川 ○荒倉山 村北三町揚川の北岸にあり、頂まで二町東の方に大峯・牛首・本尊岩等の諸峯あり、松樹多し、○揚川 村北にあり、大牧村の方より來り、西に流ること九町計、谷澤村の界に入る、

○土産 ○礪石 村東二町山の間より出づ、慶安の頃始て此石を焼て石灰とす、其後漸々に製出し其利廣し、
○黄蠟 漆蠟の上品にて此村の産最も良し、

○神社 ○戸隱神社 境内東西十間南北 村北三町揚川の北岸にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、谷澤村佐

久間能登が司なり、【相殿一座】 △山神 本村より移せり、

○寺院 ○洞照寺 境内東西三十間南北 村西にあり、藤井山と號す、津川町密藏院の末山眞言宗なり、開基詳ならず、天正十三年玉當と云僧筑後國より來り住せしと云本尊不動客殿に安ず、

○谷澤村 端村 黒岩 大坊新田 黒坪 府城の西に當り行程十六里、家數九十八軒、東西四町二十間南北二十八間 東南は山に傍ひ、北に揚川を擁し西に田圃あり、新湯にゆく徑路にて、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札を懸、東十五町二十五間小花地村の界に至る、其村まで二十一町、西二十町三十間五十島村の山界に至る、其村は亥に當り一里五町、南三里七町餘上條組椋堀村の山に界ふ、北二十一町五十間白崎村の界に至る、其村まで二十五町、

○端村 ○黒岩 本村の北八町四十間にあり、家數十六軒、東西四十五間南北三十五間、山間にあり、西は揚川に傍ふ、○大坊新田 本村の戌亥の方十一町四十間餘にあり、家數三軒、東西十五間南北三十間、山間にあり、○黒坪 大坊新田の北十七町四十間餘にあり、家數二軒、東西十五間南北三十間、北は揚川に臨み三

面は山に近し、

○山川 ○大村杉山 村南三里十八町計山奥にあり、頂

まで三十町餘、南にあるを三留山と稱し、東は上三條組室谷村に界ふ、西北の方に依積場・日本平等の諸峯連る、○砥石山 村北十八町にあり、高三町餘砥石を産す、蠟砥なり、多く鬻出して生計の資とす、○揚川 村北にあり、小花地村の境内より來り、西に流れ北に轉じて谷澤川を受け、西に折れて白崎川口吉津三村の地を過ぎ、又端村黒坪の北を経て五十島村の界に入る

此村の境内を流ること一里六町餘、○谷澤川 村西にあり、大村杉山より流出西北に流ること四里餘、揚川に入る、廣六間、○大瀧 村南二里谷澤川にあり

高四丈、○松峠 村より亥の方二十五町にあり、五十島村に行く道なり、頂まで五町、○池 村より未の方一里十八町にあり、周六十間計、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西二町三十七間 村より戌の方五町計にあり、何の頃にか小田切安藝某と云者勸請せりと云、鳥居・拜殿あり、神像十四軀あり、各衣冠乗馬等の古像なり、△神職佐久間能登 何の頃にか三大夫正重と云者當社の神職となる、今の能登吉秀は五世の孫なり、

○熊野宮 境内東西五十間南北 村の亥の方六町計山上にあり、是も小田切安藝が建立なりと云、鳥居・拜殿あり

佐久間能登が司なり、【相殿一座】 △幸神 本村より移せり、

○諏訪神社 境内東西六間南北 端村黒岩の南一町揚川の東岸にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、佐久間能登是を司る、

○寺院 ○龍耕寺 境内東西五十間南北 村中にあり、種月山と號す、公領本郡草水村觀音寺の末山曹洞宗なり、明應元年本村の住小田切平六と云者造立し、瀧谷村慈光寺の住侶久庵を請て開山とす 平六が父母死せしとき久庵其導師を勤むと云、今村北四町計、田圃の間に小田切安藝父母 元和年中觀音寺十世の墓と云傳て土を封せし所あり、

大庵と云僧住せりと云、釋迦を本尊とし、客殿に安ず ○西法寺 境内東西十六間南北 村東にあり、秀照山と號す 開基詳ならず、舊は太子守宗なり、享祿年中觀音坊と云者住してより津川町密藏院の末山眞言宗となる、本尊大日客殿に安ず、

○觀音堂 境内九間四 西法寺の西にあり、草創の年月詳ならず、觀音長四尺古佛なり、西法寺是を司る、

○古蹟 ○館迹二 一は村東十八町計山上にあり、天正

の頃まで小田切平六某住すと云、南に隍を廻らし、西の方に石垣あり、土人要害山と稱す、頂に十間四方計の平地あり、一は村西三町四十間にあり、東西二十間南北二十八間、隍の趾遺れり、是も永祿中小田切平六住せしと云

●白崎村 府城の西南に當り行程十六里九町、家數三十五軒、東西一町十間南北三町四十間、西は揚川に臨み三方は山に傍ふ、東三十町計大牧村の山に界ふ、西九町計津村の山界に至る、其村は戌に當り十八町、南三町十間谷澤村の界に至る、其村まで二十五町北八町十六間、川口村の山界に至る、其村まで十七町二十間、

○山川 ○龍峯 村南にあり、頂まで一町三十間、怪巖峙ち揚川に臨む、○揚川 村西にあり、谷澤村の境内より來り、北に流るゝこと十町、川口村の界に入る、○門目淵 村より戌亥の方四町餘揚川にあり、早魁の年雨乞ひする所なり、相傳ふ昔餘五將軍平維茂岩谷村に在て病に臥せし時、夫人の許に夫人何れの所に居りし條組安用村の境内に維茂夫人の住せしと云所あり三月十五日鶏いまだ鳴かざるに來り給へ、左なくば今世の對面なるべからずと云遣しければ、とりあへず此所まで來りしに、海若鶏聲をなしければ夫人維茂に逢ふべからざるを歎き、此に身を

投て死せり、因て今に至るまで村中鶏を畜はず、此村に生れくる者は生涯鶏卵を食せず、又七月七日の朝夫人の靈水上に繩を張り、色々の衣裳を曬すことあり、是を見れば不吉の兆なりとて男女他出せずと云、奇怪なることなれども其傳るまゝに注す、

○水利 ○堤 村東一町にあり、周百三十二間元和年中に築けり、

○神社 ○山神社境内東西七間南北十五間免除地 村中にあり、創建の年代詳ならず、鳥居あり、谷澤村佐久間能登が司なり、【相殿三座】△權現 地主神なり、△諏訪神 本村より移せり、△山王神 同上

○海神社 村より戌亥の方四町、揚川の西岸岩をくぼめたる所に祭る、祭神は罔象女神なり、鎮座の年月詳ならず、土人此を御前鼻と云村民の持なり、

○寺院 ○觀音堂境内七間四方免除地 村東一町四十間にあり、草創の時代知す、正觀音を安す、長二尺の木佛なり、村民の持なり、

●川口村 村南にて新谷川・中澤川の二流揚川に入る、因て名けしとぞ、府城の西北に當り行程十六里二十七町、

立の時代知す、地藏長一尺六寸の古佛なり、村民の持なり、

●吉津村 府城の西に當り行程十七里、家數五十四軒、東西一町南北三町、西北は川に近く東南に田圃あり、東九町白崎村の山界に至る、其村は辰に當り十八町西二町十一間岩谷村に界ひ揚川を限とす、其村は戌に當り十町四十間餘、南四町谷澤村の界に至る、其村まで一里餘、北三町四十四間岡澤村に界ひ揚川を限とす、其村まで十二町二十間餘、又寅の方八町川口村に界ひ揚川を限とす其村まで十一町、南の方二町に家數二軒あり、東西四十五間南北十七間、三方は山に傍ひ北に田圃あり、

○山川 ○揚川 村西二町二十間にあり、白崎村の境内より來り、西に折れ南に轉じ谷澤村の界に入る、境内を流るゝこと二十町餘、村西二町計に岩谷村にゆく船渡あり、琵琶渡と稱す、廣二町十間、

○水利 ○堤二 一は村東四町五十間にあり、周七十間延寶中築く、増澤堤と云、一は村南二町二十間餘にあり、周六十五間寶曆二年築く、坊澤堤と云、

○神社 ○若宮八幡宮境内東西十六間南北八間免除地 村南二町計山麓にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、西村皆川下總が司なり、

家數十五軒、東西二町南北五十五間、南は揚川に近く三面は山に傍ふ、丑寅の方八町五十澤村の界に至る、其村まで十一町、西二町吉津村に界ひ揚川を限とす、其村は申に當り十一町、南九町白崎村の山界に至る、其村まで十七町二十間、北四町岡澤村の界に至る、其村は戌亥に當り八町十間、

○山川 ○中澤山 村より戌亥の方三里餘にあり、頂まで三里計、西北の方五頭と云山につゞく、○揚川 村南一町にあり、白崎村の境内より來り、西に流るゝこと二町計岡澤村の界に入る、廣二町、○新谷川 村東にあり、五十澤村の境内より來り、南に流るゝこと七町計揚川に入る、廣十五間、○中澤川 村の未申の方一町にあり、岡澤村の境内より來り、南に流るゝこと四町揚川に入る、廣八間、

○水利 ○堤 村東三町にあり、周五十五間、元文中築けり、

○神社 ○若宮八幡宮境内東西六間南北十二間免除地 村西にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、谷澤村佐久間能登を司る【相殿三座】△稻荷神 本村より移せり、△山神△幸神 同上

○寺院 ○地藏堂境内東西三間南北二間免除地 村西二十間にあり、造

○寺院 ○眞福寺 境内東西二十五間 南北十七間 貢地 村南二町十間餘にあり、慈照山と號す、津川町密藏院の末山眞言宗なり、開基詳ならず、天文二十二年新瀧法龜院の裔孫秀譽と云僧住すと云、不動を本尊とし客殿に安す、

【寶物】 △三尊彌陀畫像 一幅筆者を知らず、

○褒賞 ○市郎兵衛 父を長右衛門と云、幼より父母の心に違はず、後繼母に事ふるにも實母に異なることなし、朝毎に圍爐裏に焚火して其邊りに父の席を設く、父隣里に行けば必其家に送り、歸る頃は迎にゆき未だ心よく物語せる折は其興を妨げんこと本意なく思ひ門外に待ち歸るべき時節を見合せ、草履を直し杖を捧て伴ひ歸りけり、天和三年賞して米を與へき、

●岩谷村 府城の西北に當り行程十七里十町餘、家數三十一軒、東西一町南北一町五十間、南は揚川に臨み三方は山に傍ふ、東六町二十五間吉津村に界ひ揚川を限とす其村は辰に當り十町四十間餘、西四町三十二間五十島村の界に至る、其村は未申に當り九町餘、南三町五十島村に界ひ揚川を限とす、北七町三十八間岡澤村の山界に至る、其村は丑寅に當り十五町二十間餘、

○山川 ○兔倉山 村より戌亥の方一里十町餘にあり、頂まで二十町、西北は岡澤・石戸・五十島三箇村の山に

界ひ南は五十島村に界ふ、○揚川 村南三町にあり、川口村の境内より來り、西に流ること十五町計、五十島村の界に入る、廣二町十間、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西七間 南北三十間計にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、五十島村渡部與頭が司なり、【相殿一座】 △幸神 本村より移せり、

○寺院 ○平等寺 境内東西十九間 南北九間 貢地 村北にあり、岩屋山と號す、石間村正壽寺の末山曹洞宗なり、昔餘五將軍平維茂船を泛て揚川を渡りし時、龍口と云、揚川の南岸岩をい、所にて藥師の像あらはれ、光明を放つを見て信心を起し天台宗八箇寺を建立し、此地にて天年を終と云緣起に維茂の草創を大同元年の事とすれども、維茂大同中の人にあらず、【舊事雜考】に長徳元年藤原實方陸奥守に遷されしとき維茂等相貴重すと云ば、此寺を建立せしも其頃なるべしとあり、案するに永正十四年永源と云僧當寺再興の勸進狀に大同元年維茂開基と見えたり其後世々の住侶宗門も定らざりしに、萬治三年正壽寺六世の僧林道と云もの住してより洞家となり、今に相繼げりと云、本尊地藏客殿に安す、長一尺二寸古佛なり、

○藥師堂 境内東西十五間 南北十三間 貢地 平等寺の北にあり、五間二尺に四間、南向秘佛なり、日光月光各長二尺計、十二

神將各長一尺五寸、一軀は維茂の作にて餘は德溢の作と云、毎年四月八日會式あり、即維茂の建立にして藥師の像は龍口より得る所なりとぞ、堂は永正中僧永源が再興なり、古堂なれば所々朽損し、又種々の題名あり、因に其一二を録す、平等寺是を司る、

當口爲一見

黒田 治部	松本 掃部
小田切 平三	渡邊 源六
伊藤 藏	荒生 與三
星 孫次	渡邊 藤六
櫻木 小十郎	山内 小一郎
大窪 清五	五十嵐 清次郎
馬場 きん三	波田野 又次郎

永祿十年卯月廿五日書

天正六年ひのへとら三月十三日 天正六年は戊寅なり此に丙寅とあるは誤書せしと謙信さま御とんしに付而、三郎殿喜平次殿御名代あらそひ國中いこゝに候條、三月末黒川みのき衆小國之地より亂入、四月十六日ふてらきニ而はいほく引こみ候、五月一日三條平切同十三日三郎殿春日を引のき御城之内へ御入候、三ほう寺殿を始め十餘人御味方候間、春日と日との御調儀候、就之梅尾

三條申合小田切治部少輔・小澤大藏、五月廿四日すかのへ手切同五日迄相勤、すかの過半村おし候處ニ、廿六日より大雨ゆへ勤相延候間、足輕爲調儀と同廿八日いりつちの地へ勤重城はるに取詰候處に、所々建に助聚あけくちゑおしそひ、敵も卅餘人打取候得共、のけくちに候條はいほく五十餘人越度候、就之くろ川より不調儀の由、御せつかんの上爰元ニ入寺候、此時同道、

小荒井清左衛門	齋藤文五郎
□ なた彦七郎	□ 者神守新藏人
うち死	
小田切左近	同 玄蕃允
同 小七郎	瓜生三郎衛門尉
高久小一郎	長谷河宮内
同 おりへ	坂内清衛門尉
長谷河六郎衛門尉	同 甚左衛門尉
大槻清兵へ	矢部 宮内
清田與五右門尉	山内彦七郎
ゆき藤五郎	ひろせ 彦八郎
賀藤縫殿允	石井與一郎
豊嶋彌一郎	石河藤左衛門尉

此外廿餘人
△勸進狀 今は失ふ、【舊事雜考】に載る所を以て左に
注す、

敬白

請早蒙十方檀那助縁、於會津小河莊岩屋山平等
寺、再興五間四面之伽藍、安置十二大願之尊像、
勸進之狀

右謹而考故實一案、當寺開闢之元來、入王五十一代、
平城天皇御宇大同元年丁亥餘子將軍之御願也、抑將
軍小河龍口揚川乘船通路時節、靈光頻耀河上、奇特
忽現船中、故求光體、藥師如來尊容巍巍湧出、將軍
爲不思議念、信心身毛豎、感淚銘肝、造立本堂於
岩屋、奉移尊形、脇侍大士日光月光十二神將者、德
一大師一夜御作、此中一神者將軍手作之號御影安
之云、然則從開白以來造建雖覃十六度、近年佛閣
已傾森陰零落累月、爲之欲興修治、無寸鐵尺木
之便、精舍亦頃樹下荒廢添日、爲之欲催造營闕、
一紙半錢之助、忝雖有再興之願念、貧賤力及、進
退惟谷、以自悲泣、不如假他緣成興隆、凡醫王善
逝者像法轉時之教主濁世末代之本尊也、二六之勝願
偏披法界之邪迷、四八之妙願專起同體之慈悲、第七

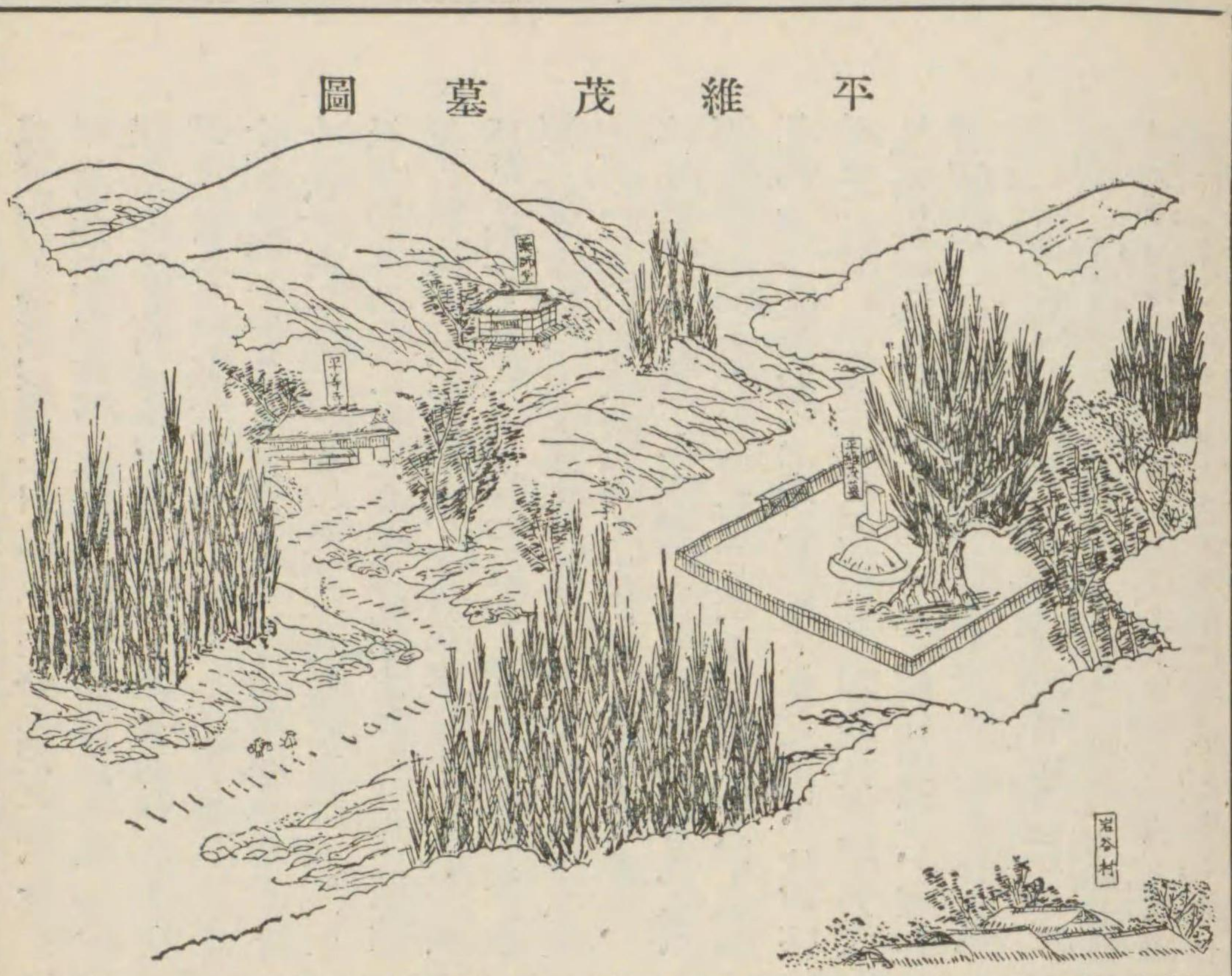
願我之名號一經其耳、衆病悉除、身心安樂矣、有病
患者誰不恭敬、求長壽得長壽、求富饒得富
饒矣、欣壽者尤可歸依、日光月光守晝夜、十二神
將主時々、七千夜又持刻々、如影隨形似響應
聲、且思佛恩勝一割肉粉骨難報之、且念神力深
投財捨命難謝之、所詮勸無緣道俗請隨分之奉
加、馮有緣僧侶成合力之助縁、積飛塵可成山
岳、千里之道者始於一步、泰山之滴穿於石、欄井之
縵斬韓矣、蓋此謂乎、情世上名利之千金易於摩
首、功德之半錢難於碎骨矣、聞黃泉爲體、妻
子眷屬七珍萬寶更不隨身、孤獨無伴而趣閻羅之
廳、命者水上之泡、身者風前之燈、適生人界希值
佛法、寧着一睡夢中不願九品之覺位哉、仍斯勸
進者、非名聞利用之念慮者、無是非褒貶之顧、非
妄想攀緣之技巧者、無誹謗讚談之憚、偏是自證化
他之方便、拔苦與樂實義也、仰願橫遍十方、堅窮三
際、普利群生而已、

永正十四年丁丑六月日

勸進沙門自性永源

○墳墓 ○平維茂墓 平等寺の東三十間餘にあり、高三
尺、東西二間南北三間半、北を首とす、四方の縁に切
石を敷き、後に數圍の古杉あり、其枝葉數歩を庇ひ墳

平維茂墓圖



土苔むしていと閑寂なり、維茂の卒せし年月土人の口
碑に傳へず、諸書に見る所なし、【元亨釋書】に年八十に
して終れりと云、元祿八年より平等寺に米を與て墓を
守らしむ、△碑石 墓の前にあり、高一丈二尺廣三尺
一寸厚三尺餘、寛文八年肥後守正之建る所なり、其文
如左、

鎮守府將軍平維茂碑並銘

弘文院學士林恕撰

詩曰越々武夫公侯干城、故良相治、內良將鎮、外、外
不靜則內亦不治、此所以武夫爲干城也、有干
城之人、而後邊虜不能窺中原、塞垣草木知威名、
此所以邊帥爲重任也、本朝之古皇化之盛、教令光
被四表、然與羽之夷賊屢據險方命、是以歷朝開鎮東
之府、置鎮狄之軍、遣征夷之使、設按察之職、皆擇
其人、所謂鎮守府將軍平維茂能堪其任者也、維茂
者其先出自桓武天皇、天皇生一品式部卿葛原親
王、親王子曰高見王、早世不顯、其子高望王始賜平
姓、出任上總介、高望多子、曰良望、曰良將、曰良
絲、曰良文、皆居東、脫簪笏爲爪牙之士、相繼任
鎮守府將軍、支族蔓延分處關左諸州、良望改名國
香、國香有二男、長曰貞盛、乃是太政大臣清盛祖也、

貞盛弟曰繁盛、繁盛子曰兼忠、乃是維茂父也、天慶年中貞盛與藤秀鄉誅戮凶賊平將門、功名蓋世、任陸奥守、兼鎮守府將軍、以甲東方而擇族類勇敢者、養之為義子、以序其齒、有太郎二郎以下至十郎之行、而復叙其餘、維茂生而剛勇、然年弱當第十五、故名之曰餘五郎、貞盛卒後維茂留戍奥州、州民皆知其健強、一條天皇長德元年之秋羽林中郎將藤實方遷陸奥守、維茂等重其貴族來于遠方而推戴唯謹、州有猛士、曰澤勝諸任、藤秀鄉孫也、與維茂抗衡有隙、且采地連接爭田、交惡訴於實方、實方以二士共驍勇、故憚而不斷之、唯慰諭而經年、未幾實方易簣、二士彌相矛盾、遂約刻日挑戰、而五聚其黨、維茂兵可三千人、諸任兵可千餘人、諸任慮其不勝而避之、赴常陸國、維茂笑曰、彼何其怯之如此、乃散兵不備焉、諸任聞維茂壘虛、乃潛兵衝枚襲來攻之、事出不意、維茂兵甚少、僅在者皆戰死、維茂乃匿其妻兒於屋後之山、而自防之、慮不敵而退、火於壘、投衆骸於前池、維茂亦混臥其中、諸任繼至而謂、維茂既死、而扑躍騎馬而去、或人說諸任曰、餘五郎直人也、不見其首、則我心不安、諸任曰、我自督兵環攻而鑿之、雖飛鳥

不能脫焉、況於人乎、諸任既去維茂擡起、脫其衣、換着女服、懷刀立糞葦之中、猶窺諸任再來也、既而維茂部下兵士五十餘人競至、見其壘之燒相泣曰、我輩居遠不知寇之急、令我君不免厄、悔之無益、吁奈之何、維茂突出曰、維茂在此、維茂在此、汝等勿憂、衆皆下馬歡拜、維茂曰、計寇兵可五六百人、今汝等雖來僅五六十騎、然兵道之勝敗何必多少之謂哉、想彼必驕惰解嚴、今速擊之、必其克焉、汝等謂何、衆皆曰、彼勝我敗彼多我寡、其鋒不可當焉、不知暫待他境族類之聚而圖之、維茂曰不可也、我不死戰而匿池中者、為士者之奇策也、若延數日即不免棄地逃亡之疑、是勇士之所耻也、汝等不從則我獨往死耳、乃策馬而馳、衆皆從焉、又有追至者、都百餘人、諸任誇勝而行數里、憩於河畔、饗群士、維茂兵馬如飛直至其幕前、諸任驚駭、從軍周章、維茂急擊殺數十人、諸任敗走、維茂追而射殺之、乃斬其首徑進入諸任壘、焚之、留守者不能防焉、維茂令曰、為男者皆斬之、為女者勿傷焉、遂悉殲之、獲諸任妻、護送於其兄之家、衆人皆曰、餘五郎謂勇而兼仁愛也、由是維茂武威聞于遠近、朝廷登庸之、任陸奥守、兼

鎮守府將軍、為東北藩屏、時人喚曰餘五將軍、國內平而夷虜服矣、所謂公侯干城而塞垣知威名者乎、俗傳維茂曾過信州戶隱山、盜賊等偽假女粧誑維茂、又被鬼面劫之、維茂擊殺之、其餘事業及史之闕文不能抄錄焉、然以諸任一事推之、則其勇智善謀可類而知之、實是方面之良將平族之翹楚也、維茂長子繁貞、繼父業、鎮東國、次男繁兼稱奥山氏、三男繁成任出羽介、戊戌秋田城、其後移居於越後國、世稱城氏、為北州渠魁、所謂城資長城長茂城資盛皆其餘胤也、越後州蒲原郡小川莊巖谷邑有寺號平等、傳稱維茂所建也、寺中有維茂墓、墓上古杉一株今猶存焉、然世遠時移無知其為名將陳迹者、越後與東奧為隣境、故巖谷邑隸會津城、隔一派之川、方今通議大夫虎賁中郎將源公鎮會津城、使群吏巡檢屬縣、始知餘五將軍葬于此、而欲建碑傳其勇名於不朽、而徵其辭於僕、僕不能不應其旨、夫繼絕興廢則民心歸焉、立碑表行則衆皆感慕、故生於後而追封前人之墓、或立碑或建祠者善政之一也、漢高祀魏無忌、明和二帝祀蕭何、者問其勳業也、蜀郡於文翁、九江於召父、者慕其循良也、墮淚於羊太傅碑、植花於下忠貞塚、

者感其功烈也、范布文守嚴州、尋子陵之後、奉其祠事、朱文公守南康、訪劉屯田之墓、以限樵牧、皆重先賢也、如餘五將軍亦奮勇於登時、貽名於後世、則是亦非常之人也、今過此盛舉、而一抔之廢再興、巨石之標新立、則古杉一株之青與、彼岳將軍墓上之松、同色如見英雄未死之心於數百歲之下者乎、嗚呼公之封於此、率由舊章、施行善政、在餘五將軍、則後後顯名之榮何以加焉、既記其事、繫之以銘、銘曰、

皇胤之分降列武臣、養于伯父、房絕等倫、戰克鄰寇、勢壓邊塵、如鷹如隼、逐雉毳、仰望北闕、鎮守東濱、五馬風嘶三尺霜新、光弼之嚴亞夫之真、長星雖墮、威名不泯、爰尋遺蹟、追思其人、拂開榛塞、墳草向春、

寬文八年戊申三月五日

正四位下左近衛中將會津城主源朝臣正之立

●五十島村 府城の西に當り行程十七里、家數八十二軒東西一町南北二町四十間、山麓に住し、東北は揚川に傍ふ、東四町三十三間岩谷村の界に至る、其村は寅に當り九町餘、西十七町三十間餘長谷村の山に界ふ、南二里計公領本郡高石村の山に界ふ、北二十二町五間取上村の山

近山に勝れて高峻なり、此山東南の方赤倉・船木平等の諸峯つゞき、西南は公領川内谷諸村の山に界ふ、
○松峠 村東十町にあり、登ること二町餘、谷澤村に界に至る、其村まで二十六町四十間餘、

○山川 ○又六嶽 村南二里餘にあり、頂まで二十町餘行道なり、○笹峠 村より辰の方一里四町餘にあり、登ること二町餘、谷澤村に行道なり、○五十島川 又六嶽・赤倉山・船木平山の諸溪會して此川となり、北に流ること三里餘、村東にて揚川に入る、廣五間、
○揚川 村東二町にあり、谷澤村の境内より來り、五十島川を受け北に流ること一里餘、長谷村の界に入る、此川に砂瀧とて鮭を捕る所あり、○雨池沼 村南三里餘、餅倉と云山の上にあり、東西十三間南北三十間、早歲に雨を祈る所と云、

○關梁 ○三月澤口 村南一里三月澤と云所にあり、川内谷の諸村に道路にて番戌を置き、往來を察せしむ、沼越峠とて牛馬を通せず、難所なり、

○神社 ○若宮八幡宮 境内周五十間、免除地、村北にあり、鎮座の初詳ならず、文明五年山内新左衛門尉通信と云者神領を寄附し、永祿十二年須田神左衛門と云者又神田若干を寄附すと云、共に今は失ふの頃までありしと云、鳥居・幣

○神社 ○稻荷神社 境内東西五間、南村の辰巳の方山麓にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、熊渡村星大和が司なり、【相殿四座】 △山神二座 共に本村より移せり、△諏訪神 石戸村より移せり、△若宮八幡 同上、
●石戸村 府城の西に當り行程十八里、家數二十九軒、東西二町三十間南北二町、山間にあり、南は揚川に臨む、東五町取上村の界に至る、其村まで六町四十間餘、西四町五十間計石間村の山に界ふ、南三十間熊渡村に界ひ揚川を限とす、其村は未申に當り四町、北二里計公領本郡今板村の山に界ふ、

○山川 ○牛石山 村北二里計にあり、頂まで一里計西の方公領本郡里村大室村の山に連る、雜木多し、○菱嶽 村北一里二十四町にあり、頂まで三十町、東北は古岐村と峯を界ふ、○小笹山 村西五十間にあり、小山なり、上に腰掛石とて長一尺餘幅八寸計の石あり、空海此に腰を掛け藤を折て食せし所と云、今村民此邊の蕨を食するに灰汁にひたさずと云、○石戸澤 村東にあり、牛石山より流出、南に流ること二里計揚川に入る、廣三間、○霧瀧 村北一里餘、石戸澤にあり、高十五丈、○揚川 村南三十間にあり、取上村の境内より來り、石戸澤を得て西に流ること十町餘、石間

殿・拜殿あり、【相殿二座】 △諏訪神 地主神なり、△富士神 本村より移す、△神職渡部奥頭 正徳の頃渡部遠江吉信と云者當社の神職となると云、今の奥頭吉政は吉信が孫なり、

○寺院 ○徳正寺 境内東西十三間、南村北十六間、免除地、村中にあり、石間村正壽寺の末山曹洞宗なり、舊此地に三宇の僧院あり、共に水火の災に罹て頽廢せり、寛正元年雷村永谷寺二世満室が弟子流産と云僧當寺を造立し、三院の本尊を安置し、満室を請て開山とし、林谷山徳正寺と號す、寛文元年古峯と云僧再興して正壽寺三世骨寒を請て中興開山とせしとぞ、本尊彌陀客殿に安す、

●取上村 此村何の頃にか小田切日向と云もの墾發せし所といふ、府城の西北に當り行程十七里十八町、家數十軒、東西五町南北二町、山麓に住し、南は揚川に臨む、東四町四十間五十島村の山界に至る、其村は辰巳に當り二十六町四十間餘、西一町四十七間石戸村の山界に至る、其村まで六町四十間餘、南は村際にて五十島村に界ひ揚川を限とす、北は山林深くして界域分明ならず、又未申の方一町長谷村に界ひ揚川を限とす、其村まで二十町、
○山川 ○揚川 村南にあり、五十島村の境内より來り、西に流ること五町餘、石戸村の界に入る、

村の界に入る、廣一町四十間、
●長谷村 府城の西に當り行程十八里十八町、家數三十軒、東西五十五間南北二町三十間、山間に住す、東二十町計五十島村の山に界ふ、西一里二十六町計、公領本郡小山田村の山に界ふ、南一里二十町餘、公領本郡高石村の山に界ふ、北十六町熊渡村の界に至る、其村まで二十町、又丑寅の方十七町取上村に界ひ揚川を限とす、其村まで二十町、

○山川 ○沼嶽 村より申の方二里計にあり、頂まで一里餘雜木多し、○長谷川 村東五十間にあり、沼嶽より流出丑寅に流ること二里計揚川に入る、廣三間計、
○揚川 村の東北二十間にあり、五十島村の境内より來り、西に流ること五町計熊渡村の界に入る、廣二町

○神社 ○諏訪神社 境内東西十五間、南村西一町餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、熊渡村星大和が司なり、【相殿一座】 △稻荷神 本村より移せり、
○十二山神社 境内東西二十三間、南村西一町計にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、村民の持なり、
○寺院 ○地藏堂 境内東西四間、南村北四間、免除地、村中にあり、造立の初

○褒善 次郎右衛門 此村の肝煎なり、父母に事て孝行淺からず、朝ごとに疾く起て其寢所を窺ひ、目ざむる時は其まゝ手を取爐邊に座せしめ、手水をつかはせ髪をゆふ事日として怠ることなし、寢所をば自ら試て後父母を寢させ、冬は火を埋て暖にし、夏は枕をあふぎて涼しからしむ、次郎右衛門偶人と會するときは前後に目をくばり座を安くせず、人々怪て其心を問へば郷里に親あり、恐くは我後にや當らんと思ふ、故に座安からずと對ふ、正保三年米を與て賞し、其父母にも月俸を與て身をはらしめけり、

●熊渡村 府城の西北に當り行程十八里、家數二十五軒東西一町五十間南北一町四十間、山中に住し、北は揚川に傍ふ、東四町南四町共に長谷村の界に至る、其村は南に當り二十町、西三町四間石間村の界に至る、其村まで十三町餘、北一町五十間石戸村に界ひ揚川を限とす、其村は丑に當り四町、

○山川 ○揚川 村北一町五十間にあり、長谷村の境内より來り、北に流れ西に轉じて石間村の界に入る、境内を流るゝこと八町廣一町四十間、此川に石戸町に越る船渡あり、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西十一間南 村南五町山足に北十二間免除地

あり、鎮座の初詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿五座】△山神三座 共に本村より移せり、△稻荷神△石神 同上 △神職星大和 何の頃にか内記國良と云者當社の神職となる、今の和國次は十世の孫なりとぞ、

○寺院 ○阿彌陀堂 境内東西五間南 村中にあり、草創の時代を知らず、彌陀の像長一尺二寸古佛なり、村民の持なり、

新編會津風土記卷之百四終

新編會津風土記卷之百五

外篇越後國蒲原郡之六

下條組下十二箇村

石間村 端村 釣濱
 佐取村 小松村 岡澤村 小名 上島 若栗林 船渡
 五十澤村 細越村 小名 中島 古館
 古岐村 端村 中澤新田
 行地村 新谷村 綱木村 赤谷村
 瀧谷村 小名 常盤新田

●石間村 端村 釣濱 府城の西北に當り行程十九里、家數四十一軒東西二町四十二間南北一町七間、東北は山に傍ひ、西南は揚川に近く新湯に行く徑路にて、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東十町熊渡村の界に至る其村まで十三町餘、西は小松村の山に隣り境界分明ならず、其村まで十町十間餘、南一里二十町餘、公領本郡小山田村の山に界ふ、北一里二十町餘、公領本郡保田

村の山に界ふ、又未甲の方二十五間佐取村に界ひ、揚川を限とす、其村まで八町十間餘、此村の郷頭古山仁兵衛と云ものゝ家に古文書二通を傳ふ、其文如左、

掟
 當はやしきりとるましき事、自然少の木なり共きり候は、まさかりには五十文、なたは廿文、かまニは拾文之くわ錢あるへき者也、
 慶長拾四年十月一日 岡金介 吉次(花押)

請取申手形數之事
 一九枚者 下舟指紙
 一卅五艘者 上舟之帳
 一六枚者 材木役 指紙
 右物數之儀貴殿御符候まゝ請取候間、則於若松御奉行衆へ相渡可申者也、仍如件、
 慶長十九 福永與兵衛判
 十二月廿六日 安部現作内判
 石間兵衛殿參る

○端村 ○釣濱 本村の東七町餘にあり、家數十八軒、東西一町十間南北一町六間、山中に住し、西は揚川に臨む、

○山川 ○寶珠山 村の北一里計にあり、頂まで一里餘
 雜木多し、○次狩嶽 村南二十町餘にあり、頂まで一
 里餘、西は佐取村に界ふ、○鍋倉山 村の丑寅の方一
 里計にあり、頂まで一里餘、雜木多し、○盲峠 村西
 八町揚川の北畔にあり、此を越て小松村に行く上下共
 に九町難所なり、○場川 村南一町にあり、熊渡村の
 境内より來り、前澤・下澤の二流を受け、西に流るゝこ
 と二十八町計小松村の界に入る、廣二町、

○關梁 ○釣濱口 端村釣濱にあり、こゝより新潟に達
 す、舊は本村の東にあり、寛政七年此に移せり、木戸
 門を設て番戌を置き、往來を察せしむ、西の方に揚川
 の渡場あり、

○水利 ○堤 端村釣濱の辰巳の方五町にあり、東西百
 八十間餘、南北百間計袖澤堤と云、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○白山神社 境内東西三十間南 村北にあり、鎮座
 の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、五十島村渡部
 奥頭が司なり、【相殿一座】△諏訪神 本村より移す
 小田切彈正某と云もの信濃國より移し祭れりと云傳ふ
 何の頃と云ことを詳にせず、

○寺院 ○松壽寺 境内東西二十九間南 村東にあり、寶珠

山と號す、新潟瑞光寺の末山曹洞宗なり、開基詳なら
 ず、舊は村西三町計六堂澤と云所にありて巨宏の道場
 なり、屢火災に逢ひ佛閣衰廢せり、康曆の頃芦名直盛
 の臣小田切彈正石間・岡澤・燒山・太田・古岐、五邑の領
 主たりしに佛法歸依のものにて寺をこゝに移し、曹洞
 の徒關鶴と云へるを請て開山とす、此時田地佛具等の
 寄附も多かりしとぞ、彈正死せしとき關鶴其導師を勤
 め、透綱院殿前霜臺天宗全洞居士と謚す、其後文明元年
 瑞光寺二世一鶴と云僧中興せりと云、△客殿 八間半
 に六間、西向本尊正觀音 【寶物】△面壁達磨畫像
 一軸筆者を知らず、小田切彈正寄附と云、

○古蹟 ○館迹三 一は村北一町にあり、東西五十間南
 北五十間、堀の迹あり、小田切彈正住せりと云、一は村
 北にあり、三十二間四方、小田切豐前某と云もの住せ
 りと云、一は村の丑寅の方七町計山上にあり、周六町
 計、是も豐前が住せし所にて天正十九年築くと云、【舊
 事雜考】に天正十四年八月十三日小澤和泉が内應に因
 て、越後の賊兵小川莊に入んとす、故に谷澤石間の諸士
 多く集て防ぎ戦ひ、賊を討ちしとあるは此小田切等が
 ことなるべし、

●佐取村 府城の西にあり行程十九里十八町、家數二十

三軒、東西三町四十一間、南北一町四十間、東南は山に傍
 ひ、西北は揚川に臨む、新潟に行く徑路にて村中に官より
 令せらるゝ掟條目の制札を懸く、丑寅の方五町四十八間
 石間村に界ひ揚川を限とす、其村まで八町十間餘、西七
 町二十間、公領本郡馬下村に界ひ鳴澤川を限とす、南二
 十九町計石間・長谷兩村の山に界ふ、北一町四十八間小松
 村に界ひ揚川を限とす、其村は戌亥に當り三町五十間餘
 此村の肝煎石井次郎右衛門と云もの、家に古文書と慶長
 以來の水帳數冊を藏む、古文書如左、

佐取村之方示之事

一すかり嶺の西をさしたる峯横みねうたうみむかふを
 松葉を目あてなり、其をも論言有者、互之黑白おは
 山神之杉前にて、可爲誓者也、如件、

大道二年八月二日 吉次 (花押)

石井彦七

佐取村之方示之事

一經か峯之うへ馬頭たち、其より河まへゑおりてさき
 はなち、向は六郎澤ひとり目あて、堂田か境小松坂
 の道より下河前へ佐取分、尤めくらかたう下之道下
 ハ小へつりまで佐取分也、仍而如件、

大道貳年八月二日

吉次 (花押)

石井彦七

佐取村之方示之事

一ゑほしかみねの出先ほふの木を見あて、むかいわ富
 士之權現見あけ下石を目あてなり、必定境たるへく
 候、仍如件、

一ゑほし峯之中之峯崎島之塚、むかいの山之寺之東之
 きしもゝにあたりて、島田之上之ひとに向川までの
 塚也、

大道貳年八月二日

吉次 (花押)

石井彦七

佐取村之方示之事

一おふくほより下志之杉下あかいし、むかいハめくら
 かたうけのひどを目あて、是は田地之塚彦七とる也、
 下之境はえほしか峯之中峯の出崎、なしの木平を見、
 後に其よりこへつり澤のいり之見あけ之石か西の方
 之境なり、右如件、

一山者すかり嶺つゝき、かしわ澤水上之中峯か境、西
 は小澤下西之境也、右如件、

大道貳年八月二日

吉次 (花押)

石井彦七

(圖カ)
頭□之事

井

源

吉次 (花押)

大道貳年八月二日

石井彦七

案するに大道と云年號なし、文書のさま古の大同を誤りしとも見えす、

小まつ村こへつり瀬、佐取村大瀬水さかい相論に付而、兩人下は上下ノ瀧之いぐりなわをはり、半分にきり候てさかいのくいたておき候、こへつり瀬へ大瀬よりあみ舟つかいさけ候は、佐取百姓中可爲曲事候、尤大瀬ニつかいさけ候は小松百姓中不可届候、こへつりかくとへうち申事かく仕間敷候、爲後日兩村へ半分つゝ墨村をきりわけ渡候、此以來むかしきお申出村可爲曲事候狀如件、
一すわ前引瀧かゝとの事舟のさわりなり、不申ほとうち可申候、

慶長九年十月廿日

坂本作丞 (和カ) 勝 (花押)

佐藤藤十郎

石間村

新九郎印 總兵へ印
ぬいの介印 助兵へ印
源之丞印

○山川 ○次狩嶽 村南四町計にあり、頂まで七町計西の方馬下村の山に連る、○鳴澤川 村西七町餘にあり次狩嶽より流出北に流るゝこと五町計揚川に入る、廣一間計、○揚川 村北一町四十間餘にあり、石間村の境内より來り、西に流るゝこと十六町計、鳴澤川を得て馬下村の界に入る、廣二町、

○水利 ○堤 村南四町にあり、周八十七間、寛政五年に築く、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西九間南 村東にあり、鎮座の初を知らず、鳥居・幣殿・拜殿あり、五十島村渡部奥頭これを司る、

○羽黒神社 境内東西十二間 村の未申の方三町餘にあり鎮座の初を知らず、鳥居あり、渡部奥頭が司なり、

○寺院 ○長徳寺 境内東西二十八間南 村中にあり、寶珠山と號す、村上長樂寺の末山曹洞宗なり、開基の年月詳ならず、天正元年村上上の産元龜と云僧長樂寺より來り中興すと云、本尊觀音客殿に安す、

○小松村 府城の西北に當り行程十九里十八町、家數五

不動堂 境内二間四 村中にあり、草創の初詳ならず、

寸、古佛なり、

○不動堂 境内二間四

村中にあり、草創の初詳ならず、

○山川 ○蒜葉山 小名若栗林の丑寅の方にあり、頂まで二里計、東は鹿瀬組日出谷村に界ひ、北は赤谷村と峯を界とし、西南の方新谷村の山につゞく、此山他山に

り、南は揚川に傍ふ、

○船渡 本村の南七町餘にあり、家居一軒、山中にあ

西は古岐村の山に隣り、戌亥の方五十澤村の山に連る

地面東西一里餘南北二里計、辰巳の方新谷村に傍ふ

十間南北一町十間、山間にあり、東南は新谷川に傍ふ

新谷三村の境内を隔て二里にあり、家數三軒、東西五

田畝あり、○若栗林 本村より丑寅の方五十澤・細越・

東西一町二十間南北一町三十五間、山中にあり、南に

○小名 ○上島 本村の北八町にあり、家數二十三軒、

村まで八町十間、

揚川を限とす、其村まで十二町二十間餘、北十三町古岐

村の山に界ふ、又巳の方四町十間川口村の界に至る、其

未に當り十五町二十間餘、南六町四十二間吉津村に界ひ

八間、山中に住す、東七町五十澤村の山界に至る、其村

程十七里、家數四十一軒、東西二町三十間南北二町三十

不動の像長一尺計、古佛なり、村民の持なり、

○岡澤村 小名 上島 若栗林 渡船 府城の西に當り行

其村まで十町十間餘、西十四町公領本郡草水村に界ひ境

石を限とす、南は村際にて佐取村に界ひ揚川を限とす、

其村は辰巳に當り三町五十間餘、北十九町計、公領本郡

草水・丸山兩村の山に界ふ、又未申の方一町三十二間、公

領本郡馬下村に界ひ揚川を限とす、

○山川 ○松葉峯 村の西北十二町にあり、頂まで三町

計、西は草水村の山に界ふ、○揚川 村南にあり、石

間村の境内より來り、西に流るゝこと二十四町計、草

水村の界に入る、廣二町、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西七間南 村中にあり、鎮座

の初詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、五十島村渡部奥

頭是を司る、【相殿四座】 △諏訪神 本村より移せり

△富士神 △十二山神 △山王神 同上

○寺院 ○西照寺 境内東西二十一間半 村中にあり、曹洞

宗山號を小川山と云、永正の頃香龍と云僧草創せりと

云、天正十九年草水村觀音寺八世の僧才庵と云者中興

し觀音寺末山となる、本尊彌陀客殿に安す、長一尺三

寸、古佛なり、

○不動堂 境内二間四 村中にあり、草創の初詳ならず、

○不動堂 境内二間四

村中にあり、草創の初詳ならず、

○不動堂 境内二間四

村中にあり、草創の初詳ならず、

○不動堂 境内二間四

村中にあり、草創の初詳ならず、

すぐれて高峻なり、○中澤川 村東にあり、古岐村の境内より來り、南に流るゝこと十五町計揚川に入、廣十間、○揚川 小名船渡の南にあり、川口村の境内より來り、中澤川を受け未甲の方に流るゝこと二町計、岩谷村の界に入、廣二町、

○神社 ○諏訪神社 境内東西十五間 村南五十間にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、西村皆川下總が司なり、【相殿三座】 △山神 本村より移せり、△幸神 △若宮八幡 同上

○白山神社 境内東西七間半南 村西にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、皆川下總これを司る、【相殿三座】

△稻荷神 本村より移せり、△淺間神 △幸神 同上

○寺院 ○龍澤寺 境内東西十七間南 白山神社の西にあり、少林山と號す、草水村觀音寺の末山曹洞宗なり、開基詳ならず、元龜三年柳山と云僧中興し、觀音寺九世器堂を請て中興開山とせり、本尊達磨客殿に安ず、長二尺、應安二已酉年大旦檀覺山新造立と書付あり、

●五十澤村 此村もとは三町計南にあり、安永三年の洪水に民家を漂流す、因て此に移ると云、府城の西北に當り行程十八里、家數二十五軒、東四一町南北四町、山中に住し、南は川に傍ひ、北に田畝あり、又戊亥の方三町

計に家數十八軒あり、東西三十間南北四町、山麓に散居す、安永中の洪水に移ると云、東三十五町計大牧村の山に界ふ、西八町岡澤村し界に至る、其村まで十五町、南三町川口村の界に至る、其村は未甲に當り十一町、北五町細越村の界に至る、其村は丑寅に當り七町三十間餘、此村の肝煎悦五郎と云もの蒲生氏より與ふる文書三通を藏む、其文如左、

同上

小川庄之内綱木村と五十澤村との山之出入ニ付而可尋事候間、皆々同道ニて此地え可參候、やかて隙を明可返候條、無弓斷早々可來候、謹言、
七月廿六日 滿 出雲 安利判 町 主水 昌就判

- 白崎村 掃部助とのへ
- 同村 彌左衛門とのへ
- 同村 助左衛門とのへ
- 岡澤村 内藏丞とのへ
- 同村 與十郎とのへ
- 同村 宮内左衛門とのへ
- 同村 與助とのへ
- 細越村 内藏丞とのへ

- 細越村 又十郎とのへ
- 荒屋村 帶刀とのへ
- 行地村 長谷川とのへ
- 河口村 清太郎とのへ
- 河口村 小十郎とのへ
- 古岐村 帶刀とのへ
- 上之島村 藤九郎とのへ

已上

小川庄五十澤村と綱木村山公事ニ付而双方目安口上數度令糺明候處ニ、五十澤村之申分ハ大谷山馬之髮立見のわの嶺と申所境目に而、其々五十澤之方大槻有之所同赤そふと云所五十澤領内之由申候、綱木之者申分ハ槻木有之所ハ綱木領之由申、近郷七ヶ村の者ニ相尋候へは、境目の所見申たる事ハなく候、馬之髮立みのわの峯と申所五十澤之綱木村之境目ニ而、今度論所ニ成候、大槻之立候所ハ、五十澤分と兼て承及候由申候、然處綱木之者理不盡ニ槻木枝を伐候を五十澤之者見付、斧鉞を數多取候而、及相論ニ付而隣郷の者罷出可嘸由申候内ニ、綱木の者彼槻木の本立木之皮を剝、剩本木をも伐採候、是ハ五十澤之者年々皮松山判を仕置候、其判を爲可隠と相聞候、如此五

十澤領無紛候處ニ綱木村之者非義を企不相届働前代未聞ニ候、其上隣郷細越村又十郎先年五十澤山之内ニて船木を餉伐候處ニ細越村之肝煎内藏允と綱木村百姓内匠縁者ニ付て令内談、又十郎木を餉候所は論所之内ニては無之小屋場ニて候由、内藏允かた々内匠かた々(狀カ)非を相越候、其様子又十郎ニ尋候へは小屋場ニては無之今度論所ニ赤そふニて餉候由申候、然を誤書歴然候、肝煎を差退百姓之分として不謂事をたくみ作り公事を仕、重疊不相届候付而綱木村之内匠平左衛門二人共ニ令殺害候、細越村之内匠も内匠匠に被頼、作り非を仕ニ付而是又同罪に申付候、向後も非公事仕出候ハ、可行死罪候、綱木村へも右之通申出し候間可存其意者也、仍如件、
元和貳辰ノ八月二日 町野長門守判 稻田數馬助判

小川庄五十澤村 肝煎百姓中

同上

漆之木在之在々所々蠟漆之御年貢に付而迷惑仕由に候、然者諸在郷肝煎百姓手柄次第漆之木植ふやし可申候、何程多ふへ候共、今迄村々々納來御年貢御増

候て被召上儀、末代迄有之間敷候、然上はい來かれ木風折木又者いか様之申分雖有之、今迄之御帳面之内一本も御引有間敷候間、得其意漆之木修理可仕候、往々くつろき候様にと被思召、右之通被仰出候條、以來遠變有間敷候間、全存其旨精を入植ふやし可申者也、

元和六
九月十五日

福西吉左衛門尉宗長
稻田數之助 貞右

小川庄五十澤村 肝煎百姓中

○山川 ○白鬘山 村東一里餘にあり、頂まで二十町、東は京瀨村と峯を界ふ、○八女山 村西七町にあり、岩山にて二峯相峙ち、一を女兩留といひ、一を男兩留と云、○大谷山 村の北の方細越・新谷兩村の境内を隔て二里十八町にあり、頂まで二十町餘、元文の頃までは銀を多く産し小屋二十軒計あり、今は衰微せり、北は綱木村の山に界ふ、○新谷川 村東にあり、境内より來り、南に流るゝこと十四町川口付の界に入る、廣二十間餘、鮎・鮭・鱒の類を産す、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西十七間南 村北四町山腰にあり、文應元年の建立と云傳ふ、鳥居・幣殿・拜殿あり 西村皆川下總是を司る、【相殿三座】 △稻荷神 本村

里、家數四十六軒、東西五間南北二町、山間に散居し東南は川に傍ふ、東二十六町三十間新谷村の界に至る、其村まで三十三町、未申の方二十町五十澤村の界に至る、其村まで七町三十間餘、辰巳の方二十九町行地村の界に至る、其村まで三十五町、北三十町古岐村の山界に至る、其村まで三十五町、

○小名 ○中島 本村より辰巳の方四町にあり、家數四軒、東西三十間南北二十間、山間にあり、○古館 本村の東十三町にあり、家數十二軒、東西三町南北一町山間にあり、西北は新谷川に近し、

○山川 ○笠杉山 村より戌亥の方二十町にあり、頂まで十五町計雜木多し、○沼 村北十三町計山中にあり、東西二十間南北三十間、浮沼と稱す、○行地川 行地村の境内より來り、申の方に流るゝこと一町、小名中島の西にて新谷川に入る、川岸に石膏を産する所あり、廣四間計、○新谷川 村の辰巳の方二町にあり、新谷村の境内より來り、南に流るゝこと三十町計、五十澤村の界に入る、廣三十間、

○神社 ○若宮四所神社 境内十四間 村の辰巳の方五町小高き所にあり、祭神天兒屋命經津主命武甕槌命天村雲命なり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、西村皆川

より移せり、△諏訪神 △山神 同上

○寺院 ○地福寺 境内東西二十間南 村中にあり、淨土宗米澤山と號す、津川町新善光寺の末山なり、文應元年天台の僧吉常と云もの野州より來て村北一町餘に茅庵を結び住せしに、或夜の夢に彌陀を拜せしとて其形を畫きし寺を此に移し、彼畫像を本尊とす、慶長十三年三哲といふ僧再興し、新善光寺に屬せりと云、本尊彌陀客殿に安す、

○褒善 ○助太郎 此村の農民なり、家貧しけれども實直にして貢物納ること人に勝れて早く、又母に事へて孝なり、母病にかゝりしに衣食の設はもとより二便の取納も人の手をからず、母生魚を望しかば折しも雪深く寒さはげしきを厭はず、川水にひたりて小魚を捕來てすゝめければ食すゝみ頓て病癒えぬ、常の食事にも母の食終りて後妻子と共に箸を取りぬ、常に日夜を分かす深山に入て薪を採りしに、日暮には必歸て母の氣色を窺ふ、妻も助太郎が行に倣ひ姑に仕ることまめやかなりしとぞ、元文三年賞して米を與へき、○善行者 加賀幾藏 此村に住る山師なり、天明五年同上 ○忠義者 松五郎 享和二年同上

下總これを司る、【相殿三座】 △諏訪神 本村より移せり、△幸神 △若宮八幡 同上

○寺院 ○長福寺 境内東西二十四間 小名中島の西にあり遊永山と號す、高野山遍照光院の末山眞言宗なり、開基詳ならず、舊は此より西二町計赤松山と云所にあり、應永の初火災に罹り殿堂烏有す、應永十八年小田切駿河某と云もの信濃國より來り、此村を領せしに同國源慶と云僧駿河と方外の友なりしかば慕ひ來りて、寺をこゝに再興せしとぞ、不動を本尊とし、客殿に安す、長一尺餘、古佛なり、△觀音堂 境内にあり、此堂もとは村東三町山上にあり、何の頃にかこゝに移せり、○古蹟 ○館迹 村西山下にあり、三十間四方、小田切駿河住すと云、四方に土居堀の形存す、【舊事雜考】に應永十八年小田切駿河信州より來り、細越村を領すとあり、○館迹 小名古館の南にあり、登ること三町二十間上に二十間四方計の平地あり、天正の頃まで小田初將監某と云もの住せりと云、四方に石垣を廻らせり土人城山と稱す、

○褒善 ○ふさ 此村の農民治右衛門が娘なり、家人日藤卓兵衛と云者の父某に仕ること一年、其弟某にも又其家に仕へしことあり、因て今の卓兵衛が代となりて

も親しく行通ひけり、卓兵衛は關所番を勤め津川町にあり、父母病に臥其妻は懷妊なりしに府下に登りければ其跡へ來りて病人を介抱し力を盡す、斯て年經て卓兵衛が父母没し、娘二人をまうく、ふさ姉妹を懷き臥養育して歳を送る、然るに卓兵衛罪有て府に召問ふことあり、ふさ家族と共に若松に登り、天寧寺町に住居せり、卓兵衛が妻は江戸の産にて外にしるべなく一入心いためん事を計り、兎角慰め力を添へ日を送りしに卓兵衛頓て人に預けをるふさ其妻と共に毎日垢離とりて卓兵衛が恙ならんことを神佛に祈りぬ、主家固より貧く朝夕の食料にも乏しきに、ふさ縫針の業して賃錢をとり又薪を割り、雪を拂ひ菜圃をつくり、或は家の破れなどつくりひ、女のわざならぬことまでも皆ふさ一人に出れども聊勞に伐る意なし、或時父の許より津川町の醫師某福有の者なるが、ふさが行跡を聞及び妻にほしきと云よれり、早く歸るべしと云越たるに主家のかくおはする中思ひもよらぬとて肯はず、其後卓兵衛囚獄の中にあらしに其妻と心をあはせ風雨寒暑の擇びなく日ごとにふさ自ら徒跣にて卓兵衛がもとに焼飯など送りしを見て近き者ども獄中とてもそれの賄ありて卓兵衛が食不足なし、食贈るに及べからずと云ひ

しに一日も怠りては心安らずとて、猶一日もかくことなかりしとぞ、かゝることども聞えければ寛保元年褒賞して米を與へき、

●古岐村 端村 中澤新田 府城の西北に當り行程十七里家數十五軒、東西一町四十間南北一町四十間、山麓に散居し、東南は川に傍ふ、東四町新谷村に界ひ綱木川を限とす、其村まで五町、西十七町計北十三町共に綱木村の山に界ふ、南五町細越村の山界に至る、其村まで三十五町

○端村 中澤新田 本村の西一里十二町にあり、家數二十軒、東西三十八間南北一町三十六間、四方重山にて東は川に傍ふ、寛文元年本村の農民神田與惣左衛門と云もの墾發せしと云、

○山川 笠杉山 村西にあり、頂まで十町計南の方細越村と峯を界ふ、○二本杉山 端村中澤新田の北一里二十四町計にあり、上に二株の古杉あり、故に名づく東は綱木村と峯と界ふ、○左澤峠 中澤新田の丑寅の方二十八町にあり、綱木村に行道なり、頂まで十五町

○石戸坂 中澤新田の西にあり、登ること十五町計石戸村にゆく道なり、○菱嶽 中澤新田の西三十町計にあり、頂まで一里餘、南は石戸村の山に界ひ北の方五頭山・大峯山等の諸峯に連る、○五頭山 中澤新田の

戊亥の方二里計にあり、五峯相連るゆえ名づく、西は公領本郡出湯村と峯を界ふ、○中澤川 上流に三層の瀧あり、故に三階瀧川と云、源を菱嶽・五頭山・大峰山の諸溪より發し、南に流れて笹羅澤と云川に合してより中澤新田の東を過ぎ岡澤村の界に入る、此村の境内を流るゝこと一里餘、○綱木川 村東四町にあり、綱木村の境内より來り、南に流るゝこと七町新谷川に入る、廣二十間、○新谷川 村の辰巳の方にあり、新谷村の境内より來り、綱木川を得て南に流るゝこと五町計細越村の界に入る、

○神社 若宮八幡宮 境内東西八間南村北にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、津川町手代木攝津これを司る、【相殿一座】△山神 本村より移せり、

○山神社 境内東西十二間南北八間免除地 端村中澤新田の西山麓にあり鎮座の初詳ならず、村民の持なり、

●行地村 府城の西北に當り行程十六里、家數二十六軒東西一町二十間南北二町、山間に住す、新發田街道驛所にて村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、津川町驛より二里九町三十九間此に繼ぎ、此より二十六町五十四間新谷村驛に繼ぐ、東三十四町計馬瀬村の山に界ふ、西六町細越村の界に至る、其村は戊に當り三十五町、南

三十四町京瀬角島兩村に界ひ諏訪峠を限とす、角島村は南に當り二里一町、京瀬村は未申に當り二里、北十六町新谷村の界に至る、其村は戊亥に當り二十五町、村南に一里塚あり、此村の肝煎長谷川義右衛門と云もの古文書二通を藏む、其文如左、

(長尾)
對崎景黒田和泉守年來慮外之刷連續之間、去秋此口へ打越可加成敗分候之處、其身以黒衣之躰、可進他國之由色々歎之候間、任其旨舊冬當地へ相移候處、無幾程逆心之企現形之條、被加御屋形様御意、黒田一類悉被盡生害候、依之本庄方へ被成御書候、爰元之儀定可爲御満足候、恐々謹言、

二月廿八日 長尾平三 景虎(花押)

小河右衛門佐殿

前々如持所河前出之候、爲後日如此候、仍如件、

天正十七 無神月廿四日 (直江) 景綱(花押)

長谷川縫助とのへ

○山川 諏訪峠 村南新發田街道にあり、登ること三十四町下に詳なり ○土倉山 村東三十五町計にあり、頂まで三町餘、東は鹿瀬村の山に界ふ、○加良久羅山 村の辰の方五町餘にあり、頂まで三町計、松樹多し、

○下達山 シモダツ 村東三十五町にあり、頂まで五町計東は鹿瀬村に界ひ、北は新谷村の山につゞく、○行地川 源を諏訪峠下達山土倉山より發し、村中を過ぎ、西に流るゝこと一里計細越村の界に入る、廣七間、

○關梁 ○行地橋 村中行地川に架す、長七間幅一間、勾欄あり、

○神社 ○山神社 境内東西六間南北十二間免除地 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、西村皆川下總是を司る、相殿二座】△伊勢宮 本村より移せり、△安部神 同上

○毘沙門天神社 境内十二間四方免除地 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、村民の持なり、

○褒善 ○忠義者祈藏 享保十七年賞して米を與へき、

○新谷村 昔は此より東六町計にありて島村と稱し、其頃は新發田街道も島村より鹿瀬組の諸村に出しが、何の頃にか今の街道とせしより民家を此に移し、新谷村と名けしとぞ、府城の西北に當り行程十七里、新谷川の南北二區に住し、其間二町を隔つ、南の一區家數四十軒、東西三町三十間南北一町二十間、南は山に倚り、北は川に臨む、北の一區家數二十六間、東西三町南北一町、山麓に住し南は川に近し、新發田街道驛所にて北の村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、行地村驛より二十六

町五十四間此につき、此より一里十一間綱木村驛につぐ東十四町岡澤村の小名若栗林の地に界ふ、西一町古岐村に界ひ綱木川を限とす、其村まで五町、南九町行地村の山界に至る、其村まで二十五町、北二町三十間綱木村の山界に至る、其村まで二十八町三十間、又未申の方六町三十間細越村の界に至る、其村まで三十三町、北の村中に一里塚あり、

○山川 ○棒掛山 南の村より辰の方三里十八町計にあり、頂まで三十町計、東は鹿瀬組日出谷村と峯を界ふ

○經塚山 北の村西一町計にあり、高二丈計、廻國の僧經文を埋めし所と云、○幸神峠 南の村より巳の方三町計新發田街道にあり、登ること四町、○新谷川 日出谷村の境内より所々の溪流を得て西に流るゝこと

五里餘、細越村の界に入る、上流を長走川と云、廣三十間、○綱木川 北の村西一町にあり綱木村の境内より來り、南に流るゝこと二町三十間新谷川に入る、

○清水二 一は南の村中にあり、一は北の村中にあり共に周一間計清冽並びなし、

○關梁 ○橋 南の村北新發田街道新谷川に架す、長三十八間の土橋なり、

○神社 ○熊野宮 境内東西十四間南北十間免除地 南の村中にあり、鎮座

の初詳ならず、鳥居あり、西村皆川下總が司なり、

【相殿三座】 △諏訪神 本村より移せり、△日光神

△山神 同上

○寺院 ○新谷寺 境内東西二十間南北十二間貢地 北の村北山麓にあり圓谷山と號す、津川町玉泉寺の末山眞言宗なり、開基詳ならず、天文二年宏性と云僧本郡下田村西明寺より來り住せしと云、不動を本尊とし客殿に安ず、

○舊家 ○伊兵衛 此村の百姓なり、九代の祖を安部理非内某と云、理非内は葦名盛氏の臣平田五郎に仕へしものなり、天正十五年小田切參河が籠りたる赤谷の城に津川より理非内及長谷川近内等を副て兵糧をまはしけるに、一渡戸と云處にて景勝勢に追立られ、引退きけるが彼者共取て返し、上綱木の細道にて防戦ふ、味方の者ども生捕られけるを、理非内内藏助など云もの本意なきことに思ひ、追懸て奪返し、戦功ありしと云、赤谷村の條下其後理非内は蒲生氏に仕ふ、忠郷時代彼がと并見るべし其後理非内は蒲生氏に仕ふ、忠郷時代彼が出せし訴狀の寫あり、其文左に録す、又指物を持傳ふ長七尺三寸幅三尺四寸、紅染の布地にて白く塔婆の形を二行に染ぬき、其下に契天理當人心在運天爭何之案部理非内と記す、處々朽損す、

覺

一赤谷小田切三河城(上移)景勝就御手夫ニ若松宿老衆ハ、

津川在陣之砌赤谷を被加勢兵糧遣候、則綱木ニ而景勝先手之衆と双方市渡戸にて打合、暫敵を押し候得とも、大軍之儀に御座候間味方破軍仕候處、綱木村之内細道ニ而我等罷在まで長谷川近内と申者兩人返し鍵を合敵を押し、味方引のけ、夫々道々ニ而せり合御座候、我等藏之助なとと申者しんかり仕候、其日ハ新谷村迄被成放火候、新谷ニ而大坂彌藏雜古左衛門植松と申仁生捕を仕候、行足にしたひ拙者た、きおとし取返し申候事、

一中山と申所に切所を構在之者共籠置候處ニ、米澤之内中津川丹波惡盜を揃、夜討同前に浦之手ヲ押込放火仕候處に、私罷在首貳ツ此内壹ツハくみ打仕候、右二ヶ條ハ信夫に被居候小田切安藝守同家中之者共又越後境目に年罷寄候者共改候事、

一新發田え景勝御發向之刻、當國宿老中景勝後詰可有之由ニ而赤谷表え被罷出候、其砌新國上總手廻り衆を私案内仕候様にと被命候間、召連罷出候處ニ、双方物見之者共火打坂ニ而打合、首三ツ之内を私生捕壹人仕候、上總守え相渡申候事、

(石田三成)先年治部少輔むほんの砌、景勝殿足輕五十人我

等預申候、

一越後之内安田城主堀但馬中野表え人數を出し備を立候處ニ、其刻物頭ニ清水采女・小田切伯耆守・西方左馬之助・岡村修理さて私罷在候、拙者馬を入敵ヲ城中え押込、其上にとくるわまで放火仕候、是者伊黑源左衛門・北尾久右衛門兩人今は伊與守様に居り被申候、私ニハ敵ニ御座候、右兩人被存候事、

一越後三條城堀監物父子被居候、其刻會津之物主に柿崎・赤田・齋藤兩人被遣候刻、市木戸表え押寄候處ニ、敵城ノ小口を出し、双方相掛りに鍵に罷成候、敵を門之内へ私とくろかま兩人としてたゞき入、互に門をふまへ又鍵に罷成候、双方手負死人あまた御座候、物主ノ我等ニしんはらい仕候様にと被申、私しんかり仕候、我等父子手ヲ負申候に付如存知不仕候、是は米澤に被居候柿崎、又堀丹後殿に被居候赤田・齋藤具に被存候事、
右之外にも手に相候處御座候得共、憚至極にて不申上候、

元和貳年九月五日

留

是は新谷村安部理非内 (蒲生郷) 下野様へ書上被申候寫、但明曆四年戊五月十四日ひかへの寫、

○忠左衛門 此村の百姓なり、安宅内藏助某と云もの七世の孫なりと云、内藏助は天正十五年安部理非内と共に景勝勢に生捕られし味方の者を取返したる者なるべし、火災に系譜を失ひ、履歴の詳なることを知がたし、家に古文書あり、其文如左、
新發田町一ヶ月ニ八木四石宛荒屋村藏の介取よせ被成由申候間、無異儀通し可申者也、
慶長十七年
壬十月廿日

米留奉行共
秀 (花押)

○網木村

府城の西北に當り行程十八里、三區に住す、一を下網木と云、家數四十五軒、東西一町南北三町三十三間、下網木より三町三十間餘、北を中村といふ、家數五軒、東西五十間南北一町四間、中村より一町四十間餘、北を上網木といふ、家數四十七軒、東西一町南北五町三十二間共に網木川に傍ひ山間に住す、新發田街道驛所にて上網木の村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、新谷村驛より一里十一間此に繼ぎ、此より一里八町三十五間赤谷村驛につく、東は數山連り界域分明ならず、西二十四町計古岐村の山に界ふ、南二十六町三十三間新谷村の界に至る、其村まで二十八町三十間、北十五町赤谷村の界に至る、其村まで一里四町上網木の北に一里塚あり、此

村の肝煎二瓶小平治と云ものゝ家に古文書を傳ふ、其文如左、

定

右今度詔言ニ付而一よせち之事、一正月さかなかい之事、一さとのかのふかまい之事、一同馬のはん之事、一年貢之こめのねの事、九升ニ相定事、一當年しよなふあるましき事、一わらひの事、一おの木之事一とらふせさせ之事、一代官前之事、なぬしむねのやく之事、一かいなふのとき代官さかてふん五せうニ相定事、此分永代ゆるし置者也、後日之證文仍而如件、

天正十六年戊子五月七日 恒 遠 (花押)

つなき

おとなへ

○山川 ○馬髮立山 上綱木の東三十町計にあり、頂まで十六町、南は五十澤村の山につゞき、東は赤谷・瀧谷兩村の山に界ふ、○二本杉山 上綱木の西一里にあり、頂まで二十五町、西は公領本郡出湯村の山に界ふ、○増谷澤川 馬髮立山より流出、西に流るゝこと一里計、下綱木の村中にて綱木川に入る、廣二間、○綱木川 源を二本杉山より發し、數派の溪流を得て村中を過ぎ、南に流るゝこと三里、新谷村の界に入る、廣六

間計

○關梁 ○橋二 一は上綱木にあり、一は中村の北にあり、共に長八間半幅七尺綱木川に架す、新發田街道なり
○神社 ○七社神社 境内東西二十二間南 中村の西にあり、鎮座の初詳ならず、祭神は 伊弉册尊 天照大神早玉男神事解男天兒屋命經津主命武甕槌命なり、鳥居・幣殿・拜殿あり、西村皆川下總是を司る、【相殿二座】
△伊勢宮 本村より移せり、△山神 同上
○山神社 境内東西八間南 上綱木の西にあり、鎮座の初詳ならず、村民の持なり、
○山神社 境内東西十間南 下綱木の東一町にあり、鎮座の初詳ならず、村民の持なり、
○寺院 ○觀音寺 境内東西十一間南 下綱木の東山麓にあり、義經山と號す、津川町玉泉寺の末山眞言宗なり、開基の年代詳ならず、天文九年出羽國庄内より圓識と云僧來り中興せりと云、本尊觀音客殿に安ず、長一尺三寸、古佛なり、
○法光寺 境内東西十二間南 上綱木の西にあり、東學山と號す、津川町密藏院の末山眞言宗なり、開基詳ならず、天文二年賴運と云僧信濃國より來り住せしと云、彌陀を本尊とし客殿に安ず、

●赤谷村 府城の西北に當り行程二十里九町、家數百九軒、東西七町南北三町、兩頰に住す、東南は山に倚り西北に田圃あり、新發田街道驛所にて村中に本陣を置き、官より令せらるゝ掟條自の制札あり、綱木村驛より一里八町三十五間此に繼ぎ、此より一里四十一間新發田領本郡山内村驛につき、東一里二十町計五十澤村の山に界ふ西一里二十町餘、公領本郡女童村の山に界ふ、南二十五町綱木村の界に至る、其村まで一里四町、北七町四十五間瀧谷村の界に至る、其村は丑寅に當り二十八町四十間餘、又戌亥の方十八町十二間、新發田領本郡中山村に界ひ境川を限とす、村南に一里塚あり、加藤氏の時瀧谷村と山界を争し時の裁許狀あり、其文如左、

と上

小川庄之内赤谷村と瀧谷村山堺出入之義、双方書付を以申上候ニ付而再三致穿擊候所、田舎代之時分すくれ殿瀧谷村御給人之由瀧谷村申上候條、七村之肝煎百姓并津川兩檢斷其外長浦者共ニ相尋候得は、すくれ殿と申人不存と申候、其後芳山代に堺目を被立替たる由申候、然者代々□山堺目相替由に候條、向後赤谷・瀧谷山堺之無差別双方互に入相草木を可取候、先年町野主水、滿田出雲代官之時分、越後領

と材木之義ニ付而柴田渡部六右衛門方赤谷瀧谷村え兩通之書狀令披見候、左様之砌も互に申事無之由候條、以來山堺目之義ニ付而申事仕出し候ハ、不
及理非ニ双方肝煎曲事之段可被仰付旨、御年寄衆被仰出候條、可得其意者也、
寛永三
緒藤六兵衛
四月朔日
町田少右衛門

○山川

○飯豊山 イヒテ 村東十里餘にあり、頂まで一里餘南は鹿瀬組實川村に界ひ、西の方烏帽子嶽・蒜葉嶽・馬髮立等諸峯連り、北は本村及瀧谷村と入逢なり、實川村を併見、
○棚橋澤川 村南五町計にあり、棚橋と云山より流出、西に流れ北に轉じ、不動橋と云小川を得て飯豊川に入る、境内を經ること三十町計、廣六間、
○境川 村西十九町餘にあり、金鉢と云山より流出、處々の溪流を得て北に流るゝこと一里十八町餘、飯豊川に入る、廣五間、
○飯豊川 村北七町餘にあり、飯豊山の西麓より流出、西に流れて境川を受け又内藏川に會し瀧谷村と入逢の地を流るゝこと十里餘、中山村と黒川領本郡小戸村の界に入る、三流合する所を三淵と云、廣三十間、
○内藏川 村北二十町にあり、瀧谷村の條下

に詳

○原野

○内蓋木河原 ウチフタキ 村より辰巳の方一里計にあり、東西三十町南北十町計、瀧谷村と入逢の秣場なり、

○關梁

○境橋 村北十九町十間餘新發田街道境川に架す、中山村と橋の中央を境とす、故に名く、○赤谷口村中にあり、此より新發田に達す、木戸門を設け番戌を置き往來を察せしむ、

○神社

○山神社 境内東西四間南 村より亥の方五町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院

○龍泉寺 境内東西二十九間 村中にあり、重福山と號す、陸奥國耶麻郡五目組熱鹽村示現寺の末寺曹洞宗なり、此村の住小田切參河が草創にして菩提所なりしと云、其年月は知す、其頃梅易と云僧住せしに天正六年兵燹に罹り七年の後、梅易又來り再興せりと云、元和二年本郡藏光村香傳寺九世金剛と云僧住せしと云彌陀を本尊とし客殿に安ず、

○觀音堂 境内東西十五間 村西二町計山上にあり、十一面觀音を安ず、造立の初を知らず、村民の持なり、

○古蹟

○笠菅壘 城四郎長茂是を築きしと云、今其地を詳にせず、關峯の事なりとも云、【東鑑】に壽永元年

九月二十八日越後國城四郎永用於越後國小川莊赤谷構城郭刺奉崇妙見大菩薩、奉咒詛源家由有其聞とあり、舊村西に壇二あり、長茂源家を咒詛せし所と云、今其一を存す、三成にて高一丈周四十間、土人大壇と稱ふ、今觀音堂に異相の佛像二軀あり、各長一尺八寸、長茂が時のものなりと云傳ふ、○關峯壘 村西三町計山上にあり、東西四十間南北五十年今草木繁茂せり、土人往々兵器の朽たるを得ることありと云、南の方に隍の跡あり、此所は天正十五年葦名の臣小田切參河と云もの上杉氏の兵を拒て忠死せし所なり、初景勝の臣新發田因幡其主に叛き葦名に屬し、五十公野と云所に楯籠り、新發田の城には因幡が一族源太と云者を籠置、合戰年を経てやまず、會津よりも援兵を此地に出し、新發田の後詰をさせれば上杉の軍動もすれば敗衄せり此度は五十公野新發田を脇に見て直ちに此地に押向ひ會津往還の道を塞ぎ、先づ小田切に腹きらせ、其後に新發田等を誅せんと商議して十月中旬景勝みづから兵を率ゐて此に向ふ、小田切この由を聞き今此小勢にて二町にたらぬ小城を頼み、墓々しく矢の一筋も射かけざらんこと口惜とて俄に此峯に取上り、要害を構ふ、因て兵糧も乏しく水草も疎なれども、上下百人計心を

一にして景勝の大軍を引受たり、景勝此に來り、小田切もさるものなり、其上勢の多少も計難しとて此所より辰巳の方四五町を隔たる山上に三日まで陣したる此とき津川よりも兵糧及加勢を遣はず途中にて上杉の兵に追立らる安部理非内長谷川近内等踏留て上綱木の細道に支へしと云は此時なり、新谷村の條下と照る小田切も終に力屈し、思ふまゝに合戦し猶敵の手にかゝらじとて腹切て死しけるとぞ此事夏目定房が記に天正十四年九月の事とし、小田切がことを赤谷左衛門佐と記せり、又五十公野に籠りしは井地峯道壽齋と云ものにて新發田の城には因幡が籠りしよし見ゆ、今專ら四家合考の説による○大將陣場 村南にあり、高二十間計頂上に一町四方計の平地あり、天正中景勝小田切を討しとき、山上に三日陣せしと云は此所なり、今陰々たる杉森となる、又東の麓に清水あり、岩間より出づ、土人景勝清水と名づく、景勝の鐵の縛にて穿ちしとぞ、

○褒善 ○忠義者門之助 天明六年賞して米を與へき、瀧谷村 小名 常盤新田 此村は溪間にありて辰巳の方釜澤と云所に三階瀧とて高二丈計の瀧あり、因て村名とす、府城の西北に當り行程二十里、家數五十五軒、東西二町南北一町深山の間に住し、東南は飯豊川に臨む、東は數山連り境界分明ならず、西二十八町黒川領本郡小

戸村新發田領本郡中山村に界ふ、未甲の方二十一町、赤谷村の界に至る、其村まで二十八町四十間餘、北二十五町小戸村に界ひ、内藏川を限とす、

○小名 ○常盤新田 本村の西十五町にあり、家數七十軒、東西一町南北四町、山中にあり、南は飯豊川に臨む、寛文九年常盤某と云もの墾發せりと云、

○山川 ○鷲首山 村の辰巳の方一里餘にあり、頂まで一里山上の殘雪鷲の形をなす、故に名づく赤谷村と入逢なり、○飯豊川 村南にあり赤谷村の條下に詳なり○内藏川 村北二十町にあり、矢掛峯・赤津山等の山々より流出、西に向ひ赤谷村と入逢の地を流ること七里計、飯豊川に會す、廣四十間計、

○關梁 ○橋二 一は村より未申の方二町にあり、長二十間、一は小名常盤新田の西二町にあり、長三十間隣村の通路なり、共に飯豊川に架す、共に土橋なり、

○神社 ○山神社境内東西六間南北十二間免除地 小名常盤新田の南鹿子澤と云所にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、星伊豫これを司る、【相殿三座】 △熊野宮二座 共に本村より移せり、△諏訪神 赤谷村より移せり、○河内神社境内東西二十四間南北三十二間免除地 村より辰巳の方五町計山中にあり、祭神天兒屋根命なり、鎮座の初を知らず

新編會津風土記卷之百六

外篇越後國魚沼郡之一

魚沼郡

鳥居・幣殿・拜殿あり、△熊野宮 境内にあり、相殿二座あり、△伊勢宮 本村より移せり、△愛宕神 同上 △神職星伊豫 其先を星隼人と云、天正中當社の神社となり、赤谷村に住し、其子大藏某と云もの此村に移りき、今の伊豫清廣は隼人が八世の孫なり、

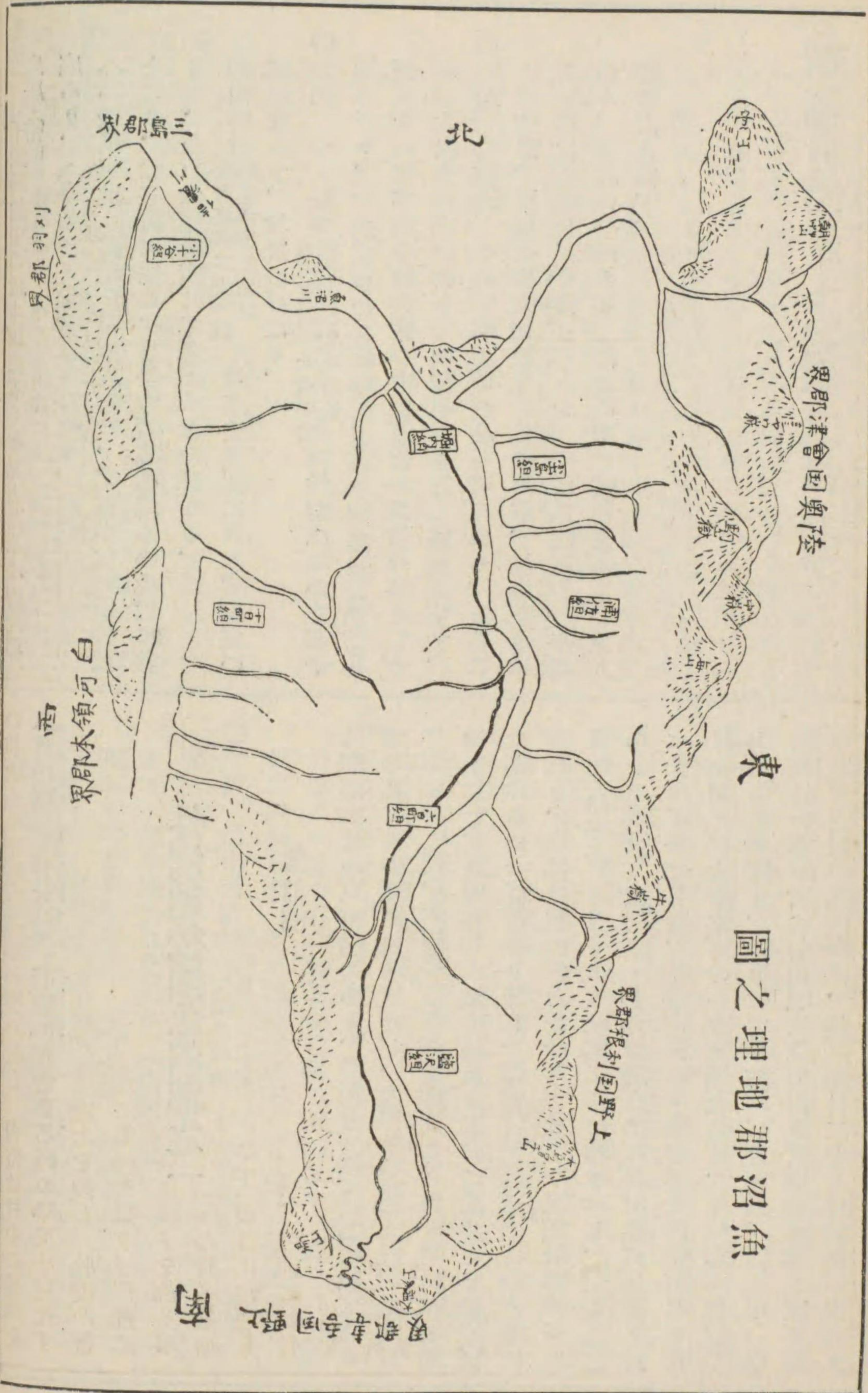
○山神社境内東西二十四間南北六間免除地 村東三十間にあり、鎮座の初詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○大慶寺境内東西十六間南半北二十三間年貢地 村の戌亥の方四十間にあり、曹洞宗山號を鷄谷山と云、開基詳ならず、慶長十一年本州中條大倫寺七世葉山と云僧再興せしと云、大倫寺の末山なり、地藏を本尊とし客殿に安ず、

○古蹟 ○館迹 小名常盤新田の北七町にあり、上ること三町計、小田切參河初は此に住せしが、境地狭きゆゑ赤谷村に館を築き移りしと云、頂に八間四方の平地あり、西北の平地あり、西北の方に隍の迹あり、里人要害山と稱す、

新編會津風土記卷之百五 終

此郡は本州の東南隅にあり、【延喜式倭名鈔】に載て古き郡なれども國史に見る所なし、【續日本紀】文武天皇大寶二年に分テ越中國四郡ヲ屬ニ越後國ニことあり、此郡及頸城・古志・三島四郡は本越中國なりしが、此時より越後國に屬するにや詳に知り難し、【節用集】に魚沼に作る者は誤れり、細註に沼の字を出せる方宜し、又頸城郡の下に又曰伊保野と註せるも此郡の下に移すべし、【太平記】卷十二相模入道武藏・上野兩國の勢に新田義貞兄弟を討べき由下知せし時、義貞宗徒の一族を集て評定有けるに越後國には大略當家の一族充滿たれば、津張郡へ打超て上田山を伐塞ぎ、勢を付てや防ぐべきと云、同三十一卷笛吹峠の軍の所に新田義宗裁田山と信濃路に稠く關を居へたりと云、又同卷に、義宗四月二十七日越後の津張よ



り立て七千餘騎越中の放生津に着くと見えたるは皆此郡の事なり上田・裁田は共に今の上田莊にされば此地にては専ら南朝の正朔を奉ぜしと見えて正平の年號を記せし古碑往々残り十日町組仁田村小田島組江口村の條下に載す今此郡に封内附屬の地三百餘村あり、東に小出島組あり、西に十日町組あり、南に鹽澤組あり、北に堀内小千谷二組あり、此地東は陸奥國會津郡に隣り、西は本郡白河領に續き、南は上野國利吾妻郡に並び北は三島郡に界ふ、又辰巳の方は上野國利根郡に接し、戌亥の方は刈羽那に交はる、東西十八里三十二町 東は陸奥國會津郡の界折時より西、南北二十四里十八町 南は上野國利吾妻郡の界三國峠より、北は三島郡公領高梨村の界に至る、山多く平地少し、魚沼川・信濃川に傍て纔に平衍の諸村あり、其餘は多く山間にあり、其田は下の上其畠は下の中なり、氣候は國中の諸郡に較れば寒氣強く雪尤深し、九月中旬より諸山に雪降り、十月より末は大抵晴日少れなり、或は一晝夜に一丈餘積ることあり、此時には山村は纔に樹杪を残して民屋を埋む、數日の間晝夜燈火を點し隣里の往來なし、霽間を待ち高窓より出、屋上の雪を堀門戸を通して隣家に往來す、花候は三月上旬の頃に梅花開き、櫻は下旬の頃に開く、遅き年には四月に至て一時に開く、農務は芒種

の前後に早苗を取寒露の頃刈收む、習俗は村中の營作を助け、農月力を通し、近隣に死者ある時の事又小兒死する時、耳塞餅を造り、早稻登る時焼米を製し、收穫の後餅を製して田神を祭り、二十日に風神を祭り、田圃に出ある時虫を送り、正月十四日若木の枝に團子を飾る事は會津郡に同じ、其異なる者は産子或は幼年の時名を命する者を烏帽子親と稱し、父子の親をなす、歳首に注連を飾るに八丁紙とて二枚重て幅五六分計切掛、注連に結付く正月十四日男女田植歌を唱へ、稻穂と云物を製す、餅を圍めて小粒となし、數十粒稻稈に貫き紙を裁て稻葉に象り、座の四面に繩を張て是を飾る、十五日村々の童部雪山を作り、其上にて鳥を追ひ、又村中を廻る、二月十二日十二講とて山神を祭る、男子各木を伐て小弓を造り雪を重て的山を築き、餅白米赤小豆飯を供て山神を拜して弓を射る、七月朔日童部薬を以て小人形を作り、色色の紙にて衣裳を製し、村々の入口或は人家の軒に繩を張り此人形を飾り、二星に供へ、七日の朝水に流す、二十七日尾花祭とて強飯に薄の穂を添て諸神に供し、薄の箸にて強飯を食す、

○郷名 【倭名鈔】に出る所
賀禰 那珂 刺上

千屋 今小千谷組に千谷・千谷川・小千谷の村々あり、千谷郷川と云小川もあり、又浦佐組浦佐村毘沙門堂應永十一年の寄附狀に越後國千屋郡浦佐保普光寺御佛供田とあり、又同所文明七年・延徳三年の古文書にも千屋郡あり、其頃は誤て郡と稱せしにや、

○今稱する所十六

吉谷 村二十九 上川 村十 宇賀地 村十三 廣瀬 村五十 赤石 村五十四 大巻 村六 大井田 村九 羽根川 村五 吉田 村七 美佐島 村十二 番場 村三 留實 村十七 早川 村七 黒澤組大木六村龍泉院の所藏、寛正四年の文書に越後國上田莊早川郷北方の内并大窪名の内と云ことあり、木六 村十八 上に出す所の龍泉院の文書に越後國上田莊木六郷長慶庵の寄進狀とあり、關 村十 石白 村三

○莊名 莊三

上田 村百八十七 或は藪神に作れり、藪上 村九十三 【太平記】に上田山又は裁田山とあるは此地の事と見ゆ、上田莊と云ことは寛正の頃より見えたりに詳なり下

五右衛門新田村 赤土村 權四郎新田村 須川村 松川村 細野村 澁川村 大板山村 大白川新田村 ○小出島組 清水村 江口村 江口新田村 新保村 新保新田村 山田村 山田新田村 山田小新田村 米澤村 中家村 中家今新田村 中家新田村 三又新田村 池平村 池平新田村 大湯村 折立村 芋川村 藁和田村 藁澤村 木山澤新田村 大澤村 吉田村 七日市村 七日市新田村 一日市村 中島村 中島新田村 四日町村 日渡新田村 大塚新田村 井口新田村 福島新田村 小出島村 佐梨村 佐梨古新田村 佐梨原新田村 佐梨上原新田村 ○浦佐組 青島村 赤石郷に屬す藪野新田村 干溝村 干溝新田村 板木村 虫野村 十日町村 岡新田村 大浦村 大浦新田村 雷土村 雷土新田村 湯谷村 赤羽村 芋川村 門前村 大桑原村 山崎村 山崎新田村 茗荷澤村 茗荷澤新田村 荒金村 堂島新田村 桐澤村 荒山村 大倉村 大倉新田村 川棚新田村 黒土村 黒土新田村 船澤新田村 穴地村 穴地新田村 大崎村 柳古新田村 水尾村 水尾新田村 今町新田村 海士島新田村 蝦島新田村 浦佐村 五箇村 芹田村 市野江村 一村尾村

妻有 村二十三 【太平記】に津張郡とあるは此莊の事と見ゆ、

○組名 組七

小千谷組 村三十八 十日町組 村十九 鹽澤組 五十八 六日町組 村六十六 浦佐組 村五十四 出島組 村三十九 堀内組 村二十九

○村名 村三百三

○小千谷組 小千谷村 吉谷郷に屬す藪千谷川村 平澤新田村 千谷村 市右衛門新田村 長兵衛新田村 三佛生村 小栗田村 鴻巣村 坪野村 山谷村 新保村 市野宮村 土川村 藪川村 藪川新田村 時水村 時水新田村 東吉谷村 西吉谷村 子村 谷内村 池原村 池中新田村 眞人村 鹽殿村 中村 山本村 片貝村 上川郷に屬す藪牛島村 原新田村 岩澤村 豊久新田村 堀内組 川井村 川井新田村 田麥山村 和南津村 新道島村 下島村 宇賀地郷に屬す藪徳田村 田川村 明神村 魚地村 原村 吉水村 和長島村 堀内村 與五郎新田村 大石村 田戸村 ○小出島組 根子屋村 ○堀内組 下倉村 廣瀬郷に屬す藪中村 眞平新田村

名木澤村 九日町村 今町村 城山新田村 寺尾村 五日町村 藁和島村 奥村新田村 ○六日町組 青木新田村 大巻郷に屬す藪大杉新田村 四十日村 田中村 野田村 宇津野新田村 麓村 郷名ふ藪上莊と稱す下同 長森村 長森新田村 下原村 下原新田村 上原村 上原新田村 上藥師堂村 下藥師堂村 上出浦村 下出浦村 明川新田村 山口村 岡村 野際村 妙音寺村 藤原村 法音寺村 田崎村 深澤村 新堀村 新堀新田村 泉村 泉新田村 泉孫新田村 美佐島村 美佐島郷に屬す上川窪村 欠上村 君歸村 余川村 八幡村 六日町村 小栗山村 小栗山本新田村 小栗山今新田村 東泉田村 番場郷に屬す上大月村 坂戸村 二日町村 郷名を失ふ上田津久野村 津久野上 新田村 津久野下新田村 宮村 宮村下新田村 岩崎村 山谷村 中川村 中川新田村 京岡村 京岡新田村 永松村 蛭窪村 原村 畔地村 畔地新田村 小川村 土澤村 舞臺村 野中村 清水瀨村 ○鹽澤組 鹽澤村 留實郷に屬す上目來田村 中村 樺野澤村 樺野澤新田村 天野澤村 泉城寺村 中村 樺野澤村 吉里村 思川村 思川新田村 片田村 竹俣村

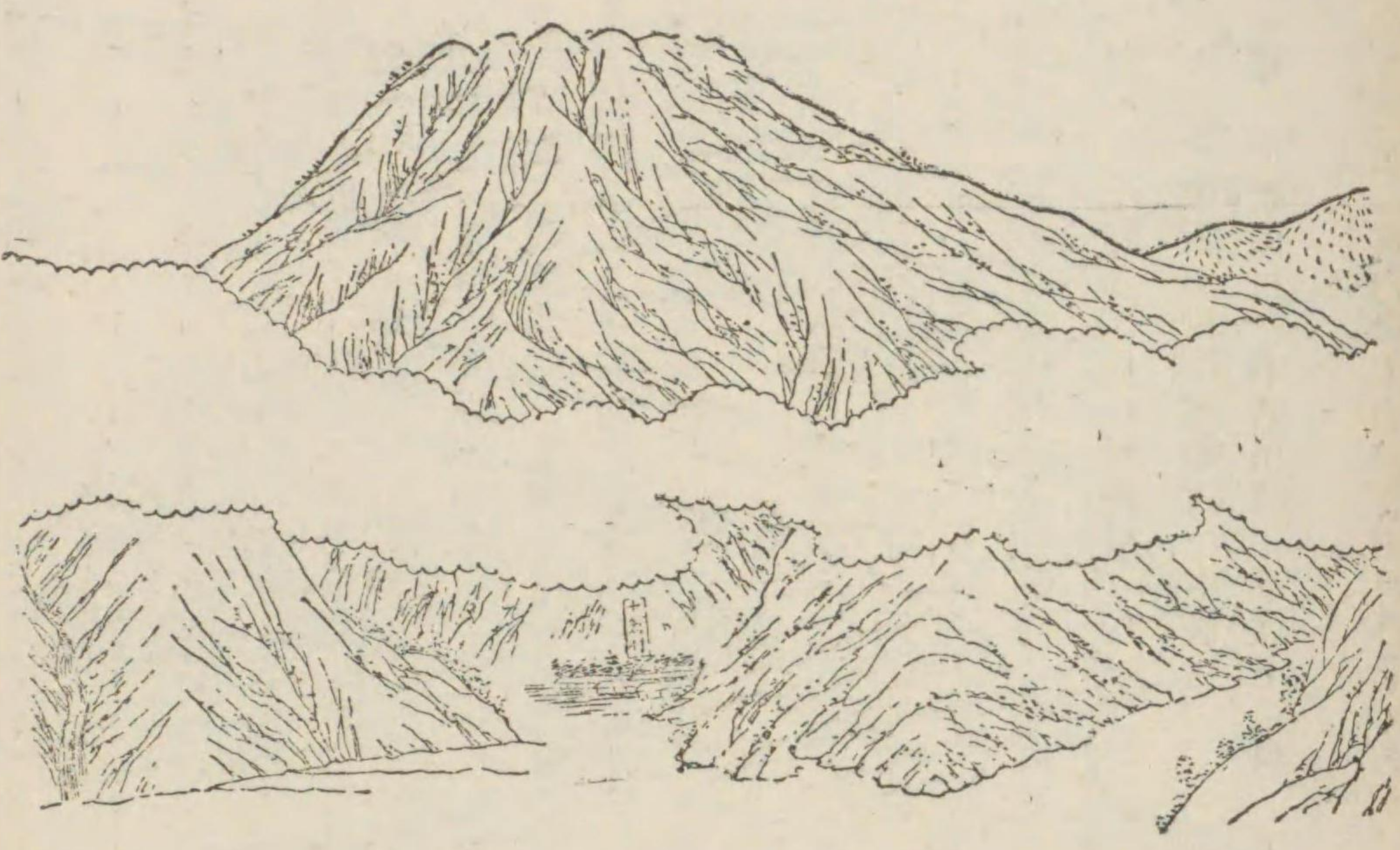
竹俣新田村 西泉田村 島新田村 上十日町村 早川村
早川郷に屬す上田莊と稱す下同 雲洞村 枝吉村 長崎村 姥澤新田村
 蟹澤新田村 瀧谷村 三郎丸村 木六郷に屬す上田莊と稱す下同 大里村 小木六村 八龍新田村 大木六村 小杉新田村
 大木六新田村 中子新田村 徳田新田村 吉山新田村 仙石村 舞子村 萬條新田村 姥島新田村 丸池新田村
 五郎丸村 中野村 中野新田村 田中村 關郷に屬す下同 大澤村 大窪村 君澤村 上一日市村 下一日市村 宮下村 上野村 關村 關山村 湯澤村 石白郷に屬す上田莊と稱す下同 神立村 土樽村 三俣村 郷名を失ふ上田郷に屬す下同 二居村 淺貝村

○十日町組 十日町村 美佐島郷に屬す妻有莊と稱す下同 原村 山本村 羽根川郷に屬す妻有莊と稱す下同 八箇村 ハツカ 六箇村 ロツカ 北新田村 高山村 沖立村 吉田郷に屬す妻有莊と稱す下同 友重村 小根岸村 寺崎村 仁田村 野口村 上村新田村 新座村 大井田郷に屬す妻有莊と稱す下同 四日町村 四日町新田村 尾崎村 中條村 ナカデウ ○小千谷組 上新田村 中新田村 下條上組村 下條下組村

○山川 ○守門山 スモン 堀内組大白川新田村の北にあり、本

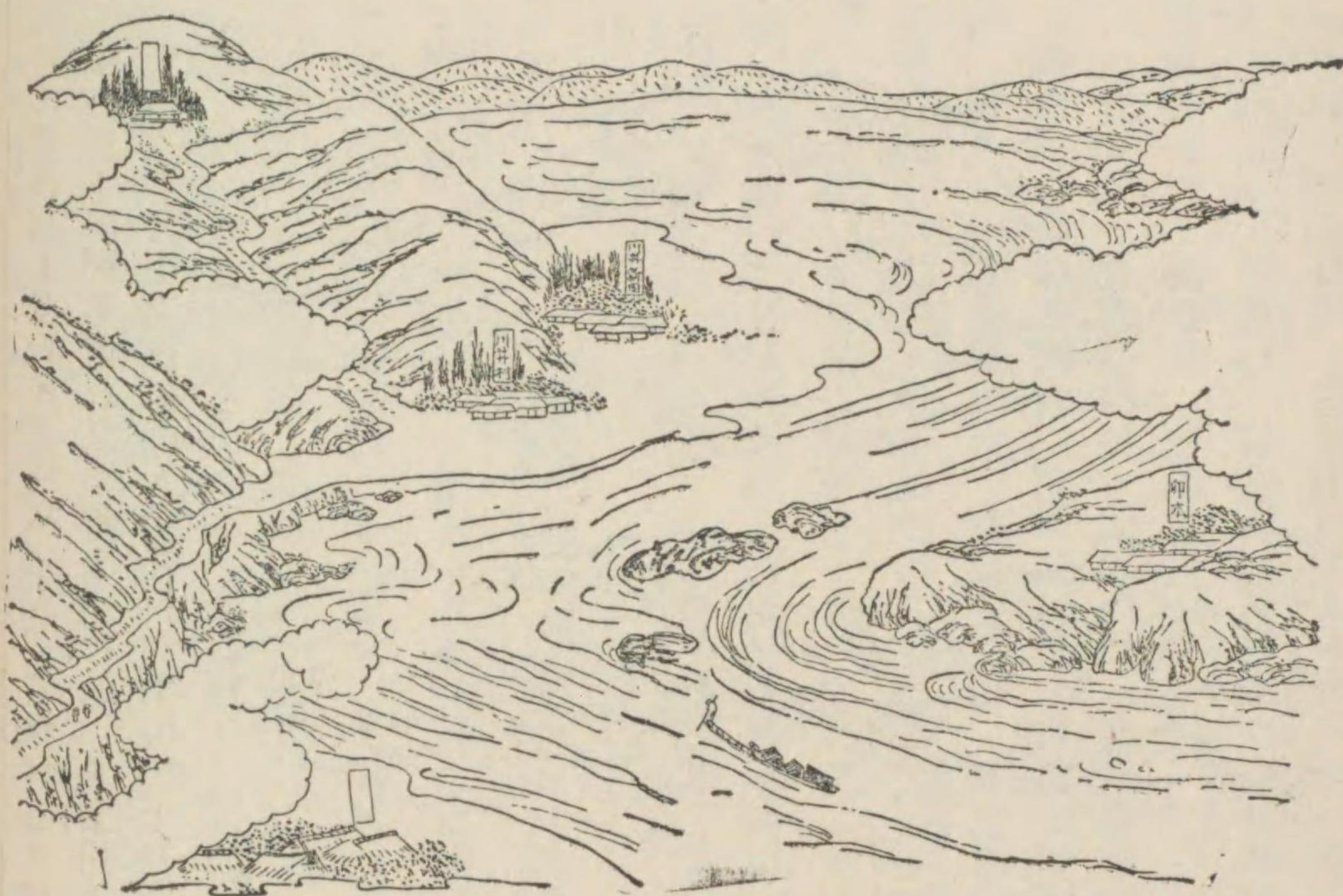
郡に並び少き高山にて古志蒲原三郡に跨る、満山岩石重疊し、風烈く木立なし、東北は大白川新田村に屬し西南は本郡公領高村に屬す、○駒嶽 小出島組大湯村の南にあり、頂まで三里餘、東北は大湯村に屬し、西南は浦佐組の諸村に屬す、山勢峻しく半腹より上は人跡通ぜず、寒風殊に烈く熊猿の類猶棲こと稀なり、只獵人冬日雪を踏て攀ることを得ると云、春夏の際殘雪駒の形をなす、故名けしとぞ、○八海山 浦佐組大倉村の南にあり、頂まで四里計、東は陸奥國會津郡の諸山に續き、西南は六日町組條内谷の諸村に屬し、西北は浦佐組の諸村に屬す、山上に八つの池あり、因て名く、絶頂は鋸齒の如く凡六の峯あり、頂より少し下に八海明神の祠あり、毎年八月朔日遠近より參詣する者少からず、其夜山の半腹に數萬點の火星の如く見ゆ、是龍王之獻する燈なりと云、又胎内潛とて數丈の巖洞あり、半山より上は盛夏にも雪をふみ、見なれぬ艸木多く、猿嘯の聲幽谷に聞え、雲霧の陰晴常ならず、物すぎき地なり、頂は益々峻難にて絶壁峭立し、天氣晴明の時には眺望尤も佳なり、西南に信州の戸隠・淺間の二山を望み、西北は本州の諸郡を一覽し、佐渡・能登の沖まで遙に烟の中に見ゆると云、斯る高山なれば海

八海山圖



船の往來に中嶽・駒嶽と此山を併て三本嶽と稱へ、標準とするとぞ、浦佐組大倉村・大崎村及六日町組山口村三方より通路あり、○中嶽 八海山の東北に並び數山の奥にあり、八海山より稍高しと云、水無川の源にて人跡至ること稀に全山の景象を知る者少なし、支峯連出して左右に環拱せり、○中俣山 六日町組清水瀨村の東にあり、清水瀨・土澤・野中・舞臺・畔地・畔地新田六箇村に屬す、頂には大木なく小篠多く生ず、數山の奥にある高山にて黄連を採る者のみ、此山に到ると云、遙の山奥に曠原あり、其中に大なる沼見ゆ、是奥州の小瀬沼なるべしと云、此山の邊上州奥州と接界の所より流出る川を三國川と云、○金城山 鹽澤組雲洞村の東南にあり、西は雲洞村長崎村に屬し、東は六日町組中川村に屬す、山中に大さ百人計受べき岩窟あり、中に藥師の像を安じ、毎年六月朔日參詣する者あり、○大烏帽子山 同組早川村の枝村清水の南にあり、支峯多く高山なり、登川是より出、山中に馬峙とて上野國利根郡湯檜會村に出る路あり、東南は利根郡藤原村湯檜會村の山に連り、西は土樽村の山に續き、北は清水と瀧谷村とに屬す、○大現太山 同組土樽村の巳の方にあり、土樽村淺貝村早川村の枝村清水に屬し、上

信濃川圖



野國利根郡の山に連る、山中の溪水大現太川と云小川となり魚沼川に入る、○苗場山 同組三俣村の西にあり、三俣村・二居村・浅貝村に屬す、三俣村より九里計山奥にある高山にて盛夏も雪あり、人跡も稀なり、信越接界の所に近しと云、○魚沼川 源は鹽澤組土樽村の奥砂峯山より出て、大現太川を受け中野村の北にて串川流入、大里村の北にて登川來り注ぎ、西泉田村より六日町組に入二日町村の北にて五十澤川・三國川と會し下原新田村の西にて宇田澤川來注ぎ、麓村より浦佐組に入、岡新田村の西にて水無川來注ぎ、虫野村の西にて三用川を受け、青島村より小出島組に入、四日町村の西にて阿布留麻川と會し、堀内組に入、根小屋村小出の境内を経て田川を受け、和南津村より屈曲して本郡公領の地に入、川口村にて信濃川に入、廣八十間大抵南より北に流る、岩魚・鰍・鮭・鱒・鮒・鮎・鱒・年魚を産す、六日町組十日町村まで船上る、下船は一日にて六日町より長岡に達し、上船は夏月は五六日、冬月は二十日計にて漸く上る、○信濃川 千曲川 源は信州の筑摩川犀川なり、丹波島の邊にて一となり、本郡公領の地に入、小黒澤村より十日町組に入、高山村の南にて川治川流入四日町村の西にて田川來注ぎ、中條村

新編會津風土記卷之百七

外篇越後國魚沼郡之二

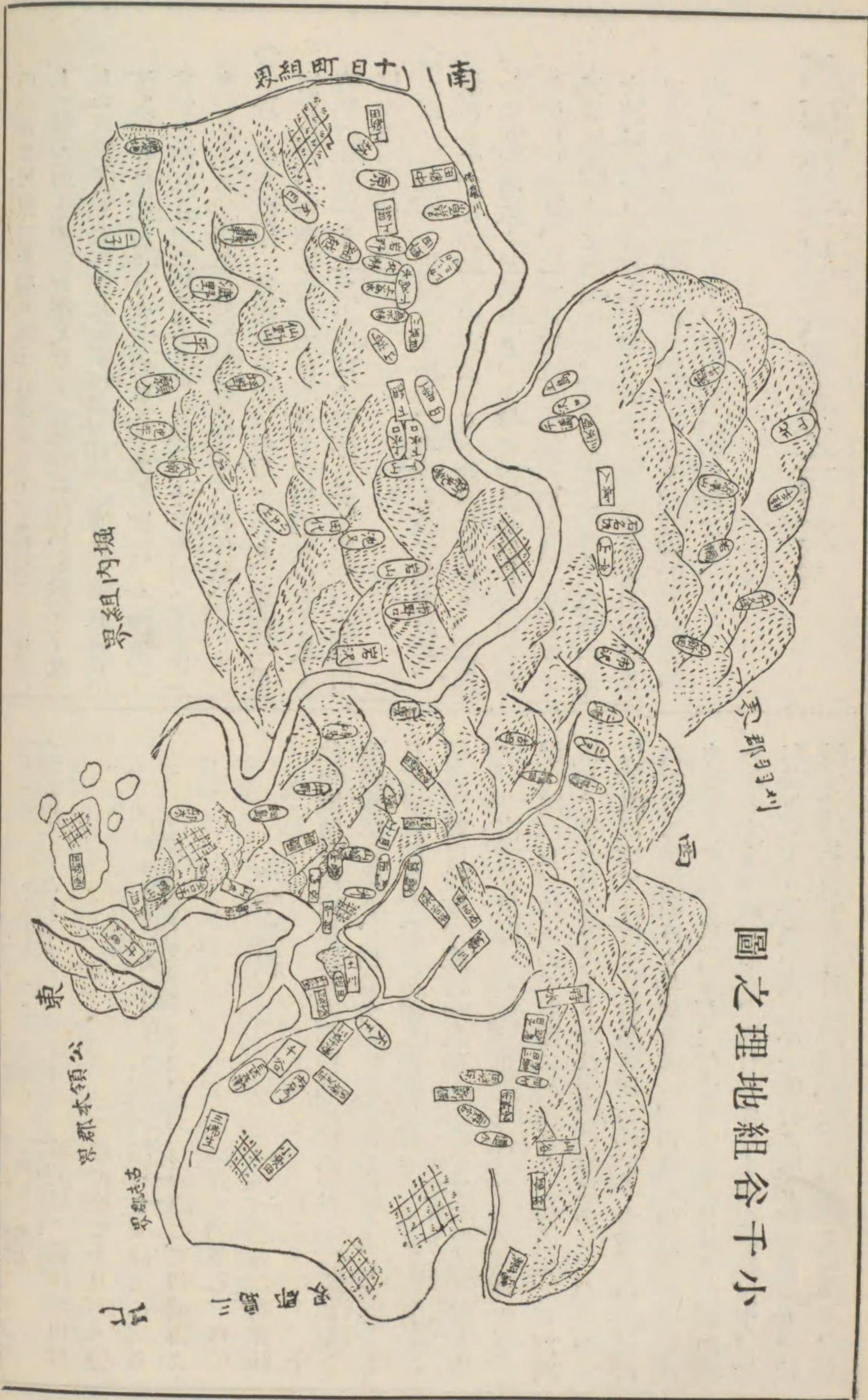
小千谷組

此地府城の西南に當り本郡の北端にあり、東は堀内組と公領本郡に隣り、西は公領與板領刈羽郡に界ひ、南は十日町組に連り、北は公領三島郡に續き、丑寅の方は長岡領古志郡に接す、東西一里餘 東は公領本郡川口村の界より山界に 南は十日町組中條村の界より北は 東を信濃川流れ東南は山にて其間に村里あり、西の方にも山繞れり、谷内村吉谷村より北は平衍の地にあり、農務の候は諸組に比すれば十日計早き所あれども十月中旬の頃には雪降る故諸穀多く早種を植う、田畝の用水は山間の溪水を用るに因り早損多し、信濃川に傍ふ村々は漁網の利あれども時々水災あり、諸村共に多く縮布を織出す、毎年三月末より諸國の商人小千谷村に集り縮布市あり、此組にて子を産て廿日目に醴酒を造て近隣の童を饗す、兒

の北にて飛渡川を受け小千谷組に入、岩澤村より屈曲して堀内組との間を流れ又本郡公領に入、魚沼川と合し牛島村より又小千谷組に入千谷村の東にて千谷郷川流入、三佛生村より古志郡に入、廣百間計、河原廣く水常に濁れり、大抵南より北に流る、十日町村より水上まで船上る、産魚は鮭・鱒・鮒・年魚・八目鰻、
○原野 ○八色原 浦佐組魚沼川の東にあり、東西一里南北二里、瘠薄の地にて沙石多く、田圃を墾發し難く曠平の芝原なり、二十餘區の村落に分ち屬す、水無川原中を西に流る、

○土産 ○縮布 諸組より出づ、苧麻を績て是を織る、皺ありて縮緬の如く輕薄なること蟬羽に似たり、柳條かすり其品多く好品なり、尤精き者は鳥獸花卉の模様光彩目に耀ぐ、其始は寛文の頃播州明石より竹屋某と云者此地に來て織出せり、今は次第に廣まり、郡中の婦女紡織せざる者なし、年々八十八夜過より七月の頃まで小千谷十日町堀内にて縮布市あり、京師江戸諸州の商人多く集り交易す、國中第一の産物なり、

新編會津風土記卷之百六終



を洗ふ者は兒の一生恩愛母子に異ならず、農業の始は正月十一日未明に男子各躑を携へ、雪中に出田打歌をうたひ耕耘の模様をなす、十五日組にもあり、藁屑を座中に散じ田植歌を唱へ、櫛の箸にて赤小豆粥を食し、又櫛木の小札を作り十二月と書付箕と共に窓戸に挿む、八月朔日儲置たる諸穀の種子を集め團子を製し、神佛に供す、十二月煤を拂ひたる箒を煤男と名け、門外に立雪上に洗米酒飯を供す、煤男は六日町組鹽澤組にもあり、大井田郷に屬する村四、下條上組村・下條下組村・吉谷郷に屬する村川郷に屬する村五、片貝村・牛島村・原新田村・吉谷郷に屬する村二十九、市右衛門新田村・長兵衛新田村・三佛生村・小栗田村・鴻巣村・坪野村・山谷村・新保村・市野宮村・土川村・藪川村・藪川新田村・時水村・時水新田村・東吉谷村・西吉谷村・四子村・谷内村・中村・山本村・池原村・池あり、共に藪上莊と稱す、凡三十八箇村あり、

小千谷組上十八箇村
 小千谷村 東千谷川村 枝村 下原
 西千谷川村 平澤新田村 千谷村 長兵衛新田村
 市右衛門新田村 三佛生村 小栗田村 鴻巣村
 坪野村 山谷村

新編會津風土記卷之百七 外篇越後國魚沼郡之二

●小千谷村 此村本郡の北端平野の地に在り十日町・鹽澤・六日町・浦佐・小出島・堀内組の諸村より諸方に出る通衢なり、又信濃川・魚沼川船上下の通路にて新潟湊より運送の便よく諸村より人多く集り商賈の利多し、殊に毎年八十八夜頃より七月まで縮布市あり、遠方の商客此に來り、郡中より織出す縮布を交易す、尤繁華なり、今陣屋を置て七組の地を統制す、府城の西南に當り行程六十一里、家數九百四十六軒、東西七町南北三町二十二間南北兩頰に連り、裏町・横町・寺町・土手丁・孫八丁・原町・柳小路・孫八小路・四軒小路・旅屋小路・鐵炮小路・神明小路等の小路數條あり、東は信濃川に傍ひ、西南は土川村の枝村笹田に續き、北は東西千谷川兩村に續き、南は田圃なり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東二十町間公領本郡中子村の界に至る、其村まで四町、南五町二十八間中村の界に至る、其村まで九町三十間、又寅の方三町二十間、公領本郡稗生村の界に至る、其村まで二十六町、巳の方四町四十三間山本村の界に至る、其村まで七町、未の方九町二十間、東西吉谷兩村の界に至る、兩村まで二十一町二十間、村南に穢多の居所あり、

家數十五軒、東西二十二間南北三十九間、

○山川 ○信濃川 村東にあり、山本村の界より來り、十四町二十間餘北に流れ東千谷川村の界に入る、廣百間計、

○關梁 ○船番所 村の辰の方信濃川西岸にあり、村民是を守る、○橋三 一は村西にあり、長十四間幅二間勾欄あり、柏崎に通る街道にて千谷郷川に架す、二は共に村南にあり、一は長十間幅四尺、一は長五間幅四尺、湯殿川に架す、村中の往來を通ず、

○郡署 ○陣屋 村中にあり、役人を置き本組及十日町鹽澤・六日町・浦佐・小出島・堀内七組の事を統制せしむ○蠟座 村中にあり、當國公領の諸村より納る所の漆實を集め此にて蠟となし、江戸に貢す、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、○神社 ○日光神社 境内東西六間南 村中にあり、二荒山神を祭れり、勸請の年代詳ならず、石鳥居あり、村民の持なり、

○諏訪神社 境内東西八間南 村中にあり、草創の時代を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○伊勢宮 境内東西二十八間南 村中にあり、鎮座の年月を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○成就院 境内東西二十間南 村中にあり、妙椿山と號す

眞言宗五智院の末寺なり、昔五智院十八坊の一にて泰澄が開基なり、後兵火の爲に退轉し、永祿中此地に再建せしと云、大日を本尊とし客殿に安ず、鐘樓あり、鐘徑二尺五寸、越後國魚沼郡妙椿山成就院法印覺澄延享元年甲子七月吉祥日と彫付あり、銘あれども煩しければ略す、△藥師堂 境内にあり、△天滿宮 同上

△稻荷神社 同上

○門徒 △遍照庵 境内にあり、本尊大日、

○證光院 境内東西二十五間南 村中にあり、法林山と號す、眞言宗五智院の末寺なり、元慶中眞雅が開基せる所と云、本尊大日客殿に安ず、鐘樓あり鐘徑二尺二寸

享保十五庚戌天五月吉日建立者法印元了代と彫付あり銘あれども載せず、△十王堂 境内にあり、△大日堂 同上 △稻荷神社 同上 △金毘羅神社 同上

○慈眼寺 境内東西四十四間半 村中にあり、船岡山と號す、眞言宗五智院の末寺なり、元慶中眞雅が草創なり

と云、正觀音を本尊とし客殿に安ず、鐘一口あり徑二尺三寸、明和七龍次庚寅林鐘穀且越後州魚沼郡小千谷邑船岡山慈眼寺願主法印芳譽と彫付あれども錄せず、○門徒 △圓明寺 境内にあり、本尊地藏、

○寺院 ○五智院 境内東西四十一間南 村中にあり、山號を龍久山と云、眞言宗山城國醍醐金剛王院の末寺なり

昔此地より東一里計、山寺と云所にあり、今程生村の枝所あり、其地に五智院屋敷成、天平寶字四年泰澄が草創せる所にて七堂伽藍備り寺領も若干ありしに、永享の頃兵燹に罹り殿宇皆灰燼となれり、本尊毗首羯磨が作りし彌陀の靈像池中に沈て時々奇瑞を現せしかば、其地に一字を建立して尊像を安置す、即此寺なりと云、慶安元年官より本村にて寺領七石五斗を寄附せらる、△客殿 十二間に八間、東向本尊彌陀閣浮檀金の立像長一尺四寸七分、毗首羯磨作と云、△庫裏 客殿の北にあり、七間に四間、△鐘樓 客殿の東にあり、二間四面鐘徑二尺二寸、安永六龍集丁酉孟秋穀且越后之州魚沼郡小千谷龍久山五智院元基法印快精再鑄法印隆恭戮力檀主和南津邑喜多村良宗と彫付あり、△護摩堂 客殿の南にあり、三間四面、△大師堂 護摩堂の西にあり、二間に一間半、△稻荷神社 客殿の東北にあり、△山王神社 客殿の東南にあり、

○門徒 ○菩提院 境内にあり、本尊藥師、○延命寺 同上本尊地藏、

【寶物】 △悟悔序 一軸空海筆と云、

○照專寺 境内四十六間 村中にあり、山號を日光山と云

淨土宗京師知恩院の末寺なり、開山日譽は鎌倉の産にて天正中に建立せしと云、△客殿 九間半に七間半、北向本尊彌陀、△鐘樓 客殿の東にあり、鐘徑二尺五寸、寶永戊子年九月吉祥日吉澤氏母儀當寺十三代辨蓮社眞譽上人京圓良無和尚と彫付あり、銘あれども載せず、△經藏 鐘樓の北にあり、△觀音堂 境内にあり

△稻荷神社 同上

○塔頭 △源壽院 境内にあり、本尊彌陀 △寶珠庵 同上本尊彌陀、

【寶物】 △六字名號 一幅開山日譽筆二世吞譽に附屬せる所の物と云、

○極樂寺 境内東西五十二間南 村中にあり、青木山と號す、淨土眞宗西派信州小山村普願寺の末寺なり、慶長

中玄順と云僧開基すと云、本尊彌陀客殿に安ず、鐘樓あり鐘徑二尺五寸、元文元年辰八月日願主惠空寄進惣門徒と彫付あり、銘あれども略して載せず、

○寺中 △常敬寺 境内にあり、本尊彌陀、

○專正寺 境内東西四十五間南 村中にあり、定業山と號す、淨土眞宗京師東本願寺の末寺なり、開基の僧を教圓と云、永祿の頃信州長沼の山中大瀧口と云所より古

志那椿澤村に移住し、元和中第二世善宗此地に移ると云、彌陀を本尊とし客殿に安ず、鐘樓あり鐘徑二尺六寸、越後國魚沼郡小千谷邑定業山專正寺十九世律師喚響代寛政十戊午歲八月十一日と彫付あり、銘あれども載せず、

○寺中 △不退寺 境内にあり、本尊彌陀、

○觀音堂 境内東西四十二間南 村より十一町餘未の方にあり、大同中空海當國に來て衆生利益の爲に一刀三禮して觀音の像を彫刻し、弘誓の船に乗せ信濃川に浮べしに其像此地に着岸せし故堂を建て安ぜしとぞ、其長三尺餘立像なり、二王門あり、慈眼寺是を司る、△山王神社 境内にあり、△稻荷神社 同上

○觀音堂 境内東西十二間 南北十間免除地 村中にあり、創立の年月をしらず、村民の持なり、

○古蹟 ○城跡 村より辰の方にあり、東面は斷崖にて信濃に臨み皆畑となり其形さだかならず、何人の營築せし所にか詳ならず、

○褒善 ○此都 盲目にて按摩を業とし世を渡れり、能母に事へ飲食の類母の好む物は常に力を盡して供養す若價乏くて聊にても其望をかなへざれば落涙して悲みけり、父は此所より二里計水上原新田と云所に住て山

川をへだて往來たやすからざるに、毎月二三度安否を問はざることなし、或日千谷島と云所に捨子のありしを不便の事に思ひ、拾歸て養育すること實子に異ならず、貧しき生活の中に母と妹とを養ひながら舅死して後は其家族をも迎取て養ひ、朝夕のまうけも乏き事あれども家内睦じく殊勝の事ども多ければ延享二年米を與て賞しき、○あき 醫者山崎東伯と云者の下女にて東伯が養父半彌と云者の時より其家に事ふ、半彌身まかり妻と二人の娘と残り、朝夕を送り兼しにあき縮布苧をうみ賃錢を得て三人を養ひ、三年の後姉娘を東伯に妻はせ其名跡とせしが、未醫術も行はれず、貧窮日々に甚しく東伯夫婦共に痿弱の病にて行歩なり難く且稚子二人有て家内六人飢寒の患を凌兼しに、あき心力を盡し辛じてはごくみけり、村中の者共其志に感じて金錢米穀を與ふることあれども、私の用となすことなれば寛延三年米を與て忠節を賞しき、○孝行者はる農民小左衛門名子久助妻なり、明和六年褒賞して米を與へき、○忠義者善太郎 農民市兵衛下代なり、安永五年同上、○善行者與兵衛 寛政三年同上、○貞節者ゆみ 農民吉郎右衛門名子なり、寛政十一年同上、

長八間幅一間共に千谷郷川に架す、
○倉廩 ○米倉二屋 一屋は東千谷川村の西五十間にあり、一屋は西千谷川の村中にあり、共に本村の米を納む、
○神社 ○諏訪神社 境内東西十間南 北八間免除地 東千谷川村の西二町四十間にあり、勸請の年月詳ならず、村民の持なり、
○石打神社 境内東西十二間南 北十九間免除地 西千谷川の東にあり、何れの頃の鎮座と云ことをしらず、祭神詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○天王神社 境内東西七間南 北六間免除地 西千谷川村の北にあり、草創の時代傳らず、村民の持なり、
○十二神社 境内東西二間南 北三間免除地 西千谷川村の北五十間にあり、勸請の年月をしらず、村民の持なり、
○寺院 ○眞福寺 境内東西十八間南 北三十三間免除地 西千谷川の村中にあり、石打山と號す、小千谷村五智院の末眞言宗なり、文明中の建立といひ傳れども開基の僧をしらずと云、本尊彌陀客殿に安ず、又鐘一口あり徑二尺三寸餘、皆寛政九年龍次丁巳初秋吉旦大日本國越後魚沼郡千谷川村石打山眞福寺了性代施主先住春長十方檀那星野吉右衛門親賢と彫附あり、

相雜はり、界域分ち難し、東千谷川村は小千谷陣屋の北に當り行程三町餘、家數二十九軒、東西二十五間南北二町十七間、東は信濃川に傍ひ、南は小千谷村に續く、西千谷川は東千谷川村の西一町五十間にあり、家數五十一軒、東西一町四十一間南北二町三十六間、南は小千谷村に續き三方田圃なり、此より申の方二町に家數三軒あり東西二十間南北八間、柏崎に通る街道に住す、東は東千谷川村より二町五十五間、公領本郡種生村に界ふ、西は西千谷川村より四町三十八間市野宮村の界に至る、其村まで十八町三十間餘、北は東千谷川村より五町四十間千谷川の界に至る、其村は亥に當り十一町四十間餘、又未の方西千谷川村より五町八間土川村の界に至る、其村まで十一町二十間、
○東千谷川村枝村 ○下原 本村の戌の方三町二十間にあり、家數十五軒、東西四十七間南北一町五十七間、東は信濃川に近し、
○山川 ○信濃川 東千谷川村の東二町五十間餘にあり小千谷村の境内より來り、七町二十間北に流れ種生村の境内に入る、
○關梁 ○橋二 一は東千谷川村の戌の方三町二十間にあり、長十四間幅五尺、一は西千谷川村の村中にあり

●平澤新田村 小千谷陣屋の北に當り行程十町餘、家數十軒、東西一町五十間南北一町二十間、四方田圃なり、東南は東西千谷川兩村と田圃相雜る、東千谷川村は辰に當り七町二十間、西千谷川村は巳に當り五町十間餘、西二町五間市野宮村に界ふ、北四町四十四間千谷村の界に至る、其村は丑に當り六町五十間餘、又申の方一町四十五間新保村の界に至る、其村まで六町餘、

●千谷村 小千谷陣屋の北に當り行程十六町餘、家數九十二軒、東西一町二十六間南北六町十六間、東は信濃川に傍ひ、町南北は田圃なり、東三町二十八間公領木郡種生村に界ふ、西七町三十七間山谷村の界に至る、其村まで二十二町二十間餘、南二町二十間西千谷川村の界に至る、其村まで十二町二十間、北四町三十六間三佛生村の界に至る、其村は寅に當り九町三十間餘、又未の方一町十七間平澤新田村の界に至る、其村まで六町五十間餘、戌の方三町三十六間、小栗田村の界に至る、其村まで八町餘、

○山川 ○信濃川 村の寅の方四町十間餘にあり、蕨生村の境内より來り、三町二十間餘北に流れ三佛生村の境内に入る、

○關梁 ○橋 村の巳の方にあり、長八間幅一間千谷郷

川に架す、長岡に通る街道なり、

○水利 ○堤 村西六町三十間餘にあり、東西一町三十三間南北五十間、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西二十間南 村の寅の方にあり、何れの頃の草創なるを知らず、鳥居あり、

△神職西方但馬 安永中但馬定趙と云者神職となりき今の但馬定政が祖父なりと云、

○山王神社 境内東西四十間南 村の辰巳の方にあり、鎮座の年月詳ならず、村民の持なり、

○伊勢宮 境内東西二十三間 村北二町にあり、勸請の時代を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○長樂寺 境内東西二十四間南 村西一町餘にあり千谷山と號す、曹洞宗小栗田村潮音寺の末寺なり、文明中益公と云僧創立し、弘治中潮音寺二世廣堯と云僧再興せしと云、彌陀を本尊とし客殿に安ず、泰器盛安大姉の靈牌あり、稻葉刑部某の妻なりとぞ、慶長五年稻葉新平某此人の冥福を薦めん爲に田畝を當寺に寄附せしと云、鐘一口あり徑二尺五寸、越後國魚沼郡藪神莊千谷村千谷山前總持長樂寺九世本名代求之也、寶曆八戊寅天と彫付あり、△藥師堂 境内にあり、

【寶物】 △古文書 一通其文如左、

千屋村繩之外白方五段御手作可、有由、自新平殿被仰出候間、永代御所納可相成候、爲其兩人ニ被申付候間、□於向後違亂御座有間敷候、仍如件、

慶長五年 高鹿緒助(花押) 野口藤助(花押) 三月十日 稻葉新平内

長樂寺様 參

○觀音堂 境内東西十一間南 村中にあり、草創の年月を知らず、小千谷村慈眼寺是を司る、

○十王堂 境内東西六間南 村中にあり、創立の時代詳ならず、村民の持なり、

○墳墓 ○稻葉刑部妻墓 長樂寺の申の方二町十間にあり、五間四方計の壇にて石塔なく、只空輪一を存す、長樂寺の條下と照見るべし

●長兵衛新田村 小千谷陣屋の北に當り行程十六町餘、此地東西三町四十間南北一町二十間、東西南北共に千谷村の田圃に界ふ、家數五軒、千谷村の民家と雜居す、

●市右衛門新田村 小千谷陣屋の北に當り行程十六町餘、此地東西一町十九間南北一町二十間、東西南北共に千谷

村の田圃に界ふ、民居なく千谷村の農民其地を耕す、

●三佛生村 小千谷陣屋の北に當り行程一里、家數百四十三軒、東西五町三十二間南北二町九間、東は信濃川に臨み三方田圃なり、東五町五十間長岡領古志郡妙見村の界に至る、其村は寅に當り十六町三十間餘、西十二町二十五間小栗田村の界に至る、其村まで十五町三十間餘、南五町二十六間千谷村の界に至る、其村は申に當り九町三十間餘、北一町二十三間公領三島郡高梨村の界に至る、其村まで四町五十間、

○山川 ○信濃川 村東にあり、千谷村の境内より來り十七町北に流れ妙見村の境内に入る、

○倉廩 ○米倉 村南にあり、本村の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西二十四間南 村中にあり、何れの頃の鎮座と云ことを知らず、村民の持なり、

○妙見神社 境内東西十間南 村中にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

○白山神社 村中にあり、鎮座の時代詳ならず、鳥居・拜殿あり、天和三年の神職の田地を免除せらる、

△神職佐藤將監 明曆中より和泉成利と云者神職を勤め、今の將監短利まで六代なりと云、

○寺院 ○遍了寺 境内東西十二間 村中にあり、開基詳な

らず、天和の頃までは圓了寺と云、淨土眞宗東派頸城郡高田本誓寺の末寺なり、彌陀を本尊とし客殿に安ず門上に鐘を懸く徑二尺八寸、寛保元辛酉天八月十九日越後國魚沼郡三佛生村過了寺第四世閉嶺代と彫付あり

○寺院 ○潮音寺 境内東西五十九間南餘にあり、山號を福聚山と云、曹洞宗刈羽郡北條村普廣寺の末山なり、文應中即梅と云僧開基し、天文五年普廣寺七世の僧仁安中興すと云、△客殿 十二間に八間辰の方に向ふ、本尊釋迦、又鐘一口あり徑二尺三寸元祿十五年五月吉日福聚山潮音禪寺六世欄叱代と彫付あり、銘あれども煩はしければ載せず、

○古蹟 ○寺跡 村より丑の方四十間にあり、昔觀音寺と云寺あり、延文の頃水災に逢ひ廢せしと云、今は川となり、其跡さだかならず、

○觀音堂 境内東西四十三間南北一町免除地 村の未の方一町四十間餘にあり、建立の年月詳ならず、潮音寺是を司る、

○小粟田村 小千谷陣屋の北に當り行程二十八町、家數七十四軒、東西一町四十九間南北四町二十四間、四方田圃なり、東三町二十九間、南四町八間共に千谷村の界に至る、其村は東に當り八町餘、西八町四十間山谷村の界に至る、其村は申に當り十一町五十間餘、北三十町公領三島郡下山谷村の界に至る、其村まで三十一町、又丑の方五町五十八間三佛生村の界に至る、其村まで十六町五十間、戌の方十六町一間坪野村の界に至る、其村まで二十一町三十間餘、

●鴻巢村 小千谷陣屋の北に當り行程二里、家數三十一軒、東西二町十四間南北二町五十間、西は山に傍ひ三方田圃なり、東一町五十間公領三島郡下山谷村に界ふ、西二十五町公領三島郡塚之山村の山に界ふ、南六町二十間坪野村の界に至る、其村は巳に當り十一町三十間餘、北は村際にて公領三島郡片貝村に界ふ、其村まで四町、又辰の方六町一間小粟田村の界に至る、其村まで三十町、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○倉廩 ○米倉 村北にあり、本村の米を納む、

○神社 ○十二神社 境内東西十二間南北十四間半免除地 村中にあり、勸請の時代しれず、村民の持なり、

●坪野村 小千谷陣屋の西北に當り行程一里八町、家數三十七軒、東西一町三十間南北一町三十二間、西は山に傍ひ三方田圃なり、東五町三十六間小粟田村の界に至る、其村は辰に當り二十一町三十間餘、西二十五町公領三島

○諏訪神社 境内二間四免除地 村西三町にあり、何れの頃の鎮座にか詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○善祥寺 境内東西四十間南北三十間免除地 村の未の方一町餘にあり、藥王山と號す、曹洞宗小粟田村潮音寺の寺なり永祿二年潮音寺第三世正鶴と云僧開基すと云、本尊藥師客殿に安ず、鐘一口あり徑二尺二寸、越之後州魚沼郡山谷邑藥王山善祥寺住持僧梵祝代寛保二壬戌歲仲秋吉鳥と彫付あり、銘あれども略して載せず、

郡塚之山村の山に界ふ、南一町十間山谷村の界に至る、其村まで六町三十間餘、北四町鴻巢村の界に至る、其村は亥に當り十一町三十間餘、

●市野宮村 枝村 山田 油新田 ●新保村 市野宮村は小千谷陣屋の西に當り行程二十四町、家數八十軒、東西一町二十四間南北五町四間、西は山に傍ひ三方田圃なり、新保村は市野宮村の寅の方四町餘にあり、家數十七軒、東西一町四十間南北四十六間、四方田圃なり、もと市野宮村の境内にて後別村となりし故界域分ち難し、東は市野宮村より十三町五十三間、西小千谷川村の界に至る、其村まで十八町三十間餘、西は市野宮村より二十七町三十間公領刈羽郡桐澤村の山に界ふ、南は市野宮村より七十間公領刈羽郡新田村の界に至る、其村まで十二町二十間餘、北は市野宮村より十一町十六間山谷村の界に至る、其村は亥に當り二十一町五十間餘、又寅の方新保村より一町五十間平澤新田村の界に至る、其村まで六町餘、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○市野宮村枝村 ○山田 本村の未の方三町二十間餘にあり、家數六軒、東西一町八間南北四十七間、西は山

○神社 ○熊野宮 境内東西五間南北十間免除地 村の巳の方にあり、草創の年代詳ならず、村民の持なり、

○山田 本村の未の方三町二十間餘にあり、家數六軒、東西一町八間南北四十七間、西は山

●山谷村 小千谷陣屋の西北に當り行程三十町、家數七十八軒、東西八町四十二間南北四町四十二間、西南北は山に傍ふ、東十二町二十二間千谷村の界に至る、其村まで二十二町二十間餘、西十六町五十二間公領三島郡塚之山村の山に界ふ、其村まで一里十八町、南八町五十四間市野宮村の山界に至る、其村まで二十一町五十間餘、北五町二十四間坪野村の界に至る、其村まで六町三十間餘又寅の方三町八間小粟田村の界に至る、其村まで十一町五十間餘、村中に柏崎に通る街道あり、

○水利 ○堤五 一は村北にあり周一町餘、一は村の丑の方一町五十間餘にあり周一町餘、一は其傍にあり、東西四十間南北二十二間、一は村の寅の方四町二十間餘にあり周一町餘、一は村東にあり、東西三十間南北二十間、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○市野宮村枝村 ○山田 本村の未の方三町二十間餘にあり、家數六軒、東西一町八間南北四十七間、西は山

に傍ふ、○油新田 本村の辰巳の方四町二十間餘にあり、家數十四軒、東西一町南北一町二十間、四方田圃なり、○二野宮 本村の寅の方四町餘にあり、家數二十四軒、東西二町南北五十四間、四方田圃なり、○道木 本村の丑の方五町三十間餘にあり、家數三軒、東西二十間南北三十五間、四方田圃なり、

○山川 ○地獄谷 市野宮村の西十六町四十間にあり、此谷中に方三四間計常に濕氣有て炎天にも乾かざる所あり、其地を少く掘れば風吹出、火をとぼして穴に移せば燃出ること松明の如く日を経て絶えず、竹筒を立て引けば火其頭に出れども筒は燒ず、これを滅すれば火消てもとの如し、

○倉廩 ○米倉 市野宮村の村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西一町五間、餘南北一町免除地、市野宮村より二町三十間寅の方にあり、鎮座の始傳らず、相殿神は伊米日子命にて延喜式に載する所伊米神社是なりと云、祭禮は八月十三日・十四日・十五日なり、慶安元年官より本村に於て社領八石を賜ふ、△鳥居 兩柱の間一間半、△本社 一間一尺餘四面南向、△幣殿 二間一尺に一間半、△拜殿 四間四面古像の隨身二軀あり、

○末社二座 △山王神社 本社の地を離れて二町餘、戌亥の方にあり、△諏訪神社 本社の地を離れて五町南にあり、

△神職小川式部 元和中小川治郎吉元と云者あり、八世にして今の式部高甫に至りしと云、

○諏訪神社 境内東西十二間、餘南北十四間免除地、市野宮村の戌の方にあり、鎮座の年月詳ならず、吉藏寺是を司る、

○寺院 ○吉藏寺 境内東西九間、餘南北十二間免除地、市野宮村の西二町にあり、寶林山と號す、曹洞宗上州白井雙林寺の末寺なり、雙林寺第三世曇英と云僧當國外澤村山中に閑居せし時長尾信濃守能景其道徳に歸依し、明應五年當寺を草創し曇英を請て開山とす、曇英嘗て七百人の法幢を興行せし跡とて今に残れり、△客殿 十一間餘に七間餘、辰巳の方に向ふ、本尊釋迦、又鐘一口あり徑二尺三寸、延享三丙寅年三月十六日鑄之吉藏寺十七代昇天和尙代施主惣且中と彫付あり、

【寶物】 △長尾能景旗 二流製して袈裟とす、布にて紅葉菊水の模様あり、△笈 一荷開山所持の物と云、△大智傷頰 一卷開山筆と云、末に時永正六年壬七月廿日書之南無光明天王五大菩薩とあり、△教授戒文 一軸同上末に永正己卯秋之季書附祖琳俊岳忠哲判祖林

判あり、△古文書二通 一通は長尾能景寄附狀なり、燒損して殘れども詳ならず、一通は村上安勝證文なり、其文如左、

領知方

五拾壹石七斗二升 安田ノ與 宮ノ下村
四拾八石五斗九升五合 關くみ 幾地村
百四拾九石六斗八升五合 關くみ 山屋村
貳百五拾石

右知行分山林竹木野川相除之、全可令領納者也、

元和二年

村上周防守印

九月十六日

安 勝(花押)

虎澤彌兵衛殿

○古蹟 ○城山 市野宮村の西二十四町にあり、何れの頃にか三寶寺某と云者住せし所と云傳ふ、

●時水村 小千谷陣屋の西に當り行程三十町、家數七十五軒、東西五町五十間南北四町四十三間、散居す、西は山に傍ふ、東一町二十間藪川村の界に至る、其村まで四町二十間、西二十町公領羽郡桐澤村の山に界ふ、南三十町五十間東西吉谷兩村の界に至る、兩村は南に當り五町十間、北五町市野宮村の山に界ふ、又丑の方時水新田村に界ひ界域分ち難し、其村まで三町二十間、

○倉廩 ○米倉 村北三町にあり、本組の米を納む、

○寺院 ○勝覺寺 境内東西十七間、餘南北二十二間免除地、村中にあり、淨土眞宗東本願寺の末寺なり、舊此地に吉祥寺と云、禪家の寺あり、後頼廢に及びしに延徳二年古志郡村松勝覺寺の僧善知と云者此寺を創立せしと云、本尊彌陀客殿に安ず、門上に鐘を懸く徑二尺六寸、越後國魚沼郡時水村勝覺寺淨應代小千谷町施主吉崎忠右衛門宗通妙通安永三甲午天五月吉祥日と彫付あり、

○古蹟 ○城迹 村西二十町山上にあり、東西二十間南北一町、曾根五郎左衛門某と云者住せしと云、天正の頃此城廢せしと云傳ふ、

●時水新田村 小千谷陣屋の西に當り行程二十九町、家數十九軒、東西二町四十八間南北四十間、北は藪川新田村に續き、西は山に傍ふ、東三町四十間土川村の界に至る、其村まで八町二十間餘、西南は共に時水村に界ひ界域分ち難し、其村は南に當り三町二十間、

●藪川村 小千谷陣屋の西に當り行程二十三町、家數七軒、東西三十五間南北一町五十間、四方田圃なり、東町四十五間南一町五十八間、共に東西吉谷兩村の界に至る、兩村は南に當り四町餘、西五十五間北四十間、共に時水村の界に至る、其村は戌に當り一町二十間、

○神社 ○宇都宮神社 村西にあり、勸請の年代を知らず
土川村彌彦神社十八末社の一なりと云、鰐口一口あり
徑一尺、越後國魚沼郡内吉谷村藪川住人惣大宮司等宇
都宮鰐口且那平朝臣西片彌三郎光行願主敬白永享十年
戊午七月中旬九日大工道久禪と彫附あり、天和三年神
職の田地を免除せらる、△神職芳賀和泉 明曆三年左
京勝吉と云者神職となり、今の和泉喜治まで六世なり
と云、

●藪川新田村 此村は承應二年に新墾せし所と云、小千
谷陣屋の西に當り行程十八町、家數十七軒、東西五十四
間南北一町二十二間、南は時水新田村に續き、西は山に
傍ふ、東八町二十間土川村の界に至る、其村まで十町二
十間餘、西六町五十間市野宮村の山に界ふ、北五町市
野宮村の界に至る、其村まで十二町二十間餘、

新編會津風土記卷之百七終

- 上新田村 枝村 爲永林
- 中新田村 枝村 林原 桑原 野田 細越 北林
- 下條上組村 枝村 原 反目 岩野 上爲永 下爲永
- 下條下組村 枝村 カミムクテ シモムクテ シモヤマ シンクワウジ
- 四屋 貝野川新田 鱈清水新田 山崎 仙野山 渡野
- 鹽殿村 枝村 卯木 細島 坪野
- 原新田村 牛嶋村
- 片貝村 枝村 吉平
- 山本村 中村

●土川村 枝村 天王 笹田 小千谷陣屋の西に當り行程
九町餘、家數七軒、東西二十五間南北一町五十五間、四
方田圃なり、東三町五十間南二町十八間、共に小千谷村
に界ふ、西一町六間藪川新田村の界に至る、其村まで十
町二十間餘、北一町十四間西千谷川村の界に至る、其
村は丑に當り十一町二十間、

○枝村 ○天王 本村の北二町にあり、家數九軒、東西
一町南北一町十間、四方田圃なり、○笹田 本村の東
三町にあり、家數十五軒、東西六間南北一町十間、妻
有莊諸村に通る道にあり、東は小千谷村に續く、

新編會津風土記卷之百八

外篇越後國魚沼郡之二

小千谷組下二十箇村

- 土川村 枝村 天王 笹田
- 東吉谷村 枝村 高畑 千谷郷
- 西吉谷村 枝村 二又 仁頃
- 四子村 枝村 權田 山崎 菊田
- 谷内村 枝村 春山 沖
- 池原村 枝村 東 古田
- 池中新田村
- 岩澤村 枝村 市野口 岩山 池又 田代 小土山 外
- 豊久新田村
- 眞人村 枝村 石名坂 中山 芋坂 時島 三木明 干
- 溝澤口 上島 萬年 源藤山 若櫛 桂平 北山
- 芳久保 山新田 一澤

○關梁 ○橋二 一は村北一町三十間にあり、長六間半
幅一間、一は村北二町にあり、長七間幅一間共に小川
に架す、隣村の通路なり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○彌彦神社 境内東西五十八間南北
【延喜式】に載する所の魚沼神社なりと云、祭神は天香
山命なり、此神は天孫降臨の時供奉三十二神の隨一に
て綏靖天皇の御世に紀州熊野新宮より當國に遷座此所
に鎮座あり、然れども此神もと熊野浦に鎮座有て漁舟
を好み給ふに因り海濱の地を擇て下彌彦に遷座し給ひ
孝安天皇二年二月二日其地にて崩じ給ふと云傳ふ、毎
年正月二十八日より二月二日まで、七月二十八日より
八月二日まで祭禮あり、昔は正員末社十八座あり、今
荒廢して纔に存せり、社前に昔よりの神木とて年久き
古木一株あり、高六間計周一丈餘、慶安元年官より本
村にて社領二十石を賜ふ、△鳥居 兩柱の間一丈、
△石鳥居 兩柱の間九尺、△本社 一間四面東向、
△幣殿 二間半に一間、△拜殿 五間に三間、鰐口一
口あり徑一尺四寸、彦彌 彫附の 南無大明神奉懸鰐口越
後岡魚沼郡吉谷村永享九年十一月十五日大願主西片彌
三郎平光行敬白と彫附あり、△神輿殿 本社の北にあ

り、△隨神門 本社の東にあり、
○末社二座 △赤崎神社 本社の地を離れて三町二十間餘寅の方にあり、十八末社の一なり、△天王神社 本社の地を離れて一町四十間餘、亥の方にあり、十八末社の一なり、

△神職五十嵐修理 永祿中戸内權大夫と云者神職を務め、其後小川氏・藏田氏・小林氏等相續て神職たり、寛永三年五十嵐民部勝弘と云者より相續すること九世にして今の神職徹賢に至ると云、

【寶物】 △大般若經 上杉謙信越中國に亂入の時七社明神より亂妨し來て當社に奉納すと云、闕卷ありて全からず、第十四卷に二秩旦那宮島住人右馬次郎右筆者船□寺住侶玉心至徳二年正月十二日檀那東桿上右馬允執筆金剛佛子新保慶禪、第八十四卷に于時□□此二字然れども至徳應永の間四年丁卯は只至徳四年なり、此年八月嘉慶と改元あり二年丁卯五月廿二日檀那□庄新保新寶右筆者金剛佛子慶禪、第二百七十卷に再興檀那任海池原寺宗信、第三百二十二卷に于時嘉慶三年卯月廿二日筆者玉玄也、第三百二十三卷に于時康應二年三月十日筆者玉玄、第五百七十三卷に應永二年二月筆者聖貞等の書付あり、△日記 一卷天正中十八末社及年中神事の次第を記せし小冊なり、△古文

書 八通其文如左、

魚沼郡吉谷村十八社之内宇津宮、日光、諏方田於彼三ヶ所者毎々無諸役之由致披露候間、尙以今度爲新御寄進末代可被停止役所之由被仰出候、此外諸寺社之役致所納候間、爲各別進此折紙候、謹言、
文明五
十二月十八日 雲照寺妙糊(花押)

十二月十八日 やふ川惣太宮司殿

吉谷十八社之内時水俣倉田之事爲社人前預置候、神事政并五度之御卷數諸役等之事如前々可被勤之者也何様時内へも可得其意候、仍如件、
天文十九年 景高(花押)
五月一日 宇都宮大宮司殿

魚沼郡吉谷十八社之内宇都宮、日光、諏方田於彼三ヶ所役等停止之由雲照寺并長授院一札之案文給候、令披見候、然者可被任其旨候、何様御尋も候者心得可申候、恐々謹言、
十二月十六日 大熊政秀(花押)

十二月十六日 藪川惣大宮司殿

今度上彌彦大明神陣中御來現之旗眼前拜、忽得勝利

晁運之至十八末社加勢之神力故遂本望、治國隨悉意實令貴感百餘貫紀内縱重惡罪之儀成共、殺生停止不入諸役并末社御供田壹町八段地付置候、後代武名信者爲傳謂如此彌々可有祈念丹誠者也、
永祿五壬戌歲 輝虎(花押)
九月十三日 神主 戸内權大夫

覺

一 御宮ようと、ならひにいかきの事、孫左衛門尉さしこすへく候、そのうへ源介下へく候間、たんかう候て夏中ニ出來候やうも可然事、
一 さしふすこしつゝ取あつめ、秋中までのつゝけにいだし、少のこり候米にては御宮のしゆさう又は百姓にかりつくり以下の事ねんを入申候事、
一 與三めしつかいのものそのしう申つけ候つるは、いかやうにもかつてしたいに、めしつかいものとも、ふしん以下わかまゝなる事候は、こなたへ申こすまでもあるましく候、其方ふんへつしたいに、いかやうのものにても、さしおきつかい尤の事、
一 與三にあいに用立申付候儀、そのはうふんへつ候て、いらさる事は少もつかはせ候ましく候、物別與三無

分別條、いかやうの儀申候共、同心いたすましく候、御世上大儀之時ニ候條、一やともむさといいたし候は、與三事は無分別候間、其方しきよくたるへき事、一 宮人衆御宮のにらし以下如在々之上々そ□□可申付事、
一 ねんくのさかり候ハ、米のさかり□□との申付候事、
一 惣別其方いたしやう、よしあしにこ□□いかやうの儀申めくらし候共、すこしもきつかい有ましく候、身の分別候上は、すこしもは、かりなく村毎申付へく候、以來其方と、かざるよし申候者、すくに身のかたへ申届候へく候、仍如件、
文祿四年 豐家(花押)
五月九日 山本惣兵衛とのへ

被出置知行ノ事 魚沼郡内

石米 高合五百七石五斗七升 土川村
吉谷村

此内 四百貳石八升者 貳合八夕は 藪川村
御神領
此内米納毎年急度御藏入可有之者也

但五ツ物成

御藏納

七拾石者

此石每年急度御藏入可有之者也、

殘而

參拾五石九升貳合八夕者

御用捨

右之地所隨相渡申、但山野・竹林・川并蠟漆・桑・楮・芋、萬小成物已下者別而御料所に罷成候、然者彼百姓中へ非分之儀被懸申、百姓一人も致逐電家數等も於爲不足者、知行所急度可被召上旨被仰出候、御判形之儀は重て可被遣者也、仍如件、

慶長貳丁酉年

極月十三日

河村彦左衛門尉(印)
山田喜右衛門尉(印)
窪田 右衛門尉(印)

上彌彦神主

藏田與三殿 參

高貳拾石魚沼郡上之彌彦大明神爲社領被付置候、祭禮無怠慢被相勤、修造等油斷有間敷候、御朱印可調進候、先其内如此候已上、

慶長十六辛亥

九月十九日

松平筑後守信直(花押)
山田隼人正勝重(花押)
松下遠江守吉成(花押)
松平大隅守藏(花押)

魚沼郡

上之彌彦大明神社人

越後國魚沼郡上彌彦大明神領高貳拾石御寄進候、破壊之所加修理神事不可有怠慢者也、仍如件、

慶長拾六辛亥歲

九月十九日

石見守(花押)

上彌彦大明神 社人中

●東吉谷村 枝村 高畑 ●西吉谷村 枝村 二又 此兩村

もとは一村なり、慶安二年より別村となる、因て田圃相交はり民家雜居す、小千谷陣屋の西南に當り行程三十二町餘東吉谷村、家數七十四軒、西吉谷村家數七十二軒、東西三町南北十二町二十間、西南は山に傍ふ、東七町三十間谷内村の界に至る、其村まで十一町四十間、西三十五町、公領刈羽郡桐澤村の山に界ふ、南一里四町、公領羽刈郡小國澤村の山に界ふ、北九町二十間小千谷村に界ふ、又辰の方七町三十間四子村の界に至る、其村まで十町二十間戌の方二町十三間時水村の界に至る、其村まで十町十間、亥の方二町十間藪川村の界に至る、其村まで四町餘、

●東吉谷村枝村 ○高畑 本村の東七町三十間にあり、

家數八軒、東西三十間南北五十間、四方田圃なり、

○千谷郷 本村の巳の方五町三十間にあり、家數二十軒、東西一町二十間南北二町、山間に住す、

○西吉谷村枝村 ○二又 本村の巳の方十一町にあり、

へず、圓滿寺是を司る、

○藥師堂 境内東西四間半 村中にあり、何れの頃建立せしと云ことをしらす、村民の持なり、

○十王堂 境内東西十二間 村中にあり、創立の年代詳ならず、村民の持なり、

○觀音堂 境内二間半 枝村千谷郷にあり、建立の年月をしらす、村民の持なり、

●四子村 枝村 權田 山崎 苅田 此村もとは吉谷村の枝村なり、慶長の頃別村となると云、小千谷陣屋の西南に當り行程二十六町餘、家數三軒、東西一町六間、南北二十三間、南は山に傍ふ、東三町二十二間谷内村の界に至る、其村は寅に當り五町二十間餘、西二町五十間北二町五十間、共に東西吉谷村の界に至る、兩村は亥に當り十町二十間、南八町二十間池原村の山界に至る、其村は巳に當り十五町四十間餘、

○枝村 ○權田 本村の申の方一町四十間にあり、家數九軒、東西一町二十間南北四十八間、山間にあり、

○山崎 本村の寅の方四町にあり、家數五軒、東西一町十間南北三十五間、南は山に傍ふ、○苅田 本村の北三町十間餘にあり、家數六軒、東西五十三間南北二町三十間、北は谷内村の枝村沖に續く、

家數二十九軒、東西二町南北二町、山間に住す、○仁頃 二又の巳の方二町三十間にあり、家數三十二軒、東西二町南北二町、山間に住す、

○山川 ○郡池 村南二十町山中にあり、二町四方昔郡代の妻蛇身となり、此池に棲みしと云傳ふ、下流小川となり、千谷郷川と稱へ田地の養水となり、土川・小千谷東西・千谷川・千谷の村々を経て信濃川に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西六間南 村中にあり、創建の時代詳ならず、村民の持なり、

○山王神社 境内東西十二間 村中にあり、何れの頃の勸請なるを知らず、村民の持なり、

○寺院 ○圓滿寺 境内東西三十八間南 村南にあり、大雄山と號す、曹洞宗市野宮村吉藏寺の末寺なり、大永中本寺第三世大通と云僧創建し其後衰廢し、天正中本寺第七世月岑と云僧再興せりと云、△客殿 十二間に八間、丑寅の方に向ふ、本尊釋迦、鐘一口あり徑二尺四寸、寛政十二庚申年六月祥旦十三世大容榮泉代再鑄焉と彫附あり、銘あれども煩はしければ略す、

○觀音堂 境内東西三間南 村中にあり、草創の年月を傳

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

●谷内村 枝村 春山 沖 小千谷陣屋の南に當り行程二十六町餘、家數三十五軒、東西五十七間南北一町二間、南は山に傍ひ三方田圃なり、東一町中村の界に至る、其村は丑に當り六町二十間餘、西四町三十間東西吉谷兩村の界に至る、兩村まで十一町四十間、南十二町池原村の山界に至る、其村まで二十一町、北四町五間小千谷村に界ふ、又未の方二町五間四子村の界に至る、其村まで五町二十間餘、

○枝村 ○春山 本村の未の方二町餘にあり、家數二軒、東西五十間南北二十間、東南は山に傍ふ、○沖 本村の戌の方四町十間にあり、家數三軒、東西三十五間南北三十間、南は四子村の枝村畑田に續く、

○山川 ○池二 一は村南五町三十間にあり、東西一町十間南北四十間、一は村より未の方四町にあり、東西二町南北二十間、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

●池原村 枝村 東 古田 ●池中新田村 池原村は小千谷陣屋の南に當り行程一里十八町、家數五十六軒、東西三町十六間南北二十八間、東北は山に傍ふ、池中新田村は池原村の南五町二十間餘にあり、家數二十四軒、東西

一町三十二間南北三町四十間、西南は山に傍ふ、もと池原村の境内を新墾せし所にて界域分難し、東は池原村より八町二十間鹽殿村の界に至る、其村まで十九町五十間餘、西は池中新田村より七町四十間、東西吉谷兩村の山に界ふ、南は池中新田村より九町四間真人村の山界に至る、其村まで二里二十四町四十間、北は池原村より十三町谷内村の山界に至る、其村まで二十一町、又丑の方池原村より十三町二十間中村の山界に至る、其村まで三十町七町二十間餘、戌の方池中新田村より十一町二十三間、四子村の山界に至る、其村まで十六町三十間、

○池原村 枝村 ○東 本村の寅の方一町三十間餘にあり、家數十二軒、東西三町六間南北一町二間、北は山に倚る、○古田 本村の西五町にあり、家數二十一軒、東西一町二十間南北三十間、西南は山に傍ふ、

○倉廩 ○米倉 池原村の南にあり、本組の米を納む、

●岩澤村 枝村 市野口 岩山 池又 田代 小土山 外澤 大崩 池平 小千谷陣屋の南に當り行程二里七町、家數六十六軒、東西七町二十五間南北一町八間、南は山に倚り西北は信濃川に傍ふ、村より三町十間餘、申の方に家數四軒あり、東西二十間南北一町、小栗山と云、東一里二十町十間堀内組田麥山村の山に界ふ、西二十町北五町三十間、共に真人村の界に

至る、其村は西に當り一里、南一里四町五間下條下組村の界に至る、其村は未に當り一里十九町、又丑寅の方十三町十間堀内組川井村の山界に至る、其村まで二十八町、

○枝村 ○市野口 本村より申の方十五町餘にあり、家數十九軒、東西三十間南北一町八間、東は山に倚り南は信濃川に傍ふ、○岩山 市野口の辰の方九町餘にあり、家數十五軒、東西二十七間南北一町十五間、此より丑の方二町餘に家數五軒あり、東西一町南北二十五間山間にあり、○池又 岩山の東二町五十間にあり、家數十軒、東西三十間南北二十三間、山間にあり、

○田代 池又の辰の方八町二十間にあり、家數十六軒、東西四十間南北二十間、山間にあり、○小土山 田代の巳の方十二町にあり、家數十八軒、東西三十五間南北二十八間山間にあり、○外澤 小土山の辰の方五町にあり、家數二十軒、東西四十間南北一町十二間、山間にあり、○大崩 外澤の辰巳の方八町十間餘にあり、家數四十五軒、東西一町十五間南北一町七間山間にあり、○池平 大崩の巳の方十八町にあり、家數三十軒、東西五十間南北一町二十間、山間にあり、

○山川 ○信濃川 村西四町二十間にあり、下條下組村の境内より來り、二十五町三十間餘、東に流れ川井村

の境内に入る、

○關梁 ○船渡場 村より丑の方三町餘にあり、十日町村の方に行く路にて信濃川の渡なり、

○倉廩 ○米倉 村西にあり、本村の米を納む、

○神社 ○金山神社 境内東西一町間、北二町間免除地、村中にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○不動寺 境内十五間、四方免除地、村中にあり、岩澤山と號す、小千谷村五智院の末寺眞言宗なり、開基の年曆詳ならず、不動を本尊とし客殿に安ず、

○西岩寺 境内東西四十五間、南北四十六間免除地、枝村市野口の東二町餘にあり、山號を池雲山と云、何れの頃の建立にか詳ならず、鹽澤組雲洞村雲洞庵の末寺曹洞宗なり、本尊釋迦客殿に安ず、

○不動堂 境内二十間、四方免除地、不動寺の南にあり、創立の時代を知らず、不動寺是を司る、

○藥師堂 境内二間、四方免除地、村中にあり、草創の初を傳へず、村民の持なり、

○阿彌陀堂 境内東西十間、南北五間免除地、村南にあり、建立の年月傳へず、村民の持なり、

○觀音堂 境内東西四間、南北五間免除地、村南一町にあり、建立の年月

をしらず、村民の持なり、

●豊久新村 此村は享和三年に開く所の新田なり、小千谷陣屋の南に當り行程二里十五町、此地東西六町三十間南北十二町十間、東西南北共に岩澤村の田圃に界ふ、いまだ民居なし、岩澤村下條組の農民此を耕作す、

●眞人村 枝村 石名坂 中山 芋坂 時島 三木明 干溝 澤口 山新田 上島 萬年 源藤山 若枋 桂平 北山 芹久保 一澤 小千谷 屋の西南に當り行程三里、家數二十六軒、東西四十二間南北二町十六間、東は信濃川に臨み西は山に傍ふ、東十六町岩澤村の界に至る、其村まで一里西一里十七町二間、公領本郡仙田村の山に界ふ、南十八町五十二間十日町組野口村の界に至る、其村まで一里四十二間、東西吉谷兩村の山に界ふ、又寅の方一里八町五十間、鹽殿村の界に至る、其村まで一里三十四町二十間餘、

○枝村 石名坂 本村の北五町にあり、家數二十七軒東西二町南北一町二十間、東は信濃川に傍ひ西は山に倚る、○中山 石名坂の丑の方一町餘にあり、家數二十六軒、東西三町南北一町、東は信濃川に傍ひ西は山に近し、○芋坂 本村の寅の方一里にあり、家數二十四軒、東西一町二十六間南北三十五間、南は信濃川に傍ひ北は山に近し、○時島 芋坂の寅の方六町にあり

十九間山間にあり、○一澤 山新田の辰の方十一町餘にあり、家數二十四軒、東西二町十五間南北三十五間山間にあり、

○山川 信濃川 村東にあり、十日町組上村新田村の境内より來り、東北に流れ東に折れ北に轉じ、一里十三町四十間流れ鹽殿村の境内に入る、○池二 一は枝村北山の西一町五十間山中にあり、東西五十間南北三十間牛池と云、一は枝村芹久保の北二町十間山中にあり、東西十間南北三十間笹池と云、

○關梁 船渡場 村東にあり、信濃川を渡し隣村に通ず、

○倉廩 米倉 村南二町にあり、本村の米を納む、
○神社 諏訪神社 境内東西十五間南 村中にあり、勸請の初を知らず、鳥居あり、村民の持なり、
○八幡宮 境内東西五間南 枝村時島にあり、鎮座の年代傳らず、村民の持なり、
○八幡宮 境内東西四間南 枝村芹久保にあり、何れの頃の鎮座と云ことを知らず、村民の持なり、
○十二神社 境内東西八間南 枝村若枋にあり、草創の時代詳ならず、村民の持なり、

新編會津風土記卷之百八 外篇越後國魚沼郡之二

家數十三軒、東西一町十間南北一町四十間、東南は信濃川に傍ひ北は山に近し、○三木明 干溝 本村の方十二町にあり、三木明家數二十八軒、干溝家數二十五軒、東西四町十間南北二町三十間雜居す、東は信濃川に傍ひ西は山に近し、○澤口 干溝の申の方六町にあり、家數十九軒、東西五十間南北三町、東は信濃川に近く西は山に傍ふ、○上島 澤口の巳方一町餘にあり、家數三十六軒、東西三町南北五町十六間、東は信濃川に近く西は山に傍ふ、○萬年 三木明の西二町餘にあり、家數九軒、東西五十間南北三十間、山間にあり、○源藤山 本村の戌の方十七町二十間にあり、家數二十四軒、東西二町五間南北二町、山間にあり、○若欄 源藤山の亥の方十五町三十間にあり、家數四十五軒、東西二町三十間南北二町四十五間、山間にあり、○桂平 源藤山の戌の方十八町四十間にあり、家數十軒、東西二町五間南北五十間、山の半腹にあり、○北山 桂平の南七町にあり、家數六十九軒、東西三町南北一町四十間、山の半腹にあり、○芹久保 若枋の亥の方七町二十間にあり、家數二十八軒、東西一町五間南北二町十三間、山の半腹にあり、○山新田 芹久保の寅の方十二町にあり、家數十四軒東西一町南北四

○十二神社 境内東西八間南 枝村北山にあり、勸請の年月詳ならず、村民の持なり、

○寺院 般若寺 境内東西三十四間 村中にあり、勢至山と號す、眞言宗小千谷村五智院の末寺なり、建立の年代詳ならず、本尊大日客殿に安ず、△阿彌陀堂 境内にあり、

○圓藏寺 境内一町四 枝村上島より二町三十間戌の方にあり、寶慶山と號す、白川領の本郡上野村長安寺の末寺曹洞宗なり、天正中舜理と云僧草創すと云、釋迦を本尊とし客殿に安ず、鐘樓あり鐘徑二尺三寸、維時寛政三年辛亥年七月七日と彫付あり、銘あれども煩しければ載せず、

○正應寺 境内東西二十八間 枝村若欄にあり、山號を白雲山と云、曹洞宗東吉谷村圓滿寺の末寺なり、元和中圓滿寺第二世文榮と云僧開基すと云、本尊釋迦客殿に安ず、

○十王堂 境内東西四間南 村中にあり、創立の時代を詳にせず、村民の持なり、
○阿彌陀堂 境内東西四間南 枝村石名坂にあり、何れの頃の建立と云ことを傳へず、般若寺司なり、

○地藏堂 境内東西三間南 枝村中山にあり、草創の年月を知らず、村民の持なり、

○觀音堂 境内東西四間南 枝村源藤山にあり、建立の年代を知らず、村民の持なり、

○藥師堂 境内東西三間南 枝村北山にあり、創建の年代傳らず、村民の持なり、

○上新田村 枝村 爲永林 此村は慶安中に開發せし所なりと云、小千谷陣屋の南に當り行程四里餘、家數八十四軒、東西三町二十間南北四町三十間、東は山に近く西に信濃川あり、東一町二十八間下條上組村の界に至る、其村は北に當り七町十間餘、西五町五十三間白川領本郡木落村に界ふ、南二町五十間十日町組中條村の界に至る、其村まで二十四町餘、北一町五間中新田村の界に至る、其村は戌に當り六町、

○枝村 爲永林 本村の北中新田村下條上組村兩村の境内を隔て十五町三十間にあり、家數二十軒、東西一町十五間南北五十間、南は上組村の枝村下爲永に續く地面東西五町十間南北五町三十間、東は上組村に界ひ西北は下條下組村に隣る、

○山川 信濃川 村西四町二十間にあり、中條村の境内より來り、北に流ること六町十間餘、中新田村の

東西十六間南北一町四十間、西は信濃川に傍ふ、○野田 本村の丑の方十六町三十間餘にあり、家數九軒、東西十六間南北二町三十四間、西は信濃川に傍ふ、

○細越 北林 細越は本村の寅の方下條上組村の境内を隔て八町二十間にあり、家數十一軒、東西三十二間南北一町二十間、東は山に傍ふ、北林は細越の亥の方二町にあり、家數七軒、東西四十間南北二町十間、東は山に傍ひ南は下條上組村の枝村岩野に續く、地面東西三町四十間南北四町十五間四方共に下條上組村に界ふ、

○山川 信濃川 村より未申の方一町にあり、上新田村の界より來り、十六町北に流れ、下條下組村の界に入る、

○水利 枝村細越の東四町にあり、東西二十間南北二十間、

○神社 十二神社 境内七間四方免除地 村より六町五十間丑の方にあり、鎮座の初傳らず、村民の持なり、

○古蹟 城迹 村南三十間餘信濃川の岸にあり、東西一町四十間南北四十二間、字を屋敷添と云、西面は崩れて川となり、形僅に残れり下條治部輔諱を失ふと云者住せしと云、

○下條上組村 枝村 原 反目 岩野 上爲永 下爲永 此村も

境内に入る、○飛渡川 村南二町五十間にあり、中條村の境内より來り、十町二十間西に流れ信濃川に入る廣三十間計、

○倉廩 米倉 村西四十間餘にあり、本村の米を納む

○神社 愛宕神社 境内五間四方免除地 村中にあり、勸請の初を知らず、村民の持なり、

○寺院 大日堂 境内東西十間南 村中にあり、創立の時傳らず、修驗天龍寺是を司る、

○中新田村 枝村 林 桑原 野田 細越 北林 此村は慶安中開發せし所と云、小千谷陣屋の南に當り行程四里、家數六軒、東西一町二間南北三十四間、東は山に近く西は信濃川に臨む、東四町五十八間下條上組村の界に至る、其村は丑に當り五町四十間餘、西二町二十間白川領本郡木落村に界ふ、南二町五間上新田村の界に至る、其村は辰に當り六町、北十町二十間下條下組村の界に至る、其村は丑に當り二十三町二十間餘、

○枝村 林 本村の辰の方五町二十間餘にあり、家數十六軒、東西四十四間南北二町二十間、東は山に近し

○原 本村の東五町にあり、家數二十六軒、東西三十八間南北一町二十間、東は下條上組村の枝村原に續く

○桑原 本村の北八町五十間餘にあり、家數十七軒、

と下條村と一村にて總稱を下條と云、元祿中分れて別村となると云、小千谷陣屋の南に當り行程三里三十三町、家數九軒、東西三十八間南北五十間、東は山に近く西信濃川あり、東二十五町四十間下條下組村の山に界ふ、西三町十五間、南一町二間共に中新田村の界に至る、其村は未に當り五町四十間餘、北十五町二十間下條下組村の界に至る、其村は丑に當り十七町三十間餘、

○枝村 原 本村の巳の方二町にあり、家數十六軒、東西三十三間南北一町二間、西は中新田村の林村原に續く、○反目 本村の辰の方七町五十間餘にあり家數二十五軒、東西一町十六間南北一町二十間、散居す、東は山に倚る、○岩野 本村の丑の方五十間餘にあり、家數十六軒、東西五十八間南北一町二十間、北は中新田村の枝村北林に續く、○上爲永 本村の丑の方四町餘にあり、家數十四軒、東西一町二十八間南北五十二間、東は山に倚り西は下爲永に續く、此より一町餘、南に家數四軒あり、東西二十間南北一町、南は北林に續く、○下爲永 本村の北四町餘にあり、家數十八軒、東西二町南北五十八間、東は上爲永に續き、北は上新田村の枝村爲永林に續く、

○倉廩 米倉 村の未の方一町にあり、本組の米を納

と下條村と一村にて總稱を下條と云、元祿中分れて別村となると云、小千谷陣屋の南に當り行程三里三十三町、家數九軒、東西三十八間南北五十間、東は山に近く西信濃川あり、東二十五町四十間下條下組村の山に界ふ、西三町十五間、南一町二間共に中新田村の界に至る、其村は未に當り五町四十間餘、北十五町二十間下條下組村の界に至る、其村は丑に當り十七町三十間餘、

○枝村 原 本村の巳の方二町にあり、家數十六軒、東西三十三間南北一町二間、西は中新田村の林村原に續く、○反目 本村の辰の方七町五十間餘にあり家數二十五軒、東西一町十六間南北一町二十間、散居す、東は山に倚る、○岩野 本村の丑の方五十間餘にあり、家數十六軒、東西五十八間南北一町二十間、北は中新田村の枝村北林に續く、○上爲永 本村の丑の方四町餘にあり、家數十四軒、東西一町二十八間南北五十二間、東は山に倚り西は下爲永に續く、此より一町餘、南に家數四軒あり、東西二十間南北一町、南は北林に續く、○下爲永 本村の北四町餘にあり、家數十八軒、東西二町南北五十八間、東は上爲永に續き、北は上新田村の枝村爲永林に續く、

○倉廩 米倉 村の未の方一町にあり、本組の米を納

と下條村と一村にて總稱を下條と云、元祿中分れて別村となると云、小千谷陣屋の南に當り行程三里三十三町、家數九軒、東西三十八間南北五十間、東は山に近く西信濃川あり、東二十五町四十間下條下組村の山に界ふ、西三町十五間、南一町二間共に中新田村の界に至る、其村は未に當り五町四十間餘、北十五町二十間下條下組村の界に至る、其村は丑に當り十七町三十間餘、

○枝村 原 本村の巳の方二町にあり、家數十六軒、東西三十三間南北一町二間、西は中新田村の林村原に續く、○反目 本村の辰の方七町五十間餘にあり家數二十五軒、東西一町十六間南北一町二十間、散居す、東は山に倚る、○岩野 本村の丑の方五十間餘にあり、家數十六軒、東西五十八間南北一町二十間、北は中新田村の枝村北林に續く、○上爲永 本村の丑の方四町餘にあり、家數十四軒、東西一町二十八間南北五十二間、東は山に倚り西は下爲永に續く、此より一町餘、南に家數四軒あり、東西二十間南北一町、南は北林に續く、○下爲永 本村の北四町餘にあり、家數十八軒、東西二町南北五十八間、東は上爲永に續き、北は上新田村の枝村爲永林に續く、

○倉廩 米倉 村の未の方一町にあり、本組の米を納

と下條村と一村にて總稱を下條と云、元祿中分れて別村となると云、小千谷陣屋の南に當り行程三里三十三町、家數九軒、東西三十八間南北五十間、東は山に近く西信濃川あり、東二十五町四十間下條下組村の山に界ふ、西三町十五間、南一町二間共に中新田村の界に至る、其村は未に當り五町四十間餘、北十五町二十間下條下組村の界に至る、其村は丑に當り十七町三十間餘、

○枝村 原 本村の巳の方二町にあり、家數十六軒、東西三十三間南北一町二間、西は中新田村の林村原に續く、○反目 本村の辰の方七町五十間餘にあり家數二十五軒、東西一町十六間南北一町二十間、散居す、東は山に倚る、○岩野 本村の丑の方五十間餘にあり、家數十六軒、東西五十八間南北一町二十間、北は中新田村の枝村北林に續く、○上爲永 本村の丑の方四町餘にあり、家數十四軒、東西一町二十八間南北五十二間、東は山に倚り西は下爲永に續く、此より一町餘、南に家數四軒あり、東西二十間南北一町、南は北林に續く、○下爲永 本村の北四町餘にあり、家數十八軒、東西二町南北五十八間、東は上爲永に續き、北は上新田村の枝村爲永林に續く、

○倉廩 米倉 村の未の方一町にあり、本組の米を納

と下條村と一村にて總稱を下條と云、元祿中分れて別村となると云、小千谷陣屋の南に當り行程三里三十三町、家數九軒、東西三十八間南北五十間、東は山に近く西信濃川あり、東二十五町四十間下條下組村の山に界ふ、西三町十五間、南一町二間共に中新田村の界に至る、其村は未に當り五町四十間餘、北十五町二十間下條下組村の界に至る、其村は丑に當り十七町三十間餘、

○枝村 原 本村の巳の方二町にあり、家數十六軒、東西三十三間南北一町二間、西は中新田村の林村原に續く、○反目 本村の辰の方七町五十間餘にあり家數二十五軒、東西一町十六間南北一町二十間、散居す、東は山に倚る、○岩野 本村の丑の方五十間餘にあり、家數十六軒、東西五十八間南北一町二十間、北は中新田村の枝村北林に續く、○上爲永 本村の丑の方四町餘にあり、家數十四軒、東西一町二十八間南北五十二間、東は山に倚り西は下爲永に續く、此より一町餘、南に家數四軒あり、東西二十間南北一町、南は北林に續く、○下爲永 本村の北四町餘にあり、家數十八軒、東西二町南北五十八間、東は上爲永に續き、北は上新田村の枝村爲永林に續く、

○倉廩 米倉 村の未の方一町にあり、本組の米を納

む、

○神社 ○天満宮 境内東西二十間 枝村原の南にあり、何れの頃の勸請と云ふことを知らず、村民の持なり、
○寺院 ○薬師堂 境内東西三間南 村より二町十間餘、丑の方にあり、創立の年月詳ならず、修驗薬師寺是を司る、

○観音堂 境内東西五間南 村北十一町餘にあり、草創の時代を知らず、村民の持なり、

○古蹟 ○城跡 村より辰の方二十五町にあり、雑木山にて字を仁田平と云ふ、周廻二十町餘、天正の頃下條治部少輔住せし跡と云ふ、

○褒善 ○孝行者甚助 延享二年褒賞して米を與へき、
○孝行者勤六郎 甚助弟なり、同上

●下條下組村 枝村 上水口 下山 新光寺 四屋 貝野川新田 慶地 鹽野 小千谷陣屋の南に當り行程三里十八町、家數二十八間、東西四十九間南北一町十五間、東は山に傍ひ西は信濃川に近く南北は田圃なり、東一里三十二町二十九間堀内組麥山村の山に界ふ、西七町五間十日町組野口村に界ふ、南七町十二間下條上上組村の界に至る、其村まで十七町三十間餘、北十三町三十三間岩澤村の界に至る、其村まで一里十九町、

○枝村 ○上水口 本村の亥の方二十町十間にあり、家數十七軒、東西一町十五間南北一町二十間、東は山に傍ひ西は下水口に續く、○下水口 上水口の西に續く、家數十八軒、東西二町十五間南北二十間、西は信濃川に近し、○下山 上水口の亥の方二十間餘にあり、家數十六軒、東西二十七間南北一町五間、東は山に傍ふ、○新光寺 下山の戌の方三町餘にあり、家數二十三軒、東西二十間南北一町二間、西は信濃川に臨む、○四屋 本村の西二町四十間餘にあり、家數十八軒、東西二十五間南北四十間、西は信濃川に近し、此より三十間北の方に家數二軒あり、北は下水口に續く、○貝野川新田 本村の未の方四町二十間にあり、家數四十三軒、東西四町三十間南北二十九間、散居す、西は信濃川に近く東は山崎に續く、○鹽清水新田 貝野川新田の未の方五町餘にあり、家數八軒、東西三十間南北四十二間、西は信濃川に臨む、○山崎 本村の南一町十間餘にあり、家數七軒、東西二十間、南北一町二十間、東は山に近く、○仙野山 本村の辰の方二十三町十間餘にあり、家數十七軒、東西一町十五間南北四十七間、山間にあり、○鹽野 仙野山の辰の方十町十間餘にあ

り、家數十六軒、東西一町十五間南北四十七間、山間に住す、○轟 鹽野の中の方七町餘にあり、家數三軒

東西一町二十間南北二十間、山間に散居す、○平 鹽野の丑の方四町餘にあり、家數八軒、東西三十九間南北二十二間山間に住す、○慶地 鹽野の巳の方二十七町に往す、家數三十四軒、東西一町四間南北一町四十二間、山間に住す、○鹽野 本村の東二十四町二十間にあり、家數二十三軒、東西一町三十間南北五十一間山間に住す、○願入 鹽野の辰の方十五町十間にあり、家數二十七軒、東西一町二十五間南北一町、山間に住す

○二子 願入の巳の方十九町二十間にあり、家數二十九軒、東西一町五十四間南北五十七間、山間に住す、

○山川 ○信濃川 村西六十町十間餘にあり、中新田村の界より來り、二十三町五十間餘、北に流れ岩澤村の界に入る、

○關梁 ○橋 村南八町二十間餘にあり、長七間幅一間溪流に架す、隣村の通路なり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○諏訪神社 境内東西二間南 村中にあり、勸請の初を知らず、村民の持なり、

○八幡宮 境内東西五間南 村東一町二十間餘にあり、鎮

座の年代詳ならず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西八間南 枝村轟の未の方五十間にあり、草創の初を知らず、村民の持なり、

○八幡宮 境内東西五間南 枝村平の東二十間にあり、勸請の年曆を詳にせず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西十五間南 枝村慶地にあり、何れの頃の草創にか詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○廣大寺 境内東西十間南 村北五十間にあり、山號を鶴嶺山と云、上州白井雙林寺の末寺曹洞宗なり、文明中好禪と云僧開基せしと云、本尊正觀音客殿に安す、

●鹽殿村 枝村 卯木 細島 坪野 小千谷陣屋の南に當り行程一里十六町、家數五十二軒、東西三町三十四間南北二町十間、東北は山に倚り西南は田圃なり、東十町十三間牛島村の山界に至る、其村は寅に當り一里、西十一町三十四間池原村の界に至る、其村まで十九町五十間餘南二十五町三十八間真人村の界に至る、其村は未に當り一里三十四町二十間餘、北四町二十間片貝村の山界に至る、其村まで十三町、又巳の方十六町五十二間堀内組川井村の界に至る、其村まで三十五町、亥の方九町二間山

本村の山界に至る、其村まで二十九町、

○枝村 ○卯木 本村の辰の方二十二町にあり、家數十軒、東西五十五間南北一町九間、東西と南を信濃川廻れり、○細島 本村の南十六町餘にあり、家數十軒、東西一町五十間南北四十一間、東は信濃川に臨み西は山に倚る、○坪野 細島の南一町二十間にあり、家數十軒、東西一町十間南北一町四十六間、東は信濃川に傍ひ西は山に倚る、

○山川 ○信濃川 村南十五町にあり眞人村の界より來り、北に流れ東に折れ北に轉じ、一里六町流れ公領本郡東川口村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村東にあり、本村の米を納む、

○神社 ○十二神社 境内東西四間南 村中にあり、鎮座の初を知らず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西五間南 村東二町十間にあり、鎮座の初を知らず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西五間南 枝村細島の南一町にあり、鎮座の初を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○阿彌陀堂 境内東西十間南 村中にあり、建立の年代詳ならず、村民の持なり、

○古蹟 ○寺迹 村西一町餘にあり、昔西光寺と云寺ありし所とて今に寺屋敷と稱す、其寺何れの頃廢せしか詳ならず、

●原新田村 小千谷陣屋の南に當り行程二里、家數二十軒、東西一町四十間南北一町三十間、東は魚沼川に近く、西北は信濃川に臨む、此村もと 公領本郡東川口村糸魚川領西川口村の境内にて字を下原田中と稱ふ、元祿七年に分れて別村となる、因て家居田圃兩村と相雜り、東川口村は東に當り十一町、西川口村は南に當り三町五十間、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

●牛島村 小千谷陣屋の東南に當り行程一里二十一町、家數四十九軒、東西一町三十一間南北四町、東は山に傍ひ西南は信濃川に臨む、東二十二町五十間公領本郡東川口村の界に至る、其村は辰に當り二十五町、西八町四十間片貝村の界に至る、其村は戌に當り十五町南六町二十間、東川口村の山に界ふ、北十二町二十七間公領本郡相川村の界に至る、其村まで十五町二十間餘、又未の方十二町鹽殿村の界に至る、其村まで一里、

○山川 ○信濃川 村南にあり、東川口村の境内より來り、西に流れ北に轉じ、十町三十間流れ片貝村の境内

○神社 ○石動神社 境内東西十五間南 村中にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○光善寺 境内東西四十五間南 北四十間免除地 村の巳の方にあり、多寶山と號す、曹洞宗古志郡栖吉村普濟寺の末寺なり文祿三年普濟寺第五世舜朴と云僧の開基なりと云、本尊釋迦客殿に安ず、

○觀音堂 境内三間四方免除地 村中にあり、創立の年月を知らず、村民の持なり、

○十王堂 境内東西四間南 北五間免除地 村中にあり、創立の年月を知らず、村民の持なり、

●山本村 小千谷陣屋の南に當り行程十町餘、家數三十四軒、東西五十間南北三町二十八間、東は信濃川に傍ひ南は山に近く、西北は田圃なり、東四町十五間公領本郡中子村に界ふ、西二町二十間中村の界に至る、其村まで四町餘、南二十町鹽殿村の山界に至る、其村は巳に當り二十九町、北二町十七間小千谷村に界ふ、又辰の方二町三十八間片貝村の界に至る、其村まで十八町、

○山川 ○信濃川 村東にあり、片貝村の界より來り、北に流ること五町小千谷村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○寺院 ○觀音堂 境内東西五間南 北六間免除地 村中にあり、創立の初を詳にせず、村民の持なり、

●片貝村 枝村 吉平 小千谷陣屋の南に當り行程一里、家數三十七軒、東西二町南北三町、東北は信濃川に傍ひ西南は山に近し、東十一町十五間公領本郡相川村の界に至る、其村まで二十町、西十五町二十間、山本村の界に至る、其村は戌に當り十八町、南八町四十間鹽殿村の界に至る、其村まで十三町、北八町公領本郡木津村の界に至る、其村まで十五町、又辰の方五町十間、牛島村の界に至る、其村まで十五町、村より戌の方二町餘に家數二軒あり鳴山と云、

○枝村 ○吉平 本村の亥の方八町三十間餘にあり、家數八軒、東西五十間南北一町三間、東北は信濃川に臨み西南は山に傍ふ、

○山川 ○信濃川 村東にあり、牛島村の境内より來り三十五町餘、北に流れ山本村の境内に入る、

○關梁 ○船渡場 村東二町にあり、信濃川の渡にて上田莊諸村に通る路なり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

●中村 小千谷陣屋の南に當り行程十二町餘、家數二十七軒、東西三十五間南北二町五十間、四方圃田なり、東一町四十五間山本村の界に至る、其村まで四町餘、西一町三十間、北四町二間共に小千谷村に界ふ、南二町谷内村の界に至る、其村は未に當り六町二十間餘、
○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

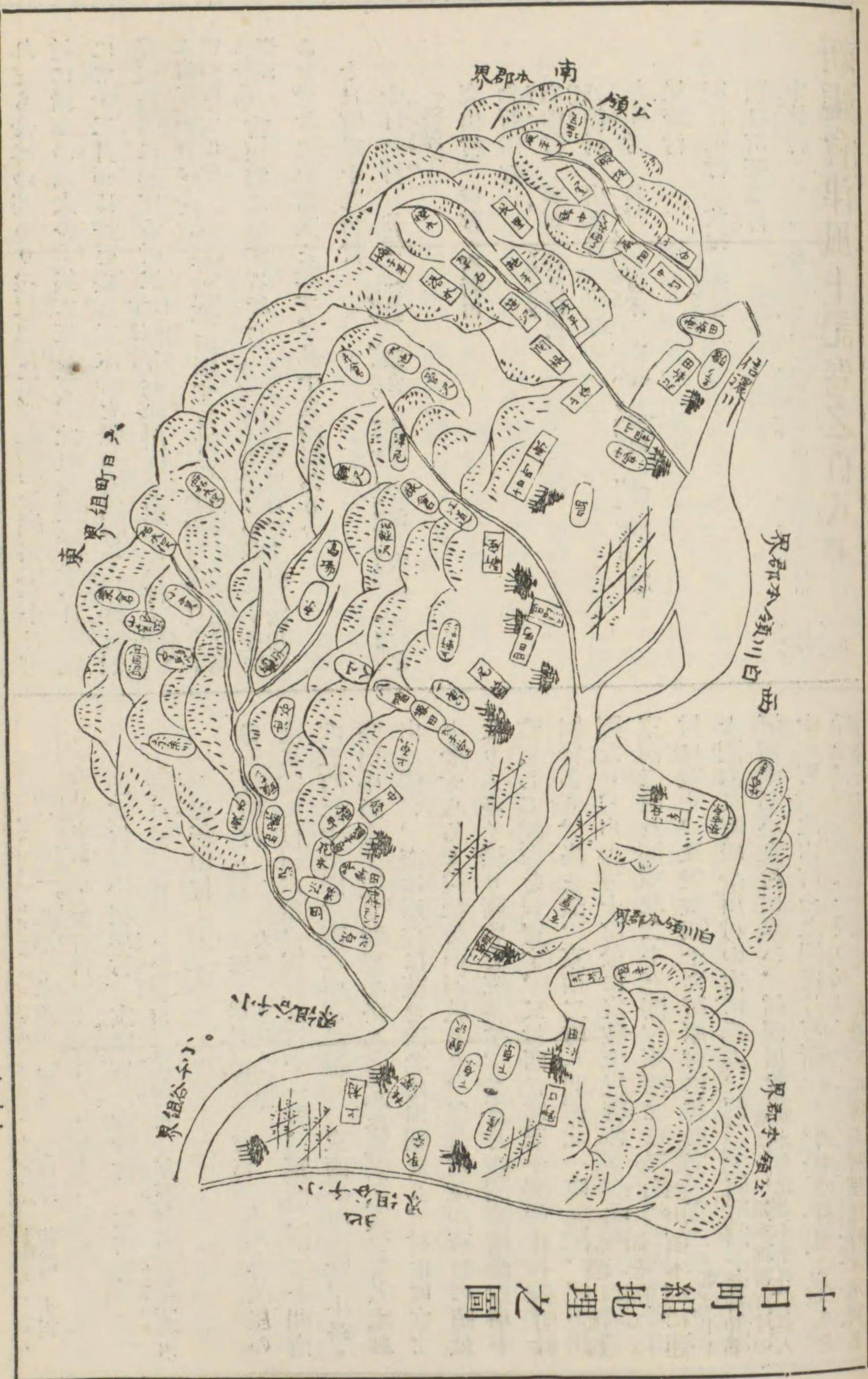
新編會津風土記卷之百九

外篇越後國魚沼郡之三

十日町組

此地小千谷陣屋の南に當り、本郡の中程にて西の方にあり、東は六日町組に隣り、西は公領白川領本郡に界ひ、南は公領本郡に連り、北は小千谷組に續き、辰巳の方は鹽澤組に接し、丑寅の方は浦佐組に交はる、東西二里十九町餘 東は六日町組余川村の山界より西 南は公領本郡新井村の界に至る 南北二里十一町餘 南は公領本郡伊達村の山界より北 東に山あり、西信濃川流れは小千谷組上新田村の界に至る 川に傍て僅に平行の地あり、又戌亥の方白川領を隔て、一區あり、東北は小千谷組に界ひ、南は白川領本郡に連り、西は公領本郡に按す、東西一里十六町餘 東は小千田村の界より西は公領本 南は白川領本郡新町村の郡仙田村の山界に至る 南北一里餘 界より北は小千谷組眞人村の界 東を信濃川流れ西は山なり、山中の村里は溪水を田畝に灌ぐ故旱損多く、信濃川に傍ふ村里は時々水災あ

新編會津風土記卷之百八終



れども舟楫の利あり、諸村共に多く縮布を織出し、十日町村に諸國の商人多く集て交易す、此組及鹽澤組六日町組にて十二月朔日餅を製して水神を祭るを名けて川塞と云美佐島郷に屬する村二十日町羽根川郷に屬する村五山本八箇村・六箇村・北大井田郷に屬する村五新田村・高山村・新田村・中山村・尾崎村・中吉田郷に屬する村七村・仁田村・野口村・上村・新田村あり、共に妻有莊と稱す、凡十九箇村あり、

- 十日町組十九箇村
- 十日町村 枝村 江道 猿倉 津池 菅沼 大池 赤倉 輕澤
- 高山村 枝村 南新田
- 北新田村
- 六箇村 枝村 鹽又新田
- 八箇村 山本村 原村
- 新座村 枝村 北輕澤 高場 三山 蔵平 原
- 尾崎村
- 四日町村 枝村 池谷
- 四日町新田村
- 中條村 枝村 城島新田 櫻町新田 團子島新田 新田 太子堂 八幡 入山 中條新田 北原新田 市

●十日町村 枝村 江道 猿倉 津池 菅沼 小千谷陣屋の南に當り行程六里、家數五百一十一軒、東西二町五十間南北五町三十七間、南北兩頬に連り、東西裏町・諏訪小路・高田小路・寺小路・若宮小路・陣屋小路等の小路あり、東は山に傍ひ、南は原村に續き西北は田圃なり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、毎月六度の市日に遠近より人多く聚り諸物を交易す、又夏月の間は諸州の商客群集して縮布を賣買す、又村西五町三十間餘に家數二十四軒あり、島と云、東西二町八間南北一町九間、四方田圃なり、申の方十町餘に家數十三軒あり、北高山と云、東西二町八間南北二十五間、東西北は田圃にて南は高山村に續く、又家數四十九軒原村に雜居す、東二里十九町十間六日町組余川村の山に界ふ、西二十四町四十三間白河領本郡小泉村に界ひ、信濃川を限とす、其村まで一里十八町、北六町十九間四日町新田村の界に至る、其村まで十二町餘、又子丑の方四町十五間新座村の界に至る、

サハカシヨウ トドロキウナノカハ シンスキウ タガサハ スガヌマ コツナキ
澤加勝 轟木 魚田川 新水 宇田澤 菅沼 小貫
枯木俣 上原新田

沖立村 小根岸村 友重村 寺崎村 仁田村
野口村 枝村 二屋新田 取安新田 根深新田 狸澤新田
上村新田村

其村まで七町餘、申の方高山村に隣り、田圃相雜はり境界分ちがたし、其村まで十町餘、村北に穢多の居所あり家數四軒、東西二十八軒南北五間餘、

○枝村 ○江道 本村より卯辰の方十七町十間餘にあり家數二十二軒、東西一町五十八間南北一町、山中に住す、○猿倉 江道の東に連れり、家數九軒、東西一町二十間南北一町三間、山中に住す、○津池 猿倉の辰巳の方十町十間餘にあり、家數十三軒、東西一町五十五間南北一町五十八間、山中に住す、○菅沼 猿倉の巳午の方十二町十間餘に住す、家數三十五軒、東西一町十五間南北三町三間、山中に住す、○大池 菅沼の寅卯の方七町四十間餘にあり、家數二十七軒、東西二町十間南北一町、山中に住す、○赤倉 大池の丑寅の方十九町十間にあり、家數四十四軒、東西二町十間南北四町、山中に住す、○輕澤 津池より寅の方十六町五十間餘にあり、家數十軒、東西一町十五間南北二町十一間山中に住す、

○山川 ○信濃川 村の戌の方二十二町餘にあり、高山村の境内より來り、北に流ること十八町二十間餘、四日町村の境内に入る、廣百間計、○池 大池より戌の方二町餘にあり、周五町三十間計、蓮を産す、

○關梁 ○橋 村東溪流に架す、長十間幅一間半、隣村の通路なり、

○倉廩 ○米倉 村西にあり、本組の米を納む、

○神社 ○諏訪神社 境内東西三十五間 村の辰の方山麓にあり、勸請の始詳ならず、石鳥居・拜殿あり、△神職齋喜兵部 其先を詳にせず、十二代の祖を齋喜宗權正現と云、天正の頃より神職となり、相續て今の兵部正恭に至ると云ふ、

○伊勢宮 境内東西八間南 村中にあり、勸請の始詳ならず、鳥居あり、伊勢國廣田與三太夫是を司る、

○熊野宮 境内六間四 村北二町餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○智泉寺 境内東西一町四十間餘にあり、龍澤山と號す、上野國群馬郡白川村瀧澤寺の末寺曹洞宗なり、開基詳ならず、舊は丹波國永澤寺の末寺にて其頃羽根川刑部某と云者寺領二百石を寄附し祈願所たりしと云、其後羽根川氏亡び、天正の頃兵燹に罹り同十五年瀧澤寺の僧傳良再興せしとぞ、因て傳良を開山とし瀧澤寺に隸せしと云、△客殿 十七間餘に十二間辰の方に向ふ、本尊釋迦、△經藏 客殿の東にあり、

○來迎寺 境内東西五十間南北一町二十間免除地 村東一町餘にあり、田川山と號す、相模國藤澤清淨光寺の末寺時宗なり、正應元年一遍開基せりと云、本尊彌陀長二尺五寸、春日作と云、客殿に安ず、又鐘あり徑二尺八寸、時元文五庚申六月二十一日田川山來迎寺十九世覺阿泰元代と彫付あり、△稻荷神社 境内にあり、

○正念寺 境内東西十二間南北二十四間免除地 村中にあり、古澤山と號す京師東本願寺の末寺淨土眞宗なり、開基の年代詳ならず、本尊彌陀長二尺一寸、惠心作と云、客殿に安ず、又鐘樓あり、鐘徑二尺八寸、享保十九甲寅年十二世權律師慶岸と彫付あり、銘あれども煩しければ略す、

○十王堂 境内東西二十間南北十六間免除地 村中にあり、創立の年月詳ならず、來迎寺之を司る、

○釋迦堂 境内東西十二間南北八間免除地 智泉寺の西にあり、草創の年代を知らず、曹洞の僧侶之を司る、

○古蹟 ○城跡 枝村赤倉の東十七町四十間餘、山にあり、其山を中將嶽と稱す、來由詳ならず、

○襄善 ○八藏 渡邊森右衛門と云浪人の下男なり、森右衛門はもと或國に仕へしが後官祿を失ひ、父宗彌兄十郎左衛門と此所に移り住む、年経て後宗彌十郎左衛門病に罹り身まかりし時八藏よく介抱し、心を盡さざ

ることなし、されば十郎左衛門は終に臨み家人を召て我世を去ては八藏を我と思ふべしと遺言せしとぞ、森右衛門は年久き浪人にて家の修理も整はず、風雨烈き夜屋上を吹起しに八藏屋上に登り森右衛門が寢所の上を押へ曉に至る、又十郎左衛門が娘幼き時女の業を習はせんとせしに、家貧くて燈火の料を供へ兼娘を近隣に伴ひ行き苧を績むことを習はせ、八藏も其側に居て薬細工を營み、家に歸らんと云へば背負歸る、森右衛門生活の便に針術の稽古せし時、八藏思ひけるは人の肌にし習はざれば其術進むまじと夜毎に己が腹に針をささせ、針口腫上りければ、森右衛門痛の堪難きことを慮りて其事を止んとせしに、八藏聊も厭色なく歸て其懈を勵ましければ森右衛門心の儘に習練しけり、森右衛門初此所に來りし時までは下男二人ありしが、一人の下男は主人の困窮を見捨て去りしに八藏は四十年餘、主人の饑寒を共にし主従の禮を亂らず、遠近の人の鏡となりしかば享保十四年米を與て褒賞せり、○孝行者萬助 寛政四年褒賞して米を與へき、○孝行者某 萬助妻なり同上

●高山村 枝村 南新田 小千谷陣屋の南に當り行程六里十町餘、家數四十八軒、東西一町西二十間南北二町十一

間、東南は田畑にて西は信濃川に傍ひ、北は十日町村の小名北高山に連れり、又申の方七町三十間に一區あり、館腰と云、家數二十八軒、東西五十二間南北一町五十五間、西は信濃川に臨む、館腰の西に並び渡守の家三軒あり、東西十二間南北十七間、東は十日町村に界ひ、田圃相交はり界域別ちがたし、其村は寅に當り十町餘、西七町五十間、公領本郡高島村に界ふ、三町五十八間北新田村の界に至る、其村まで四町三十間餘、又辰の方七町原村の界に至る、其村まで十間巳の方三町四十間山本村の界に至る、其村まで十一町四十間、申の方二十町、公領本郡小黒澤村の界に至る、其まで二十六町、

り、勸請の年月詳ならず、村民の持なり、

○枝村 ○南新田 本村の南八町十間にあり、家數二軒 東西三十五間南北四十間、四方田圃なり、

○白山神社 境内東西十間南北三間免除地 村中にあり、草創の時代詳ならず、村民の持なり、

○山川 ○信濃川 村西三町二十間餘、小黒澤村の境内より來り、北に流るゝこと十一町計、十日町村の境内に入る、小舟を設て隣村に通ず、○川内川 村南四町五十間餘にあり、上流を八箇川と云、山本村の境内より來り、西に流るゝこと六町餘、信濃川に入る、

○寺院 ○觀音堂 境内東西四間南北五間免除地 村中にあり、創立の時代を詳にせず、村民の持なり、

○神社 ○八幡宮 境内東西十三間南北七間免除地 村中にあり、勸請の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○古蹟 ○城跡 村より申の方十三町にあり、西は信濃川に傍ひ、本丸の地崩れて今残れるもの東西三十五間南北二十五間計、其東に二之丸迹あり、東西一町五間南北三町十間内外に土居堀の形存せり、何の頃にか羽根川刑部諱を住せしと云ふ、

○金剛童子 境内東西二十間南北十間免除地 村の丑の方二町三十間にあり

●北新田村 小千谷陣屋の南に當り行程六里十五町、家數三十七軒、東西一町南北一町十七間、四方田圃なり、東一町二間、公領本郡川治村の界に至る、其村まで四町西三町三十七間、南一町二十三間、北二町五十八間共に高山村の界に至る、其村は北に當り四町三十間餘、

筒村と云、麻畑は小千谷陣屋の南に當り行程七里、家數十八軒、東西二町四十間南北三十一間、東北は山に倚り西は羽根川に傍ふ、山谷は麻畑の西三町十間にあり、家數二十一軒、東西三十一間南北二町三十間、東は羽根川に傍ひ、西は山に倚る、中村は山谷より子丑の方三町五十間餘にあり、家數二十軒、東西二町三十間南北三十六間、東は山に倚り西は羽根川に傍ふ、田麥は麻畑より辰巳の方五町二十間餘にあり、家數四十軒、東西三十間南北四町、山間に住し、西は羽根川に近し、二屋は田麥より南十七町三十間餘にあり、家數十二軒、東西一町十七間南北三十間、西は羽根川に傍ひ山間に住す、此より北五町餘に家數五軒あり、東西四十間南北三十七間、山中にあり、又南二十間餘に家數二軒あり、東西二十五間南北十二間、西は羽根川に臨む、舟坂は二屋より南五町二十間餘にあり、家數二十三軒、東西三十五間南北三町十間、山間に住し、東は羽根川に近し、東三十三町三十間鹽澤組榑窪新田村の山界に至る、其村まで一里二十二町西二十間、公領本郡川治村の界に至る、其村は戌に當り三町十間、南二町十間、公領本郡伊達村の界に至る、其村は末に當り一里六町、北二町四十間八箇村の界に至る、其村は寅に當り三十四町餘、又申の方二町一間、公領本

郡大黒澤村の界に至る、其村まで三十五町、
 ○枝村 ○鹽又新田 舟坂より巳午の方二十町十間餘にあり、家數十一軒、東西二町三間南北一町三十間、又北五町を隔て家數五軒あり、辰平と云、東西五十七間南北二十七間共に山中に住す、
 ○山川 ○羽根川 村の辰巳の方山中より源を發し、村中を過申西の方に流るゝこと二里二十町餘、大黒澤・川治兩村の界に入る、廣三十間計、○池二 一を丸池と云、二屋の北二町餘にあり、三十間四方此池毎年白露の節に至れば濁ること七日、又清むこと七日、其後七十五日過れば必雪降と云傳ふ、一は丸池の寅の方三十間計にあり、辨財天池と云、東西一町餘南北四十間此池の中に方三間計なる出島あり、辨財天を安ず、因て此名あり、
 ○神社 ○白鬚神社 境内東西五間南 麻畑にあり、勸請の始詳ならず、村民の持なり、
 ○十二神社 境内東西五間南 山谷にあり、鎮座の年代詳ならず、村民の持なり、
 ○十二神社 境内東西五間南 中村にあり、何れの頃の勸請と云ことを傳へず、村民の持なり、
 ○熊野宮 境内東西四間南 田麥にあり、勸請の初詳ならず、村民の持なり、

す、村民の持なり、
 ○諏訪神社 境内東西七間南 一屋にあり、何れの頃の鎮座と云こと知ず、村民の持なり、
 ○十二神社 境内東西四間南 舟坂にあり、建立の時代詳ならず、村民の持なり、
 ○古蹟 ○城跡 麻畑の戌の方二町にあり、登ること七町餘、僅の平地あり、羽根川刑部住せりと云、見付の櫻と云老樹あり、刑部が植し物と云、
 ●八箇村 此村八箇川の兩岸に傍ひ、關根・淺平・笹澤・池平・落水・孕石・長里・稻子平とて八區に分れり、惣て八箇村と云、關根は小千谷陣屋の南に當り行程六里三十町家數二十五軒、東西四町三間南北一町八間、東は山に倚り西は八箇川に傍ふ、淺平は關根より未の方二町十間餘にあり、家數十三軒、東西三十間南北一町八間、東は八箇川に傍ひ西は山に倚れり、笹澤は淺平より辰の方十町にあり、家數十三軒、東西一町南北二町、東は山に倚り西は八箇川に傍ふ、池平は笹澤より未申の方七町にあり、家數十六軒、東西一町四十間南北一町十八間、東は八箇川に傍ひ西は山に倚る、落水は笹澤より卯辰の方五町四十間餘にあり、家數十五軒、東西三町南北一町、山中にあり、孕石は池平より辰の方六町餘にあり、家數十一軒

東西二町南北一町、東は山に倚り西は八箇川に傍ふ、長里は孕石より未の方十一町にあり、家數八軒、東西一町南北三十間、山中にあり、稻子平は孕石より辰の方十五町三十間にあり、家數十四軒、東西二町南北一町、山上にあり、又申の方七町三十間に家數十四軒あり、控木と云、東西二町南北五十八間、山中にあり、東二十五町二十間六日町組小栗山村の山に界ふ、西五町十八間公領本郡川治村の界に至る、戌に當り二十一町、南一町四十二間六箇村の界に至る、其村は申に當り二町四十間、北二十町四十九間山本村の山に界ふ、其村は亥に當り十七町三十間、
 ○山川 ○八箇川 村の辰巳の方山中より源を發し、村中を過戌亥の方に流るゝこと二里二十五町、川治・山本兩村の界に入る、廣三十間餘、
 ○神社 ○諏訪神社 境内東西四間南 關根にあり、勸請の始詳ならず、村民の持なり、
 ○諏訪神社 境内東西六間南 淺平より巳の方五十間餘にあり、勸請の始を詳にせず、境内二十圍計なる櫛の老樹あり、枝葉繁陰す、村民の持なり、
 ○十二神社 境内東西五間南 笹澤の東にあり、鎮座の年代詳ならず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西四間南 池平より申の方一町十間餘にあり、勸請の時代を知らず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西五間南 落水にあり、勸請の始詳ならず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西六間南 稻子平にあり、勸請の始を傳へず、村民の持なり、

○寺院 ○地藏堂 境内東西六間南 關根にあり、創建の始詳ならず、村民の持なり、

○觀音堂 境内東西八間南 長里にあり、建立の時代を詳にせず、村民の持なり、

●山本村 小千谷陣屋の南に當り行程六里七町、家數五十軒、東西一町二間南北四町五間、東南は山に倚り、西北は田圃なり、東九町五十一間八箇村の界に至る、其村は已に當り十七町三十間、西五町四十三間高山村の界に至る、其村は戌に當り十一町四十間、南一町三十八間、公領本郡川治村の界に至る、其村は未に當り四町、北一町二十間原村に隣り、其村際を界とす、

○山川 ○八箇川 村の未申の方一町三十間餘にあり、八箇村の界より來り、十六町五十間餘西に流れ、高山村の界に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内東西六間南 村中にあり、勸請の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○古蹟 ○城跡 村より巳午の方五十間餘、山の中腹にあり、本丸跡東西二十六間南北十間、二之丸跡東西三十八間南北三十四間内外に空隍土居の跡残り、何の頃にか河内玄蕃諱をと云者住せりと云、

●原村 小千谷陣屋の南に當り行程六里五町、家數四十一軒、又十日町村の民屋四十九軒雜居せり、東西一町三十五間南北三町十二間、東南は山に倚り、西は田圃にて北は十日町村に連れり、東六町と日町村の山に界ふ、西二町高山村の界に至る、其村は戌に當り十町、南は村際にて山本村に界ふ、其村まで一町二十間、

○水利 ○堤 村の辰巳の方にあり、周一町十間計、

○神社 ○十二神社 境内東西四間南 村より辰巳の方四十間計山足にあり、勸請の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

●新座村 枝村 北輕澤 高場 三山 蕨平 原 小千谷陣屋の南に當り行程五里二十八町餘、家數九十五軒、東西一町二十五間南北六町三十間、東は山に傍ひ三方田圃なり、東一里十三町五十八間中條村の山界に至る、其村は子丑に當り二十町餘、西三町一間北四町十間共に四日町

新田村の界に至る、其村は戌に當り十町十間餘、南六町三十間十日町村の界に至る、其村は午未に當り七町餘、

○枝村 ○北輕澤 本村の辰の方一里四町にあり、家數九軒、東西一町南北一町二間山中にあり、○高場 北輕澤の東八町にあり、家數七軒、東西十五間南北一町、山中にあり、○三山 高場の北六町にあり、家數二十九軒、東西二町南北三町十二間、山中にあり、○蕨平 三山の北八町にあり、家數八軒、東西十九間南北二十五間山中にあり、○原 蕨平の巳の方七町にあり、家數七軒、東西一町南北二町三十間、山中に散居す、

○神社 ○熊野宮 境内東西八間南 村東一町にあり、勸請の始詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○姥堂 境内東西十一間南 村中にあり、何れの頃にか越中國立山より此に安すと云、修驗大慶院是を司る、

○地藏堂 境内東西六間南 村中にあり、草創の始詳ならず、村民の持なり、

○觀音堂 境内東西三間南 枝村蕨平の寅卯の方二町にあり、草創の始詳ならず、村民の持なり、

○古蹟 ○城跡 村の辰の方五町計にあり、本丸跡東西十八間南北十五間、二之丸跡東西二十間、南北十八間

堀土居の跡僅に存せり、大井田式部大輔住せし跡と云

新田の一族大井田式部大夫義政【太平記】に見ゆ、

●尾崎村 小千谷陣屋の南に當り行程五里十六町、家數二十二軒、東西二町四十三間南北一町、四方田圃なり、又辰の方三町四十間餘に家數六軒あり、東西五十間南北一町三間、五軒新田と云、四日町新田村の小名五軒新田に連れり、又寅の方五十間餘に家數三軒あり、東西一町南北二十八間一宮と云、東三町十八間、西一町五間南北十六間共に中條村の界に至る、其村は丑寅に當り十七町三十間餘、南一町五十八間四日町村の界に至る、其村は未に當り五十間餘、

○神社 ○住吉神社 境内東西五間南 村中にあり、勸請の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○宗像神社 境内東西五間南 村中にあり、創立の年月詳ならず、村民の持なり、

○一宮神社 境内十間四 一宮にあり、勸請の始を詳にせず、村民の持なり、

●四日町村 枝村 池谷 小千谷陣屋の南に當り行程五里十八町、家數百三軒、東西五町五十間南北四町三十間、四方田圃なり、東六町一間南三十間、共に四日町新田村